

# 大分市の福祉と保健

平成30年度



大分市福祉保健部・子どもすこやか部

# 大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例

平成8年3月28日

大分市条例第2号

## (目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法並びに自由及び平等を定める世界人権宣言の基本理念にのっとり、市及び市民の責務等に関し必要な事項を定めることにより、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権の擁護を図り、もって平和な明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## (市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、第4条に規定する施策の推進を図り、市民の人権意識の高揚及び人権の擁護に努めるものとする。

## (市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## (市の施策)

第4条 市は、あらゆる差別を撤廃し、人権を擁護するため就労対策、産業の振興、教育及び啓発に関する必要な施策の推進に努めるものとする。

## (実態調査)

第5条 市は、前条に規定する施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ実態調査等を行うものとする。

## (委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 表紙

### 2017 大分市人権フォトコンテスト入選作品

上 段 最優秀賞 「笑顔のチカラ」 森 晴 繁 さん

下段右 優 秀 賞 「しゃぼんだま」 T. M. さん

### 愛犬・愛猫との写真コンテスト

下段左 金 賞 松 井 征 子 さん

## は じ め に



現在、わが国では、急速な少子高齢化の進行により、本格的な人口減少社会の到来、社会構造が大きく変化している中、核家族化や地域における連帯感の希薄化、生活困窮者の増加や子どもの貧困の問題など、地域の抱える課題は複雑・多様化しており、従来の支援体制だけでは対応が難しいケースも発生しております。

このような中、国では、高齢者、障がい者、子どもなどすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる仕組みとして「地域共生社会」という新たな社会福祉の考え方を提唱し、その実現のため、社会福祉法を改正し、平成30年4月に施行されました。

本市におきましても、この改正に基づき、今年度、大分市社会福祉協議会と合同で平成31年度から5年間を計画期間とする「第4期大分市地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画」を策定することとしております。

今回の策定にあたりましては、社会福祉の担い手確保・育成をはじめ、包括的な相談支援体制の構築などを重要課題として盛り込み、高齢者・障がい者・子育て世帯など、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる社会の実現に努めてまいります。

また、保健行政におきましては、各種健診の受診率向上や生活習慣病の重症化予防を図るとともに、自殺対策にも取り組み、心身の健康づくりを推進しています。さらに、感染症や食中毒、大規模災害などの健康危機管理対策のほか、地域医療体制の確保・充実、動物愛護の推進にも引き続き取り組んでまいります。

このたび、本市の福祉・保健行政に関する取り組みについて、平成29年度の実績を中心に概要をまとめましたので、多くの皆様にご活用いただければ幸いです。

平成30年10月

大分市長 佐藤 樹一郎



# 大分市の自然と沿革

## 自 然

本市は、大分県のほぼ中央、扇状領域の要に位置し、南は臼杵市及び豊後大野市、西は別府市、由布市及び竹田市に接しています。市域面積は502.38km<sup>2</sup>と広く、そのうち佐賀関地域が49.58km<sup>2</sup>、野津原地域が90.83km<sup>2</sup>を占めています。

地勢は、北は別府湾、東は豊後水道に面しており、西から南にかけては、高崎山をはじめ鎧ヶ岳、九六位山、樅木山などのみどりの山々が連なり、これらを縫うように県下の二大河川である大野川、大分川が南北に貫流しながら別府湾に注いでいます。

## 沿 革

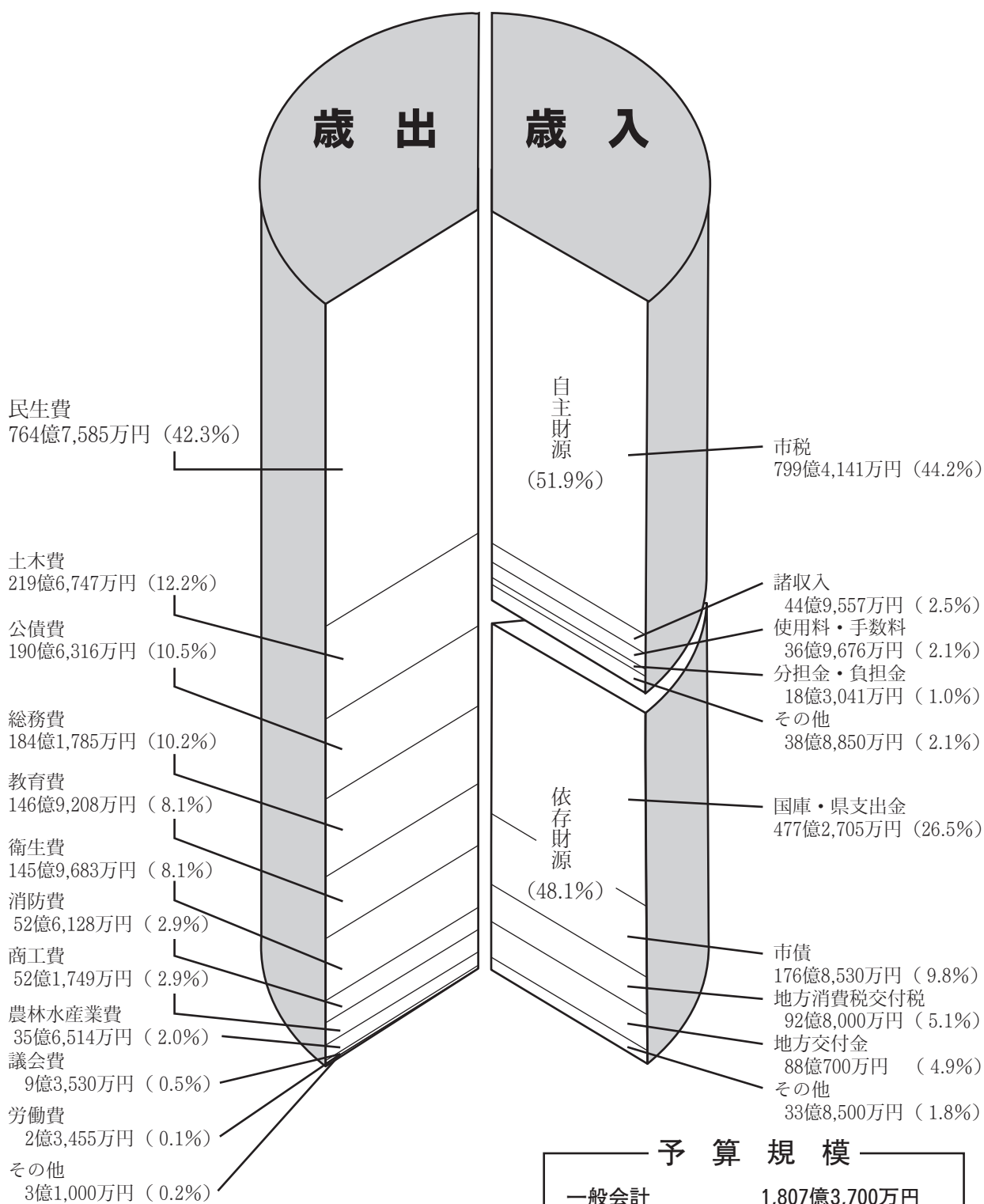
本市を含む地域は、その昔豊後の国と呼ばれ、大和朝廷の国土統一後はその勢力下に入り、豊後の国の国府が南大分の古国府に置かれ、中央との海路往来も行われ、約450年間にわたり政庁所在地として発展しました。

封建時代に入ってから、大友氏が豊後の国の守護となり、16世紀末に滅亡するまで約400年間ここを拠点として九州一円に覇をとなえました。特に、第21代宗麟の時代には南蛮貿易を盛んにし、泰西文化の花が咲き九州の文化の中心となるなど隆盛を極めました。

徳川時代となってからは、小藩分立政策により、府内、臼杵、肥後、延岡、岡などの諸藩や天領に分割統治され明治維新を迎えました。

明治4年廃藩置県により大分県の県庁所在地として再び行政の中心となりました。明治22年市町村制の施行により3町28村となり、その後数次の町村合併を経て、天恵の地であるこの地に、大分・鶴崎臨海工業地帯の計画が具体化され、これに呼応して昭和38年3月10日大分市、鶴崎市、大南町、大分町、大在村及び坂ノ市町の合併により新大分市が誕生し、翌39年、新産業都市指定を機に飛躍的な発展を遂げました。そして、平成9年の中核市指定を経て、平成17年1月1日の佐賀関町及び野津原町との合併により現在の大分市が誕生しました。平成23年4月には「市政施行100周年」を迎え、ますますの飛躍が期待されているところです。

平成30年度 一般会計当初予算  
**1,807億3,700万円**



※数字は概数

予算規模	
一般会計	1,807億3,700万円
特別会計	959億1,800万円
水道事業会計	164億4,500万円
公共下水道事業会計	241億1,100万円
<b>合計</b>	<b>3,172億1,100万円</b>

予算は市民一人当たりこのように使われます。

予算全体では 377,935 円

市民福祉のために（民生費）	159,917 円
道路や住宅、公園などの整備のために（土木費）	45,936 円
窓口サービスのために（総務費）	38,513 円
教育のために（教育費）	30,722 円
ゴミ処理や健康を守るために（衛生費）	30,523 円
火災の予防や消火などのために（消防費）	11,002 円
商工業、観光などの発展のために（商工費）	10,910 円
農林畜産の振興のために（農林水産業費）	7,455 円
そ の 他	42,957 円

※四捨五入の関係で総数が一致しない場合があります。

〔面積・人口・世帯数〕

人 口	478,222 人
男	229,604 人
女	248,618 人
世 帯 数	218,643 世帯
面 積	502.38 km <sup>2</sup>

(平成30年3月末日現在  
住民基本台帳人口+外国人登録人口)

# 目 次

福祉保健部・子どもすこやか部の機構図	1	負担限度額認定	32
福祉保健部職員配置状況	2	(4) 地域包括支援センター	34
子どもすこやか部職員配置状況	6	<b>3 障がい者福祉</b>	36
<b>第1章 大分市の福祉</b>		(1) 障害基礎年金・特別障害給付金	36
<b>1 高齢者福祉</b>	10	(2) 障害者福祉手当	36
(1) 敬老・生きがい対策	10	(3) 重度障害者福祉手当	38
(2) 後期高齢者医療対策	12	(4) 障害者医療費助成	38
(3) 生活支援対策	14	(5) 障がい者(児)福祉施策	40
(4) ねたきり高齢者対策	14	(6) 相談業務・手話通訳	46
(5) ひとり暮らし高齢者対策	16	(7) 点字・手話講習会	48
(6) 認知症高齢者対策	16	(8) おもちゃライブラリー	48
(7) 施設入所措置	18	(9) 大分市成年後見センター	48
(8) 相 談	18	(10) 援 護	48
(9) 表 彰	18	(11) 行 事	50
(10) 老齢年金	20	(12) 障がい者(児)福祉関係参考資料	50
(11) 高齢者福祉関係参考資料	22	(13) 障がい者福祉サービス等の種類	53
<b>2 介護保険</b>	23	<b>4 子ども・子育て支援</b>	54
(1) 介護保険料	23	(1) 手 当	54
(2) 要介護(要支援)認定について	27	(2) 子ども医療費助成	56
(3) 介護保険給付内容	28	(3) 児童福祉相談	56
○要介護(要介護1～5)者が利用できるサービス		(4) 大分市親子通所事業	56
・居宅サービス	28	(5) 児童育成クラブ事業	58
・地域密着型サービス	28	(6) 大分市こどもルーム事業	58
・施設サービス	28	(7) 大分市子育てファミリー・サポート・センター	58
○要支援(要支援1・2)者が利用できるサービス		(8) 保育所等運営事業	60
・介護予防サービス	30	(9) 病児保育事業	60
・地域密着型介護予防サービス	30	<b>5 ひとり親家庭支援</b>	64
○要支援(要支援1・2)者・事業対象者		(1) 遺族基礎年金	64
・介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス	30	(2) 母子福祉資金等貸付金	66
・介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス	30	(3) 相談業務	68
・パワーアップ教室	30	(4) ひとり親家庭等医療費助成	68
○その他の給付		(5) 母子生活支援施設運営事業	68
・福祉用具購入費の支給	32	<b>6 生活保護</b>	70
・住宅改修費の支給	32	(1) 保護の種類	70
・おむつ等介護用品購入費の支給	32	(2) 本市の現況	72
・高額介護(介護予防)サービス費の支給	32	(3) 平成29年度扶助費別支給状況	73
・高額医療・高額介護合算制度	32	<b>7 人権・同和行政</b>	74
○食費・居住費(滞在費)の負担軽減		(1) 講演会の開催	74
・食費・居住費(滞在費)の		(2) 人権相談	74
		(3) 大分市旭町文化センター	76



(4) 人権啓発センター	78
<b>8 その他の福祉</b>	80
(1) 災害対応	80
(2) 避難行動要支援者対策事業	80
(3) 自主防災組織活動費補助金	80
(4) 遺家族援護ならびに軍人恩給に関する業務	82
(5) 生活困窮者自立支援制度	82
(6) 基金	84
(7) 大分市活き活きプラザ潮騒	86
(8) 大分市多世代交流プラザ	86
(9) 大分市丹生温泉施設	87

<b>9 民生委員・児童委員</b>	88
(1) 民生委員・児童委員とは	88
(2) 民生委員・児童委員の活動状況	88
(3) 大分市民生委員児童委員協議会	89

<b>10 社会福祉法人大分市社会福祉協議会</b>	90
----------------------------	----

● 施設一覧表

<b>1 高齢者福祉関係施設</b>	98
<b>2 介護保険関係施設</b>	100
<b>3 障がい者福祉関係施設</b>	101
<b>4 児童福祉関係施設</b>	104
<b>5 大分市総合社会福祉保健センター</b>	124

第2章 大分市の保健

<b>1 人口動態</b>	128
(1) 人口等の状況	128
(2) 人口動態統計	130
(3) 出生の状況	132
(4) 死亡の状況	133

<b>2 母子保健</b>	141
(1) 平成30年度母子保健事業の体系	141
(2) 普及啓発事業	142
(3) 保健指導事業	142
(4) 訪問指導事業	143
(5) 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)	143
(6) 健康診査事業	144
(7) 療育相談事業	147
(8) 医療費給付状況等	148

<b>3 歯科保健</b>	151
(1) 平成30年度歯科保健事業の体系	151

(2) 普及啓発事業	152
(3) 歯科相談事業	152
(4) 歯科健康教育事业	154

<b>4 健康づくり</b>	155
(1) 平成30年度健康づくり推進事業の体系	155
(2) 健康手帳の交付	156
(3) 市民健診(健康診査)	156
(4) 肝炎ウイルス検診	157
(5) 特定健診	157
(6) 特定保健指導	158
(7) がん検診	159
(8) 働く世代の女性支援のためのがん (子宮頸がん・乳がん) 検診推進事業	162
(9) 骨粗しょう症検診	162
(10) 胃がんリスク検診	163
(11) 健康教育	164
(12) 健康相談	164
(13) 訪問指導事業	164
(14) 慢性腎臓病対策	165
(15) 健康推進員地域活動事業	166
(16) ヘルスボランティアの活動の支援	168

<b>5 栄養改善</b>	169
(1) 平成30年度栄養改善事業の体系	169
(2) 食生活栄養改善推進事業	170

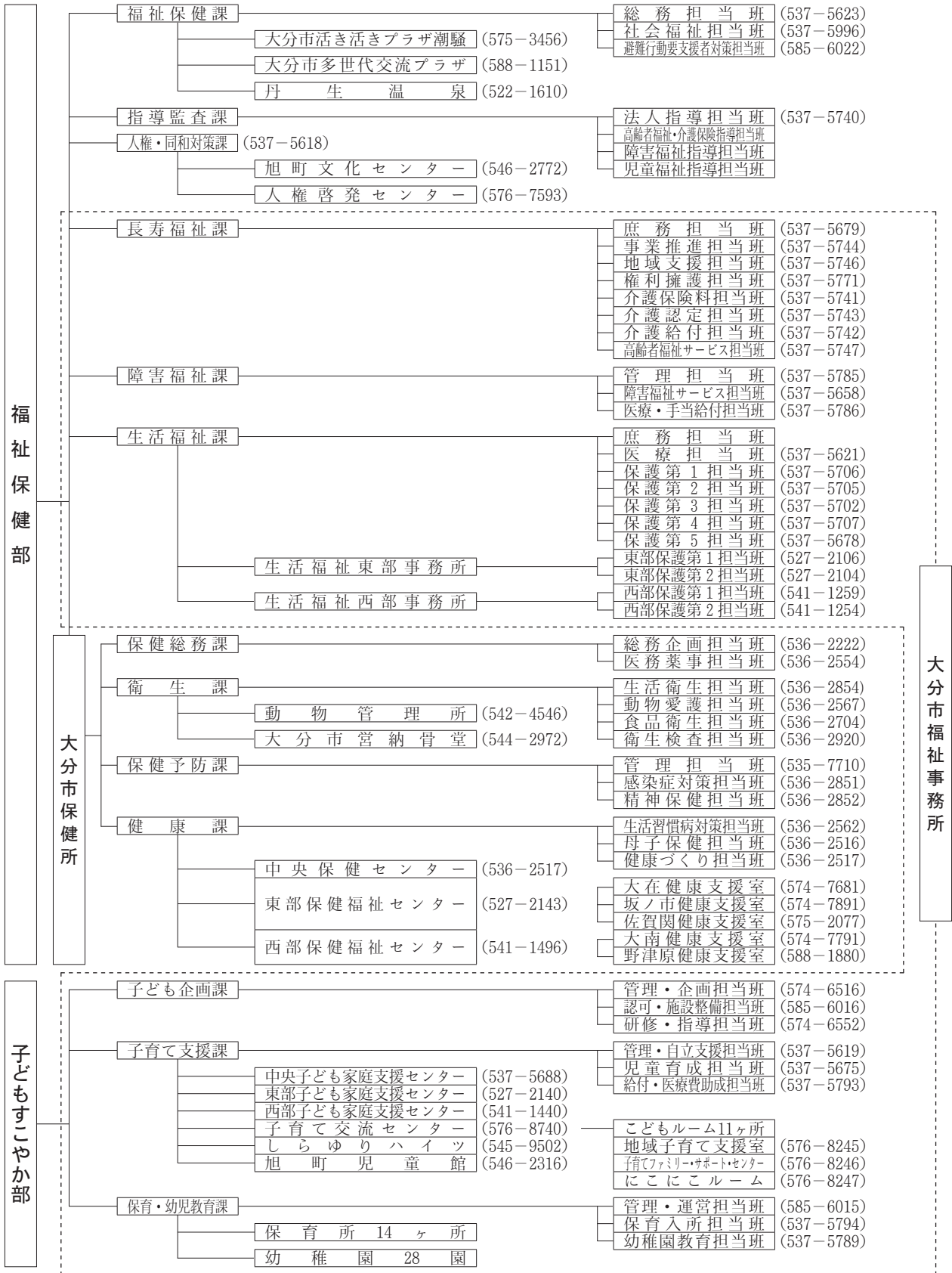
<b>6 精神保健</b>	174
(1) 平成30年度精神保健福祉事業の体系	174
(2) 心の健康づくり対策	175
(3) 地域自殺対策	177
(4) 社会復帰対策	179
(5) 組織活動対策	180
(6) 関係者の資質向上	180

<b>7 難病対策</b>	181
(1) 難病対策事業体系図	181
(2) 特定疾患・特定医療費(指定難病)受給者数	182
(3) 大分市難病患者等見舞金支給人数	182
(4) 訪問相談事業	182
(5) 来所・電話相談	183
(6) 医療相談事業	183
(7) 難病患者支援従事者等研修会	184
(8) 在宅療養支援対策会議	185
(9) 患者会支援	186
(10) 緊急時対応システム登録	186
(11) 災害時要援護難病患者個別支援票の作成	186
(12) 難病ガイドブックの配布	186

(13) 小児慢性特定疾病医療費助成 .....	187	(3) 免 許 .....	231
(14) 小児慢性特定疾病児童等日常生活 用具給付事業 .....	187	<b>17 救急医療体制</b> .....	232
(15) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 .....	188	(1) 初期救急医療体制（平成29年度） .....	232
(16) 小児慢性特定疾病児童手帳の交付 .....	189	(2) 第二次救急医療体制（平成29年度） .....	232
<b>8 感染症対策</b> .....	190	<b>18 各種協議会等</b> .....	233
(1) 平成30年度結核・感染症対策事業の体系 .....	190	(1) 大分市地域保健委員会 .....	233
(2) 感染症予防事業 .....	190	(2) 大分市地域献血推進連合協議会 .....	234
(3) 予防接種事業 .....	193	(3) 公益財団法人 大分県地域成人病 検診協会 .....	234
(4) 結核対策事業 .....	195	<b>19 大分市保健所調査研究実施状況</b> .....	235
(5) エイズ対策 .....	199	<b>20 大分市保健所の概要</b> .....	236
(6) 性感染症・肝炎対策 .....	200	(1) 沿 革 .....	236
(7) 風しんの感染予防対策強化事業 .....	201	(2) 施設の概要 .....	237
<b>9 学生実習指導</b> .....	202		
(1) 平成29年度実習生受け入れ状況 .....	202		
<b>10 生活衛生</b> .....	203		
(1) 生活衛生営業施設数及び立入検査 .....	203		
(2) 温泉利用許可施設数 .....	204		
(3) 特定建築物・登録営業所の施設数及び 立入検査 .....	204		
(4) 水道等施設数及び立入検査 .....	205		
<b>11 墓地管理</b> .....	207		
<b>12 狂犬病予防</b> .....	208		
<b>13 動物愛護管理</b> .....	209		
<b>14 食品衛生</b> .....	211		
(1) 食品関連事業者に対する監視指導 .....	211		
(2) 収去検査等 .....	212		
(3) 食中毒発生状況 .....	212		
(4) 食品の苦情・相談 .....	213		
(5) 食品衛生思想の普及・啓発 .....	213		
(6) その他 .....	215		
<b>15 試験・検査</b> .....	220		
(1) 食品衛生に係る検査 .....	220		
(2) 感染症対策に係る検査 .....	221		
(3) その他の検査 .....	222		
(4) 依頼による検査 .....	222		
(5) 精度管理 .....	223		
<b>16 医務・薬事・免許</b> .....	224		
(1) 医 務 .....	224		
(2) 薬 事 .....	230		

# 福祉保健部・子どもすこやか部の機構図

平成30年7月1日現在  
( ) 直通電話 市外局番：097



# 福祉保健部職員配置状況

課名	区分	総計	職 員													備 考										
			職員小計	事務職	事務職(福祉)	事務職(心理)	事務職B(化学)	栄養士	保健師	保育士	調理員	医師	薬剤師	獣医師	臨床検査技師		指導主事	運転士	作業職	SSW	教諭	幼稚園教諭	県費負担教職員			
部 審 議	長	1	1	1																						
	監	3	3	2						1															事務職1名は福祉事務所長	
福祉保健課	課長	1	1	1																						
	参事	2	2	2																						
	参事補	2	2	2																						
	総務担当班	3	2	2																					班長は参事補(事務職)に計上 事務職1名を参事補(事務職)に計上	
	社会福祉担当班	5	3	3																					班長は参事補(事務職)に計上	
	避難行動要支援者対策担当班	3	2	2																						班長は参事(事務職)に計上
	社会福祉協議会派遣	4	2	2																						福祉保健課参事2名
課小計	20	14	14																							
指導監査課	課長	1	1	1																						
	参事	5	5	5																						
	法人指導担当班	2	1	1																					事務職2名(班長含む)を参事補(事務職)に計上	
	高齢者福祉・介護保険指導担当班	4	2	1	1																				班長は参事補(事務職)に計上	
	障害福祉指導担当班	4	3	1	2																				班長は参事補(事務職)に計上	
児童福祉指導担当班	4	3	1	2																					班長は参事補(事務職)に計上	
課小計	20	15	10	5																						
人権・同和対策課	課長	1	1	1																						
	参事	1	1	1																						
	参事補	4	4	4																						
	人権・同和对策課	5	4	4																						
	旭町文化センター	5	2	2																					所長は参事(事務職)に計上	
	人権啓発センター	7	2	1																					所長は参事補(事務職)に計上	
課小計	23	14	13																							
長寿福祉課	課長	1	1	1																						
	参事	2	2	2																						
	参事補	8	8	5	1																					
	庶務担当班	5	4	4																					班長は参事(事務職)に計上 事務職1名を参事補に計上	
	事業推進担当班	10	7	6	1																					
	地域支援担当班	14	9	3	2																					班長は参事補(保健師)に計上 保健師1名を参事補に計上
	権利擁護担当班	8	4	3	1																				班長は参事補(福祉職)に計上	
	介護保険料担当班	15	6	6																						班長は参事補(事務職)に計上
	介護認定担当班	54	11	7	2																					班長は参事補(事務職)に計上 外部からの派遣2
	介護給付担当班	12	6	6																						班長は参事補(事務職)に計上
高齢者福祉サービス担当班	11	6	5	1																					班長は参事補(事務職)に計上	
課小計	140	64	48	8																						
障害福祉課	課長	1	1	1																						
	参事	1	1	1																						
	参事補	2	2	2																						
	管理担当班	2	2	1	1																					班長は参事補(事務職)に計上
	障害福祉サービス担当班	28	11	9																						
医療・手当給付担当班	30	15	10	5																					班長は参事補(事務職)に計上	
課小計	64	32	24	6																						

※SSW…スクールソーシャルワーカー

再任用 小計	再任用						嘱託												備考	臨時							
	事務職	栄養士	保健師	獣医師	保育士	幼稚園教諭	嘱託小計	事務職	建築士	栄養士	保健師	看護師	歯科衛生士	保育士	歯科医師	臨床検査技師	社会福祉士	介護福祉士		相談員	支援員	調査員	作業職	教職員・幼稚園教諭	臨時小計	備考	
2							1	1																			
2							1	1																			
1																											
1																											
1																											
1																											
4							1	1																			
2							1	1																			
2							2	2																			
2							3	3																			
1							2	1	1																		
							3	3																			
							4			1	2						1										
1							7	7																			
							41	1																			
1							3	3																			
1							3	3																			
4							63	18	1	1	2						1					40					
1							14	6																			
							6	3																			
1							20	9																			

※（ ）内の数字は内数

課名	区分	総計	職 員													備 考										
			職員小計	事務職	事務職(福祉)	事務職(心理)	事務職B(化学)	栄養士	保健師	保育士	調理師	医師	薬剤師	獣医師	臨床検査技師		指導主事	運転士	作業職	S	W	教諭	幼稚園教諭	県費負担教職員		
生活福祉課	課長	1	1	1																						
	政策監事	1	1	1																						
	参事補	11	11	10	1																					
	庶務担当班	10	6	4	2																			班長は参事補(事務職)に計上		
	医療担当班	17	4	2	2																			班長は参事補(事務職)に計上		
	保護第1担当班	10	7	7																					班長は参事補(事務職)に計上	
	保護第2担当班	11	8	8																						班長は参事補(事務職)に計上
	保護第3担当班	7	6	5	1																					班長は参事補(事務職)に計上
	保護第4担当班	6	6	5	1																					班長は参事補(事務職)に計上
	保護第5担当班	7	7	4	3																					班長は参事補(事務職)に計上
	生活福祉東部事務所																									所長は参事補(事務職)に計上
	東部保護第1担当班	8	6	6																						班長は参事補(事務職)に計上
	東部保護第2担当班	10	8	8																						班長は参事補(事務職)に計上
生活福祉西部事務所																									所長は参事(事務職)に計上	
西部保護第1担当班	8	7	7																						班長は参事補(事務職)に計上	
西部保護第2担当班	8	6	5	1																					班長は参事補(事務職)に計上	
課小計	116	85	74	11																						
大分市保健給務課	大分市保健所長	1	1							1																
	大分市保健所次長	1	1	1																						
	課長	1	1	1																						
	参事補	2	2	1					1																	
	総務企画担当班	8	6	5																					班長は参事(事務職)に計上、保健師名を参事補に計上	
	医務薬事担当班	6	5	3							2														班長は参事補(事務職)に計上	
	課小計	18	15	11					1		2						1									
	衛生課	課長	1	1			1																			
		参事補	4	4	1									2	1											
		生活衛生担当班	10	5	2		3																			班長は参事(事務職)に計上
		動物愛護担当班	8	6										3												班長は参事補(獣医師)に計上
		食品衛生担当班	8	7								6	1													班長は参事(獣医師)に計上
		衛生検査担当班	4	3			1							2												班長は参事(臨床検査技師)に計上
動物管理所		1																								
課小計	37	27	3		5					6	7	3				3										
保健予防課	課長	1	1																							
	参事補	4	4	2																						
	管理担当班	15	7	3	1					1															班長は参事(事務職)に計上	
	感染症対策担当班	7	6	1																					班長は参事(保健師)に計上、保健師名を参事補に計上	
精神保健担当班	11	8																						班長は参事(保健師)に計上		
課小計	40	28	6	1					19			1				1										
保健所課	課長	1	1																						課長は中央保健センター所長兼務	
	政策監事	1	1																							
	参事補	4	4	1																						
	生活習慣病対策担当班	11	11	2																					班長は参事補(事務職)に計上、事務職1名、保健師1名を参事補に計上	
	母子保健担当班	17	13	4																					班長は参事(保健師)に計上	
	健康づくり担当班	14	10			1																			班長は参事(保健師)に計上、健康課→青年海外協力隊1名派遣	
	中央保健センター	18	11						5	6														所長は課長(保健師)に計上、参事(1)・参事補(2)・栄養士(1)・保健師(2)・事務職(心理)計11名を参事と兼務		
	東部保健福祉センター	34																							所長は参事(保健師)に計上、保健師名を参事補に計上	
	大在健康支援室	22	11	3			1	7																	室長は参事補(保健師)に計上	
	坂ノ市健康支援室	3	1																							室長は参事補(保健師)に計上
	佐賀関健康支援室	2	1																							室長は参事補(保健師)に計上
	西部保健福祉センター	1	1																							室長は参事補(保健師)に計上
	大南健康支援室	20	12	3			2	7																	所長は参事(事務職)に計上、保健師1名を参事に計上	
野津原健康支援室	2	1																							室長は参事補(保健師)に計上	
野津原健康支援室	1																								室長は参事補(保健師)に計上	
課小計	151	78	13		1		8	55			1															
福祉保健部計	635	378	220	31	1	5	8	85			4	8	7	4	1	1	3									

※ S S W…スクールソーシャルワーカー

平成30年 7月1日現在

再任用 小計	再 任 用						嘱 託											備 考	臨 時									
	事 務 職	栄 養 士	保 健 師	獸 医 師	保 育 士	幼 稚 園 教 諭	嘱 託 小 計	事 務 職	建 築 士	栄 養 士	保 健 師	看 護 師	歯 科 衛 生 士	保 育 士	歯 科 医 師	臨 床 検 査 技 師	社 会 福 祉 士		介 護 福 祉 士	相 談 員	支 援 員	調 査 員	作 業 職	教 職 員・ 幼 稚 園 教 諭	臨 時 小 計	備 考		
3	3						1 6 3 3 1	1 5			1								3		3				中国残留邦人等支援相談事務嘱託職員(1) 医療・介護扶助適正化4、保健師(1)、ケースワーカー(1) 面接相談員(3) 就労支援員(3) 年金調査員(1)	3 4		
1	1						2												1	1					面接相談員(1)、就労支援員(1)	1		
							2												1	1					面接相談員(1)、就労支援員(1)	1		
4	4						18 6				1								5	5	1				面接相談員(1)、就労支援員(1)	9		
							1					1															1	
							1					1															1	
1	1						3 3																				1 2	
1		1					1									1											2	
1	1						4 3									1											3	
1	1						1 1 1				1																6	
1			1				1				1																1	
2	1		1				3 1				2																7	
							1 7 2	1				5								2					臨床心理士(2)	3		
1		1					2 1	1			1															34 8	国保年金課、有てん課職別出張 国保年金課所属(2)	
1			1				1				1															1		
1	1						3			1	1	1														4 1		
4	1	1	2				17 2			1	4	6	1	1						2						52		
26	20	2	4				132 45	1		1	8	9	1	1		1		1	11	6	47					73		

※（ ）内の数字は内数

# 子どもすこやか部職員配置状況

課名	区分	総計	職 員														備 考								
			職員小計	事務職	事務職(福祉)	事務職(心理)	事務職B(化学)	栄養士	保健師	保育士	調理員	医師	薬剤師	獣医師	臨床検査技師	指導主事		運転士	作業職	SSW	教諭	幼稚園教諭	県費負担教職員		
審議	部長	1	1	1																					
	監事	1	1	1																					
子ども企画課	課長	1	1	1																					
	参事	2	2	1					1																
	参事補	1	1	1																					
	管理・企画担当班	4	3	3																				班長は参事補(事務職)に計上	
	認可・施設整備担当班	6	5	5																					班長は参事(保育士)に計上
研修・指導担当班	8	8																							
課小計	22	12	11						1																
子育て支援課	課長	1	1	1																				課長は福祉事務所次長兼務	
	参事	4	4	4																					
	参事補	7	7	5					2																
	管理・自立支援担当班	11	4	4																				班長は参事補(事務職)に計上	
	児童育成担当班	7	4	4																				班長は参事補(事務職)に計上	
	給付・医療費助成担当班	28	12	12																				班長は参事補(事務職)に計上	
	中央子ども家庭支援センター	16	12		7	3												2						所長は参事(事務職)に計上	
	東部子ども家庭支援センター	7	5	2		2													1					所長は参事(事務職)に計上	
	西部子ども家庭支援センター	5	4		1	2														1					所長は参事(事務職)に計上
	子育て交流センター	4	3	1						2															所長は参事補(保育士)に計上
	こどもルーム11ヶ所	50																							
	地域子育て支援室	10																							
	子育てファミリーサポートセンター	4																							
にこにこルーム	4																								
しらゆりハイッ	10	2	1							1														施設長は参事補(事務職)に計上、保育士1名を参事補に計上	
旭町児童館	4																								
県派遣	1	1			1																				
課小計	173	59	34	8	8				5									4							
保育・幼児教育課	課長	1	1	1																					
	政策	1	1	1																					
	参事	2	2	1					1																
	参事補	36	36	1					14												2	19			
	管理・運営担当班	9	7	6				1																班長は参事補(事務職)に計上	
	保育入所担当班	17	12	12																				班長は参事(事務職)に計上	
	幼稚園教育担当班	7	5	3																	1	1			
保育所14ヶ所	269	143						5	112	26													所長14名は参事補(保育士)に計上 専任園長は参事補(幼稚園教諭)に計上 兼任園長は参事補(県費負担教職員)に計上 園長1名は参事補(保育士)に計上		
幼稚園28園(2園休園)	95	49																			49				
課小計	437	256	25				1	5	127	26										1	52	19			
子どもすこやか部計	634	329	72	8	8		1	5	133	26								4	1	52	19				

※SSW…スクールソーシャルワーカー



再 任 用						嘱 託											臨 時											
再任用 小計	事 務 職	栄 養 士	保 健 師	獣 医 師	保 育 士	幼 稚 園 教 諭	嘱 託 小 計	事 務 職	建 築	栄 養 士	保 健 師	看 護 師	歯 科 衛 生 士	保 育 士	歯 科 医 師	臨 床 検 査 技 師	社 会 福 祉 士	介 護 福 祉 士	相 談 員	支 援 員	調 査 員	作 業 職	教 職 員 ・ 幼 稚 園 教 諭	備 考	臨 時 小 計	備 考		
																											1	1
5																												1
5																												1
1	1																											
1																												
2	1																											
10																												
10																												
17	1																											

※（ ）内の数字は内数



# 第 1 章 大分市の福祉

- 1 高 齡 者 福 祉
- 2 介 護 保 険
- 3 障 が い 者 福 祉
- 4 子 ども ・ 子 育 て 支 援
- 5 ひ と り 親 家 庭 支 援
- 6 生 活 保 護
- 7 人 権 ・ 同 和 行 政
- 8 そ の 他 の 福 祉
- 9 民 生 委 員 ・ 児 童 委 員
- 10 社 会 福 祉 法 人  
大 分 市 社 会 福 祉 協 議 会

# 1 高齢者福祉

## (1) 敬老・生きがい対策

実施区分	区分 施策	実施年月日	事業内容																		
市	高齢者ワンコインバス事業	H16. 6. 1	市内の一般路線バスを利用する際、市が発行する「ワンコインバス乗車証」をバス乗務員に提示することで、1乗車一律100円で乗車することができる。																		
	在宅高齢者住宅改造費助成事業	H 6.10. 1	介護保険の認定を受けていない高齢者とその同居者が、手すりの取り付けや床の段差解消などの小規模な工事を行う場合、工事費20万円を限度にその9割を助成する。 ※生活保護世帯については10割を助成する。																		
国・市	老人クラブに対する補助事業	S 38. 8. 1	国、市よりの補助金 ・ 1クラブ年額 50,000円 ・ 市連合会に240,000円と会員1人につき60円 他 市単独の補助金 ・ 市連合会に運営費 150,000円 600円×クラブ数×12月、500円×小規模老人クラブ数×12月 ・ 小規模老人クラブに年額 34,000円																		
市	長寿祝金等支給	H16. 4. 1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢の区分</th> <th>祝金等</th> <th>基準日</th> <th>支給する期間</th> <th>支給方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90歳</td> <td>20,000円</td> <td rowspan="2">誕生日</td> <td>誕生日の属する月の翌月</td> <td rowspan="2">銀行口座振込等</td> </tr> <tr> <td>100歳</td> <td>100,000円</td> <td>誕生日</td> </tr> <tr> <td>101歳以上</td> <td>祝品</td> <td>9月1日</td> <td>9月</td> <td>訪問支給等</td> </tr> </tbody> </table>	年齢の区分	祝金等	基準日	支給する期間	支給方法	90歳	20,000円	誕生日	誕生日の属する月の翌月	銀行口座振込等	100歳	100,000円	誕生日	101歳以上	祝品	9月1日	9月	訪問支給等
年齢の区分	祝金等	基準日	支給する期間	支給方法																	
90歳	20,000円	誕生日	誕生日の属する月の翌月	銀行口座振込等																	
100歳	100,000円		誕生日																		
101歳以上	祝品	9月1日	9月	訪問支給等																	
市	高齢者生きがい対策事業	S54. 7. 12	校（地）区社協が中心になって行う地域性を生かした自主的な高齢者の生きがい事業に対して補助金を交付する。																		
国・県・市	地域ふれあいサロン	H18. 4. 1	地域の公民館や集会所において、高齢者が集い交流し、仲間づくり、介護予防を目的とし、地域のボランティアなどの協力を得ながら運営している。 主な活動内容は、レクリエーション、体操、茶話会、季節の行事など。																		
市	生きがい対応デイサービス	H12. 4. 1	日常生活は自立しているが、高齢により身体的に虚弱で家に閉じこもりがちな高齢者にデイサービスセンター等で過ごしていただき、要支援・要介護状態にならないよう予防するとともに、高齢者の交流の場として生きがいのある生活を送ってもらう。																		
	はり・きゅう等施術料助成	H20. 4. 1	市の指定する施術所ではり・きゅう並びにあん摩・マッサージ及び指圧の施術を受ける際に、市が発行する「利用者証」と「助成金交付申請書」を使用すると施術料の一部が助成される。 ・ 1回につき1,100円（年度内30回まで）																		

条 件			対 象 者 数	申 請	30年度予算	負 担 率			
年 齢	所 得	そ の 他				国	県	市	その他
65歳以上		市内居住1ヶ月以上	124,491人	長寿福祉課 または各支所 東部・西部保健 福祉センター	千円 308,572			単独	
65歳以上	世帯全員の 所得税が非課税	新築、増改築は 不可	81人 (H29年度実績)	長寿福祉課	12,000			単独	
おおむね 60歳以上		1クラブ30人以上、 ただし小規模老人クラブは 20人以上30人未満	333クラブ (H30. 4 現在)	長寿福祉課 または各支所 東部・西部保健 福祉センター	27,185	$\frac{1}{3}$		$\frac{2}{3}$ 単独	
満90歳  100歳 101歳以上		市内居住3ヶ月以上 市 内 居 住 者	1,688人  100歳 95人 101歳以上 229人 (H29年度実績)	—	51,985			単独	
			45校(地)区	市社協を通じて 長寿福祉課	1,125			単独	
おおむね 60歳以上			12,356人 (H29年度実績)	大分市社会 福祉協議会	26,052	25 (%)	12.5 (%)	12.5 (%)	(介護 保険料 金等) 50% ↑ ・ 支払基金 28% ・ 保険料 22%
65歳以上		利用料180円＋ 食材費・諸経 費・入浴料(各 施設ごとに設定) 利用回数 月2回まで	381人 (H29年度実績)	地域包括支援 センター	15,942			単独	単独
65歳以上			1,516人 (H29年度実績)	長寿福祉課 または各支所 東部・西部保健 福祉センター	65,000			単独	単独

実施区分	区分		実施年月日	事業内容
	施策			
市	敬老行事補助金		S46. 10. 1	校区単位で実施した敬老行事に対し70歳以上の高齢者1人につき540円の補助金を交付する。

## (2) 後期高齢者医療対策

実施区分	区分		実施年月日	事業内容
	施策			
市・県・市域連合	後期高齢者医療制度		H20. 4. 1	75歳以上及び65歳～74歳で一定の障がいがあり、広域連合の認定を受けた人の医療費を、公費（5割）、支援金（4割）、保険料（1割）で負担する。

・75歳以上の人  
 ・一定の障がいがあり認定を受けた65歳～74歳の人

所得の段階によって、医療費の自己負担の割合が変わります。（平成30年8月から）

現役並み所得者	
同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる人。ただし、次に該当する人は申請により「一般」の区分と同様になり1割負担となります。	
・同一世帯の後期高齢者医療制度の被保険者の収入合計が、2人以上で520万円未満、1人のときは383万円未満のとき。	
・同一世帯の後期高齢者医療制度の被保険者が1人の場合で収入額383万円以上であっても、同一世帯の70歳から74歳までの方を含めた収入額が520万円未満のとき。	
病院等での窓口負担 3割	

一	
現役並み所得者、低所得者Ⅰ、Ⅱ	
病院等での窓	

≪自己負担限度額（月額）≫（平成30年8月～）

区分	所得要件	自己負担限度額（月額）	
		外来+入院（世帯）	
現役並み所得者Ⅲ	市民税課税所得690万円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% < 140,100円 >	
現役並み所得者Ⅱ	市民税課税所得380万円以上	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% < 93,000円 >	
現役並み所得者Ⅰ	市民税課税所得145万円以上	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% < 44,400円 >	

一ヶ月の自己	
外来（個人ごと）	
18,000円 （8月～翌年7月の年間の限度額は、144,000円）	

< >内は、過去12ヵ月間に4月以上世帯の限度額に達するとき、4回目からの限度額です。（多数該当）

・現役並み所得者Ⅰ、Ⅱの人は「限度額適用認定書」の申請が必要となります。

一ヶ月の医療費が高額になった場合には、申請して認められると、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

・高額療養費の申請は一度して頂ければ、その後は該当月ごとに支給されます。

計算の仕方	①一ヶ月の自己負担限度額までを支払ってください。
	②同じ世帯内に後期高齢者医療で医療を受ける方が複数いる場合は、病院・診療所・診療科の区別なく合算します。
	③入院時の食事代や保険がきかない差額ベッド代などは支給の対象外となります。

条 件			対 象 者 数	申 請	30年度予算	負 担 率			
年 齢	所 得	そ の 他				国	県	市	その他
70歳以上		市 内 居 住 者	68,044人	長寿福祉課 または各支所 東部・西部保健 福祉センター	千円 36,744			単 独	単 独

条 件		対 象 者 数	申 請	30年度予算	負 担 率		
年 齢	一 部 負 担 金				国	県	市
		56,688人	国保年金課 または各支所 連 絡 所	千円 5,384,000	33%	支 援 金 40% 保 険 料 10%	8 % 8 %

般
以外の人
口負担 1割

低所得者（市民税非課税世帯の人）	
II	I
世帯員全員が市民税非課税世帯の人（I以外の人）	世帯員全員が市民税非課税で、かつ世帯収入から必要経費・控除額を差し引いた「所得」が0円となる人。（年金の所得は控除額を80万円として計算）
病院等での窓口負担 1割	

負担限度額 （外来+入院）（世帯ごと）
57,600円
※過去12ヵ月間に4月以上世帯の限度額に達するとき、4回目からの限度額は、44,400円

一ヵ月の自己負担限度額 （外来+入院）（世帯ごと）		
外来（個人ごと）	IIの人	24,600円
8,000円 （限度額）	Iの人	15,000円
※低所得の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要となります		

◆ 合算する場合の限度額（年額）  
（毎年8月から翌年7月までの間が対象）

所 得 区 分	限度額
現役並み所得者Ⅲ 課税所得690万円以上	212万
現役並み所得者Ⅱ 課税所得380万円以上	141万
現役並み所得者Ⅰ 課税所得145万円以上	67万
一 般	56万
低所得Ⅱ	31万
低所得Ⅰ	19万*

\*介護サービス利用者が世帯に複数いる場合は31万円

〈高額介護合算療養費〉  
医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、後期高齢者医療と介護保険の両方の自己負担を合算し、右表の限度額を超えた場合、申請して認められると限度額を超えた分が高額介護合算療養費として支給されます。



(3) 生活支援対策

実施区分	区分 施策	実施年月日	事業内容
市	生活支援ショートステイ事業	H12. 4. 1	介護保険対象外の高齢者等のうち見守りが必要な高齢者等を短期間預かる。 <実施施設> 特別養護老人ホーム等32ヵ所
	高齢者日常生活用具給付等事業	H12. 4. 1	在宅の介護保険の対象とならない援護の必要な高齢者等に対し、日常生活用具の給付又は貸与を行う。 <給付品目>火災警報器、自動消火器、電磁調理器 シルバーカー、入浴補助用具、腰掛便座 特殊尿器、移動用リフトのつり具の部分 <貸与品目>特殊寝台、床ずれ防止用具、体位変換器 移動用リフト、車いす、歩行器、歩行支援用具 認知症老人徘徊感知機器
	軽度生活援助事業	H16. 4. 1	軽易な日常の生活上の援助を行い、要介護状態への進行を防止する。
	寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業	H16. 4. 1	寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業を行い、在宅での自立した生活の継続を支援する。
	高齢者ファミリーサポート事業	H19. 10. 1	高齢者や高齢者を介護する家族が、地域のなかで安心して暮らせるように、援助を受けたい人（依頼会員）が、援助を行いたい人（援助会員）に報酬を支払って簡単な家事・外出の付き添い等の支援を受ける。

(4) ねたきり高齢者対策

実施区分	区分 施策	実施年月日	事業内容
国・県・市	家族介護用品支給事業	H12. 4. 1	介護保険の認定が要介護4または5の在宅高齢者（40歳～64歳の特定疾病に該当する人を含む）を同一世帯内で介護している市民税非課税世帯の家族に対して、介護用消耗品の金券を交付する。
	家族介護慰労金支給事業	H13. 4. 1	市内に1年以上居住し、介護保険の認定が要介護4または5で、その状態が1年以上続き、その間介護保険のサービス（7日以内のショートステイは除く）を受けていない在宅の人を同一世帯内で1年以上介護している市民税非課税世帯の家族に対して、認定者1人につき10万円の慰労金を支給する。

条 件			利用者数	申 請	30年度予算	負 担 率			
年 齢	所 得	そ の 他				国	県	市	その他
65歳以上 (条件により60歳以上)			6人	地域包括支援センター	千円 736			単独	
65歳以上 (品目により60～64歳)	所得税の課税状況により負担金あり(品目により基準価額の1割)		給付 50件 貸与 1件	地域包括支援センター	1,742			単独	
65歳以上の高齢者世帯	市民税非課税世帯		1,464人	長寿福祉課	22,923			単独	
65歳以上の高齢者世帯	市民税非課税世帯		234人	長寿福祉課	1,531			単独	
65歳以上の高齢者	—	利用料月～金曜日(祝、休日を除く)7:00～19:00 1時間当たり600円。土・日曜日、祝日、休日、上記時間外1時間当たり700円	依頼会員 72人	大分市高齢者ファミリー・サポート・センター	5,776			単独	

条 件			利用者数	申 請	30年度予算	負 担 率			
年 齢	所 得	そ の 他				国	県	市	その他
	市民税非課税世帯		77人	地域包括支援センター	千円 6,559	38.5 (%)	19.25 (%)	19.25 (%)	(介護保険料) 23 (%)
	市民税非課税世帯		2人	地域包括支援センター	800	38.5 (%)	19.25 (%)	19.25 (%)	(介護保険料) 23 (%)

(5) ひとり暮らし高齢者対策

実施区分	区分 施策	実施年月日	事業内容
市	愛の訪問事業	S51. 6. 1	乳酸菌飲料を日・祝日を除き原則として2日に1本配達して、高齢者の安否を確認する。
	電信電話料補助	S53. 4. 1	生活保護を受けているひとり暮らし高齢者で、既設の電話をもっている者に回線使用料・配線使用料・機器使用料及びダイヤル通話料（月額300円以内）の補助を行う。
	緊急通報サービス事業	S62. 12. 4	ひとり暮らし高齢者宅等に通報機器を貸与し、急病・事故等の際、ペンダント式の無線発信機により24時間体制の通報センターに通報され、近隣者の協力による援助体制の整備を図る。
	生活支援ホームヘルプサービス	H12. 4. 1	介護保険対象外のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯及び介護保険に定める16疾病に該当しない60～64歳の要支援、要介護状態にある高齢者に対し生活援助、身体介護等のサービスを行う。
	老人福祉電話設置	S50. 3. 5	ひとり暮らしで安否の確認が必要な高齢者に電話を設置し、その設置費及び毎月の回線使用料・配線使用料・機器使用料及びダイヤル通話料（月額300円以内）の補助を行う。
国・県・市	食の自立支援事業	H16. 4. 1	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯で調理困難な世帯に対し、アセスメントを行った上で栄養バランスのとれた食事を週に最高6食まで（本人負担：1食400円）届ける。

(6) 認知症高齢者対策

実施区分	区分 施策	実施年月日	事業内容
市	生活支援ショートステイ事業	H12. 4. 1	認知症高齢者等で緊急保護を要する者を一時的に施設で預かる。 <実施施設> 特別養護老人ホーム等32ヵ所
国・県・市	認知症家族介護支援事業	H21. 4. 1	認知症高齢者を在宅で介護している家族の悩みの相談に応じるとともに、認知症の正しい知識を身につけ、認知症に対する理解を深め、家族の精神的・身体的な負担の軽減を図る。 <実施施設> 地域密着型サービス事業所7ヵ所
市・民間	大分あんしんみまもりネットワーク	H29. 1. 30	認知症などにより外出時、道に迷うおそれのある高齢者の情報を事前にネットワークに登録し、高齢者が行方不明になった場合に、企業・団体・行政が一体となって捜索に協力し、早期発見につなげられるよう支援する。

条 件			利用者数	申 請	30年度予算	負 担 率			
年 齢	所 得	そ の 他				国	県	市	その他
75歳以上			5,458人	民生委員より届出 長寿福祉課または 各支所、東部・西部 保健福祉センター	千円 31,027			单独	
65歳以上			102人	長 寿 福 祉 課	4,065			单独	
65歳以上			905人	地域包括支援 セ ン タ ー	14,673	38.5 (%)	19.25 (%)	19.25 (%)	(介護保 険料) 23 (%)
65歳以上			376人	地域包括支援 セ ン タ ー	21,211			单独	
65歳以上	所得税 非課税		109人	長 寿 福 祉 課	(電信電話料 補助を含む)			单独	
65歳以上		週最高6食まで	3,165人	地域包括支援 セ ン タ ー	141,234	38.5 (%)	19.25 (%)	19.25 (%)	(介護保 険料) 23 (%)

条 件			申 請	30 年 度 予 算	負 担 率			
年 齢	所 得	そ の 他			国	県	市	その他
60歳以上			長 寿 福 祉 課	((3)生活支援対策 生活支 援ショートステイ事業に含 む)			单独	
		認知症高齢者を 在宅で介護して いる家族	各 事 業 所	千円 432	39.0 (%)	19.5 (%)	19.5 (%)	(介護保 険料) 22 (%)
		認知症などによ り外出時、道に 迷うおそれがあ る人	長 寿 福 祉 課 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム そ う だ 藤 の 森	0				

## (7) 施設入所措置

実施区分	区分	実施年月日	事業内容
	施策		
市	老人ホームへの入所措置	S38. 7. 11	環境上の理由及び経済的理由により、居宅での生活が困難な方が入所する。 <実施施設> 養護老人ホーム
	生活支援ハウスへの入所措置	H14. 4. 1	ひとり暮らしの方、または夫婦のみの世帯に属する方及び家族による援助を受けることが困難な方が入所する。 <実施施設> 市内5施設 ※介護保険の認定が要支援2もしくは要介護1～5または常時医療管理が必要な方は対象外

## (8) 相談

実施区分	区分	相談室所在	相談員数	設置者
県社協	高齢者総合相談	大分県社会福祉介護研修センター内 (明野東3丁目4番1号) TEL.558-7788	3人	県

## (9) 表彰

実施区分	表彰名	表彰日
県	明るい高年賞	10月中旬(県地域福祉推進大会)
	高齢者介護賞	10月中旬(県地域福祉推進大会)
市	孝養賞	10月下旬(大分市社会福祉大会)
	健康生きがい賞	10月下旬(大分市社会福祉大会)

条 件			申 請	30 年 度 予 算	負 担 率		
年 齢	所 得	そ の 他			国	県	市
おおむね 65歳以上	市民税所得割 非課税		長寿福祉課	千円 215,000			単独
60歳以上	利用料等の支 払が可能な方		長寿福祉課	65,985			単独

業 務	相 談 日	相 談 窓 口
高齢者やその家族が、抱える心配ごと、悩みごとに関する相談	一般相談は火～日 専門相談は火～金 (一部予約制)	高 齢 者 総 合 相 談 セ ン タ ー

表 彰 事 項	推 薦 者	担 当
1. 65歳以上の者で、率先して社会奉仕等の地道な活動を続けていること。 2. 地域住民から敬愛されており、人格円満であること。	限定されていない	長 寿 福 祉 課
1. 在宅で常時重度の介護が必要な高齢者（65歳以上）を介護していること。 2. 献身的介護により住民に深い感銘を与えていること。	限定されていない	長 寿 福 祉 課
1. おおむね65歳以上の高齢者と同居し、又はこれに準ずる者で高齢者をいたわり、親子の仲が良く明るい家庭であること。 2. 地域住民に深い感銘を与え、敬愛されていること。	限定されていない	長 寿 福 祉 課
1. おおむね70歳以上の高齢者で、明るく健康で社会奉仕活動等を積極的に実行し、生きがいのある生活を実現していること。 2. 地域住民から敬愛されており、人格円満であること。	限定されていない	長 寿 福 祉 課

(10) 老 齡 年 金

実施 区分	区 分 施 策	実施年月日	支 給 額 (H30. 4月時点)		条	
					年 齢	
国	老 齡 福 祉 年 金 (無 拠 出 制)	S 36. 4. 1	年	399,300円	明治44年4月1日以前に生まれた人で 拠出制の老齡給付を受給できない人	
			一部停止	313,200円		
	老 齡 基 礎 年 金	S 61. 4. 1	加入可能な年数すべて 納付した場合	年	779,300円	65歳で請求 ・希望者は60歳から繰上支給の請求ができる。 減額率 = (繰上げ請求月から65歳到達の前月までの月数) × 0.005 ・希望者は66歳から繰下支給の請求ができる。 増額率 = (65歳到達月から繰下げ申出月の前月までの月数) × 0.007 ※昭和16年4月1日以前生まれの人には別の割合で減額・増額されています。

件 所得制限等	申請	参考事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本人 例：（扶養0人） 年間所得 1,595,000円</li> <li>• 配偶者・扶養義務者 例：（扶養3人） 年間所得 4,076,000円（一部停止） 6,962,000円（全部停止）</li> <li>• 公的年金受給者 他の公的年金を受けているときは、年金の種類または年金額により併給調整されることがあります。</li> </ul>	国民年金室 （本庁舎1階10番窓口） または 各支所 今市除く連絡所  〔異動・変更 等の受付〕	年3回支給  4. 8. 12月の初日  12月は本人の申し出により11月に支給することができる。  支払 郵便局・銀行
原則10年以上、受給資格期間（保険料納付済期間と国民年金保険料免除期間など合算した期間）がある人  ※平成29年8月1日から、老齢年金を受け取るために必要な受給資格期間が25年から10年に短縮されました。	国民年金室 （本庁舎1階10番窓口） または 各支所 今市除く連絡所  〔受付は第1号 被保険者期間 のみを有して いる人のみ 共済組合のみ の加入者は 各共済組合 その他は大分 年金事務所〕	年6回支給  2. 4. 6. 8. 10. 12月の15日 （土・日曜日、祝日の場合は前日）  支払 郵便局・銀行



(11) 高齢者福祉関係参考資料

●大分市における年齢区分別人数

1. 65歳以上（平成30年6月末日）  
125,206人（26.15%）
2. 70歳以上（平成30年6月末日）  
88,073人（18.4%）
3. ひとり暮らし高齢者実態調査登録者（平成29年10月1日）  
13,259人
4. 養護老人ホーム入所者（平成30年4月1日）  
84人
5. 100歳以上（平成30年6月末日）  
224人      最高齢者 109歳

※30年度中に100歳になる者 137人

老人いこいの家等利用状況（1月当たり）

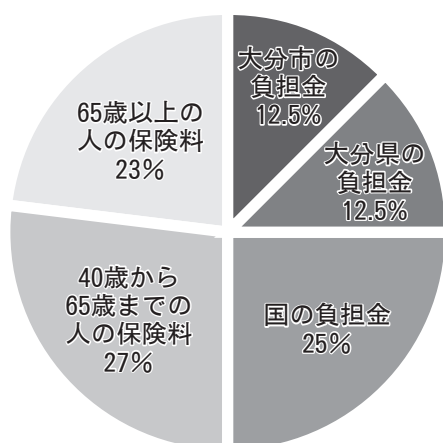
年 度		20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
鶴崎老人 いこいの家	憩室	207人	242人	238人	189人	193人	186人	200人	237人	210人	180人
	浴室	82	104	110	92	96	91	105	105	78	75
大南老人 いこいの家	憩室	701	742	746	692	600	549	515	537	595	627
	浴室	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
坂ノ市老人 いこいの家	憩室	724	557	468	170	266	259	254	242	243	216
	浴室	7	1	0	0	0	0	—	—	—	—
植田老人 いこいの家	憩室	378	354	344	321	298	305	305	314	349	342
	浴室	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大在老人 いこいの家	憩室	267	274	249	246	280	263	238	237	177 (4月のみ)	230
	浴室	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
佐賀関老人 いこいの家	憩室	204	266	202	199	206	199	186	174	166	139
	浴室	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
野津原老人 いこいの家	憩室	53	53	49	63	96	135	100	70	109	113
	浴室	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

## 2 介護保険

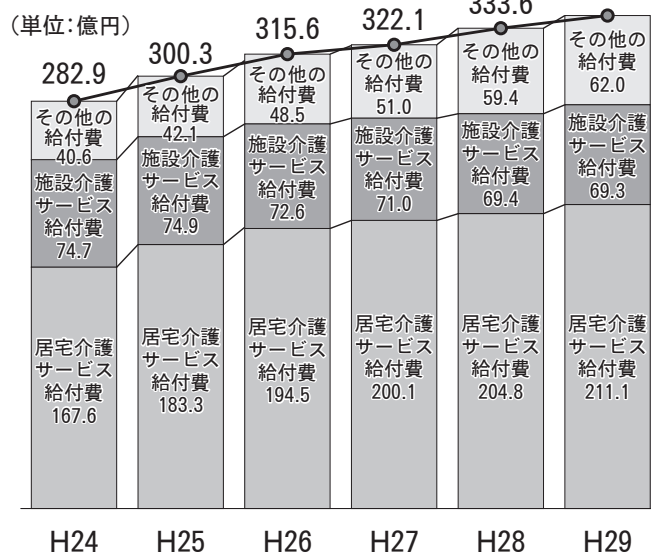
介護保険は「介護や支援が必要となったとき」に介護サービスを提供し、被保険者自身とその家族を支援するしくみです。また、「できるかぎり介護を要する状態にならないように」という介護予防にも重点を置いています。

このしくみは、介護を社会全体で支えあっていくことを目的とした「助けあいの制度」です。加入者（被保険者）は、大分市に住所のある40歳以上の人が大分市の介護保険加入者となります。65歳以上の人（第1号被保険者）でサービスを利用できる人は、介護や支援が必要と認定された人です。40歳から64歳までの人（第2号被保険者）でサービスを利用できる人は、初老期認知症や脳血管疾患など加齢が原因とされる16種類の病気（特定疾病）により、介護や支援が必要と認定された人です。

【保険給付費の財源】



【保険給付費の推移】



### (1) 介護保険料

#### 65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料

大分市の65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料基準額は、平成30年度から32年度までの介護サービスに要すると見込まれる費用に基づき月額5,994円（年額71,920円）と定められています。

また、一人ひとりの保険料は、この基準額を基に本人の所得やその世帯の市民税課税状況等に応じて12段階に設定されます。

※保険料の基準額は、介護サービスをまかなう費用と被保険者数などにより3年ごとに見直されます。

また、低所得者の負担が重くならないように配慮されています。

## 平成30年度～平成32年度の年間保険料額

本人が市民税非課税	生活保護を受給している人		第1段階	32,360円
	非課税世帯	老齢福祉年金を受給している人		
		課税年金収入額(注2)+合計所得金額(注1)が80万円以下の人		
		課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超え120万円以下の人		
	同じ世帯に市民税課税者がいる	課税年金収入額+合計所得金額が120万円を超える人	第2段階	46,750円
課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の人		第3段階	53,940円	
課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超える人		第4段階	59,690円	
本人が市民税課税	合計所得金額(注1)が	120万円未満の人	第5段階	71,920円
		120万円以上200万円未満の人	第6段階	77,680円
		200万円以上300万円未満の人	第7段階	89,900円
		300万円以上400万円未満の人	第8段階	107,880円
		400万円以上500万円未満の人	第9段階	115,080円
		500万円以上600万円未満の人	第10段階	133,060円
		600万円以上の人	第11段階	140,250円
第12段階	154,640円			

介護保険料の賦課期日は、毎年4月1日です。世帯の市民税課税状況は、賦課期日現在の世帯構成により判定します。ただし、年度の途中で資格を取得(65歳到達又は転入等)した場合は、資格取得日の世帯の状況で判定します。

(注1)「合計所得金額」とは、年金等の雑所得、給与所得など各種所得(各収入から必要経費等を差し引いたもの)を合計したもので、次の各種控除を引く前の金額のことです。

(地方税法第292条第1項第13号)

●扶養控除、社会保険料控除、医療費控除などの所得控除

●株式や土地・建物等の譲渡により生じた損失の繰越控除

※土地・建物等の譲渡所得がある場合は、特別控除後で算定

します。

※第1～5段階の人は、合計所得金額から公的年金等に係る

雑所得を控除します。

(注2)「課税年金収入額」とは、老齢(退職)年金など、市民税の課税対象となる年金の収入金額です。遺族・障害・老齢福祉年金など非課税年金の収入金額は含みません。

※介護保険料は、当該年度の前年分の課税年金収入額及び合計所得金額により算定します。

### ① 年度途中で資格異動した場合の保険料

年度途中での資格取得

#### ●65歳になった場合

誕生日前日の属する月分から普通徴収で納めていただきます。前月までの保険料は第2号被保険者として医療保険料(税)と一緒に納めます。

#### ●転入した場合

転入した月分から本市へ普通徴収で納めていただきます。

年度途中での資格喪失

#### ●転出・死亡の場合

前月までの保険料を納めていただきます。なお、月割による再計算の結果、納め過ぎの場合は、後日還付します。

### ② 保険料を納めないでいた場合

滞納期間に応じて以下のような措置がとられます。

#### ●保険料を1年以上滞納していると・・・

介護サービスを利用した時に、かかった費用をいったん全額払っていただいた上で、後日申請により本来の利用者負担との差額が払い戻されます。(償還払い)

#### ●保険料を1年6カ月以上滞納していると・・・

上記の措置における払い戻しが一時差し止められることとなります。

#### ●保険料を2年以上滞納していると・・・

時効により、2年以上前の保険料は納付できなくなるとともに、将来介護サービスを利用する際に、自己負担が引き上げられます。また、高額介護(介護予防)サービス費や、特定入所者介護サービス費などの支給が受けられなくなります。

### ③ 保険料の減免

災害その他次のような特別な事情で保険料の納付が困難な場合は、申請により保険料の減免を受けられる場合がありますので、早めに長寿福祉課にご相談ください。

●被保険者本人、またはその世帯の生計を主として維持する人が震災、風水害、火災などの災害により、住宅・家財などに著しい損害を受け、市の定める基準に該当する場合。(なお、申請書の提出が災害が発生した日から3カ月を超えたときは、減免の対象となりません。)

●世帯の生計を主として維持する人が、長期の入院や事業の廃止、失業、農作物の不作などの理由により収入が著しく減少し、保険料の納付が困難と認められる場合。(※自己都合や任期満了に伴う退職を除きます)

●保険料の区分が第1・第2・第3段階の人、及び第4・第5段階で生活実態が第1・第2・第3段階に相当すると認められる人の内、収入が少なく生活が著しく困窮しており、次の要件①～⑤の全てに該当する場合。

①世帯全員の合計年収が市の定める収入基準以下(生活保護基準に基づく)である。なお、この基準は年齢及び世帯員数により異なります。

②同一世帯員及び生計を一とする者が全員、市民税非課税者である。

③(市民税算定上における)市民税課税者の被扶養者になっていない。

④資産等を活用しても生活が困窮している。

⑤世帯全員の預貯金の合計額が150万円以下である。

### ④ 確定申告等の際の社会保険料控除

介護保険料は社会保険料控除の対象になります。「介護保険料決定通知書」等、納めた保険料の金額がわかるものを大切に保管して下さい。

## 65歳以上の人の保険料の納め方

納付方法	特別徴収 (年金から天引き)	普通徴収 (口座振替または納付書による納付)
対象となる人	老齢年金、退職年金、障害年金、遺族年金の受給額が年間18万円以上の人	老齢年金、退職年金、障害年金、遺族年金の受給額が年間18万円未満の人 老齢福祉年金、恩給のみを受給している人
納付の方法	年金の支給月（毎偶数月・年6回）に天引きにより納めます。 ※本来、年金から天引きになる人でも、一定期間（6ヵ月以上）納付書で納めていただく場合があります。 ●年度途中で65歳になった ●年度途中で他の市町村から転入した ●年度途中で保険料額が変更になった ●年金が一時差し止めになった など	毎年6月に送られる納付書で6月から翌年3月までの毎月（年10回）、金融機関等で納めます。 ※納期ごとに納付書で納めている人は、口座振替を利用されると便利です。お申込みは当初納付書に同封してお送りした申込用紙に必要事項を記入して、ポストに投函してください。翌月末以降の納期分から口座振替が始まります。

## 40歳から64歳までの人（第2号被保険者）の保険料

40歳から64歳までの人（第2号被保険者）の保険料は、加入している医療保険の算定方法によって決まり医療保険料（税）と一緒に納めます。

納めた保険料は、各医療保険者から社会保険診療報酬支払基金を通じ、各市町村に振り分けられます。

	国民健康保険に加入している人	職場の健康保険等に加入している人
決め方	所得などをもとに国民健康保険税の算定方法によって決まります。	給与に応じて決まります。
納め方	大分市の国民健康保険税と一緒に世帯主が納めます。	医療保険料と一緒に給与から差し引かれます。 ※扶養されている第2号被保険者の保険料は職場に勤めている被保険者の負担となっているので別途納入する必要はありません。

## 平成29年度第1号被保険者保険料の収納状況

(単位：円)

区分	調定額	収入額	還付未済	収納額	不納欠損額	収納未済額	収納率(%)
現年度分	普通徴収 現年	922,895,930	805,871,230	691,070	805,180,160	0	87.24%
	現年過年	6,861,520	6,050,150	27,330	6,022,820	0	87.78%
	普徴計	929,757,450	811,921,380	718,400	811,202,980	0	87.25%
	特別徴収	7,406,999,180	7,415,091,380	8,092,200	7,406,999,180	0	100.00%
	現年度合計	8,336,756,630	8,227,012,760	8,810,600	8,218,202,160	0	98.58%
滞納繰越分	243,610,890	42,635,290	20,060	42,615,230	81,424,880	119,570,780	17.49%
総合計	8,580,367,520	8,269,648,050	8,830,660	8,260,817,390	81,424,880	238,125,250	96.28%

## (2) 要介護（要支援）認定について

介護保険のサービスを利用するためには大分市に要介護（要支援）認定申請して、認定を受ける必要があります。

申請には、次の2つの方法があります。

### ○直接申請

市の長寿福祉課の窓口や各支所、東部・西部保健福祉センターで本人または家族が申請します。

### ○代行申請

指定居宅介護支援事業者や地域包括支援センター、介護保険施設等に要介護認定の申請を依頼することができます。

事業者等が本人または家族に代わって、要介護認定申請書と被保険者証などを市の長寿福祉課の窓口提出します。

### 1 要介護・要支援認定者数（平成30年3月31日現在）

（単位：人）

要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
4,025	3,148	5,005	3,793	2,610	2,641	2,305	23,527

### 2 認定申請者数

（単位：人）

年 度	申 請 区 分			
	新 規	更 新	変 更	合 計
20 年 度	5,050	14,251	914	20,215
21 年 度	5,044	14,314	930	20,288
22 年 度	5,613	16,378	1,072	23,063
23 年 度	5,932	15,797	1,120	22,849
24 年 度	6,062	14,569	1,249	21,880
25 年 度	6,032	15,634	1,209	22,875
26 年 度	6,285	16,168	1,320	23,773
27 年 度	6,125	16,627	1,288	24,040
28 年 度	6,368	16,871	1,390	24,629
29 年 度	6,791	17,228	1,494	25,513

○認定有効期間 原則6ヵ月（更新認定の場合は1年）

○更 新 申 請 有効期間満了日の60日前から更新の手続きをすることができます。

○変 更 申 請 心身の状態に変化があり、認定の見直しを希望する人はいつでも変更申請をすることができます。

### (3) 介護保険給付内容

#### 【要介護（要介護1～5）者が利用できるサービス】

項 目	内 容
<b>・ 居宅サービス</b> 訪問介護 （ホームヘルプサービス）  訪問入浴介護  訪問看護  訪問リハビリテーション  通所介護 （デイサービス）  通所リハビリテーション （デイケア）  福祉用具貸与  短期入所生活介護／短期入所療養介護 （ショートステイ）  特定施設入居者生活介護 （有料老人ホーム等）  居宅療養管理指導	訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭を訪問して、食事、入浴、排せつの介助や、炊事、掃除、洗濯といった家事など日常生活の手助けを行う。  寝たきりの人等がいる家庭を、入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行う。  主治医の指示に基づいて、訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師、保健師などが家庭を訪問して、病状を観察したり、床ずれの手当てなどを行う。  理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問して、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーション（機能訓練）を行う。  通所介護事業所（デイサービスセンター）で、日帰りで食事、入浴の提供や、日常生活動作の訓練などを行う。  通所リハビリテーション事業所（介護老人保健施設など）で、日帰りで入浴や食事、日常生活を送るためのリハビリテーションを行う。  家庭で日常生活を営むのに必要な便宜を図るために、車いすや特殊寝台（ベッド）などの福祉用具を貸与する。  介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所した要介護者に、食事、入浴、排せつなど日常生活上の世話や医学的管理の下での看護、機能訓練を行う。  有料老人ホーム等の入居者に、日常生活上の介護や機能訓練、療養上の世話を行う。  医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士などが家庭を訪問して、医学的な管理や指導を行う。
<b>・ 地域密着型サービス</b> 認知症対応型通所介護  小規模多機能型居宅介護  認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）  地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（原則要介護3～5）  夜間対応型訪問介護  看護小規模多機能型居宅介護  地域密着型通所介護	認知症高齢者を対象にした通所介護（デイサービス）で日帰りで食事、入浴の提供や日常生活動作の訓練などを行う。  通いを中心に利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせて、入浴、排せつ、食事などの介護や機能訓練を行う。  認知症高齢者などが5～9人で共同生活を営む住居で、介護スタッフによる食事、入浴、排せつなどの日常生活の介助や機能訓練を行う。  小規模な介護老人福祉施設で、自宅では介護が困難な常時介護を必要とする入所者に対し、食事、入浴、排せつなど日常生活の世話、機能訓練などを行う。  夜間において、定期的な巡回又は通報により利用者の居宅を訪問し、排せつの介護等、日常生活上の緊急時の対応を行う。  小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護を提供する。  定員18人以下の小規模な通所介護（デイサービス）で日帰りで食事、入浴の提供や日常生活動作の訓練などを行う。
<b>・ 施設サービス</b> 介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム） （原則要介護3～5）  介護老人保健施設 （老人保健施設）  介護療養型医療施設	食事や排せつなどで常時介護を必要とする入所者に対し、食事、入浴、排せつなど日常生活の世話、機能訓練などを行う。  病状が安定し、治療よりリハビリや介護が必要な入所者に対し、在宅復帰を目指して医学的管理下での介護、機能訓練などを行う。  急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする入所者に対し、医療や療養上の管理、看護、機能訓練などを行う。

給付の条件	対象件数	申請	30年度予算 (千円)	負担率(%)															
				国	県	市	介護保険料												
<p>居宅サービス計画を作成し、支給限度額管理を行うことが必要</p> <p>(単位：円/月)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要介護状態区分</th> <th>支給限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護1</td> <td>166,920</td> </tr> <tr> <td>要介護2</td> <td>196,160</td> </tr> <tr> <td>要介護3</td> <td>269,310</td> </tr> <tr> <td>要介護4</td> <td>308,060</td> </tr> <tr> <td>要介護5</td> <td>360,650</td> </tr> </tbody> </table> <p>※支給限度額管理の対象サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護</li> <li>・訪問リハビリテーション ・通所介護</li> <li>・通所リハビリテーション</li> <li>・福祉用具貸与 ・短期入所生活介護</li> <li>・短期入所療養介護</li> <li>・夜間対応型訪問介護</li> <li>・認知症対応型通所介護</li> <li>・小規模多機能型居宅介護</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護</li> <li>・地域密着型通所介護</li> </ul>	要介護状態区分	支給限度額	要介護1	166,920	要介護2	196,160	要介護3	269,310	要介護4	308,060	要介護5	360,650	286,758件	指定居宅介護 支援事業所等	18,256,000	25.0	12.5	12.5	50.0
要介護状態区分	支給限度額																		
要介護1	166,920																		
要介護2	196,160																		
要介護3	269,310																		
要介護4	308,060																		
要介護5	360,650																		
<p>○居宅サービス計画作成対象サービスについては、支給限度額の7割から9割を上限に給付する。</p> <p>○居宅サービス・地域密着型サービス利用時の食費・滞在費は、原則として利用者の自己負担となる。</p> <p>○短期入所生活介護・短期入所療養介護利用に係る食費・滞在費は、市民税非課税世帯には負担軽減措置（負担限度額認定）がある。</p> <p>○連続した短期入所利用は、30日を限度とし、利用日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにする。</p>	15,535件	指定居宅介護 支援事業所等	4,930,000	25.0	12.5	12.5	50.0												
<p>○施設介護サービス費の7割から9割を給付する。</p> <p>○施設入所に係る食費・居住費は原則として利用者の自己負担となるが、市民税非課税世帯には負担軽減措置（負担限度額認定）がある。</p>	28,621件	介護老人福祉 施設等	7,080,000	25.0	12.5	12.5	50.0												



【要支援（要支援１・２）者が利用できるサービス】

項 目	内 容
<p>・介護予防サービス</p> <p>介護予防訪問入浴介護</p> <p>介護予防訪問看護</p> <p>介護予防訪問リハビリテーション</p> <p>介護予防通所リハビリテーション</p> <p>介護予防福祉用具貸与</p> <p>介護予防短期入所生活介護／介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）</p> <p>介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）</p> <p>介護予防居宅療養管理指導</p>	<p>入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行う。</p> <p>主治医の指示に基づいて、看護師等が疾患などを抱えている利用者の居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行う。</p> <p>身体能力の低下を予防し、また回復をはかるため理学療法士・作業療法士が主治医の指示に基づいて、リハビリテーションを行う。</p> <p>通所リハビリテーション事業所（介護老人保健施設など）で、食事などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、リハビリテーションを行うほか、その人の目標に合わせた選択的なサービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上）を提供する。</p> <p>家庭で日常生活を営むのに必要な便宜を図るために、つえや歩行器などの福祉用具を貸与する。</p> <p>介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期入所した利用者に、食事、入浴、排せつなど日常生活上の世話や医学的管理の下での看護、機能訓練を行う。</p> <p>有料老人ホーム等の入居者に、日常生活上の介護や機能訓練、療養上の世話を行う。</p> <p>医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士などが家庭を訪問して、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行う。</p>
<p>・地域密着型介護予防サービス</p> <p>介護予防認知症対応型通所介護</p> <p>介護予防小規模多機能型居宅介護</p> <p>介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）</p>	<p>認知症高齢者を対象にした通所介護（デイサービス）で日帰りで食事、入浴の提供や日常生活動作の訓練などを行う。</p> <p>通いを中心に利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせて、入浴、排せつ、食事などの介護や機能訓練を行う。</p> <p>認知症高齢者などが5～9人で共同生活を営む住居で、介護スタッフによる食事、入浴、排せつなどの日常生活の介助や機能訓練を行う。</p>

【要支援（要支援１・２）者・事業対象者】

項 目	内 容
<p>介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス</p> <p>・介護予防ホームヘルプサービス</p> <p>・生活サポートホームヘルプサービス</p> <p>介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス</p> <p>・介護予防デイサービス</p> <p>・元気サポートデイサービス</p>	<p>利用者が自力では困難な行為について、家族や地域による支え合いや他の福祉施策などの代替サービスが利用できない場合、訪問介護員（ホームヘルパー）によるサービスを行う。</p> <p>ホームヘルパーや一定の研修を受講した従事者による生活援助サービス（身体介護は除く）</p> <p>通所介護事業所（デイサービスセンター）で健康チェックなどの基本サービスや生活行為向上のための支援を行うほか、その人の目標に合わせた選択的なサービス（運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上）を提供する。</p> <p>閉じこもり予防及び参加者同士の交流を図るためのレクリエーションサービス</p>
<p>パワーアップ教室</p> <p>・訪問型パワーアップ教室</p> <p>・通所型パワーアップ教室</p>	<p>リハビリ職による訪問指導 * 通所型パワーアップ教室の利用者のうち必要な方に対し実施</p> <p>日常生活に支障のある生活行為を改善するために、下記プログラムを複合的に実施（3ヶ月） ・運動機能の向上・口腔機能の向上・栄養改善 等</p>

給付の条件	対象件数	申請	30年度予算 (千円)	負担率(%)									
				国	県	市	介護保険料						
<p>介護予防サービス計画を作成し、支給限度額管理を行うことが必要</p> <p>(単位：円/月)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要支援状態区分</th> <th>支給限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要支援 1</td> <td>50,030</td> </tr> <tr> <td>要支援 2</td> <td>104,730</td> </tr> </tbody> </table> <p>※支給限度額管理の対象サービス  ・介護予防訪問入浴介護 ・介護予防訪問看護 ・  介護予防訪問リハビリテーション ・介護予防通所  リハビリテーション ・介護予防福祉用具貸与 ・  介護予防短期入所生活介護 ・介護予防短期入所療  養介護 ・介護予防認知症対応型通所介護 ・介護  予防小規模多機能型居宅介護</p> <p>○介護予防サービス計画作成対象サービスについては、利用者の負担割合に応じて支給限度額の7割から9割を上限に給付する。</p> <p>○介護予防短期入所利用日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにする。</p> <p>○介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス利用時の食費・滞在費は、原則として利用者の自己負担となる。</p>	要支援状態区分	支給限度額	要支援 1	50,030	要支援 2	104,730	93,257件	指定介護予防 支援事業所等	711,000	25.0	12.5	12.5	50.0
要支援状態区分	支給限度額												
要支援 1	50,030												
要支援 2	104,730												
<p>○介護予防短期入所生活介護・介護予防短期入所療養介護利用に係る食費・滞在費は、市民税非課税世帯には負担軽減措置(負担限度額認定)がある。</p> <p>○介護予防認知症対応型共同生活介護は、要支援2の認定を受けた場合のみ利用可能</p>	264件	指定介護予防 支援事業所等	15,000	25.0	12.5	12.5	50.0						

給付の条件	対象件数	申請	30年度予算 (千円)	負担率(%)									
				国	県	市	介護保険料						
<p>介護予防ケアマネジメントを実施し、支給限度額管理を行うことが必要</p> <p>(単位：円/月)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支給限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業対象者・要支援 1</td> <td>50,030</td> </tr> <tr> <td>要支援 2</td> <td>104,730</td> </tr> </tbody> </table> <p>○介護予防ケアマネジメント実施対象サービスについては、利用者の負担割合に応じて支給限度額の7割から9割を上限に給付する。</p>	区分	支給限度額	事業対象者・要支援 1	50,030	要支援 2	104,730			1,165,088				
区分	支給限度額												
事業対象者・要支援 1	50,030												
要支援 2	104,730												
<p>介護予防ケアマネジメントを実施。  ・訪問型パワーアップ教室 3,000円/1回  ・通所型パワーアップ 4,375円/1回を給付する。</p>													

【その他の給付】

項 目	内 容	給 付 の 条 件
・福祉用具購入費の支給	福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排泄などのための用具（厚生労働大臣が定めるもの）の購入費の支給 ・腰掛便座 ・自動排泄処理装置の交換可能部品 ・入浴補助用具 ・簡易浴槽 ・移動用リフトの吊り具の部分	○指定特定福祉用具販売事業者・指定介護予防特定福祉用具販売事業者からの購入分に限る。 ○購入日時点で要介護・要支援認定が有効であること。
・住宅改修費の支給	手すりの取付けや段差解消などの小規模な住宅改修で、事前に申請して認められたものが対象 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・床材の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器等への取替え 等	○住所地にある住宅の改修であること。 ○着工時点で要介護・要支援認定が有効であること。 ○事前に申請を行い、支給対象として確認を受けていること。
・おむつ等介護用品購入費の支給	在宅の要介護者で、日常生活のうえで常におむつを必要とするときあらかじめ市が認めた人に対して、その購入に要した費用の一部を支給 ・紙おむつ ・布おむつ ・失禁パンツ ・おむつカバー ・尿取りパッド	○年度ごとに介護用品購入費受給資格申請をして、受給資格決定を受けていること。 ○購入日時点での介護用品購入費受給要件を満たしていること。 ○支給申請には、市が指定する領収証を添付すること。
・高額介護（介護予防）サービス費の支給	居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービス・介護予防サービス・地域密着型介護予防サービスを利用して月ごとに支払った保険給付対象サービスの利用者負担（1割から3割）が一定額を超えた場合、その超えた分を「高額介護（介護予防）サービス費」として申請により払い戻す。	○同じ世帯に介護サービス等を利用する人が複数いる場合、表の上限額が世帯全体の上限額となる。 ※1 利用者負担上限額に（個人）とある場合は、世帯全体の上限額は24,600円となる。 ※2 同じ世帯の全ての65歳以上の人の負担割合が1割の世帯に年間上限額（446,400円）を設定 ○給付額の減額措置を受けている期間の利用者負担額は支給の対象外
・高額医療・高額介護合算制度	世帯内の同じ医療保険被保険者の方全員が、1年間（毎年8月～翌年7月末）において支払われた医療保険と介護保険の自己負担額を合計して、著しく高額となり基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給する。	○医療保険と介護保険の自己負担額を合計して、基準額を超えた場合

【食費・居住費（滞在費）の負担軽減】

項 目	内 容	給 付 の 条 件
食費・居住費（滞在費）の負担限度額認定	短期入所サービスおよび施設サービスを利用する場合の食費・居住費（滞在費）については施設との契約により決定するが、市民税非課税世帯等の利用者については、申請により軽減を行い、補足的給付を行う（預貯金額等により制限あり）。	○市民税非課税世帯等 ○配偶者の市民税が非課税 ○預貯金等の勘案 （単身者 1,000万円） （夫婦 2,000万円）以下 ○給付額の減額措置を受けている期間の食費・居住費（滞在費）は軽減の対象外

給付の限度・基準	対象件数	申請	30年度予算 (千円)	負担率(%)					
				国	県	市	介護保険料		
支給限度基準額 10万円/年度 利用者の負担割合に応じて基準額の7割から9割を上限に支給する。ただし、同一年度で同一種目の購入は不可	1,456件	長寿福祉課 または各支所 東部・西部保健福祉センター	51,000	25.0	12.5	12.5	50.0		
支給限度基準額 20万円 利用者の負担割合に応じて基準額の7割から9割を上限に支給する。	1,596件	長寿福祉課 または各支所 東部・西部保健福祉センター	161,000	25.0	12.5	12.5	50.0		
支給限度基準額 最高48,000円/年度 基準額の9割を上限に支給	9,011件	長寿福祉課 または各支所 東部・西部保健福祉センター	171,000				100.0		
(単位:円/月)		長寿福祉課 または各支所 東部・西部保健福祉センター	700,991	25.0	12.5	12.5	50.0		
対象者								利用者負担段階	利用者負担上限額
生活保護受給者									15,000
市民税非課税世帯	高齢福祉年金受給者							第1段階	15,000 (個人)※1
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人							第2段階	15,000 (個人)※1
	利用者負担第1段階、第2段階以外の人							第3段階	24,600
課税市民税世帯	課税所得145万未満の人	第4段階	44,400 ※2						
	課税所得145万以上の人	第5段階	44,400						
※詳しくは長寿福祉課介護給付担当班へ		3,927件	国保年金課 または各支所	149,000	25.0	12.5	12.5	50.0	

給付の基準	対象件数	申請	30年度予算 (千円)	負担率(%)									
				国	県	市	介護保険料						
(単位:円/日)		25,010件	長寿福祉課 または各支所 東部・西部保健福祉センター	746,000	25.0	12.5	12.5	50.0					
利用者負担段階	居住費 (居室の種類により異なる)								食費				
	多床室								従来型個室	ユニット型個室	ユニット型個室		
第1段階	0								①320 ②490	490	820	+	300
第2段階	370								①420 ②490	490	820	+	390
第3段階	370								①820 ②1,310	1,310	1,310	+	650
第4段階	施設との契約により設定されます												
①特別養護老人ホーム、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護の場合													
②老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護の場合													
利用者負担第1段階…生活保護受給者・市民税非課税世帯で高齢福祉年金受給者													
利用者負担第2段階…課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の市民税世帯非課税者													
利用者負担第3段階…利用者負担第1段階・第2段階以外の市民税世帯非課税者													
利用者負担第4段階…市民税世帯課税者													

## (4) 地域包括支援センター

	地域包括支援センター名	住 所	電話番号
1	上野ヶ丘地域包括支援センター	金池町4丁目2番1号 フジタコーポ	513-5103
2	碩田地域包括支援センター	城崎町3丁目2-30 井上ビル101	560-0437
3	王子地域包括支援センター	王子南町9番25号	544-1223
4	大分西地域包括支援センター	東八幡4丁目6組 リバーサイド91 101号	576-8282
5	南大分地域包括支援センター	畑中7組1-2 コーポ矢野第2 102号	573-6688
6	城南・賀来地域包括支援センター	荏隈町2丁目2組	545-1030
7	城東地域包括支援センター	大津町2丁目1番41号 大分県総合社会福祉会館1階	558-6285
8	滝尾地域包括支援センター	下郡東1丁目3番15号	567-1720
9	明野地域包括支援センター	明野東1丁目1-1 あけのアクロスタウン一番街1階	529-5705
10	原川地域包括支援センター	高松1丁目2番2号 R73番館103	547-8201
11	鶴崎地域包括支援センター	北鶴崎2丁目7番7号	594-1501
12	大東地域包括支援センター	松岡5461番地1 モンベル安達103号	528-7660
13	東陽地域包括支援センター	常行450番地	524-0892
14	大在地域包括支援センター	大在中央1丁目4番13号B	528-9295
15	坂ノ市地域包括支援センター	坂ノ市南3丁目4番35号	592-6686
16	穂田地域包括支援センター	上宗方590番地の10 日生第3マンション103号	542-7147
17	穂田西地域包括支援センター	富士見が丘東2丁目27番2号	576-7573
18	穂田南地域包括支援センター	田尻659番地	547-7886
19	穂田東地域包括支援センター	鴛野929番地の7 ユタカビル1階	568-3310
20	竹中・判田地域包括支援センター	中判田1593番地 コンフォート山下D棟102号	597-4111
21	戸次・吉野地域包括支援センター	中戸次4577番地3	586-7170
22	野津原地域包括支援センター	野津原字久保1505番地1	586-4020
23	佐賀関・神崎地域包括支援センター	佐賀関2174番地1	575-0337

職員配置	業 務
主任ケアマネジャー 社会福祉士 保健師	<p>地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口です。地域で暮らす高齢者のみなさんが、いつまでも健やかに住み慣れた地域で過ごせるよう、介護・福祉・保健・医療などさまざまな面から支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域ごとに設置               <ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校区を基本として、大分市内に23ヵ所設置しています。</li> </ul> </li> <li>●地域包括支援センターの役割               <ol style="list-style-type: none"> <li>①身体の機能や体力に不安がある人や、今の健康を維持したい人へ介護予防の取り組みの支援を行います。</li> <li>②高齢者やその家族の介護・福祉・保健・医療に関する相談を受け、必要なサービスを紹介します。</li> <li>③高齢者が安心して暮らせるよう、消費者被害等の相談を受けるほか、成年後見制度の紹介や虐待事例の早期対応をします。</li> <li>④高齢者を支える地域のケアマネジャーの支援のほか、高齢者にとって暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関と連携を取りながら支援します。</li> </ol> </li> </ul>

### 3 障がい者福祉

#### (1) 障害基礎年金・特別障害給付金

実施区分	年金の種類	実施年月日	支給の条件	
			区分	手当の額
国	障害基礎年金 (拠出制)	S 61. 4. 1	1. 障がいの原因となった傷病の初診日が国民年金の被保険者期間中であるとき、または、被保険者であった人が日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満であるとき（老齢基礎年金を繰り上げて受給している人を除く） 2. 障害認定日（初診日から1年6ヵ月を経過した日、または1年6ヵ月以内に症状が固定した日）以降に障がいの程度が国民年金法施行令で定める1級または2級の状態であること <b>【保険料納付要件】</b> 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて2/3以上であること（平成38年3月31日以前に初診日があるときは、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がなければよい。）	
	障害基礎年金 (無拠出制)	S 61. 4. 1	初診日が20歳前で、障がいの程度が国民年金法施行令で定める1級または2級の状態にある20歳以上の人	
	特別障害給付金	H 17. 4. 1	<b>◆対象</b> ① 平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生 ② 昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合などの加入者）などの配偶者 <b>※</b> ①②の人で、当時、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級または2級相当の障がいに該当する人（原則として、65歳の誕生日の前々日までに請求しなければなりません。） <b>※</b> 障害基礎年金や障害厚生年金などを受給することができる人は対象になりません。	

#### (2) 障害者福祉手当

実施区分	項目	実施年月日	支給の条件			
			区分	障がい程度の等級	手当の額	
市	障害者福祉手当	S 47. 4. 1 H 18. 9. 1 改正	身体障がい者	18歳未満	1級～2級	年 19,200円
				18歳以上	3級～4級	年 15,600円
					5級～6級	年 12,000円
			1級～2級		年 14,400円	
			3級～4級	年 9,600円		
			5級～6級	年 6,000円		
		知的障がい者	18歳未満	A 1～B 2	年 19,200円	
			18歳以上	A 1～B 2	年 14,400円	
精神障がい者	18歳未満	1級～3級	年 19,200円			
	18歳以上	1級～3級	年 14,400円			

所得制限	年金額 支給額 (H30.4月時点)	29年度実績 (受給権者数)	請求	参考事項
なし	1級 974,125円  2級 779,300円  子の加算額 1・2人目 224,300円/人 3人目以降 74,800円/人	新法: 7,822人 旧法: 170人	国民年金室 (本庁舎1階10番窓口)	年6回支給  2.4.6.8.10.12月の15日 (土・日曜日、祝日の場合は前日)  支払 郵便局・銀行
本人 年間所得 (扶養0の場合) 全額停止 4,621,000円 一部支給停止 3,604,000円 扶養1人につき 380,000円				
あり  お問い合わせください	1級 月額 51,650円  2級 月額 41,320円	58人	国民年金室 (本庁舎1階10番窓口)	年6回支給  2.4.6.8.10.12月の15日 (土・日曜日、祝日の場合は前日)  支払 郵便局・銀行

件		対象者数 [29年度延べ] [支給人数]	参考事項	30年度予算	負担率		
所得制限	その他の必要事項				国	県	市
本人が市民税課 税の場合 支給停止	本市居住者で障 害者手帳所持者。 但し国の障害手 当受給者および 施設入所者で公 的年金受給者を 除く。	175人 95人 53人 13,005人 12,441人 4,237人 1,621人 3,694人 341人 6,660人	(問い合わせ) 障害福祉課 または各支所 東部・西部保健 福祉センター 今市除く連絡所 (支給) 年2回8, 2月	千円   270,000			単独



(3) 重度障害者福祉手当

実施区分	項目	実施年月日	支給の条件
国・市	特別障害者手当	S 61. 4. 1	著しく重度の障がい等があり、日常生活において常時特別の介護を要する方（20歳以上） ※施設入所者、3ヵ月を越えて入院している人を除く。
	障害児福祉手当	S 61. 4. 1	重度の障がい等があり、日常生活において常時介護を要する方（20歳未満） ※施設入所者を除く。
	福祉手当 （経過措置）	S 50. 10. 1 (S 61. 4. 1)	重度の障がい等があり、日常生活において常時介護を要する方（20歳以上） ※施設入所者、特別障害者手当の受給者、障害年金等障がいを理由とする給付を受けている人を除く。
国	特別児童扶養手当	S 37. 1. 1	目や耳や手足の不自由な児童、知的障がいや内部障がいのため、日常生活において常に介護を必要とする児童を監護している父母又は養育者に支給する。 ※監護される児童は20歳未満であること。ただし、施設入所者を除く。

(4) 障害者医療費助成

実施区分	区分 施策	実施年月日	支給額	条件	
				対象範囲	所得制限
県・市	障害者医療費助成	S 49. 7. 1	健保自己負担分 (ただし、ひと月のひとつの医療機関等での負担額が1,000円未満の場合、助成対象外)	身体障がい者 1級～3級  知的障がい者 A 1、A 2、 B 1、B 2  精神障がい者 1級	老齢福祉年金に準ずる所得制限あり

所得額	手当額	申請	参考事項	30年度 予算	負担率		
					国	県	市
本人 扶養0人のとき 3,604,000円 扶養1人増すごとに 380,000円を加算 配偶者及び扶養義務者 扶養0人のとき 6,287,000円 扶養1人のとき 6,536,000円 1人増すごとに 213,000円を加算	月額 26,940円 (H30.4.1現在)	障害福祉課 または各支所 東部・西部保健 福祉センター 今市除く連絡所	銀行振替で 年4回支給  5.8.11. 2月	千円  274,000	$\frac{3}{4}$		$\frac{1}{4}$
	月額 14,650円 (H30.4.1現在)						
	月額 14,650円 (H30.4.1現在)						
本人 扶養0人のとき 4,596,000円 扶養1人増すごとに 380,000円を加算 配偶者及び扶養義務者 扶養0人のとき 6,287,000円 扶養1人のとき 6,536,000円 1人増すごとに 213,000円を加算	月額  1級 51,700円 (H30.4.1現在)	障害福祉課 または各支所 東部・西部保健 福祉センター 今市除く連絡所	振替で 年3回支給  4.8.11月	2,150	$\frac{10}{10}$		
	2級 34,430円 (H30.4.1現在)						

その他	対象者数	申請	30年度予算	負担率		
				対象者	県	市
申請により 受給者証交付	13,632人 (H30.4月現在)	障害福祉課 または各支所 東部・西部保健 福祉センター	千円  1,280,000	身障 1・2級 療育 A1・A2 精神 1級		
				身障 3級 療育 B1・B2		単独

(5) 障がい者（児）福祉施策

実施区分	給付の種類	実施年月日	サービス名称	内 容	条 条
					対 象
国・県・市	介護給付	H18.10.1	居宅介護（ホームヘルプ）	障がい者等につき、居宅において、入浴や排せつ及び食事等の介護、調理や洗濯等の家事並びに生活等に関する相談及び助言等を行います。	障がい児 知的障がい者 身体障がい者 精神障がい者 難病患者等  ※同行援護は身体障がい者（児）のうち視覚障がいのある方を対象とします。
			重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい、精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者につき、居宅において入浴や排せつ等の介護、調理や洗濯等の家事、外出時の移動中の介護を総合的に行います。	
			同行援護（H23.10.1～）	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時に、移動に必要な情報の提供や移動の援護等必要な援助を行います。	
			行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し常時介護を要する障がい者等につき、行動する際の必要な援護、外出時における移動中の介護等を行います。	
			短期入所（ショートステイ）	居宅において介護を行う者の疾病等の理由により、施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等につき、短期間入所できます。	
	日中活動	H18.10.1	療養介護	医療に必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。	18才以上の 知的障がい者 身体障がい者 精神障がい者 難病患者等
			生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創造的活動などの機会を提供します。	
			施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。	
	訓練等給付	H18.10.1	自立訓練（機能・生活・宿泊型）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練をします。	
			就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会を提供、知識や能力の向上のための訓練をします。	
			就労継続支援A型・B型	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。	
			共同生活援助（グループホーム）	地域で共同生活を営む人に、居住における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助をします。	
			自立生活援助	定期的な訪問や障がい者からの相談・要請があった際に、助言や医療関係機関等との連絡調整などの必要な支援を行います。	
	その他	H30.4.1	就労定着支援	就労移行支援等を利用し、一般就労後6月を経過した人に対し、引き続き就労の継続を図るため、一定の期間にわたり事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。	

件		対象者数等	申 請	30 年 度 予 算	負 担 率		
所得制限	そ の 他				国	県	市
な し	被 保 護 世 帯 及 び 非 課 税 世 帯 無 料 そ の 他 は 一 割 負 担 ※ 月 額 上 限 額 あ り	645人 (H30. 3 月実利用者数)	障 害 福 祉 課	千円 638,000	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
		30人 (H30. 3 月実利用者数)		322,000			
		110人 (H30. 3 月実利用者数)		84,000			
		74人 (H30. 3 月実利用者数)		69,000			
		196人 (H30. 3 月実利用者数)		90,000			
		79人 (H30. 3 月実利用者数)		248,000			
		855人 (H30. 3 月実利用者数)		2,044,000			
		458人 (H30. 3 月実利用者数)		600,000			
		64人 (H30. 3 月実利用者数)		82,000			
		117人 (H30. 3 月実利用者数)		178,000			
		1,710人 (H30. 3 月実利用者数)		2,450,000			
		491人 (H30. 3 月実利用者数)		702,000			
		H30. 4 月施行のため 実績なし		700			
		H30. 4 月施行のため 実績なし		71,000			

実施区分	給付の種類	実施年月日	サービス名称	内 容	条			
					対 象			
国・ 県・ 市	地域相談支援給付	H24. 4. 1	地域移行支援	施設に入所している障がい者等について、住居の確保など地域での生活に移行するための活動に関する相談など必要な支援を行います。	18才以上の障がい者 知的障がい者 身体障がい者 精神障がい者 難病患者等			
			地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者について、常時連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。				
	障害児通所支援給付	H24. 4. 1	児童発達支援	就学前の児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	18歳未満の障がい児 難病患者等			
			医療型児童発達支援	肢体不自由児に対して、指定された医療機関において、児童発達支援や治療を行います。				
			放課後等デイサービス	在学中の児童に対して放課後や学校の休業日に施設に通わせ生活能力向上のための訓練や社会との交流促進などの提供を行います。				
		保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。					
		H30. 4. 1	居宅訪問型児童発達支援	医療的ケア児等であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅訪問して発達支援を行います。				
	補装具	S24.12.26	補装具の交付・修理	日常生活において体の不自由を補うため補装具の交付（修理）を行う。 盲人安全杖、義肢、義眼、装具類、眼鏡、車イス（電動）、歩行補助つえ（一本杖を除く）、補聴器等	身体障害者手帳所持者 ・ 難病患者等			
				自立支援医療	S33.11.26	自立支援医療の給付（更生医療）	手術などにより不自由な機能が改善される場合の医療給付を行う。 目・耳・肢体・心臓の手術、人工透析（腎臓機能障害）腎移植、肝移植等	身体障害者手帳所持者
					H18. 4. 1	自立支援医療の給付（育成医療）	手術などにより不自由な機能が改善される場合の医療給付を行う。	18才未満の障がい児
国・ 県		H18. 4. 1	自立支援医療の給付（精神通院）	精神科の病気（てんかんの方も含む）で通院している場合に、その医療費の一部を公費で負担する。	通院による治療が継続して必要な方			
国・ 県・ 市		S47. 7. 18	日常生活用具の給付	重度の障がい者の日常生活を容易にするため日常生活用具の給付を行う。 給付…特殊寝台、ファックス、点字図書、盲人用体重計、携帯用会話補助装置、拡大読書器、入浴補助用具、ストマ等 *用具の種類ごとに対象となる障がいの区分程度が異なります。	身体障害者手帳所持者 ・ 療育手帳所持者 難病患者等			
市		H8. 6. 1	緊急通報システム	ひとり暮らしなどの重度身体障がい者が緊急の際、ペンダントボタンを押すことにより通報センターに連絡され、近隣の協力者が適切な対応をします。	身体障害者手帳1・2級所持者 (おおむね18歳以上)			
		S49. 4. 1	自動車改造費	就労等に伴い身体障がい者が自ら所有し運転する自動車の操向装置等を改造する必要がある場合、その費用の一部を10万円を限度として助成します。 ※改造前の申請が必要です。	身体障害者手帳所持者			

件		対象者数等	申請	30年度 予算	負担率		
所得制限	その他				国	県	市
なし	なし	2人 (H30.3月実利用者数)	障害福祉課	千円	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
		2人 (H30.3月実利用者数)		1,000			
なし	被保護世帯及び 非課税世帯無料 その他は一割負担 ※月額上限あり	302人 (H30.3月実利用者数)	障害福祉課	400,000	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
		0人 (H30.3月実利用者数)		100			
		720人 (H30.3月実利用者数)		1,550,000			
		3人 (H30.3月実利用者数)		2,500			
		H30.4月施行のため 実績なし		80,000			
本人及び配偶者の 市民税所得割額が46万 円未満	被保護世帯及び 非課税世帯無料 その他は一割負担 ※月額上限あり	1,251件 (延べ件数)	障害福祉課 または各支所 東部・西部保健 福祉センター 今市除く連絡所	140,000	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
市民税所得割額が 23万5千円未満 ※H22年度税制改 正前の税額 ただし高額治療継 続者(重度かつ継 続に該当する方) は受給可	被保護世帯は無料 その他は一割負担 ※月額上限あり	917人 (受給者数)	障害福祉課 または 東部・西部保健 福祉センター	865,000	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
		190人 (受給者数)		30,000	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
		7,645人 (受給者数)		—	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	
	給付については 被保護世帯無料  その他は課税状況によ り一部負担軽減あり	9,762件 (延べ件数)	障害福祉課 または各支所 東部・西部保健 福祉センター 今市除く連絡所	130,000	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
	設置について 所得税非課税世帯無料 所得税課税世帯は自己 負担あり	—	障害福祉課	280			単独
特別障害者手 当の所得制限 限度額を超え ない者		26人	障害福祉課	3,000			単独

実施区分	給付の種類	実施年月日	サービス名称	内 容	条
					対 象
市		S57. 4. 1	自動車運転免許取得助成	身体障がい者が1種普通自動車運転免許を取得する場合、免許取得に要した費用の $\frac{1}{2}$ 以内で10万円を限度として助成します。	身体障害者手帳所持者
国・県・市		H26. 4. 1	意思疎通支援事業	聴覚障がい者が医療機関、公的機関等で意思の伝達をするために必要な場合や、大会等の主催者でその開催について必要とする場合に派遣を行う。	聴覚障がい者及び大会等の主催者
		H25. 4. 1	盲ろう者通訳介助員派遣	視覚及び聴覚に重複障がいがある人に対して、第三者との意思疎通に係る通訳支援と移動の介助を行う。 (年間240時間を限度)	視覚障がい及び聴覚障がいの重複による障がいの程度が2級以上の人
市		S55. 6. 1	大分市障害者タクシー料金に対する助成	重度の心身障がい者にタクシー料金の割引券を交付する。 ①小型タクシー利用券綴 (500円券 30枚) ②福祉タクシー " (500円券100枚) ③リフト付福祉タクシー " (500円券100枚) ④リフト付福祉タクシー " (2,500円券 30枚) いずれか1冊 ※②③車を常用していること、かつ肢体不自由1・2級(上肢障害のみを除く)または内部障害1級であること。	身体障がい者 ・視覚1・2級 ・肢体1・2級 (上肢のみを除く) ・内部1級 知的障がい者A1・A2 精神障がい者1級 (写真つきに限る)
		S49. 4. 1	在宅心身障害者住宅設備改造費助成	在宅の心身障がい者(児)のために住宅設備を改造する場合、その費用の $\frac{2}{3}$ の額(ただし限度額まで)を補助します。 玄関・台所・便所・浴室・廊下・居室など ※改造前の申請が必要です。	身体障がい者1級～3級 (手帳の内容によります) 知的障がい者A1 A2
		S54. 6. 1	自動車運転免許取得補講料補助	身体障がい者が運転免許を取得する場合、30,000円を限度として補講料を助成します。 ※免許取得の助成対象者に限ります。	身体障害者手帳所持者
国・県・市	地域生活支援事業	H18. 10. 1	移動支援	屋外での移動が困難な障がい者(児)について、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援を行います。	障がい者 知的障がい者 身体障がい者 精神障がい者 難病患者等
			地域活動支援センターⅡ型	デイサービスとして地域における雇用が困難な在宅の障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等サービスを提供します。	
			地域活動支援センターⅢ型	地域の障がい者等のための援護対策として、通所による援護を行っています。	
			日中一時支援	家で介護を行う人が病気など家庭における介護が一時的に困難になった場合に、施設へ預けることができます。	
			訪問等入浴サービス	居宅における入浴が困難な方に対し、入浴サービスの提供を行います。	
市			生活サポート	地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的に、障害者総合支援法による介護給付や訓練等給付のサービスを受けることができない場合、日常生活に関する支援を行います。	

件		対象者数等	申請	30年度 予算	負担率		
所得制限	その他				国	県	市
		6人	障害福祉課	千円 1,000			単独
なし	営利目的、政治的行為及び宗教的目的を除く	1,210回 (派遣回数)	(大会主催者) 障害福祉課 (個人) 大分県聴覚 障害者協会	9,028	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
なし	営利目的、政治的行為及び宗教的目的を除く	164回 (派遣回数)	大分県聴覚 障害者協会	1,757	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
	平成18年4月1日より、有料道路通行料金の割引または、自動車税、軽自動車税の減免を受けている方は、タクシー利用券交付対象外。	小型タクシー 44,878枚 福祉タクシー 25,232枚 リフト付福祉タクシー 20,236枚 (利用枚数)	障害福祉課 または各支所 東部・西部保健 福祉センター 今市除く連絡所	66,000			単独
所得税14万円以下の世帯 ※H22年度税制改正前の税額	自己負担あり。ただし被保護世帯は上限金額まで自己負担なし。	32人 (受給者数)	障害福祉課	23,000			単独
		4人 (受給者数)	障害福祉課	300			単独
なし	被保護世帯及び非課税世帯無料 その他は一割負担 ※月額上限額あり	417人 (H30.3月実利用者数)	障害福祉課	104,000	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
		78人 (H30.3月実利用者数)		70,000			
		7人 (H30.3月実利用者数)		3,500			
		92人 (H30.3月実利用者数)		40,000			
		24人 (H30.3月実利用者数)		28,000			
		0人 (H30.3月実利用者数)	100			単独	



実施区分	施策	実施年月日	事業内容	対象	
				対	象
市	福祉電話設置	S50. 3. 5	外出困難な在宅の重度身体障がい者に電話を無料で設置し、通信・電話料の一部を助成する。	身体障害者手帳所持者 1級・2級	
	電信電話料補助	S53. 4. 1	生活保護を受けている外出困難な在宅の重度身体障がい者で既設の電話を持っている者に、通信・電話料の一部を補助する。		
	点字タイプライター貸出し	S56.12. 1	点訳奉仕者に貸し出す。	点字講習会を受講し、終了した人	
	食の自立支援	H15. 7. 1	おおむね65歳未満のひとり暮らしの障がい者または障がい者のみの世帯等で調理をすることが困難な者に対して栄養バランスのとれた食事をとどける。	身体障害者手帳1・2級 療育手帳保持者 精神保健福祉手帳保持者	
国・県・市	自立生活促進事業	H13. 4. 1	在宅の知的障がい児（者）が、住み慣れた地域で社会的自立を図るため、生活訓練を実施する。	知的障がい児（者）	
市	通所施設利用者への交通費助成	H22. 4. 1	自宅から公共交通機関を利用して施設に通所し、1ヶ月の交通費が基準額を超えると一部を助成する。（上限あり）	精神障がい者	
	重度障害者入院時コミュニケーション支援事業	H22. 4. 1	発語困難等のある重度障がい者が入院した際に、医療機関へコミュニケーション支援員を派遣し、医療従事者との意思疎通を支援する。	身体障がい者	

(6) 相談業務・手話通訳

種類	所在地	相談員数	業務	相談日	30年度予算	負担率		
						国	県	市
手話通訳	障害福祉課	1人	来庁者への手話通訳	土・日曜日、祝日を除く 午前8時30分～午後6時	千円 2,634	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
	鶴崎市民行政センター (東部保健福祉センター)	1人		毎週月・金曜日 午前10時～午後3時	2,144	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
	穂田市民行政センター (西部保健福祉センター)	1人		毎週火・金曜日 午前10時～午後3時				
	明野支所	1人		毎週月・水曜日 午前10時～午後3時				
ろうあ者相談	障害福祉課	1人	ろうあ者との相談業務	土・日曜日、祝日を除く 午前8時30分～午後6時	—			単独
精神障がい者相談	障害福祉課	2人	精神障がい者に関する相談	土・日曜日、祝日を除く 午前8時30分～午後6時	—			単独
聴覚障がい者相談	市民相談室	1人	聴覚障がい者に関する相談	毎週金曜日 午前10時～午後3時	240			単独
知的障がい者相談	市民相談室	1人	知的障がい者に関する相談	毎週火曜日 午前10時～午後3時 (第4火曜日は午後0時まで)	240			単独

件		対象者数等	申請	30年度 予 算	負 担 率		
所得制限	そ の 他				国	県	市
所得税非課税世帯	※新規受付はしていません。	10人 (利用者数)	障害福祉課	千円 281			単独
生活保護世帯		9人 (受給者数)		190			
		—	障害福祉課	—			
	1食あたり400円ほどの自己負担で週6回受給できます。	31,513食 (配食数)	障害福祉課	12,000			単独
		490人 (延べ利用者数)	各実施施設	5,264	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
		472件 (延べ件数)	障害福祉課	2,300			単独
	非保護世帯及び非課税世帯無料その他は一部負担※月額上限有り	1人 (利用者数)	障害福祉課	750	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$

#### 大分市障がい者相談支援センター

- ◆対象者 障がい者とそのご家族
- ◆内 容 障がいの特性に起因して生じた緊急の事態に対し、支援が必要な場合の緊急相談や障がいに関する相談や障がい者福祉サービスの利用援助等を行う。
- ◆場 所 王子新町5番1号 大分西部公民館併設
- ◆利用方法 電話、来所、訪問による相談に、年中無休で対応
  - ◇緊急相談（午前9時～午後9時 ※ 土日祝日年末年始は午後6時まで）
    - ・緊急相談専用ダイヤル「あんしんコール」（☎ 529-7299）
  - ◇緊急以外の相談（午前9時～午後6時）
    - ・主に身体障がいのある方 「さざんか」（☎ 576-8887 FAX 576-7554）
    - ・主に知的障がいのある方 「コーラス」（☎ 576-8888 FAX 579-6886）
    - ・主に精神障がいのある方 「きぼう21」（☎ 576-8889 FAX 546-2158）

#### 障害者就業・生活支援センター「大分プラザ」

- ◆対象者 障がい者で就職又は生活支援を希望する方。※支援を受けるためには登録が必要です。
- ◆内 容 就業支援部門 ・離職した障がい者の就業に関する相談
  - ・公共職業安定所、事業主との調整等求職活動の支援
  - ・就業準備訓練をあっせんし、職場実習先との調整
  - ・就職後の障がい者に対する助言や事業主への雇用管理等の助言
 生活支援部門 ・障がい者の生活上の相談や日常生活又は社会生活に必要な支援（金銭や衣食住に関することなど、家庭訪問も行います。）
- ◆場 所 金池南1丁目9番5号（☎ 574-8668 FAX 574-8667）
- ◆利用方法 電話、来所、訪問（午前8時15分～午後5時15分）

#### 高齢重度聴覚障害者生活支援訪問事業

- ◆対象者 市内に住所を有する60歳以上の単身の聴覚障がい者または聴覚障がい者のみの老夫婦世帯
- ◆内 容 生活支援員が対象者宅を訪問し、各種制度等の情報提供や、相談活動を行う。
- ◆場 所 大津町1丁目9番5号 社会福祉法人大分県聴覚障害者協会（☎ 551-2152 FAX 556-0556）

(7) 点字・手話講習会

実施区分	種類	所在地
大分市社会福祉協議会	点字講習会 (点訳奉仕者養成講座)	J:COMホルトホール大分 4階「ボランティアルーム」 (金池南1丁目5番1号)
	朗読奉仕者養成講座	J:COMホルトホール大分 4階「ボランティアルーム」 (金池南1丁目5番1号)
社会福祉法人 大分県聴覚障害者協会	手話講習会 (手話奉仕員養成講座)	大分県総合社会福祉会館 (大津町2丁目1-41) 大分県聴覚障害者センター (大津町1丁目9-5)
社会福祉法人 大分県聴覚障害者協会	盲ろう者向け通訳・ 介助者養成講座	大分県聴覚障害者センター (大津町1丁目9-5)

(8) おもちゃライブラリー (大分市王子新町5-1 大分市障がい者相談支援センター内)

心身に障がいをもつ子どもたちの「みる」「きく」「ふれる」といった機能や感覚を養い、情緒の発達を促すため、パズルやブロック・ぬいぐるみ等のおもちゃを貸し出します。

開館日 月～金曜日 午前9時30分～12時 午後1時～4時30分

休館日 毎週土・日曜日、祝日、年末年始 (12月29日～1月3日)

(9) 大分市成年後見センター (J:COMホルトホール大分 3階)

知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が十分でない方の権利援護を目的に、法律的に保護・支援する「成年後見制度」の利用促進を図ります。

- ・開設時間 月～土曜日 午前9時～午後6時
- ・電話番号 547-7774
- ・休所日 日曜日及び毎月第2・第4月曜日、国民の祝日、年末年始

(10) 援 護

実施	援護の種類	内 容	
国 ・ 県 ・ 市	身体障害者	身体障害者手帳	肢体不自由、視覚・聴覚・平衡機能・音声・言語・そしゃく・内部障がいのある者の障害程度に応じて交付する。
		更生・相談	自立支援医療、施設への紹介
	知的障害者(児)	援 護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NHK放送受信料の減免 全額免除(市民税非課税世帯)、半額免除(受信契約者が世帯主で1・2級もしくは視覚・聴覚障害者)</li> <li>・有料道路通行料金の割引</li> <li>・自動車税、軽自動車税、自動車取得税の減免</li> <li>・所得税、市県民税の控除……特別障害者控除、障害者控除</li> <li>・心身障害者扶養共済……心身障がい者の保護者が加入後に死亡又は重度障がいとなったとき、心身障がい者に月額2万円(2口加入者は月額4万円)の年金を支給</li> <li>・JR旅客運賃、バス料金、航空運賃、船舶運賃、タクシー料金の割引</li> </ul>
		療 育 手 帳	児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障がいと判定された者に対して交付する。
	精神障害者	援 護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NHK放送受信料の減免 全額免除(市民税非課税世帯)、半額免除(受信契約者が世帯主でA1・A2)</li> <li>・有料道路通行料金の割引 (A1、A2の方のみ)</li> <li>・自動車税、軽自動車税、自動車取得税の減免 (A1、A2の方のみ)</li> <li>・所得税、市県民税の控除……特別障害者控除、障害者控除</li> <li>・心身障害者扶養共済……身障者の場合と同じ</li> <li>・JR旅客運賃、バス料金、航空運賃、船舶運賃、タクシー料金の割引</li> </ul>
		精神障害者 保健福祉手帳	大分県において、精神障がいと判定された者に対して交付する。
	援 護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NHK放送受信料の減免 全額免除(市民税非課税世帯)、半額免除(受信契約者が世帯主で1級)</li> <li>・自動車税、軽自動車税、自動車取得税の減免 (1級の方のみ)</li> <li>・所得税、市県民税の控除……特別障害者控除、障害者控除</li> <li>・心身障害者扶養共済……身障者の場合と同じ</li> <li>・バス料金、船舶運賃の割引</li> </ul>	

開催日時等			
	毎週木曜日	13時30分～16時	
(9月～1月)	第2・第4水曜日	13時30分～15時30分	
入門・基礎講座(4月～3月)	毎週木曜日	18時30分～20時30分	大分県総合社会福祉会館
	毎週金曜日	10時～12時	大分県聴覚障害者センター
	毎週土曜日	10時～12時	大分県総合社会福祉会館
基礎講座(4月～9月)	毎週火曜日	10時～12時	大分県聴覚障害者センター
新規登録者講座(6月2日～8月25日)	毎週土曜日	13時～15時	大分県聴覚障害者センター
7月～9月 計10回	土曜日	9時～17時	大分県聴覚障害者センター
	日曜日	9時～17時	大分県聴覚障害者センター

<おもちゃライブラリー利用状況等>

年度	貸出数	利用者数	在庫数
25年度	313件	1,531人	1,172点
26年度	302件	1,573人	1,192点
27年度	236件	1,192人	1,191点
28年度	204件	604人	1,212点
29年度	161件	629人	979点

参 考
<p>援護を受けられる方は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所有者のうちの特定の対象者に限ります。</p>

## (11) 行 事

行事名		年 度				
		25	26	27	28	29
障害者福祉の つどい	金 額	550千円	2,119千円	2,282千円	2,239千円	703千円
	参加者	台風接近の ため中止	2,000人	2,000人	2,000人	台風接近の ため中止
	場 所		大分いこいの道	大分いこいの道	大分いこいの道	
知的障害児(者) 交 流 会	金 額	2,841千円	2,799千円	2,697千円	2,784千円	2,800千円
	参加者	861人	849人	744人	804人	846人
	場 所	大分文化会館	ホルトホール	ハーモニーランド	ホルトホール	ホルトホール

## (12) 障がい者（児）福祉関係参考資料

## ・身体障害者手帳所持者数

(単位：人) (平成30年4月1日現在)

障がい者 級	視 覚		聴覚音声等		肢 体		内 部		計		計
	成 人	児 童	成 人	児 童	成 人	児 童	成 人	児 童	成 人	児 童	
1 級	321	6			895	79	3,276	84	4,492	169	4,661
2 級	465	2	512	26	2,301	75	25	0	3,303	103	3,406
3 級	75	0	288	7	2,610	25	1,826	26	4,799	58	4,857
4 級	59	0	345	5	3,174	7	1,170	8	4,748	20	4,768
5 級	157	4	0	0	1,957	11			2,114	15	2,129
6 級	101	1	694	13	386	5			1,181	19	1,200
合 計	1,178	13	1,839	51	11,323	202	6,297	118	20,637	384	21,021
	1,191		1,890		11,525		6,415		21,021		

(18歳未満を児童とする)

## ・療育手帳所持者数

(単位：人) (平成30年4月1日現在)

区 分	A 1	A 2	B 1	B 2	計
18 歳 未 満	127	201	239	496	1,063
18 歳 以 上	416	490	655	1,199	2,760
計	543	691	894	1,695	3,823

## ・精神障害者保健福祉手帳所持者

(単位：人) (平成30年4月1日現在)

区 分	1 級	2 級	3 級	計
18 歳 未 満	1	203	16	220
18 歳 以 上	193	2,475	991	3,659
計	194	2,678	1,007	3,879

・手帳所持者数の推移

(単位：人)

区 分 \ 年 度	25	26	27	28	29
身体障害者手帳	21,106	21,106	21,139	21,085	21,021
療 育 手 帳	3,270	3,440	3,631	3,750	3,823
精神障害者保健福祉手帳	2,732	3,030	3,248	3,576	3,879
計	27,108	27,576	28,018	28,411	28,723

・身体障がい者補装具等給付状況

(単位：件)

種 類 \ 年 度	25	26	27	28	29
補装具（一般）	945	957	953	976	960
補装具（児童）	267	249	317	286	291
更生医療	881	913	1,007	894	917
日常生活用具	8,082	8,490	8,951	9,336	9,762

・自立支援医療費（精神通院）支給認定申請状況

(単位：人)

年度	総 数	男	女	疾 患 別						
				総合失調症	てんかん	うつ病	躁うつ病	中毒症	脳器質性	その他
25	6,294	2,868	3,426	2,055	438	2,117	288	90	53	1,253
26	6,712	3,060	3,652	2,142	492	2,278	318	94	61	1,327
27	6,470	2,976	3,494	1,964	492	2,069	337	96	52	1,460
28	7,052	3,309	3,743	2,033	526	2,251	377	109	62	1,694
29	7,645	3,576	4,069	2,169	579	2,407	445	114	91	1,840

・障害者医療費助成状況

(単位：人)

区 分 \ 年 度	25	26	27	28	29
身体障がい者 (1級～3級)	11,511	11,526	11,349	11,202	11,060
知的障がい者 (A1～B2)	2,054	2,128	2,243	2,357	2,425
精神障がい者 (1級)	123	133	132	146	147

・障がい者在宅福祉サービス実施状況

区 分 \ 年 度	25	26	27	28	29
居 宅 介 護 等	164,362回	152,172回	145,866回	158,701回	164,850回
移 動 支 援	18,348回	19,779回	20,131回	23,467回	21,155回
入 浴 サ ー ビ ス	21人	22人	19人	26人	31人
手話通訳者派遣	1,574回	1,431回	1,324回	1,218回	1,150回

・障害者福祉手当支給状況

(単位：人)

区 分 \ 年 度	25	26	27	28	29	
18歳未満	1・2級	189	208	210	191	175
	3・4級	98	86	88	92	95
	5・6級	51	53	52	51	53
18歳以上	1・2級	13,265	13,367	13,446	13,174	13,005
	3・4級	12,437	12,610	12,649	12,546	12,441
	5・6級	3,829	3,994	4,155	4,177	4,237
18歳未満	知的障がい者	1,243	1,348	1,460	1,594	1,621
18歳以上	知的障がい者	3,267	3,394	3,486	3,596	3,694

(人数は8月、2月に支給した延人数で算出)

・特別児童扶養手当支給状況

(単位：人)

区 分 \ 年 度	25	26	27	28	29
特別児童扶養手当	758	783	822	925	1,032

・特別障害者手当等支給状況

(単位：人)

年度	25	26	27	28	29
区分					
特別障害者手当	508	515	581	621	645
障害児福祉手当	269	264	274	316	336
福祉手当(経過措置)	23	22	22	22	22

(13) 障がい者福祉サービス等の種類

種類	設置目的
救護施設	身体上又は精神上著しい障がいがあるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行う。
身体障がい者福祉ホーム	身体上の障がいのため家庭において日常生活を営むのに支障のある者に対し、低額な料金で日常生活に適するような居室、その他の設備を利用させる。
点字図書館	無料又は低額の料金で点字刊行物を視覚障がい者の求めに応じて閲覧させる。
身体障がい者福祉センター	各種相談、機能回復訓練、スポーツ、レクリエーション等の指導を行うとともにそのために必要な便宜を提供する。
地域活動支援センターⅡ型	地域における雇用が困難な在宅の障がい者に、機能訓練、社会適応訓練、入浴等サービスを行う。
地域活動支援センターⅢ型	地域の障がい者等のための援護対策として、通所による援護を行う。
知的障がい者福祉ホーム	就労(福祉的就労を含む)をしているものの、家庭環境・住宅事情等の理由により、現に住居を求めている者に独立した生活を営むため居住の場を提供する。
共同生活援助(グループホーム)	地域で共同生活を営む人に、居住における相談や、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。
通勤ホーム	就労している知的障がい者に対し、居住の場を提供し、独立自活に必要な指導を行う。
療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話を行う。
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供する。
自立訓練(機能・生活)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を受ける施設。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を受ける施設。
就労継続支援A型・B型	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を受ける施設。
施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などを行う。



## 4 子ども・子育て支援

### (1) 手 当

実施 区分	区分 施策	実施年月日	支 給 額 (費 用)	条	
				年 齢	所 得 制 限
国 ・ 市	児童扶養手当	S37. 7. 1 H10. 8. 1 改正 H14. 8. 1 改正	① 全部支給される人 月額1人 42,500円 2人 52,540円 以下1人増えるごとに 6,020円増	18歳に達する日以後の 最初の3月31日まで	請求者本人の所得制限額 0人 490,000円 1人 870,000円 2人 1,250,000円
		H22. 8. 1 改正 H24. 8. 1 改正 H26. 12. 1 改正 H28. 8. 1 改正 H30. 8. 1 改正	② 一部支給される人 月額1人 42,490～10,030円 2人 52,520～15,050円 以下1人増えるごとに 6,010～3,010円増		請求者本人の所得制限額 0人 1,920,000円 1人 2,300,000円 2人 2,680,000円
			①、②に共通		配偶者および扶養義務者の 所得制限額 0人 2,360,000円 1人 2,740,000円 2人 3,120,000円
国 ・ 県 ・ 市	児童手当	H24. 4. 1	○所得制限限度額未満 ・0歳～3歳未満(一律) 1人につき月額 15,000円 ・3歳以上～小学校修了前 (第1子・第2子) 1人につき月額 10,000円 ・3歳以上～小学校修了前 (高校卒業までの児童の うち第3子以降) 1人につき月額 15,000円 ・中学生(一律) 1人につき月額 10,000円 ○所得制限限度額以上 1人につき月額 一律5,000円	15歳に達する日以後の 最初の3月31日まで	請求者本人の所得制限額 0人 6,220,000円 1人 6,600,000円 2人 6,980,000円 3人 7,360,000円 (注)扶養親族の数が4人以上 の場合の限度額は、3人 を超えた1人につき38万円 (扶養親族等が老人控除対 象配偶者または老人扶養親 族であるときは44万円)を 加算した額。 ※平成24年6月分の手当よ り

#### ・児童扶養手当受給者数

年度 区分	25	26	27	28	29
児童扶養手当	4,833 人	4,800 人	4,739 人	4,625 人	4,512 人

件 受けられる人	申請等	参考事項	30年度 予算	負担率		
				国	県	市
父の死亡、父母の離婚等 何らかの理由により父と 生計を同じくしていない 児童を養育している人  母の死亡、父母の離婚等 何らかの理由により母と 生計を同じくしていない 児童を養育している人	子育て支援課 または各支所 東部・西部保健 福祉センター (支給は申請の翌月から)	年3回支給 8月・12月・4月	2,435,000 千円	(新法分)		
				$\frac{1}{3}$		$\frac{2}{3}$
				(旧法分)		
				$\frac{10}{10}$		
左記の年齢要件を満たす 子どもを養育している人	子育て支援課 または各支所 東部・西部保健 福祉センター 今市除く連絡所	年3回支給 6月・10月・2月	8,341,000 千円	0歳～3歳未満 被用者		
				$\frac{37}{45}$	$\frac{4}{45}$	$\frac{4}{45}$
				上記以外		
				$\frac{4}{6}$	$\frac{1}{6}$	$\frac{1}{6}$

・児童手当受給者数

年度	25	26	27	28	29
児童手当	38,308	37,968	37,700	37,385	37,068

## (2) 子ども医療費助成

実施 区分	区 分 施 策	実施年月日	支 給 額	条
				対 象 範 囲
県・市	子ども医療費助成	S49. 10. 1 H18. 10. 1 改正 H19. 10. 1 改正 H22. 10. 1 改正 H25. 10. 1 改正 H29. 10. 1 改正	保 険 診 療 の 自 己 負 担 額	15歳で中学修了前（3月31日）までの入院・通院・歯科・調剤 （小・中学生は入院のみ対象）

### 子ども医療費助成状況

区 分	年 度	25	26	27
登 録 者 数		46,942 人	51,142 人	55,296 人
助 成 件 数		550,433 件	556,800 件	552,748 件
助 成 金 額		1,026,913 千円	1,096,276 千円	1,113,491 千円

## (3) 児童福祉相談

実施区分	区 分	相 談 室 所 在 等
市	中央子ども家庭支援センター	荷揚町2番31号 大分市役所9階
	東部子ども家庭支援センター	東鶴崎1丁目2番3号 鶴崎市民行政センター1階
	西部子ども家庭支援センター	玉沢743番地の2 植田市民行政センター1階
県	中央児童相談所	荏隈町5丁目 大分県こども・女性相談支援センター

### ・児童家庭相談件数

区 分	年 度	25	26	27	28	29
相談件数（延べ）		14,653 件	13,752 件	12,836 件	14,160 件	16,388 件

## (4) 大分市親子通所事業

事 業 名	事 業 の 目 的	通 所 日
大分市親子通所事業 「にこにこルーム」	ことばや発達に不安のある児童や、心身に障がいのある児童を受け入れ、保育や生活指導を保護者同伴で行うことにより、児童の健全な社会性の発達を促し情緒の安定を図る。	月～金曜日 土曜日 月2回程度 （ただし、J:COMホルトホール） （大分の休館日及び祝日は除く）

件 その他	申請場所	申請に必要なもの	30年度予算	負担率	
				県	市
申請により受給資格者証交付	子育て支援課 または各支所 東部・西部保健一 福祉センター 今市を除く連絡所	保険証 指定期間 鑑座 など	1,213,000千円	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$

28	29
58,706 人	62,298 人
565,481 件	553,321 件
1,146,815 千円	1,113,202 千円

業 務	相 談 日	電話番号
育児・児童の養護、児童虐待など家庭内の あらゆる相談	土・日曜日、祝日を除く	537-5688
		527-2140
		541-1440
同 上	電話相談は24時間受付	544-2016

負担金	設置場所	備 考	29年度利用者数 (延べ)	30年度予算	負担率
無 料	J:COMホルトホール大分 子育て交流センター内 (金池南1丁目5番1号)	子育て支援課	228人	10,644千円	市単独

(5) 児童育成クラブ事業

実施区分	区 分	事 業 の 目 的
国・県・市	児童育成クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、放課後に児童育成クラブ等で適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。 ※民間放課後児童クラブは、平成28年度から制度開始
国・県・市	民間放課後児童クラブ	

児童育成クラブ利用状況

	区 分	25	26
登録児童数	児童育成クラブ	2,974人	3,281人

(6) 大分市こどもルーム事業

実施区分	事 業 の 目 的	負 担 金
国・県・市	親子での遊びの場を提供し、親や子の交流を図るとともに、育児相談を行うなど子育て中の家庭を支援する。	無 料

(7) 大分市子育てファミリー・サポート・センター

実施区分	事 業 の 目 的	負 担 金
国・県・市	一時的に子どもを預かってほしい会員の依頼に応じて、育児の手助けができる会員を紹介することで子育て家庭を支援する。	①月～金の7～19時：600円 ②土・日・祝および①の時間外：700円

負担金	設置校区数	30年度予算	負担率		
			国	県	市
4,500円	54校区	782,371千円	$\frac{1}{3}$ (上限あり)	$\frac{1}{3}$ (上限あり)	$\frac{1}{3}$
4,500円～6,000円	8校区	80,750千円	$\frac{1}{3}$ (上限あり)	$\frac{1}{3}$ (上限あり)	$\frac{1}{3}$

27	28	29
3,687人	4,082人	4,509人

設置個所数	29年度利用者数	30年度予算	負担率		
			国	県	市
11箇所	290,869人	107,530千円	$\frac{1}{3}$ (上限あり)	$\frac{1}{3}$ (上限あり)	$\frac{1}{3}$

設置場所	29年度登録者数	30年度予算	負担率		
			国	県	市
J:COMホルトホール大分 子育て交流センター内 (金池南1丁目5番1号)	1,886人	11,452千円	$\frac{1}{3}$ (上限あり)	$\frac{1}{3}$ (上限あり)	$\frac{1}{3}$

(8) 保育所等運営事業

実施区分	区 分		内 容
国・県・市	保育所及び認定こども園	保 育 所	日々保護者の委託を受けて、保育を必要とするその乳児（3ヵ月より1歳未満児）又は幼児（満1歳以上小学校就学前児）を保育する。
		認定こども園	保育所（保育部分）と幼稚園（教育部分）の機能をあわせ持ち、幼児教育と保育を一体的に行う。
		（へき地保育所）	交通条件及び自然的・経済的・文化的諸条件に恵まれない山間地・開拓地・離島等のへき地における保育を要する児童に対し、必要な保護を行いもってこれ等の児童の福祉増進を図る。
	地域型保育事業	小規模保育事業	生後3ヵ月（首がすわっている乳児）から2歳まで（年度途中で3歳に達した場合は、当該年度の末日まで）の健康な児童であって、仕事や病気などにより家庭での保育が困難な保護者に代わり、定員6人以上19人以下の比較的小規模な環境で、きめ細やかな保育を行う。
		家庭的保育事業	生後3ヵ月（首がすわっている乳児）から2歳まで（年度途中で3歳に達した場合は、当該年度の末日まで）の健康な児童であって、仕事や病気などにより家庭での保育が困難な保護者に代わり、家庭的保育者の自宅で家庭的な雰囲気の中、児童を保育する。
		事業所内保育事業	生後3ヵ月（首がすわっている乳児）から2歳まで（年度途中で3歳に達した場合は、当該年度の末日まで）の健康な児童であって、仕事や病気などにより家庭での保育が困難な保護者に代わり、事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒にした保育を行う。

・公立保育所入所状況（2、3号のみ）

区 分 \ 年 度	25	26	27	28	29
施 設 数 （4月1日現在）	15ヵ所	14ヵ所	14ヵ所	14ヵ所	14ヵ所
定 員 （4月1日現在）	1,156 人	1,106 人	1,106 人	1,106 人	1,106 人
入 所 児 童 数 （各年4月1日現在）	1,246 人	1,205 人	1,208 人	1,193 人	1,143 人
入 所 率 （各年4月1日現在）	107 %	108 %	109 %	108 %	101 %
年間延入所人員 （委託含む、受託除く）	15,763 人	15,170 人	15,220 人	14,799 人	14,413 人
年 間 運 営 費	1,025,589千円	950,948千円	1,041,837千円	1,053,304千円	1,027,745千円

(9) 病児保育事業

大分市に住所がある乳児・幼児又は小学校に就学している児童で、入院の必要はないが、集団保育が困難で、保護者の仕事の都合・疾病・冠婚葬祭等で家庭での保育が困難な場合に一時的にお預かりします。

実施施設名	定 員	住 所	電話番号	利用時間	負 担 金
大分こども病院	12	片 島	567-1230	8：30～17：30	利用者1日1人当たり 2,000円 （給食費込み） ※生活保護世帯や市民税非課税世帯については減免制度あり
大分岡病院	12	西鶴崎	522-3187		
西の台医院	12	椎 迫	090-3734-4228		
天心堂へつぎ病院	12	中戸次	597-0050		
谷村胃腸科小児科医院	12	大在浜	529-8686		
かわのこどもクリニック	6	田中町	545-0040		

施設数		30年度予算	負担率		
			国	県	市
公立	13施設	133,000千円			単独
私立	67施設	6,132,088千円	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
私立	30施設	3,846,273千円	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
公立	1施設	3,291千円			単独
私立	10施設	394,171千円	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
私立	9施設	103,389千円	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
私立	4施設	148,622千円	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$

・私立保育施設入所状況（2、3号のみ）

区分 \ 年度	25	26	27	28	29
施設数 (4月1日現在)	51ヵ所	52ヵ所	85ヵ所	93ヵ所	102ヵ所
定員 (4月1日現在)	5,330人	5,818人	7,633人	7,955人	8,395人
入所児童数 (各年4月1日現在)	5,693人	6,042人	7,294人	7,792人	8,060人
入所率 (各年4月1日現在)	106%	102%	96%	98%	96%
年間延入所人員 (委託含む、受託除く)	71,360人	77,626人	93,675人	97,866人	102,709人
年間運営費	4,945,094千円	5,443,796千円	7,037,697千円	7,470,934千円	8,447,210千円

利用期間	申込方法	29年度対象者数	30年度予算	国	県	市
継続して7日間が限度	かかりつけの医療機関で受診し、利用申請書に診断結果を記入してもらった後、希望の実施施設に提出が必要。	6,547人	118,488千円	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{3}$



# 新制度に移行する私立幼稚園・認定こども園（教育部分）の保育料

## 平成30年度 大分市教育標準時間認定（1号認定）保育料基準額表

支給認定保護者の属する世帯の階層区分		保育料（月額・円）		
階層区分	定義			
1	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯	0		
2-1	第1階層を除き市町村民税額の区分が次の区分に該当する世帯	ひとり親世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯等（※4）	0	
2-2		2-1に該当する世帯以外の世帯	3,000 ( 0 )	
3-1		所得割の額が77,100円以下の世帯（2-1階層及び2-2階層に該当する世帯を除く。）	ひとり親世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯等	3,000 ( 0 )
3-2			3-1に該当する世帯以外の世帯	10,100 ( 5,050 )
4		77,101円以上 145,000円以下	16,500 ( 8,250 )	
5		145,001円以上 211,200円以下	18,800 ( 9,400 )	
6	211,201円以上	23,000 ( 11,500 )		

（※1） 保育料決定に用いる市町村民税額については、住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除・寄付金控除（ふるさと納税含む）・株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。

（※2） 幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、小学校・幼稚園・認定こども園・認可保育所などを利用している子のうち、最年長児を第1子、その下の子を第2子とカウントし、1号認定子どもが第2子の場合（ ）内の額、第3子以降の場合は0円とします。  
なお、認可外保育施設を利用する子どもは算定対象外となります。

（※3） この保育料のほかに、各園によって給食費などの実費徴収や上乘せ徴収があることがあります。

（※4） ひとり親世帯・在宅障害児（者）のいる世帯等であっても、市町村民税所得割課税世帯の場合は2-1階層に該当しません。

（※5） 8月分までの保育料は平成29年度の市町村民税額、9月分以降の保育料は平成30年度の市町村民税額によって決定されますので、8月以前と9月以降で保育料が異なることがあります。

（※6） 新制度に移行しない私立幼稚園の利用者負担は、現行どおり各幼稚園で定めます。

（※7） 大分市立幼稚園の保育料は、別に定めます。

（※8） 「養育里親等」とは、次のいずれかに該当する者を言います。

ア. 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者

イ. 児童福祉法第6条の4第1号に規定する養育里親

ウ. 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）の長

（注） この表にある「ひとり親世帯等在宅障害児（者）のいる世帯等」とは、次に掲げる世帯を言います。

① 「ひとり親世帯等」・・・母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者の世帯

② 「在宅障害児（者）のいる世帯」・・・次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

ア. 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ. 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ. 特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金の障害基礎年金等の受給者

# 保育所・認定こども園（保育部分）の保育料

## 平成30年度 大分市保育認定（2・3号認定）保育料基準額表

支給認定保護者の属する世帯の階層区分		保 育 料（月額・円）						
階層区分	定 義	3 歳 未 満 児		3 歳 児		4 歳 以 上 児		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯又は里親（※7）の属する世帯	0	0	0	0	0	0	
B 1	A階層を除き市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	ひとり親世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯等（※3）	0	0	0	0	0	
B 2		B 1 に該当する世帯以外の世帯	3,000 ( 0 )	2,900 ( 0 )	2,400 ( 0 )	2,300 ( 0 )	2,400 ( 0 )	2,300 ( 0 )
C		均等割の額のみ世帯（所得割の額のない世帯）	9,800 ( 4,900 )	9,600 ( 4,800 )	8,000 ( 4,000 )	7,800 ( 3,900 )	8,000 ( 4,000 )	7,800 ( 3,900 )
D 1		所得割の額 48,600円未満	13,600 ( 6,800 )	13,300 ( 6,650 )	11,600 ( 5,800 )	11,400 ( 5,700 )	11,600 ( 5,800 )	11,400 ( 5,700 )
D 2		48,600円以上 97,000円未満	22,500 ( 11,250 )	22,100 ( 11,050 )	20,000 ( 10,000 )	19,600 ( 9,800 )	20,000 ( 10,000 )	19,600 ( 9,800 )
D 3		97,000円以上 169,000円未満	36,000 ( 18,000 )	35,300 ( 17,650 )	31,000 ( 15,500 )	30,400 ( 15,200 )	30,000 ( 15,000 )	29,400 ( 14,700 )
D 4	169,000円以上 301,000円未満	44,000 ( 22,000 )	43,200 ( 21,600 )	33,000 ( 16,500 )	32,400 ( 16,200 )	30,000 ( 15,000 )	29,400 ( 14,700 )	
D 5	301,000円以上 397,000円未満	46,000 ( 23,000 )	45,200 ( 22,600 )	33,000 ( 16,500 )	32,400 ( 16,200 )	30,000 ( 15,000 )	29,400 ( 14,700 )	
D 6	397,000円以上	59,800 ( 29,900 )	58,700 ( 29,350 )	33,000 ( 16,500 )	32,400 ( 16,200 )	30,000 ( 15,000 )	29,400 ( 14,700 )	

（※1） 保育料決定に用いる市町村民税額については、住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除・寄付金控除（ふるさと納税含む）・株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。

（※2） 小学校就学前の範囲において、認可保育所、幼稚園、認定こども園などを利用する子どもが2人以上いる場合、当該子どものうち最年長児を第1子、その下の子を第2子としてカウントし、第2子は（ ）内の額、第3子以降は0円とします。なお、認可外保育施設を利用する子どもは算定対象外となります。

（※3） ひとり親世帯・在宅障害児（者）のいる世帯等であっても、市町村民税課税世帯の場合はB1階層に該当しません。

（※4） 8月分までの保育料は平成29年度の市町村民税額、9月分以降の保育料は平成30年度の市町村民税額によって決定されますので、8月以前と9月以降で保育料が異なることがあります。

（※5） この保育料のほかに、各園によって給食費などの実費徴収や上乘せ徴収があることがあります。

（※6） 平成26年度までは、平成22年度の税制改正により廃止された旧・年少扶養控除があったものとして再計算した所得税額により保育料を決定していましたが、平成27年度からはこの取扱いは行いません。新しい基準額表は、旧・年少扶養控除廃止の影響を考慮して設定しています。

（※7） 「里親」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親を言います。

（注） この表にある「ひとり親世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯等」とは、次に掲げる世帯を言います。

- ① 「ひとり親世帯等」…母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者の世帯
- ② 「在宅障害児（者）のいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。
  - ア. 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
  - イ. 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発見第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
  - ウ. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
  - エ. 特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金の障害基礎年金等の受給者

## 5 ひとり親家庭支援

### (1) 遺族基礎年金

実施区分	種類	支給の条件	年金額 (H30. 4月時点)
国	遺族基礎年金	<p>次の(1)から(4)のいずれかに該当する人が死亡したときに、その人に扶養されていた子のある配偶者または子に支給</p> <p>※子とは、18歳到達年度の末日までにある子(障がい者は20歳未満)</p> <p>(1)国民年金の被保険者 (2)国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の人で、日本国内に住所を有していた人 (3)平成29年7月までに老齢基礎年金の受給権者であった人 (4)保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合算して25年以上ある人</p> <p>ただし、(1)または(2)に該当する人が死亡した場合、死亡日の属する月の前々月までの被保険者期間に、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あることが必要(死亡日が平成38年3月31日までにあるときは、死亡した人が65歳未満であれば、死亡日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がなければよい)</p>	<p>1. 子のいる配偶者が受ける場合 子1人のとき 年 1,003,600円 2人のとき 年 1,227,900円 3人目以降の子 1人につき 74,800円 を加算</p> <p>2. 子が受ける場合 子1人のとき 年 779,300円 2人のとき 年 1,003,600円 3人目以降の子 1人につき 74,800円 を加算</p>
	寡婦年金	<p>第1号被保険者としての保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて10年以上ある夫の死亡当時、夫によって生計を維持され、かつ、夫との婚姻関係が10年以上継続している妻に、60歳から65歳になるまでの間支給</p> <p>ただし、以下に該当する人は請求できません。</p> <p>(1)夫が障害基礎年金の受給権を有していた場合 (2)夫が老齢基礎年金を受け取ったことがある場合 (3)妻が繰上げ受給の老齢基礎年金を受け取っている場合</p>	夫が受けるはずの老齢基礎年金額の $\frac{3}{4}$

支 払 期 間	29年度支給実績		請 求	参 考 事 項
	件数	年金額(千円)		
原則、死亡の翌月から最後の子が18歳に達する日の属する年度末（3月末）まで （障がい者は20歳未満）	769	608,071	国民年金室 （本庁舎1階10番窓口） または各支所 今市除く連絡所	年6回支給 2・4・6・8・10・12月の15日 支払 郵便局・銀行 （土・日曜日、祝日の場合は前日）
（開始月） 下記のいずれか遅い日の属する月の翌月 ①夫の死亡日 ②妻の60歳の誕生日の前日 （終了月） 下記のいずれかの早い日の属する月 ①妻の65歳の誕生日の前日 ②妻の死亡日 ③再婚日 ④第三者の養子となった日	18	7,360		

(2) 母子福祉資金等貸付金 30年度予算額：100,000千円

実施区分	種類	貸付対象	貸付金額の限度額			
国 市 ・ 婦 資 金	母子 ・ 父 子 ・ 寡 婦	児童(子)	小学校 40,600円 中学校 47,400円 〈高等学校 高等専門学校 専修学校(高等課程)〉 国公立 自宅 150,000円 宅外 160,000円 私立 自宅 410,000円 宅外 420,000円 〈大学 短期大学 専修学校(専門課程)〉 国公立 自宅 370,000円 宅外 380,000円 私立 自宅 580,000円 宅外 590,000円 〈大学院・修士課程及び博士課程〉 国公立 380,000円 私立 590,000円 〈修業施設〉 自宅 90,000円 宅外 100,000円			
			〈高等学校・専修学校(高等課程)〉(月額) 国公立 自宅 27,000円 宅外 34,500円 私立 自宅 45,000円 宅外 52,500円			
	母子 ・ 父 子 ・ 寡 婦	修学資金	児童(子)	〈高等専門学校〉(月額) 1年生の場合 国公立 自宅 31,500円 宅外 33,750円 私立 自宅 48,000円 宅外 52,500円		
				〈短期大学・専修学校(専門課程)〉(月額) 国公立 自宅 67,500円 宅外 76,500円 私立 自宅 79,500円 宅外 90,000円		
				〈大学〉(月額) 国公立 自宅 67,500円 宅外 76,500円 私立 自宅 81,000円 宅外 96,000円		
				〈大学院・国公立及び私立〉(月額) 修士課程 132,000円 博士課程 183,000円		
				〈専修学校(一般課程)〉(月額) 48,000円		
				月額 68,000円 自動車運転免許の取得 460,000円		
				母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦・児童 一般 100,000円 通勤用自動車購入分 230,000円		
				母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	生活資金	月額 68,000円 自動車運転免許の取得 460,000円
						知識技能習得 月額 141,000円 医療・介護・失業期間・生活安定 月額 103,000円 *上記において、母が生計中心者でない、または扶養する子のない寡婦の場合 月額 69,000円
						260,000円
	一般 1,500,000円 特別(災害等により住宅が全壊した場合) 2,000,000円					
	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦等	事業開始資金	2,850,000円			
		事業継続資金	1,430,000円			
	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦・児童 (介護については児童を除く)	医療介護資金	医療 340,000円 特別(所得税が課せられていない者) 480,000円 介護 500,000円			
		結婚資金	児童(子) 300,000円			

据置期間	償還期限(最長) (据置期間経過後)	29年度貸付実績		利子		違約金	申請
		件数	金額(千円)				
当該学校卒業後 6ヶ月	20年以内 (一部5年の場合あり)	21	4,905	無利子		延滞元利合計金額につき	子育て支援課
	20年以内 (一部5年の場合あり)	26	14,783				
知識技能習得期間満了後 1年	6年以内	3	1,429			年	5%
貸付けの日から1年	6年以内	0	0	無利子(児童対象分) 保証人			
知識技能習得期間満了後 1年	20年以内	7	4,230	あり	なし		
知識技能習得期間満了後 6ヶ月 医療・介護期間満了後 6ヶ月 失業期間満了後 6ヶ月 生活安定貸付期間満了後 6ヶ月	20年以内 5年以内 5年以内 8年以内	2	1,209				
貸付けの日から6ヶ月	3年以内	0	0				
	一般 6年以内 特別 7年以内	0	0				
貸付けの日から1年	7年以内	0	0	無利子		年1.0%	
貸付けの日から6ヶ月		0	0				
医療・介護満了期間後 6ヶ月	5年以内	0	0				
貸付けの日から6ヶ月	5年以内	0	0				

(3) 相談業務

実施区分	種 類	相 談 室 所 在	相 談 員 数	設 置 者
市	母子・父子相談 償 還 相 談	子育て支援課 または ひとり親家庭支援プラザ※ (J:COMホルトホール大分3階)	5人	市

(4) ひとり親家庭等医療費助成

実施 区分	区分 施策	実施年月日	支 給 額	条
				対 象 範 囲
県 ・ 市	ひとり親家庭 等医療費助成	S49. 7. 1	保険診療の 自己負担額 (但し、親に は一部自己 負担金あり。)	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に規定する母子家庭の母親、または父子家庭の父親、その児童及び父母のいない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童

・ひとり親家庭等医療費助成状況

区分	年度	25	26	27	28	29
助 成 延 人 員		133,981人	141,643人	141,976人	150,767人	148,694人
金 額		288,051千円	306,659千円	314,553千円	335,648千円	328,035千円

(5) 母子生活支援施設運営事業

実施 区分	施 設 名	事 業 の 目 的
国 ・ 市	しらゆりハイツ	配偶者のいない女子又は、これに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のための生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う。

・しらゆりハイツ入所状況（母子生活支援施設）

区分	年度	25	26	27	28	29
入 所 延 世 帯 数		189世帯	188世帯	188世帯	183世帯	181世帯

業 務	相 談 日	参 考
母子(父子)家庭に関する各種の相談	土・日曜日、祝日を除く ※ひとり親家庭支援プラザは 平日・土・日・祝日 午前9時～午後5時 (第2・第4月曜日は休館)	子 育 て 支 援 課

件		対象者数	申 請	30年度予算	負担率	
所得制限	その他				県	市
受給者本人の所得制限額	申請により 医療証交付	母子 10,589人 父子等 593人 計 11,182人	子育て支援課 または各支所 東部・西部保健 福祉センター	365,000千円	$\frac{1}{4}$	$\frac{3}{4}$
0人 1,920,000円						
1人 2,300,000円						
2人 2,680,000円						
扶養義務者の所得制限額						
0人 2,360,000円						
1人 2,740,000円						
2人 3,120,000円						

(対象者数は、平成30年5月31日現在)

負 担 金	30年度予算	負担率	
		国	市
児童福祉法等に基づく負担金等の徴収に関する規則に規定	53,275千円	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$



## 6 生活保護

生活保護法は、国が生活に困窮するすべての国民に対しその困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。

最低限度の生活を保障する基準（最低生活費）は、厚生労働大臣が定めることになっており、国民生活の動向に対応し、決定されます。

平成30年度の本市における標準3人世帯（夫33才、妻29才、子4才）の最低生活費（生活扶助）は、145,000円です。自己の資産及び能力その他のあらゆるものを活用してもなお最低生活費に収入が満たない場合のみ、その不足分について扶助を受けることができます。

### (1) 保護の種類

- ① 生活扶助 衣食その他、日常生活の需要を満たすために必要な費用
- ② 教育扶助 義務教育に伴って必要な教材、通学用品、学校給食などの費用
- ③ 住宅扶助 家賃、地代、簡単な補修及び維持に必要な費用
- ④ 医療扶助 診療、投薬、入院などの費用
- ⑤ 介護扶助 介護サービス利用に伴う必要な費用
- ⑥ 出産扶助 出産に伴う必要な費用
- ⑦ 生業扶助 小規模の事業に必要な資金、器具、資料及び技能の修得や就労、高校等就学のために必要な費用
- ⑧ 葬祭扶助 葬祭を行うために必要な費用

生活保護は、以上8種類の扶助から成っており、それぞれの基準額は次のとおりです。

#### ① 生活扶助

イ. 衣食その他日常生活の需要を満たすために必要な費用

◎標準3人世帯 ※冬季加算は除く

(単位：円)

	基準生活費					生活扶助 基準額	児童養 育加算	最低 生活費
	第1類（個人的経費：食費、衣類等）			第2類 （世帯共通的経費： 光熱水費、 家具什器等）	第1類×通減率 + 第2類			
	夫（33才）	妻（29才）	子（4才）					
A 基準額①	37,710	37,710	24,680	49,900	A 150,000	135,000	10,000	145,000
B 基準額②	34,740	34,740	27,090	53,480	134,116			
A×0.9					A×0.9 135,000			

※10円未満切り上げ

生活扶助基準額（第1類+第2類）の計算方法（平成25年8月以降3年間の激変緩和措置）

$$\text{生活扶助基準額（平成29年度）} = A \times 0/3 + B \times 3/3$$

（上記計算で算出した基準額を1円未満切り捨ての後、10円未満切り上げ）

$$A = \text{第1類（世帯員全員の基準額①合計）} \times \text{通減率①} + \text{第2類（基準額①）}$$

$$B = \text{第1類（世帯員全員の基準額②合計）} \times \text{通減率②} + \text{第2類（基準額②）}$$

< BがAに0.9を乗じた額より少ない場合は、Aに0.9を乗じた額をBの額とする >

※平成30年10月より、基準が改定されます。

ロ. 移送、転居、遺骨（体）の引取り、納骨、施設入所等の費用

## ② 教育扶助

イ. 学校教育費（基準額、学級費等）

小学校 各学年とも 2,880円

中学校 各学年とも 5,040円

ロ. 学習支援費 小学校 各学年とも 2,630円

中学校 各学年とも 4,450円

ハ. 学校給食費 実 費

## ③ 住宅扶助

イ. 家賃・間代等（限度額）

单身	29,000円	2人	35,000円	3～5人	38,000円
		6人	41,000円	7人以上	45,000円

※世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められる場合や住居等の床面積が、15㎡以下の場合はこの限りではありません。

ロ. 家屋補修その他住宅の維持のため必要な費用 120,000円以内

## ④ 医療扶助

イ. 指定医療機関等における診療費、薬剤・治療材料の購入費

ロ. 施術費

ハ. 移送費

## ⑤ 介護扶助

イ. 居宅又は施設において、介護サービスを受ける費用

ロ. 福祉用具購入費

ハ. 住宅改修費

ニ. 移送費

## ⑥ 出産扶助

イ. 分娩介助費 施設分娩の場合 293,000円以内

居宅分娩の場合 262,000円以内

ロ. 衛生材料費 5,700円以内

## ⑦ 生業扶助

イ. 生業に必要な資金、器具代又は資料代 46,000円以内

ロ. 生業に必要な技能の修得費 78,000円以内

ハ. 高校等就学費

ニ. 就職支度金 31,000円以内

⑧ 葬祭扶助

- イ. 検案料
  - ロ. 死体の運搬料
  - ハ. 火葬又は埋葬料
  - ニ. 納骨その他葬祭に必要な費用
- } 206,000円以内（大人の場合）

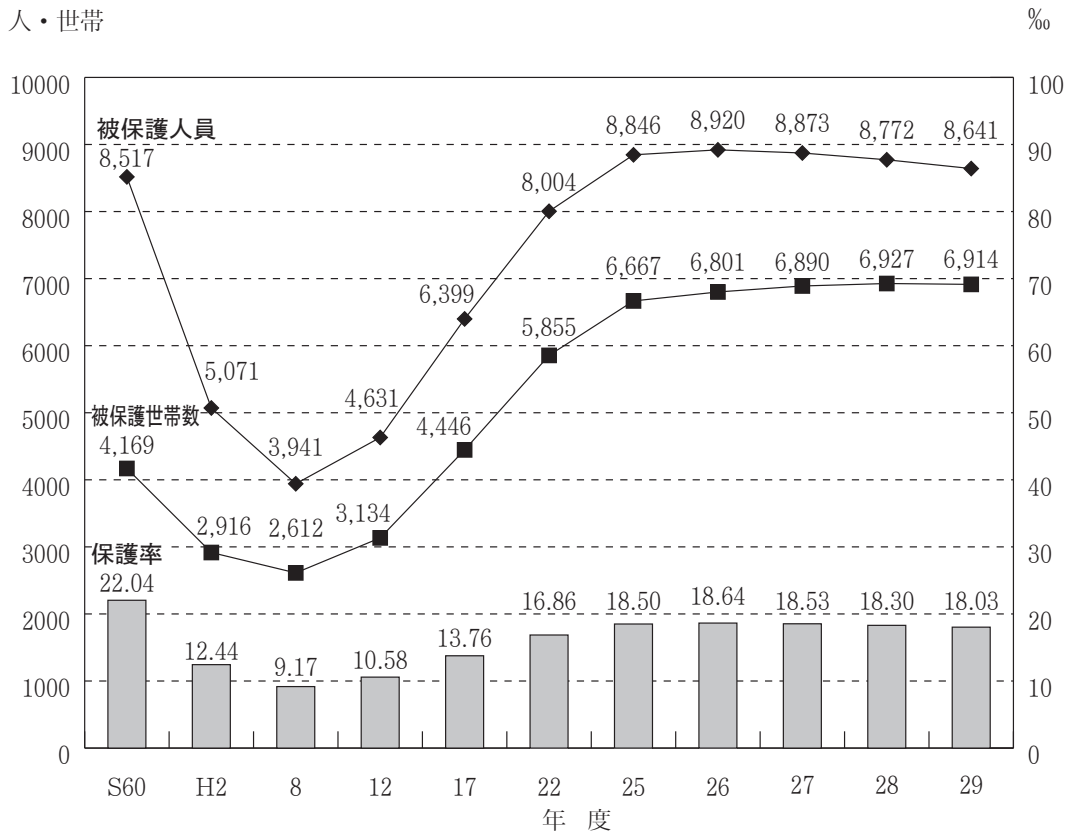
(2) 本市の現況

本市における平成30年3月31日現在の被保護世帯数は6,884世帯、被保護人員は8,574人、保護率は17.93‰（パーミル）となっています。

年度別の推移をみると、昭和51年度に年平均保護率13.37‰と底を打った後増加を続け、昭和60年度には保護率22.04‰でピークに達しました。その後、昭和61年8月からの適正実施の推進及び他法・他施策の活用により減少を続けましたが、平成8年度の保護率9.17‰を境に再び増加に転じました。特に平成20年以降は金融危機による景気悪化の影響を受け、生活保護の相談・申請件数が急激に増加し、被保護人員も増加を続けていましたが、近年はほぼ横ばいで推移しています。（月別の被保護世帯数・被保護人員・保護率の最小値は、平成8年5月の2,568世帯、3,880人、9.05‰です。）

平成30年3月31日現在の世帯類型別構成比では、高齢者世帯（56.5％）の割合が最も高く、次いでその他世帯（16.1％）、障害者世帯（12.6％）となっています。これは保護の要因が多様化していることを反映したものと思われる。

被保護世帯数等の推移（年度平均）



### 世帯類型別被保護世帯数の推移（年度平均）

年度	被保護世帯数（世帯）							構成比（％）				
	高齢者世帯	傷病者世帯	障害者世帯	母子世帯	その他の世帯	停止世帯	合計	高齢者世帯	傷病者世帯	障害者世帯	母子世帯	その他の世帯
S 60	840	2,147		893	289	0	4,169	20.1	51.5		21.4	7.0
H 2	868	1,291		510	247	0	2,916	29.8	44.3		17.5	8.4
8	1,117	971		272	249	3	2,612	42.8	37.2		10.4	9.6
12	1,400	906	170	304	348	6	3,134	44.8	29.0	5.4	9.7	11.1
17	1,895	1,193	365	354	632	7	4,446	42.7	26.9	8.2	8.0	14.2
22	2,516	1,724	561	370	663	21	5,855	43.1	29.6	9.6	6.3	11.4
25	3,040	1,053	783	341	1,409	40	6,667	45.9	15.9	11.8	5.1	21.3
26	3,278	980	826	332	1,347	38	6,801	48.5	14.5	12.2	4.9	19.9
27	3,464	904	847	319	1,313	44	6,890	50.6	13.2	12.4	4.7	19.2
28	3,654	877	838	300	1,217	40	6,927	53.1	12.7	12.2	4.4	17.7
29	3,772	834	861	263	1,148	37	6,914	54.9	12.1	12.5	3.8	16.7

※構成比は、停止世帯を除いた割合です。また、各世帯数の合計と合計欄は端数処理のため一致しない場合があります。平成12年度より傷病・障害者世帯を傷病者世帯と障害者世帯に区分しています。

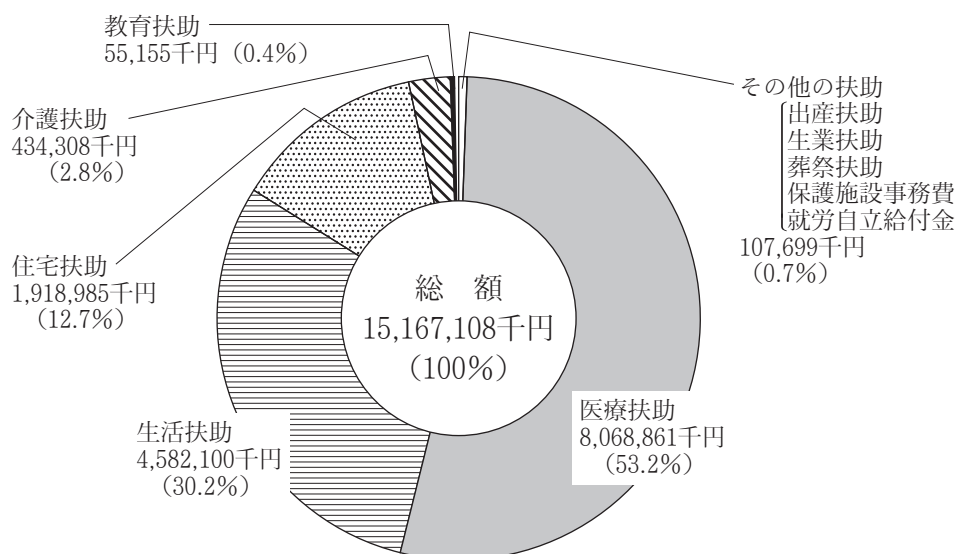
### (3) 平成29年度扶助費別支給状況

〈30年度予算額：15,500,000千円、負担率：国  $\frac{3}{4}$ ，市  $\frac{1}{4}$ 〉

平成29年度生活保護費の扶助費支給総額は、15,167,108千円です。その扶助費別支給状況は下のグラフのとおりです。

このグラフでみるとおり、医療扶助が53.2%と過半数を占め、生活扶助と合わせると全体の83.4%となっています。このことは、世帯類型別被保護世帯数の構成比でみたように高齢者世帯と傷病者世帯で約67%を占めていることに起因しているものと思われます。

また、医療扶助の内訳は、入院費が4,824,834千円、入院外診療が3,205,463千円であり、入院費が医療扶助の59.7%を占めており、扶助費全体の中でも31.8%と大きな比重を占めています。



## 7 人権・同和行政

### (1) 講演会の開催

#### ア 差別をなくす市民啓発講演会

年 度	場 所	講 師	演 題
29年度（8月）	ホルトホール大分 大ホール	ゴルゴ松本 氏 (タレント・お笑い芸人)	命の授業
28年度（7月）	ホルトホール大分 大ホール	藤岡 弘、氏 (俳優・武道家)	武士道から学ぶ道德教育の実践 ～とりもどそう、思いやりのこころ～
27年度（7月）	ホルトホール大分 大ホール	井沢 元彦 氏 (作家)	～差別意識のルーツを探る～ ケガレと日本人
26年度（8月）	ホルトホール大分 大ホール	乙武 洋匡 氏 (作家)	みんなちがって、みんないい
25年度（8月）	ホルトホール大分 大ホール	いっこく堂 氏 (腹話術師)	生きてるだけで それだけで

#### イ 人権講演会

年 度	場 所	講 師	演 題
29年度（12月）	大南公民館	露の 新治 氏 (落語家)	新ちゃんのお笑い人権高座
28年度（12月）	佐賀関公民館	辻本 一英 氏 〔芝原生活文化研究所 代表・ 阿波木偶箱まわし保存会顧問〕	人権文化を考える ～福を運んだ人形まわし～
27年度（12月）	大分西部公民館	加藤 みどり 氏 (声優・俳優)	家・人・家族 ～アニメ「サザエさん」一家と核家族 時代に見る人間模様～
26年度（12月）	大分南部公民館	増岡 弘 氏 (声優・俳優) 劇団東京ルネッサンス	マスオの人権問題考 「ことばはプレゼント」 群読「角筈にて」
25年度（12月）	坂ノ市公民館	藤田 弓子 氏 (俳優)	～あなたもわたしも自分らしく～ いつも何かにときめいていよう

※ 教育委員会においても公民館などで、8月の差別をなくす運動月間、12月の人権週間を中心に人権に関する講演会や講座などを開催。

### (2) 人権相談

#### ア 法務局（職員・人権擁護委員）における相談窓口

名 称	相 談 の 内 容	相 談 日 ・ 時 間	相 談 課 名	
みんなの人権110番	人権全般	月～金 8：30～17：15	大分地方法務局 人権擁護課	0570-003-110
女性の人権ホットライン	女性に関する人権問題全般 (特にDV、セクハラ)	月～金 8：30～17：15		0570-070-810
子どもの人権110番	いじめ、児童虐待、体罰など 子どもの人権に関する相談	月～金 8：30～17：15		0120-007-110

※ 特設人権相談を年15回程度、人権啓発センター（ヒューレおおいた）、支所及び地区公民館で開設。

イ 市役所他における相談窓口

名 称	相 談 の 内 容	相 談 日 ・ 時 間	相 談 課 名	
人権相談	人権全般・同和問題	月～金 8：30～17：15	人権・同和对策課	537-5618
			旭町文化センター	546-2772
		〈職員による相談〉 9：00～17：00 (休館日 第2・4月曜は除く) 〈人権擁護委員による相談〉 第1水曜日 10：00～15：00 (12：00～13：00は除く)	人権啓発センター (ヒューレおおいた)	576-7593
無料法律相談	弁護士による、暮らしの中の法律的な問題についての相談(予約制)	第1・3木曜、第2水曜 及び第4火曜 13：00～15：00	市民相談室	537-5726
教育相談	いじめ、不登校、子育て、発達・特別支援教育に関する事など教育相談全般	<電話相談> 月～金 9：00～17：30 土曜日 9：00～16：45 <来所相談>(予約制) 月～土 9：00～17：00	大分市教育センター 教育相談・特別支援 教育推進室 (エデュ・サポート おおいた)	533-7744
青少年相談	青少年の非行・問題行動等 青少年に関する相談	月～金 8：30～17：15	(学校教育課) 児童生徒支援室	537-5998
母子(父子)相談	母子家庭や父子家庭の母親 又は父親等の生活や就業等 の相談	月～金 8：30～18：00	子育て支援課	537-5721 (専用電話)
児童家庭相談	児童虐待や18歳未満の子どものことで、悩んだり困ったりしていることに関する相談	月～金 8：30～18：00	(子育て支援課) 中央子ども家庭支援 センター	537-5688
		月～金 8：30～17：15	東部子ども家庭支援 センター	527-2140
		月～金 8：30～17：15	西部子ども家庭支援 センター	541-1440
DV相談	配偶者やパートナーからの 暴力に関する相談	月～金 8：30～18：00	(子育て支援課) 中央子ども家庭支援 センター	537-5666
認知症の悩み電話 相談	認知症に関する相談	月～金 9：00～16：30	保健予防課	537-1165 (専用電話)
日常生活自立支援 事業に関する相談	判断能力に不安のある方の 金銭管理や福祉サービスに 関すること	月～土 (休館日 第2・4月曜は除く) 9：00～18：00	(大分市社会福祉協 議会) あんしんサポートセ ンター大分	547-8320
高齢者相談	高齢者に関する相談	月～金 8：30～17：15	長寿福祉課	537-5679
知的障がい相談	知的に障がいがある人に関 する相談	毎週火曜 10：00～15：00	市民相談室(左記の 日時以外は障害福祉 課TEL537-5658)	537-5726
聴覚障がい相談	聴覚に障がいがある人に関 する相談	毎週金曜 10：00～15：00		
精神障がい相談	精神に障がいがある人に関 する相談	毎週水曜 9：00～15：00 (第5水曜日は除く)	市民相談室(左記の日 時以外は保健所保健 予防課TEL536-2852)	
障がい児(者)相談	障がい児(者)に関する相談	月～金 8：30～17：15	障害福祉課	537-5658
エイズ(HIV) 相談	エイズに関する相談 HIV(エイズ)・性感染 症検査に関する事	月～金 9：00～17：00	保健予防課	537-8190 (専用電話)

### (3) 大分市旭町文化センター

〈30年度予算額：97,613千円、負担率：国一部負担，市その他〉

旭町文化センターは、大分市における唯一の隣保館として各種の教養文化教室や暮らしの中の人権講座、人権を考える講演会などさまざまな事業を通じて、同和問題をはじめ各種人権課題に対する理解を深めていただくため、住民交流の拠点となるコミュニティセンターとしての活動を展開している。

ア 所在地 大分市大字永興1580番地の6

(大分市旭町1組)

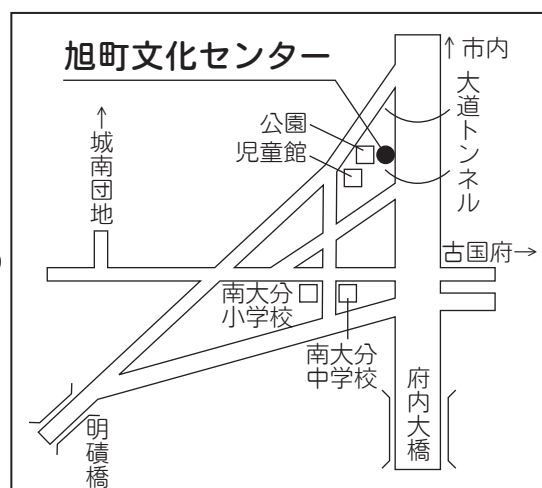
電話 546-2772

開館時間 午前9時から午後10時まで

(問い合わせは午前8時30分から  
午後5時15分まで)

休館日 毎週土・日曜日、国民の祝日

年末年始(12月29日～1月3日)



イ 事業内容

#### ● 相談事業

生活相談、住宅相談、職業相談、人権相談、年金や税金に関する相談など、生活上の悩みやトラブルに対する支援・助言・指導。

#### ● 啓発・広報事業

人権・同和問題を正しく理解してもらうために、「人権を考える講演会」を年2回、「暮らしの中の人権講座」を年5回開催。また、啓発ビデオの上映会や貸し出しを実施。

さらに、センターの活動案内などを掲載した広報誌「あさひ」を年4回、「あさひ特集号」を年1回発行。

#### ● 保健衛生事業

生活習慣病の予防や健康保持のため「健康づくり教室(体操、料理)」や、認知症に関する理解を深めてもらう「認知症サポーター養成講座」を開催。また、病気の早期発見や予防のため、定期的に「健康相談」や「生活習慣病、がん検診」などを実施。

#### ● 福祉事業

高齢者の交流を支援するため、毎週木曜日は「いこい室」を開放。また、毎週月・水・金曜日は、60歳以上の方を対象に施設での入浴サービスを実施。

#### ● 教養・文化事業

学習や創作活動を通じて、お互いの交流が深められるよう、「料理教室、生花教室、健康体操教室、民謡教室、大正琴教室、パッチワーク教室、書写・書道教室、囲碁教室、太極拳教室、男性料理教室、男性健康体操教室、パソコン教室」を開催。

● その他（貸館事業）

同和問題をはじめあらゆる人権問題の解決のため、教職員やPTAの方々による学習活動や研修の場としての利用。また、周辺地域住民による会議や交流の場としての利用。

ウ 利用状況（延人数）

（単位：人）

区分		年度					
		25	26	27	28	29	
主 催 事 業	人権講座	432	474	196	379	444	
	人権講演会	369	494	212	233	216	
	ビデオ鑑賞	6	44	9	15	39	
	がん検診等	43	34	32	21	33	
	健康相談	34	37	35	37	26	
	健康づくり教室	49	45	42	52	40	
	認知症サポーター養成講座	10	13	13	13	20	
	料理教室（午前）	315	292	298	280	210	
	料理教室（午後）	165	152	150	130	127	
	健康体操教室	790	740	373	611	714	
	生花教室	247	258	269	193	155	
	民踊教室	146	158	112	127	106	
	大正琴教室	260	251	331	301	338	
	パッチワーク教室	393	384	354	421	336	
	書写・書道教室	355	400	337	344	373	
	囲碁教室	1,000	908	753	427	467	
	太極拳教室	789	782	384	585	652	
	男性料理教室	296	303	321	302	227	
	男性健康体操	190	203	110	211	250	
	パソコン教室（昼）	294	272	307	269	236	
	パソコン教室（夜）	137	123	128	216	147	
	お風呂利用	1,291	1,375	1,313	1,308	1,289	
	いこい室利用	624	650	710	375	243	
	地域交流活動	105	763	770	935	800	
	貸館事業	各種会議	420	535	424	766	619
		人権研修会	775	1,003	735	634	593
		自主サークル活動	1,141	982	1,043	1,446	1,211
	合 計		10,676	11,675	9,761	10,631	9,911



#### (4) 人権啓発センター

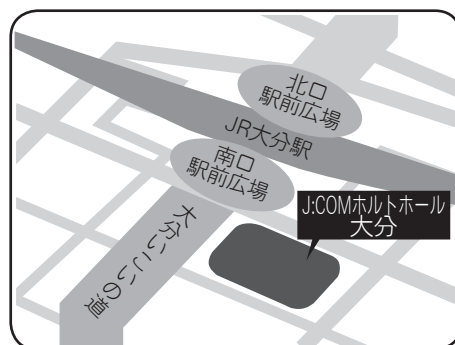
〈29年度利用者数：49,471人、30年度予算額：18,750千円、負担率：市単独〉

市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、共に生きる喜びを実感できる地域社会の実現をめざし、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けて、人権に関する情報の発信、学習・交流の場の提供を行います。

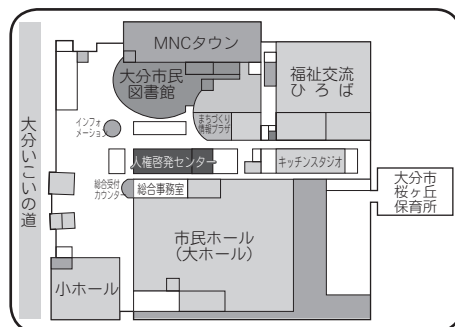
##### ア 施設の概要

- ① 開設日 平成25年7月20日（土）
- ② 所在地 大分市金池南1丁目5番1号  
「J:COMホルトホール大分」1階  
電話 576-7593
- ③ 施設内容 事務スペース・展示スペース・相談室・ミーティングルーム
- ④ 開館時間 午前9時～午後6時
- ⑤ 休館日 第2・4月曜日（ただし、その日が祝日の場合は翌日以降の平日）、12月28日から1月3日
- ⑥ 愛称 ヒューレおおいた（人権啓発の英語表記 human rights enlightenment [ヒューマン ライツ エンライトメント] の頭文字「hure（ヒューレ）」を取った）

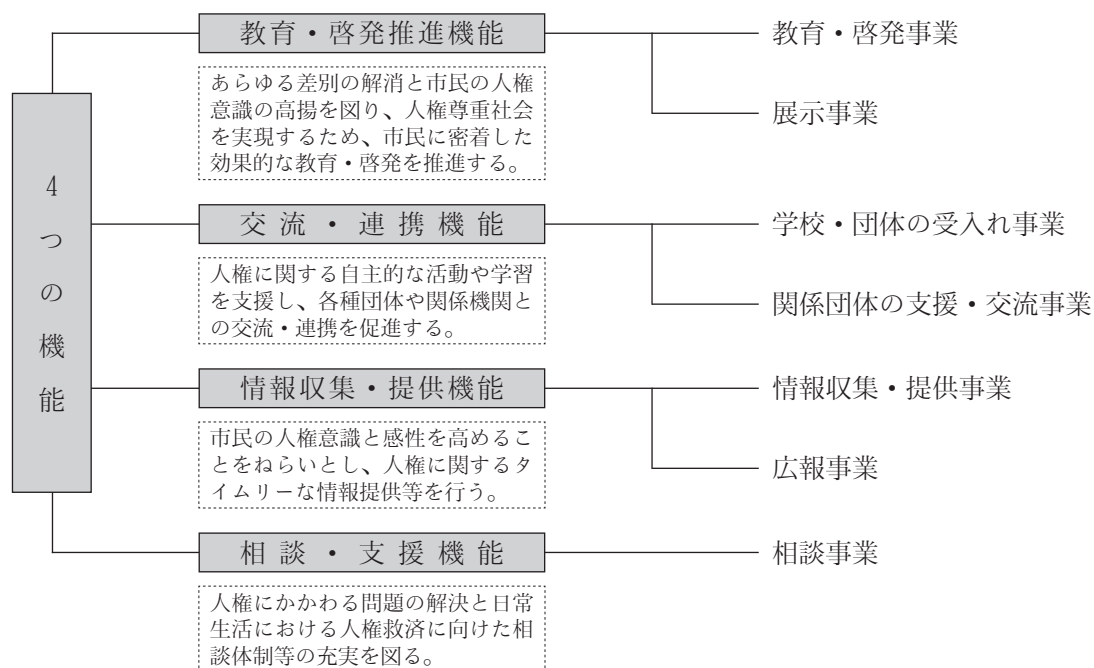
周辺案内図



J:COMホルトホール大分1階部分



##### イ 機能及び事業



ウ 各機能及び事業内容の概要

機 能	事 業	概 要 等
○教育・啓発推進機能	リーダー養成講座	地域や企業等において人権啓発に取り組むリーダーを対象とした講座を開催する。
	講演会	人権講演会を実施する。
	常設展示	本市の人権に関する取組みや基本計画に掲げる重要課題の現状や課題等をパネル化し、センター内の壁面に常時掲示する。
	特別展示	あらゆる人権問題について学習する契機として、テーマを設定し、パネル等の展示会を実施する。
	講師紹介事業	人権学習啓発講師の紹介を行う。
○交流・連携機能	学校・団体の受入れ	各種団体、学校等の人権学習を支援するため、市独自作成のDVD等を活用した人権研修や小中学校の児童・生徒については、人権・同和教育の一環として、体験活動等も盛り込む。
	人権関係団体の支援・交流	団体相互の連携や交流を図ることを目的に、各人権関係団体の活動資料などを掲示する場の提供を行うとともに、団体を対象とした研修会を実施する。
○情報収集・提供機能	図書・DVDの貸出	センターに所蔵する人権に関する図書やDVDを市民・団体・企業等に貸し出す。
	人権関係資料等の収集・提供	国内外のあらゆる人権問題に関する情報や資料を収集し、センター内への掲示等により情報発信する。
	センターだよりの発行	人権情報やセンター事業の紹介等を掲載した定期刊行紙を発行する。
	パンフ・資料等の作成	センターのリーフレットの作成、更新や各種の啓発資料を作成する。
○相談・支援機能	相談事業	毎月第1水曜日（午前10時から正午、午後1時から午後3時）は、人権擁護委員による相談を実施しています。  （別途、職員による人権相談も行っています。）

## 8 その他の福祉

### (1) 災害対応

実施区分	支給内容	支給目的	支給金額			
			区分	対象	自然災害	自然災害以外
市	災害見舞	罹災者に見舞金を贈り、一日も早い自立更生に資することを目的としている。	全焼、全壊、流失、埋没	1世帯	50,000円	30,000円
			半焼、半壊、半流失、半埋没	1世帯	20,000円	10,000円
			床上浸水	1世帯	10,000円	
			死亡者	1人につき	50,000円	30,000円
			負傷	重傷	1人につき	10,000円
	軽傷	1人につき	5,000円			

### (2) 避難行動要支援者対策事業

実施区分	事業の目的	事業内容
市	<p>災害において、高齢者や障がい者などの犠牲を最小限に抑えるためには、事前の準備を進め、迅速に避難支援等を行うことが重要であることから、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、災害時の避難において支援を必要とする方を「避難行動要支援者」として、避難行動要支援者名簿を作成することが市町村に義務付けられた。</p> <p>本市においても避難行動要支援者名簿を作成し、災害時には避難所等へ名簿の提供を行うとともに、平常時より同意を得た方の名簿をあらかじめ避難支援等関係者（地域の方々など）へ提供しておくことで、災害時に地域において実効性のある避難支援が行われることを目的としている。</p>	<p>市で把握している情報を基に、避難行動要支援者の名簿を作成し、大規模災害時には、避難所等へ提供し安否確認等に活用する。</p> <p>対象者には、災害に備えてあらかじめ避難支援等関係者へ名簿を提供しておくかの意思確認を行い、同意を得られた方については、名簿を提供する。</p> <p>また、災害時に地域において実効性のある避難支援が行われるよう、地域内での情報共有をすすめるとともに、情報伝達や安否確認ができる体制を構築し、個別計画の作成支援や避難訓練に取り組むよう自主防災組織に対し働きかけを行っている。</p> <p>なお、連絡体制表を整備し、それを基にした情報伝達を試行した自主防災組織に対して補助金を交付している。</p>

### (3) 自主防災組織活動費補助金

実施区分	事業の目的	交付要件
市	<p>要介護高齢者や障がい者などの要配慮者（避難行動要支援者含む）が、災害時に迅速に避難するためには、事前に地域の関係者が対象者を把握し、体制を整えておく事が重要である。</p> <p>そのため、自主防災組織における災害時要配慮者への避難支援の体制づくりを推進する。</p>	<p>以下の要件を満たした自主防災組織に対し交付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要配慮者の連絡体制表を整備すること</li> <li>・災害時要配慮者に対する情報伝達等を試行すること</li> </ul>

29年度実績		30年度予算額	負担率	備考
自然災害	自然災害以外	700千円	市単独	福祉保健課
3件	5件			

避難行動要支援者とは	対象者数等	30年度 予算額	負担率	備考
<p>災害時に自ら避難することが困難な方で、避難のために特に支援を必要とする、以下の要件に該当する方。 なお、有料老人ホーム等の施設入所者は対象外。</p> <p>①身体障害者手帳第1種を所持する方 ②療育手帳A1、A2を所持する方 ③精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方 ④障害福祉サービスのうち「同行援護」「行動援護」の支給決定者の方 ⑤要介護認定3～5を受けている方 ⑥「特定医療費（指定難病）受給者証」及び「特定疾患医療受給者証」所持者のうち、業務担当課が指定する疾患の方 ⑦小児慢性特定疾病医療受給者証所持者のうち重症認定者の方 ⑧上記以外で自治委員や民生委員等から特に支援が必要とされた方 ⑨上記以外で自ら名簿掲載を希望し、特に支援が必要と認められた方 *⑧⑨については、一定の基準に該当する方が対象</p>	<p>避難行動要支援者数 7,897人</p> <p>避難行動要支援者名簿の提供に関する同意書の返信率 89.91%</p> <p>※平成30年6月末日現在</p>	8,802千円	市単独	福祉保健課

補助対象経費・補助額	29年度 実績	30年度 予算額	負担率	備考
<p>補助対象経費 会議費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費 活動費（活動手当等。1回につき1人あたり2千円を上限）</p> <p>補助額 補助対象経費の10/10 ※ただし、1組織あたり、年3万円を上限 連合防災会に対しては、自治区数を乗じた額を限度額とする。</p>	131件  5,227千円	15,000千円	市単独	福祉保健課

(4) 遺家族援護ならびに軍人恩給に関する業務

実施区分	項目	業務
国・市	戦没者遺家族援護 戦傷病者援護 軍人恩給 戦没者追悼式	戦没者遺家族の年金・特別弔慰金等 戦傷病者手帳交付申請、乗車券引換証交付申請等の進達事務 恩給関係の申請進達事務 戦没者追悼式式典事務

(5) 生活困窮者自立支援制度

実施区分	名称	内
国・市	自立相談支援事業	就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応
	就労準備支援事業	雇用による就業が著しく困難な生活困窮者（当該生活困窮者及び当該生活の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）や被 要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業。
	家計相談支援事業	生活困窮者の家計に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必 節約に関する指導その他家計に関する継続的な指導及び生活に必要な資金
	住居確保給付金の支給	生活困窮者のうち離職などで経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若し は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったもので 必要があると認められるものに対し支給する給付金。 【支給期間】 3ヶ月。（ただし、一定の要件を満たす場合には、申請により、3ヶ月ご ことができる。）  【支給限度額】 生活保護の住宅扶助限度額が上限。（1人世帯：29,000円、2人世帯： 41,000円、7人以上：45,000円）  【対象者要件】 ・申請日において、65歳未満であって、かつ、離職等の日から2年以内 ・離職等の日において、その属する世帯の生計を維持していたこと。 ・申請月における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入合計 ／12）＋家賃額（生活保護の住宅扶助限度額が上限）以下であること。 ・申請日における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融資産 を超えないものとする。）であること。 ・月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。 ・月2回以上、ハローワークで職業相談を受けること。 ・原則週1回以上、求人先への応募を行う又は求人先の面接を受けるこ  [補足] 住居を喪失した人で、住宅を借りる際の敷金・礼金等の「初期費 「生活福祉資金」の利用が可能。
	子どもの健全育成支援事業	貧困の解消に向けて、相談支援と状況調査を行う事業。

29年度実績	30年度予算額	負担率		備考
		県	市	
特別弔慰金受付件数 487件	8,801千円	一部負担	その他	【担当課】 福祉保健課  【特別弔慰金申請期間】 平成27年4月1日～平成30年4月2日

容	H29実績	予算額	負担率		備考
			国	市	
じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業。	755件	41,962千円	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{4}$	生活福祉課
困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入保護者に対し、一定の期間にわたり、就労に必要	31件	15,000千円	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$	
要な情報の提供及び助言を行い、併せて支出の貸付けのあっせんを行う事業。	20件	4,700千円	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	
くは使用及び収益を目的とする権利を失い、又あって、就職を容易にするため住居を確保する  とに9ヶ月までの範囲内で支給期間を延長する  35,000円、3～5人世帯：38,000円、6人世帯：  であること。  額が、基準額（市民税均等割の非課税限度額の1 の合計額が基準額×6以下（ただし、100万円  と。  用」の捻出が困難な場合は、社会福祉協議会の	19件	3,000千円	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{4}$	
		10,450千円	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	

(6) 基 金

実施 区分	名 称	内
市	大分市福祉振興基金 (S56.3.31)	高齢化社会に対応し、福祉活動の促進及び福祉施設の整備その他の市民 また、基金の運用から生じる収益の一部を、次に掲げる高齢者等保健福 (1) 在宅福祉等の普及及び向上 (2) 健康及び生きがいづくりの推進 (3) ボランティア活動の育成 (4) その他高齢者等の保健福祉の増進に関すること
	大分市国際児童年 記念事業基金 (S54.12.24)	大分市国際児童年を記念して設置した基金であり、児童の福祉の増進に の収益金及びその他の寄付金を充てたものである。

容	備 考
<p>福祉の増進を目的とし、基金利子と指定された寄附金を積立てる。 社事業に要する経費に充てることできる。</p>	<p>福 祉 保 健 課</p>
<p>資することを目的とし、積立金は「おおいたアドベンチャーフェスティバル」</p>	<p>子 育 て 支 援 課</p>



(6) 大分市生き生きプラザ潮騒

- イ 所在地 大分市大字佐賀関869-4  
電話 575-3456
- 開館時間 月～土曜日  
午前9時から午後5時まで
- 休館日 日曜日及び国民の祝日並びに年末年始(12月28日から1月4日)

※上記にかかわらず、事前の予約で平日の午後5時から午後9時までと、日曜・祝日の午前9時から午後5時の間にご利用になれます。

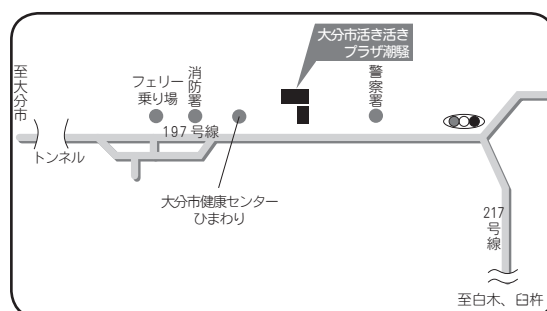
ロ 利用できる人

大分市民

大分市生き生きプラザ潮騒の利用については、施設の使用及び入浴等はすべて無料。

(施設の使用及び入浴には登録が必要です)

所在図・交通の案内



(7) 大分市多世代交流プラザ

- イ 所在地 大分市大字野津原800番地  
(大分市野津原市民センター2階)  
電話 588-1151
- 開館時間 月～土曜日  
午前9時から午後5時まで
- 休館日 日曜日及び国民の祝日並びに年末年始(12月28日から1月4日)

※上記にかかわらず、事前の予約で平日の午後5時から午後9時までと日曜・祝日の午前9時から午後5時の間にご利用になれます。

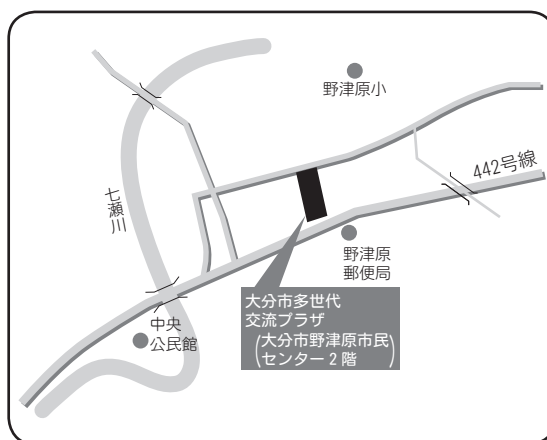
ロ 利用できる人

大分市民

大分市多世代交流プラザの利用については、施設の使用等はすべて無料。

(施設の使用には登録が必要です)

所在図・交通の案内



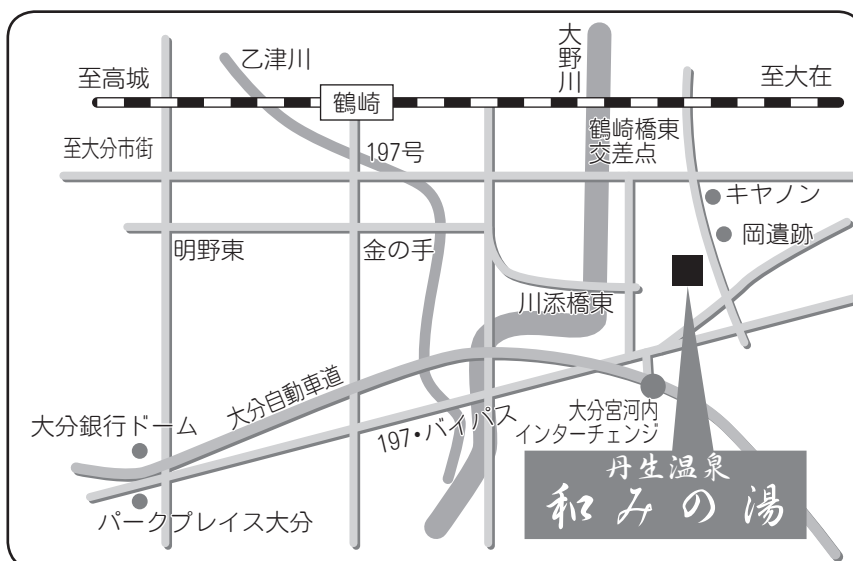
(8) 大分市丹生温泉施設

名 称	丹生温泉 “和みの湯”
所 在 地	大分市大字丹生1189番地
電 話	522-1610
開 館 時 間	正午から午後9時まで
休 館 日	毎月第2水曜日

料 金 表

区 分	通常料金 (一人1回)	回数券 (11枚綴り)
12歳以上	300円	3,080円
12歳未満 6歳以上	140円	1,440円
6歳未満	70円	720円

所 在 図



## 9 民生委員・児童委員

〈平成30年度予算額：147,068千円、負担率：市単独（交付税措置有）〉

### (1) 民生委員・児童委員とは

民生委員法による「民生委員」は、児童福祉法による「児童委員」も兼ねることとなっています。

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって、地域社会の中で社会福祉関係について援助を必要とする人の調査・相談・助言にあたる一方、福祉事務所・児童相談所などの関係行政機関に対する協力活動を行い、社会福祉の増進に努めています。

また、民生委員・児童委員のうち主任児童委員に指名された者は、区域を担当せず、児童福祉に関する事項を専門的に担当し、児童福祉関係機関と区域を担当する民生委員・児童委員との連絡・調整を行うとともに、区域を担当する民生委員・児童委員に対する援助・協力等を行っています。

イ. 任 期 …………… 3年

平成28年12月1日～平成31年11月30日

ロ. 委 嘱 …………… 市の民生委員推薦会が推薦した者を、市長が市社会福祉審議会の意見を聴いて推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。また、主任児童委員は厚生労働大臣が民生委員・児童委員の中から指名する。

ハ. 定 数 …………… 865名（内、主任児童委員91名）

### (2) 民生委員・児童委員の活動状況（平成29年度）

内容別 相談・ 支援 件数 (年間)	在 宅 福 祉	1,370 件
	介 護 保 険	561
	健 康 ・ 保 健 医 療	2,124
	子 育 て ・ 母 子 保 健	1,101
	子 ども の 地 域 生 活	3,372
	子 ども の 教 育 ・ 学 校 生 活	759
	生 活 費	317
	年 金 ・ 保 険	89
	仕 事	108
	家 族 関 係	794
	住 居	370
	生 活 環 境	1,016
	日 常 的 な 支 援	5,859
	そ の 他	5,989
	計	23,829

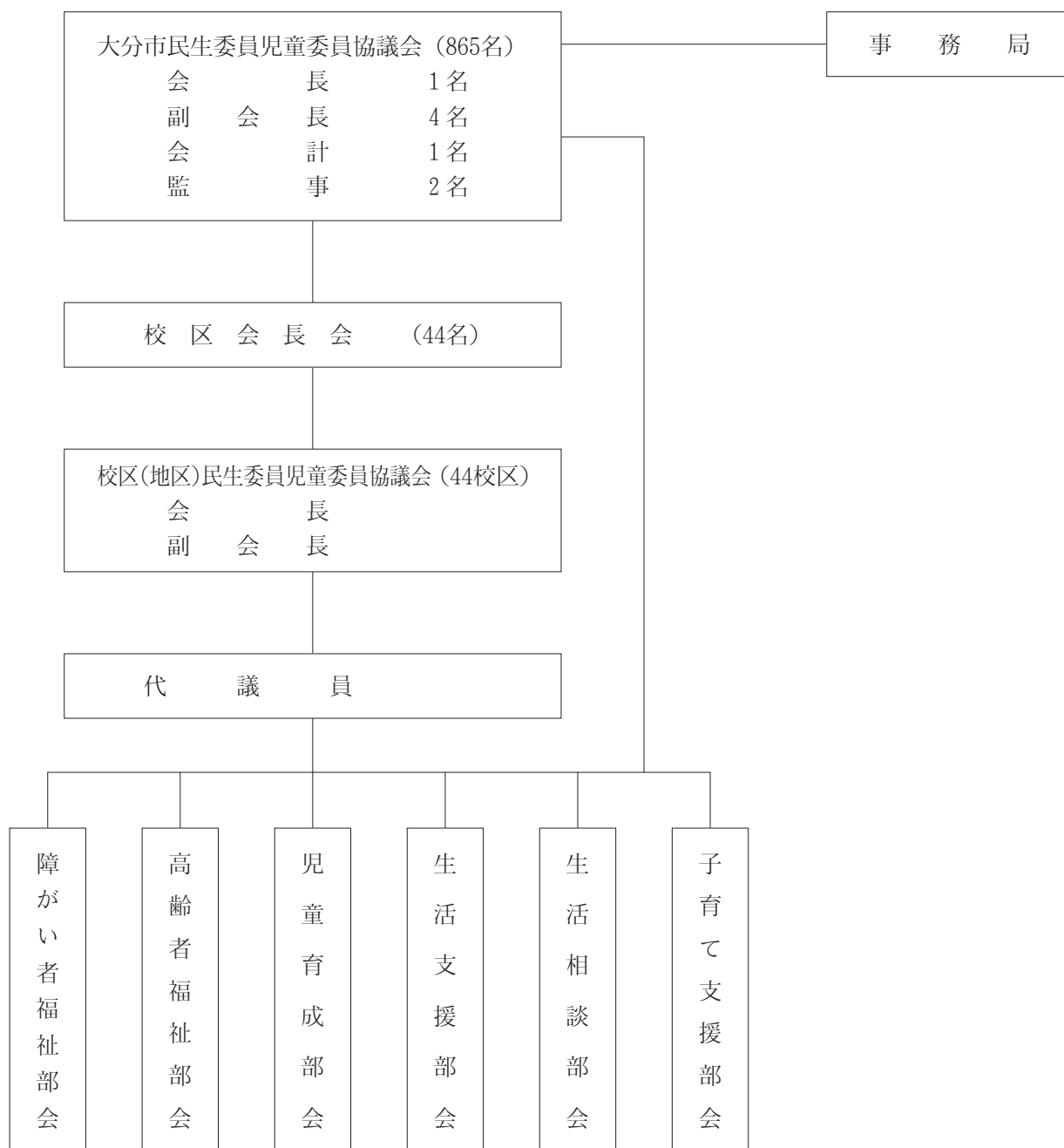
そ の 他 の 活 動 件 数 (年 間)	調 査 ・ 実 態 把 握	14,474 件
	行 事 ・ 事 業 ・ 会 議 へ の 参 加 ・ 協 力	24,301
	地 域 福 祉 活 動 ・ 自 主 活 動	44,423
	民 児 協 運 営 ・ 研 修	32,535
	証 明 事 務	2,018
	要 保 護 児 童 の 発 見 の 通 告 ・ 仲 介	918
	訪 問 回 数 (年 間)	223,870 回
	連 絡 調 整 回 数 (年 間)	91,323 回
	活 動 日 数 (年 間)	153,638 回

### (3) 大分市民生委員児童委員協議会

大分市内の44校区（地区）民生委員児童委員協議会の連合体で、大分市の民生委員・児童委員活動の強化推進のための各種事業の企画・実施や関係行政機関等との連絡調整を行っています。

## <大分市民生委員児童委員協議会>組織図

※平成30年4月1日現在



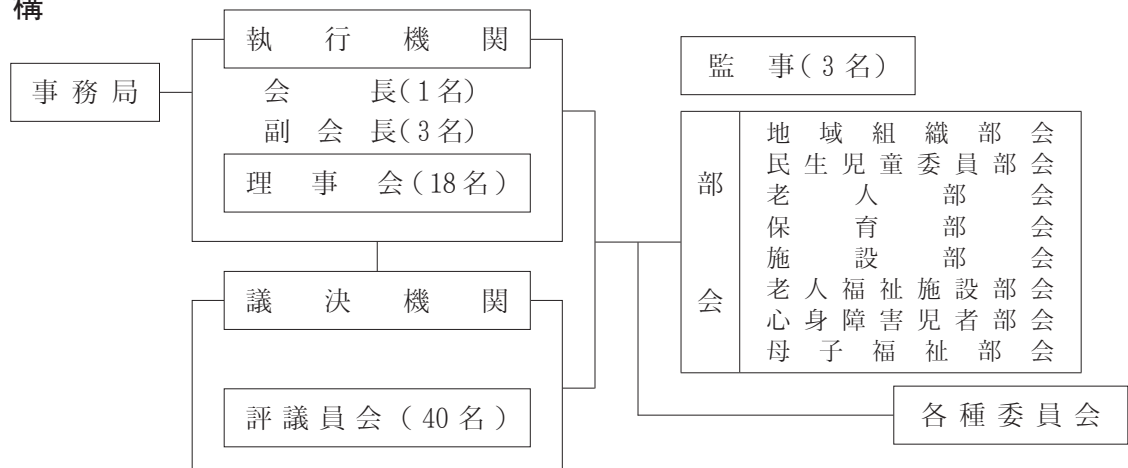
## 10 社会福祉法人大分市社会福祉協議会

- 1 設 立 昭和42年3月28日（法人認可）
- 2 所 在 大分市金池南一丁目5番1号 J:COMホルトホール大分内  
電話（097）547-8154 F A X（097）547-9559
- 3 目 的 社会福祉法第109条に基づき設置され、大分市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

### 【事業】

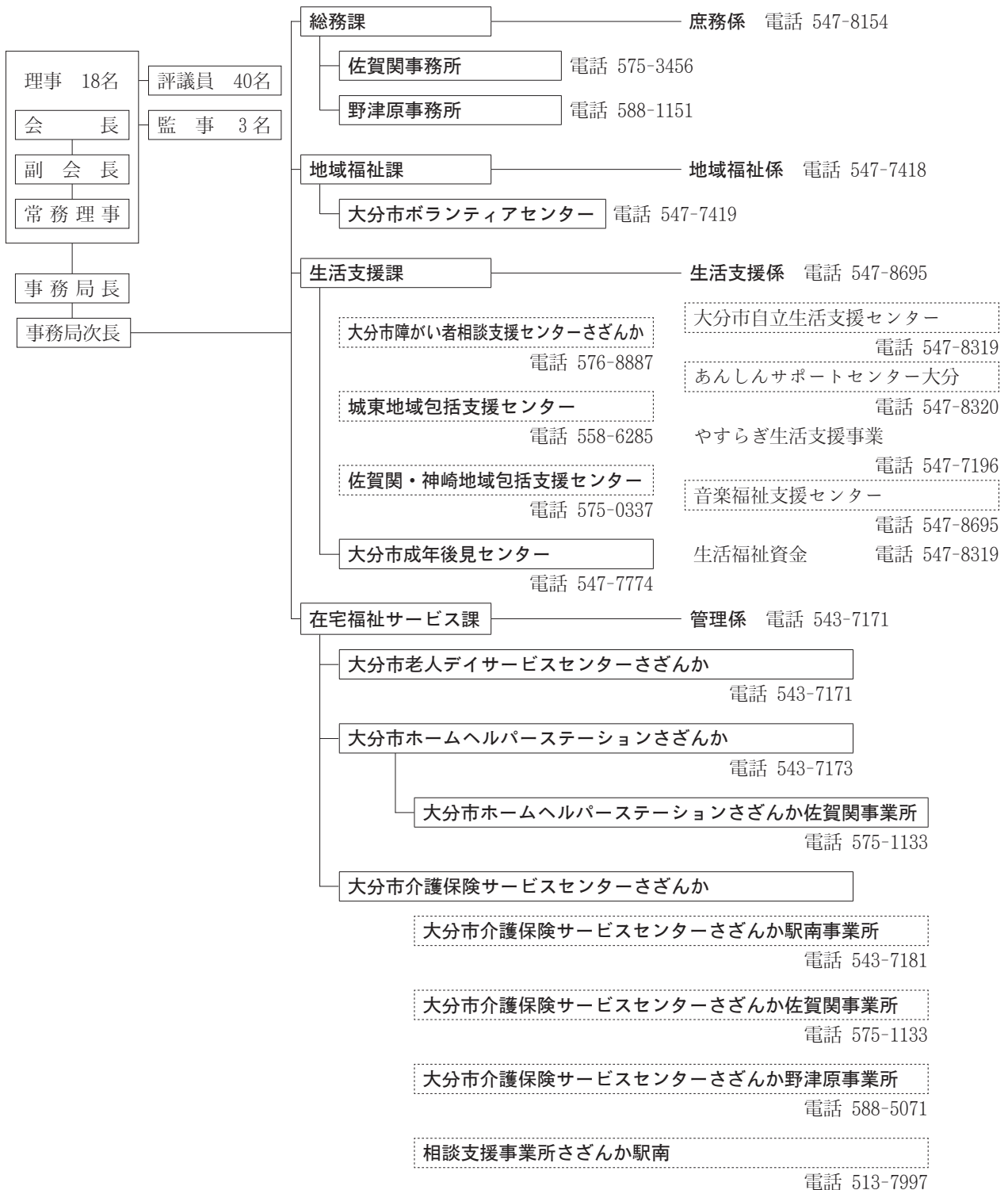
- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
  - (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
  - (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
  - (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
  - (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
  - (6) 共同募金事業への協力
  - (7) 校（地）区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
  - (8) ボランティア活動の振興
  - (9) 生活福祉資金貸付事業
  - (10) 自立相談支援事業
  - (11) 地域福祉総合相談事業
  - (12) 居宅介護等事業の経営
  - (13) 老人デイサービス事業の経営
  - (14) 地域包括支援センターの受託運営
  - (15) 地域支援事業
  - (16) 生活支援体制整備事業
  - (17) 障害者生活支援事業
  - (18) 障害福祉サービス事業の経営
  - (19) 相談支援事業の経営
  - (20) 移動支援事業の経営
  - (21) 成年後見制度に関する事業
  - (22) 福祉サービス利用援助事業
  - (23) 大分市生き生きプラザ潮騒及び大分市多世代交流プラザの管理・運営
  - (24) 各種相談事業
  - (25) その他本会の目的達成のため必要な事業
- 4 組 織 住民主体、住民参加の原則にたち、地域社会福祉協議会、自治会、民生委員児童委員、社会福祉事業関係者、関係行政機関の代表、学識経験者等で組織されている。

### 5 機 構



## 6 社会福祉法人 大分市社会福祉協議会機構図・組織図

大分市金池南一丁目5番1号  
J:COMホルトホール大分内  
電話 (097)547-8154  
FAX (097)547-9559



指定管理事業

( 大分市生き生きプラザ潮騒 (佐賀関) )  
( 大分市多世代交流プラザ (野津原) )

派遣

( 大分市老人クラブ連合会事務局 )  
( 大分市民生委員児童委員協議会事務局 )  
( 共同募金会大分市支会事務局 )

## 7 社協の主な事業

### (1) 地域福祉活動計画

名 称	内 容
第4次地域福祉活動計画の着実な推進	「支えあって ともに生きる みんなが主役のまちづくり」を基本理念とした「みんなが主役のささえあいプラン」（第3期大分市地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画）に掲げた事業を実施するなか、計画の進捗状況の把握や推進の方策について総合的に検討し、効果的な地域福祉の推進を図る。

### (2) 社協基盤の強化

名 称	内 容
校（地）区社協活動支援	地域住民の様々なニーズを把握して、地域に密着した事業を展開する校（地）区社協の活動に対して支援、助成する。

### (3) 地域福祉事業への支援

名 称	内 容
小地域福祉ネットワーク活動事業への支援	活動主体である校（地）区社協と連携を図りながら、地域の中で何らかの支援を必要とする人を対象に、安心して暮らせる地域社会をつくるため、地域住民の参加・協力により、小地域（民生児童委員の担当区域又は自治会）ごとに支援体制をつくる。 ・見守りのしくみづくり ・話し合いのしくみづくり ・助け合いのしくみづくり
高齢者生きがい対策事業への補助	校（地）区社協が中心となって開催する地域性を活かした自主的な高齢者の生きがい事業に対して補助する。
地域福祉事業への支援	校（地）区社協が主催する様々な地域福祉事業への支援・助成を行う。

### (4) 地域サロン支援事業

名 称	内 容
大分市地域ふれあいサロン事業	介護保険法の規定に基づく地域支援事業として、高齢者を対象にボランティア等の地域住民の協力のもと、身近にある集会所・公民館等を利用してレクリエーション・教養講座及び介護予防メニューを取り入れた活動を行い、社会的孤立感の解消、外出意欲の喚起、健康維持を図り、地域において参加者同士の交流を深め、より快適で元気に生活を送ってもらうことを目的とする事業。また、ボランティア育成を目的に、サロン活動を運営するボランティアを対象として、サロン間の交流及びサロン運営メニューの習得をめざし研修会等を行う。
ふれあい・いきいきサロン事業	高齢者、障がいのある人、子育て中（就学前の乳幼児）の親子等を対象にボランティア等の地域住民の協力のもと、身近にある集会所・公民館等を利用して地域住民がお互いに交流を行うことによって、社会的孤立感の解消、健康維持及び社会参加を図ることにより、住み慣れた地域で生きがいをもって安心していきいきとした生活を行ってもらうことを目的とする事業。

### (5) やすらぎ生活支援事業

名 称	内 容
やすらぎ生活支援事業	市内に頼れる身寄りのない方に対し、入院時、施設入所時、また、判断能力低下時などに必要なお手伝いをするこゝで、地域で安心して暮らしていくことができるよう支援する事業。

### (6) 日常生活自立支援事業

名 称	内 容
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が十分でない方々が地域において自立した生活が送れるよう福祉サービスの利用援助、日常生活に必要な手続きの援助、日常的な金銭管理の援助、大切な書類等のお預かりの4つのサービスにより支援する事業。

### (7) 大分市成年後見センター事業

名 称	内 容
大分市成年後見センター事業	認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない人が、自身の権利や財産を守り、自分らしく安心して暮らせる地域づくりをめざすため、成年後見制度を適切に利用できる仕組みづくりを進めるとともに、市民が成年後見業務の新たな担い手として活動できるよう人材育成や活動支援を行う。

### (8) ボランティア事業

名 称	内 容
ボランティアだよりの発行	ボランティア登録者や市民向けに年3回発行し、ボランティア事業の紹介やボランティア情報を発信して、ボランティア活動の促進を図る。
ボランティア相談	「ボランティア活動してみたい」「ボランティアをお願いしたい」などの要望に対するコーディネート、登録や活動保険などの各種相談、問い合わせ。
活動支援	ボランティア登録の促進を図り、登録団体や個人の活動に各種支援をする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続的活動の促進のため、団体に活動経費（通信、電話代等）を助成する。</li> <li>・安心して活動するために、ボランティア活動保険、大分市市民活動保険の加入を奨励する。</li> <li>・ボランティア登録をしている団体・個人で組織する協議会の自主的、創造的な活動を支援する。</li> </ul>
養成研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点訳ボランティア養成講座を実施し、点訳技術を習得したボランティアを養成する。</li> <li>・朗読ボランティア養成講座を実施し、朗読技術を習得したボランティアを養成する。</li> <li>・ボランティア活動が初めての方に、福祉施設等でのボランティア体験の場を提供し、ボランティア活動の振興を図る。</li> </ul>
福祉教育支援	小中学校での福祉教育を通して、人を思いやる心や誰もが安心して暮らせる社会を創造する力を育むため、福祉副読本、福祉学習の手引きを作成配布するとともに、福祉学習講座を実施する。
災害時支援活動整備	「大分市地域防災計画」に基づき、大規模災害に備えて災害ボランティアセンターの設置運営及び災害ボランティアの事前整備に取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害ボランティアセンターの設置運営訓練。</li> <li>・災害ボランティアの事前登録の拡充を進め、研修等を通して、災害時の各種支援活動や災害ボランティアセンターの運営補助をする人材を育成する。</li> <li>・災害時の迅速、的確な救援活動のため、ボランティア、地域、行政、関係機関等との協力体制に向けたネットワークづくりを進める。</li> </ul>
車いすの貸出し	市民や企業等から寄付された車いすを、大分市民で歩行困難な自宅療養者に貸し出す。(最長6ヶ月で使用料は無料。ただし、消毒・維持管理費として200円。)

### (9) 普及宣伝事業

名 称	内 容
大分市社会福祉大会	社会福祉の向上への関心を高め、実践活動の地域への浸透を図るため、大分市と共催で社会福祉大会を開催する。
おおいた市社協だよりの発行	年2回「おおいた市社協だよりの発行」を全世帯に配布し、事業の紹介や地域の福祉活動など地域住民の福祉ニーズに応える情報を提供する。(点字版、ホームページへの掲載)



(9) 生活福祉資金貸付事業

資 金 種 類	
1	総合支援資金 失業など、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金（原則として生活困窮者自立支援法に基づく支援を受けていること）
	生活支援費 生活再建までに必要な生活費用
	住宅入居費 敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用 ただし、原則として、当該入居予定住宅の賃料について住居確保給付金の申請を行っている場合に限るものとする
	一時生活再建費 生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用
2	福祉資金 低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金
	福祉費 日常生活を送るうえで、又は自立するために一時的に必要であると見込まれる費用
	生業を営むために必要な経費
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費
	福祉用具等の購入に必要な経費
	障がい者用自動車の購入に必要な経費
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費
	負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費（健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費
	介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費
	冠婚葬祭に必要な経費
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費
	就職、技能習得等の支度に必要な経費
	その他、日常生活上一時的に必要な経費
	緊急小口資金 次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける小額の費用（原則として生活困窮者自立支援法に基づく支援を受けていること） ・医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要とき ・給与等の盗難によって生活費が必要とき ・火災等被災によって生活費が必要とき ・その他、これらと同等のやむを得ない事由によるとき
3	教育支援資金 低所得世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金
	教育支援費 低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費
	就学支援費 低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費
4	不動産担保型生活資金
	不動産担保型生活資金 低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金 要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金（貸付期間中は、保護は停止となる。）

※ 貸付には、この他いくつかの条件がありますので詳細についてはお問い合わせください。

※ 借入には審査があり、お申し込み者のご希望に添えない場合があります。

貸 付 条 件				
貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	利子
(二人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内	原則として 3月以内 (最大で12月以内)	6月以内	10年以内	連帯保証人を立てる 場合は無利子 連帯保証人がいない 場合は据置期間経過 後、年1.5%
40万円以内	—	貸付の日(生活支 援費と合わせて 貸し付けている 場合には、生活支 援費の最終貸付 日)から6月以内		
60万円以内	—			
	—			
	—			
460万円以内	—	貸付の日(分割 による交付の場 合には最終貸付 日)から6月以 内	20年以内	連帯保証人を立てる 場合は無利子 連帯保証人がいない 場合は据置期間経過 後、年1.5%
技能を習得する期間が 6月程度 130万円以内 1年程度 220万円以内 2年程度 400万円以内 3年程度 580万円以内			8年以内	
250万円以内	—		7年以内	
170万円以内	—		8年以内	
250万円以内	—		8年以内	
513.6万円以内	—		10年以内	
療養期間が1年を超えないときは170 万円以内 1年を超え1年6月以内であって、世 帯の自立に必要なときは230万円以内	—		5年以内	
介護サービスを受ける期間が1年を超 えないときは170万円以内 1年を超え1年6月以内であって、世 帯の自立に必要なときは230万円以内	—		5年以内	
150万円以内	—		7年以内	
50万円以内	—		3年以内	
50万円以内	—	3年以内		
50万円以内	—	3年以内		
50万円以内	—	3年以内		
10万円以内 ※保証人不要	—	貸付の日から 2月以内	12月以内	無利子
(高校) 月3.5万円以内 (高専) 月6.0万円以内 (短大) 月6.0万円以内 (大学) 月6.5万円以内 50万円以内		卒業後6月以内	20年以内	無利子
• 土地の評価額の7割程度 月30万円以内 • 居住用不動産の評価額の7割程度 (集合住宅は5割)・貸付基本額の範囲 内(生活扶助額の1.5倍以内)	借受人の死亡時 までの期間又は 貸付元利金が貸 付限度額に達す るまでの期間	契約の終了後 3月以内	据置期間終了時	年3%又は長期プ ライムレートのい ずれか低い利率



# 施 設 一 覽 表

1 高齢者福祉関係施設

2 介護保険関係施設

3 障がい者福祉関係施設

4 児童福祉関係施設

5 大分市総合社会福祉  
保健センター

## 1 高齢者福祉関係施設

### (1) 老人福祉施設（大分市内）

施設		定員 (人)	設置主体	所在地	開所年月日
種別	名称				
養護老人ホーム	アイリス清心園	65	(福)虹の会	横尾4451-19	H20. 3. 25
軽費老人ホーム	白寿苑	50	(福)松山会	下郡山の手2-19	S57.12. 1
	ケアマンション創生の里	50	(福)若草会	野田313-6	H4. 6. 1
	ジョリーメイト清流苑	50	(福)永生会	種具148	H7. 6. 1
	ケアマンションはなぞの	80	(福)穂燈舎	花江川4-28	H8. 3. 1
	ケアマンション清静園	50	(福)一志会	竹中5274-1	H13. 4. 1
	ケアハウス庄の原苑	50	(福)温寿会	荏隈1637-1	H14. 4. 1
	ケアハウス滝尾太陽	50	(福)報徳会	下郡921-42	H16. 4. 1
	ケアハウスアイリス清心園	20	(福)虹の会	横尾4451-19	H20. 4. 1
生活支援ハウス	さわやか荘	20	(福)西浜会	鶴崎2189	H14. 4. 1
	太平の里	20	(福)若草会	南太平寺2組の3	H15. 4. 1
	憩いの館	20	(福)碓山会	津守2547-6	H15. 4. 1
	舞鶴清流苑	20	(福)永生会	西新地2-5-40	H16. 4. 1
	湯屋すくすくいきいき館	20	(福)新樹会	横瀬1050	H17. 4. 1

### (2) 老人いこいの家

施設名	設置主体	所在地	開設年月日
シニア交流プラザ	市	金池南1-5-1	H25. 7. 20
大南老人いこいの家		中戸次4433	S48.10. 1
坂ノ市老人いこいの家		坂ノ市南3-2-21	S48.10. 1
鶴崎老人いこいの家		東鶴崎1-1-7	S49. 4. 1
大在老人いこいの家		横田1-14-11	S54. 1. 11
植田老人いこいの家		玉沢743-2	S51. 5. 1
佐賀関老人いこいの家		佐賀関1407-27	H17. 1. 1
野津原老人いこいの家		野津原1747-1	H17. 1. 1

電話番号	入 所 の 要 件					
	年 齢	環 境	経 済			
535-8030	1. おおむね65歳以上	1. 住宅に困窮している場合等	1. 被保護世帯 2. 属する世帯が市町村民税の所得割を課されていない			
568-2366	1. 60歳以上であること。 2. 夫婦の場合は一方が満60歳以上であれば、その配偶者は60歳未満であっても可。 3. 家庭の事情等により、家族との同居が困難であること。 4. 心身が健康であり、独立して日常生活を営むことができること。 5. 利用料が必要。					
549-5525						
528-1881						
521-2718						
597-3184						
544-1161						
503-9555						
535-8030						
521-0555				1. 60歳以上の方 2. ひとり暮らし、または夫婦のみの世帯の方 3. 家族の援助が困難な方 4. 利用料等の支払が可能な方 ※介護保険の認定が要支援2もしくは要介護1～5又は常時医療管理が必要な方は対象外		
514-0015						
504-7521						
573-2088						
542-5581						

電話番号	設 置 目 的
576-8880	高齢者が気軽に交流できる場を提供することにより、高齢者の余暇活動の支援を行うとともに心身の健康の増進を図る。
586-7575	高齢者福祉の増進を図るため、高齢者に娯楽・交友の場を提供する。
593-1588	
521-4041	
592-3141	
541-6977	
575-2488	
588-0602	

## 2 介護保険関係施設

### ●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

圏域名	事業所名	所在地	電話番号
上野ヶ丘	風雅の里上野*	三芳288-1	535-8900
碩田	碩田柞原の里*	弁天1-2-3	547-8787
王子	BASARA*	三芳1305-1	545-8257
大分西	柞原の里	八幡320-1	535-2377
南大分	Greenガーデン南大分*	羽屋105-1	574-9781
城南・賀来	庄の原苑	荏隈1798	544-0888
	創生の里☆	野田306-2	549-0012
滝尾	リバーサイド桃花苑☆	曲320	504-7666
	緑風苑☆	下郡山の手2-17	567-3733
明野	アイリスおおいた	横尾4451-8	503-1755
鶴崎	みなはるの里*	皆春262-1	522-0808
大東	白水長久苑	横尾1897-2	520-2711
	明治清流苑	猪野729-1	524-3300
東陽	清流苑*	種具144	529-2316
大在	とまとの里*	城原2600-22	585-5503
坂ノ市	百華苑	東上野1800	592-1513
	玉光苑	市459	541-0344
植田南	天領ガーデン*	田尻784-1	574-7500
植田東	アルメイダメモリアルホーム☆	宮崎1509	568-2561
	そうだ藤の森	寒田202	567-8822
竹中・判田	清静園	竹中5268	597-3189
	寿志の里☆	中判田1342-3	548-8201
戸次・吉野	誠寿園☆	辻902	595-0495
野津原	和泉荘	竹矢1024-1	588-1110
佐賀関・神崎	光明園☆	志生木145-9	574-0634

\*は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（定員29人以下の特別養護老人ホーム）

☆は一部地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（定員30人以上の特別養護老人ホーム）

### ●介護老人保健施設（老人保健施設）

圏域名	事業所名	所在地	電話番号
上野ヶ丘	ふない	府内町1-3-23	533-5511
碩田	おおつか	中島中央1-1-8	529-5166
王子	サンテラスながとみ	西大道2-2-1	545-1718
城南・賀来	狐兎如庵	野田1085	549-7500
城東	さくらハウスぜぜ	牧1-25-1	503-1882
滝尾	リバーサイド百々園	津守2742-1	567-6750
明野	老健 めいわ	明野北1-2-18	551-0044
鶴崎	コスモス苑	東鶴崎2-3-22	527-2660
	メディトピアこが	南鶴崎2-6-22	521-6151
	大分豊寿苑	皆春1521-1	521-0110
大東	やすらぎ苑	松岡1946	520-3535
植田	わさだケアセンター	市11-2	541-6655
植田西	たばる	田原936-1-1	541-2345
	小野鶴養生院	小野鶴1157-1	542-5500
植田南	メディケアふじが丘	寒田235-16	568-3338
植田東	メディケア山桜花	寒田486-26	578-6866
竹中・判田	親和園	中判田1428-1	597-3635
戸次・吉野	陽光苑	中戸次4525	597-2000
佐賀関・神崎	せきの郷	一尺屋2357	575-8800

### ●介護療養型医療施設

圏域名	事業所名	所在地	電話番号
碩田	にのみや内科医院	中央町2-1-11	534-1164
大分西	渡辺内科医院	生石2-1-5	535-1884
南大分	たねだ内科	豊饒266-2	545-1122
城南・東	阿部循環器クリニック	萩原3-22-28	552-1567



### 3 障がい者福祉関係施設

種 類	施 設		所 在 地	電話番号
	名 称			
生 活 介 護	ゆうりん パーソナルケア		松原町1-3-1	574-4184
	やまびこフレンド		片島1507	569-0001
	大分こども発達支援センター生活介護 やすらぎ		片島2996-3	557-0114
	多機能型事業所「おおいた」		松岡3743	520-0580
	ふ く ふ く		森286-2	523-5507
	デイサービスすてっぷ		猪野278-3	576-7130
	八 風 ・ マ ー ヤ の 園		横塚2-123	574-7888
	八 風 園		木田2894-1	593-4131
	ふれんど・すくえあ		賀来北2-16-38	586-6147
	り ん く		国分567-3	586-5252
	障がい者デイサービスセンター創生の里		野田307-8	549-4774
	生活介護事業所 もりのひろば		野田1114	586-0888
	生活介護事業所 もりのひろばⅡ		野田825	586-0888
	杉 の 木 園		田原398-1	541-3535
	就 労 継 続 支 援 A 型	第 二 杉 の 木 園		上戸次3967-2
夢 啓		王子北町1-29	578-8500	
やまねこ工房		王子中町3-5 ふくろうの森ビル	511-1293	
サンクスラボ・大分オフィス		中央町4-2-19 榎屋ビル2階	547-8183	
はなはなワークステーション		大石町1丁目4-1組 数見ビル1階2階	547-7878	
パン工房すばる		奥田416	576-9501	
マイスター工房		野田1088-2	549-3200	
就労継続支援A型事業所 ソラマメ		花高松3-10-39	511-5940	
ソ レ イ ユ		片島8-4-2	567-5677	
ホビータイム三佐		三佐5-180	503-5323	
福祉工場「松岡」		松岡4079	520-5020	
就労継続支援A型事業所 コーズ		皆春1606-1	576-9953	
大分まるいファーム		乙津122-2	503-5003	
さくら親児会		城原1889	592-5535	
就労継続支援A型事業所 勇輝		城原2471	578-7800	
就労継続支援A型事業所 ヤドカリ		久原北8-7	578-9996	
ゆい美容ケアリングby太陽技研		賀来南1-1-79 由布コーポ1階	543-5714	
ジ ョ ブ フ ァ ー ム		入蔵557	588-5030	
フルスマイル		中戸次492-6	597-3025	
就労継続支援A型事業所 ぼわろ		下戸次1185-1	578-6200	
就 労 継 続 支 援 B 型	銀 河 鉄 道		生石2-1-27 西大分ビル101号	532-6167
	ばらの会作業所シャローム大分		中央町1-4-22 サクラヤビル4階	532-3488
	春 風 の 森		権迫5-6	585-5524
	サ マ ン 春 日		中春日町6-5 玉置ビル1号	547-9217
	作業所「なかしま」		中島東1-2-12	532-8450
	おひさまファーム		神崎220-6	538-2211
	就労継続支援B型事業所 はぐくむ		大道町2-2-12 大道ビューハイツ1階	545-8996
	サ ニ ー フ ァ ー ム		大分4772-2	543-2366
	作 業 所 ゆ う		豊饒176-2	544-8892
	ふ れ あ い		日岡3-5-16	535-8755
	来 夢		花高松1-3-2	574-9539
	ア ッ プ ラ イ ト		新栄町5-23	556-8201
	就労継続支援センター あおぞら		萩原1-9-1	558-8285
	築 輪 作 業 所		牧3-14-16	558-1870
	ど ん ぐ り の 家		牧3-7-6	553-5335
	びーぶるすてーしょん		南津留17-12	556-8673
	就労継続支援事業所 げんき塾		南津留23-31	578-8740
	れ も ん		片島440-2 大分電気工事会館1階	578-9505
	就労継続支援B型事業所 豊の大地		千歳1868-19	511-4893
	ド リ ー ム コ ロ ニ ー		乙津港町1-5-28 三宮ハイツ101・102・103	560-1062
	ス タ ジ オ さ く ら		須賀2-17-9	547-7745

施設		所在地	電話番号	
種類	名称			
就労継続支援B型	カサデ さくら B	城原1917-1	592-5535	
	カサデ パドレ	城原1914	574-7099	
	はーとあっぷるりんく	丹川153	593-3418	
	ジョイファーム大分	賀来北2-2-22	578-8705	
	ぱれっと	星和台1-8-11	578-8102	
	多機能型事業所 3GIFT	鴛野946-8	578-7726	
	ワーク大分すみれ会	下宗方760-1	586-1501	
	ひかり	田尻92-1	535-8788	
	就労継続支援B型事業所 ルチア	小野鶴789-1	578-7862	
	大分ゆたかの会	田原68-1	574-4502	
	作業所 すばる	木上1515	541-0122	
	ソーシャルアーチ	中戸次4597-1	547-7710	
就労継続支援B型事業所 美久の杜	中戸次4776-2	535-8815		
ニューフレンド ひまわり	梅が丘2-2-5	595-0018		
宿泊型自立訓練	宿泊型自立訓練 博愛大学校どりーむ	金池南1-9-5	574-8668	
自立訓練(機能訓練)	地域生活サポートセンター けいわ	皆春1521-1	521-0110	
多機能型施設	就労移行支援 就労継続支援B型	つわぶき園	顕徳町3-2-21	536-3430
	就労移行支援 自立(生活)訓練	L.L.C.ハートブリッジ プレジョブセンター	中央町2-7-21 福田ビル1階	574-5954
	自立(生活)訓練 就労継続支援B型	サマソノ木	泉町12-12	578-8855
	就労継続支援A型	援ジョイワーク大分	八幡171-7	538-3746
	就労移行支援 就労継続支援A型	博愛会地域総合支援セ	金池南1-9-5	574-8668
	就労継続支援B型	ンター多機能事業所		
	自立(生活)訓練			
	就労移行支援 就労継続支援B型	ぶらぼう作業所	三ヶ田町162-3 スコラコルテ1階	545-1888
	就労移行支援 就労継続支援B型	C . w o r k センター	萩原1-19-19 山崎ビル1階	585-5399
	生活介護 就労継続支援B型	ワークスペース 榎の木	牧3-7-8	553-3397
	生活介護 就労継続支援B型	やまびこ広場	片島1089	567-1836
	就労移行支援 就労継続支援B型	だるま	津守824-4	535-8115
	就労継続支援B型	工房 きらら	津守888-7	
	就労継続支援A型	大分福祉クリーンマット花	中鶴崎2-46	578-9735
	就労継続支援B型		猪野924-14	535-8753
	就労移行支援 就労継続支援A型	ひまわりフードサービス	中鶴崎2-6-13	521-8771
	就労移行支援 就労継続支援B型	ホビータイム海原事業所	海原739-3	578-9120
	生活介護 就労継続支援B型	ステップ「おおいた」	松岡5424-1	520-5575
	生活介護 就労継続支援B型	ファンタジアもりまち	森町543-1	521-2932
	就労継続支援B型	コンチェルトもりまち		
	生活介護 就労継続支援B型	生活介護 ローズマリー	宮河内2244-3	524-7007
	就労移行支援 就労継続支援A型	ウイン ド	坂ノ市西2-4-3	524-2424

施 設		所 在 地	電話番号		
種 類	名 称				
多機能型 施 設	生 活 介 護 就労継続支援B型	八 風 ・ b e	市尾798-1	593-4488	
	生 活 介 護 就労継続支援B型	多機能型事業所 明日の輪	佐野4453	578-6611	
	就 労 移 行 支 援 就労継続支援B型	就労サポート事業所 ミチテル	賀来北1-11-29	574-9102	
	就 労 移 行 支 援 就労継続支援A型	コ ン チ ェ ル ト	中尾603	586-5577	
	就 労 移 行 支 援 就労継続支援B型	キ ッ チ ン 花 亭	野田841-1	586-5775	
	就 労 移 行 支 援 就労継続支援B型	ア イ 工 房 ゲ ニ ー 工 房	野田1136-2	549-3200	
	生 活 介 護 就労継続支援B型	ワ ー ク ス ク エ ア	賀来1258-1	574-7662	
	就 労 移 行 支 援 就労継続支援B型	あ い わ 園	中戸次4692-1	578-6202	
	就 労 移 行 支 援 就労継続支援B型	マ ル シ ェ	下戸次1253	586-7272	
	生 活 介 護 就労継続支援B型	夢 ・ ひ こ う せ ん	下戸次4255	597-8817	
	就 労 移 行 支 援 就労継続支援B型	多機能型事業所 サンジョイ	下戸次1270-1	507-9798	
	自 立 (生 活) 訓 練 就労継続支援B型	ビ フ レ ス ト	下戸次1245-1	548-8155	
	就 労 移 行 支 援 就労継続支援B型	ひ ま わ り 畑	辻1381	595-1711	
	生 活 介 護 自 立 (生 活) 訓 練	ひ ま わ り の 家	辻1379-1	595-1041	
	入所施設	施 設 入 所 支 援 生 活 介 護	う え の 園	東大道2-3-3	546-3551
		施 設 入 所 支 援 生 活 介 護	第 一 博 愛 寮	野田759-1	549-1321
		施 設 入 所 支 援 生 活 介 護	ひ ま わ り 園	辻911	595-0888
		施 設 入 所 支 援 生 活 介 護	ハ モ ニ ー の 森	中戸次6042	597-8818
		施 設 入 所 支 援 生 活 介 護	第 二 博 愛 寮	中戸次2131	597-0204
		施 設 入 所 支 援 生 活 介 護			
施 設 入 所 支 援 生 活 介 護					
施 設 入 所 支 援 就労継続支援B型					

#### 4 児童福祉関係施設

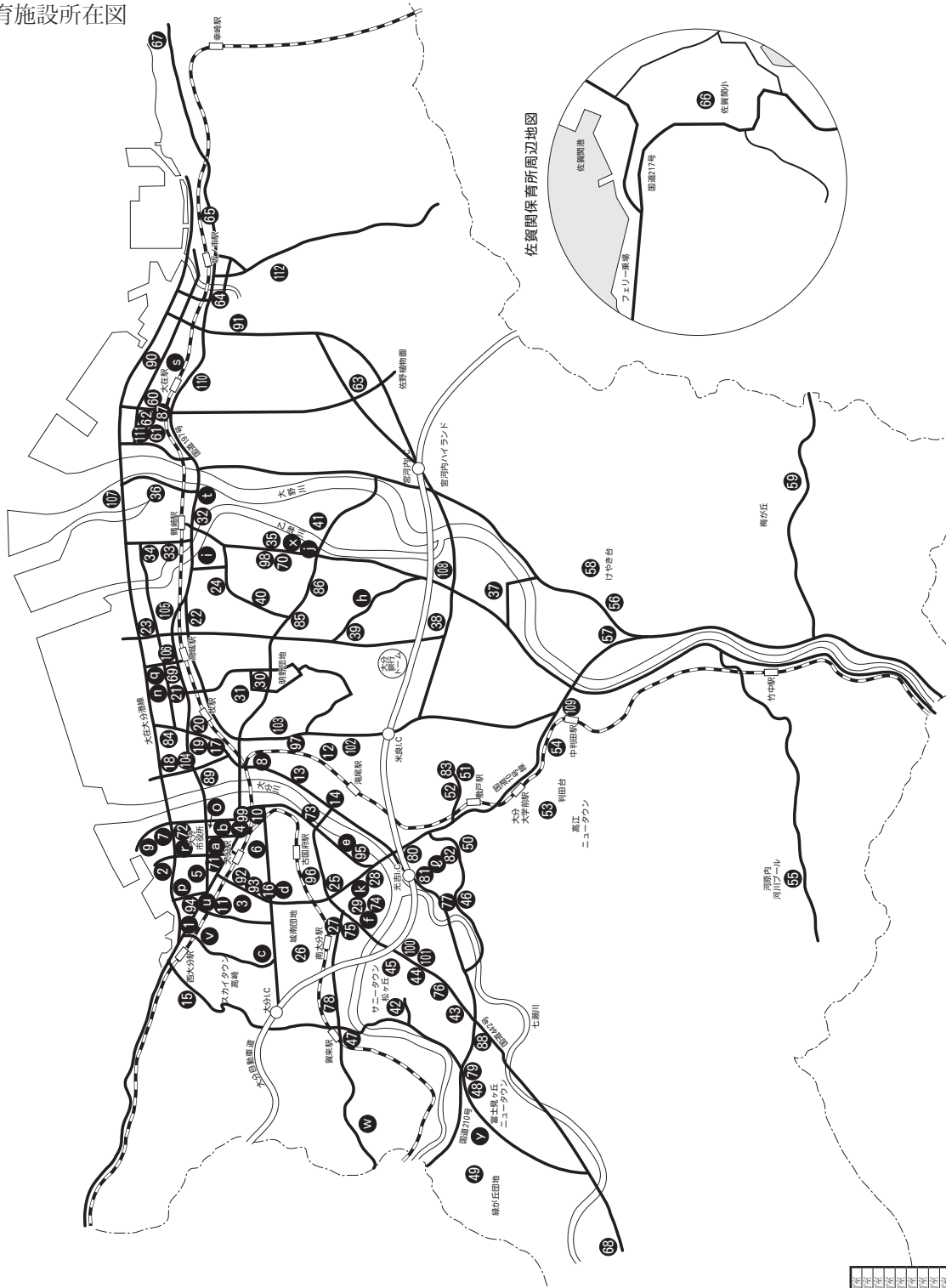
##### (1) 保育施設

###### ※ 保育所等へ入所申込できる基準

保育所等へ入所申込するには、保育の必要性の認定を受ける必要があります。保育の必要性の認定を受ける児童はその家庭が次のいずれかの事由に該当し、保護者等がその児童の保育を必要としている場合です。

事 由	状 況
就 労	仕事（月64時間以上）をする場合。（フルタイム、パートタイム、夜間就労、内職など基本的にすべての就労を含む）
妊娠・出産等	妊娠中、または出産後間がない場合。
疾 病・障 害	病気やケガをしたり、心身に障がいがある場合。
同 居 親 族 の 看 護・介 護	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時看護又は介護をしている場合や療育機関等への親子通所（月64時間以上）をしている場合。
災 害 復 旧	震災や風水害、火災などの災害復旧にあたる場合。
求 職 活 動 等	求職活動等を行う場合。（起業準備を含む） ※書類の不備により要件が確認できない場合や月64時間を下回る就労についても求職活動とみなします。
就 学	大学や専門学校等（職業訓練校等における職業訓練を含む）に通っている場合。
虐待やDV避難	虐待やDV被害のおそれがある場合。
育児休業中の 継 続 入 所	保護者の育児休業開始時点で保育施設に入所中の児童について、当該育児休業の間も引き続き入所が必要と認められる場合。 保護者の育児休業期間が終了する月の末日までとなります。
そ の 他	上記と同様の状態と認められる場合。

保育施設所在図



施設名	施設番号
1 生 産 者 協 会 保 育 所	1
2 赤 旗 町 保 育 所	2
3 新 春 日 町 保 育 所	3
4 念 形 保 育 所	4
5 念 形 二 丁 保 育 所	5
6 松 戸 市 立 保 育 所	6
7 住 吉 保 育 所	7
8 下 郷 保 育 所	8
9 奥 野 野 保 育 所	9
10 野 野 保 育 所	10
11 野 野 二 丁 保 育 所	11
12 滝 野 保 育 所	12
13 キョードールキッズもも園	13
14 津見あすなろこども園	14
15 東 八 郷 保 育 所	15
16 東 八 郷 二 丁 保 育 所	16
17 東 八 郷 三 丁 保 育 所	17
18 東 八 郷 四 丁 保 育 所	18
19 まいづる保 育 所	19
20 大 心 保 育 所	20
21 大 心 二 丁 保 育 所	21
22 大 心 三 丁 保 育 所	22
23 ももぞのこども園	23
24 ももぞのこども園	24
25 南 大 分 保 育 所	25
26 南 大 分 二 丁 保 育 所	26
27 南 大 分 三 丁 保 育 所	27
28 南 大 分 四 丁 保 育 所	28
29 コスモス保 育 所	29
30 明 野 こ ども 園	30
31 明 野 二 丁 保 育 所	31
32 明 野 三 丁 保 育 所	32
33 明 野 四 丁 保 育 所	33
34 明 野 五 丁 保 育 所	34
35 龍 島 保 育 所	35
36 小 中 島 保 育 所	36
37 松 戸 市 立 保 育 所	37
38 松 戸 市 立 二 丁 保 育 所	38
39 松 戸 市 立 三 丁 保 育 所	39
40 明 野 五 丁 保 育 所	40
41 高 田 の ぞ の こ ども 園	41
42 小 塚 園 地 保 育 所	42
43 小 塚 園 地 二 丁 保 育 所	43
44 小 塚 園 地 三 丁 保 育 所	44
45 小 塚 園 地 四 丁 保 育 所	45
46 東 横 田 二 丁 保 育 所	46
47 か ぐ こ ども 園	47
48 高 田 長 野 保 育 所	48
49 高 田 長 野 二 丁 保 育 所	49
50 高 田 長 野 三 丁 保 育 所	50
51 高 田 長 野 四 丁 保 育 所	51
52 し じ ぞ の こ ども 園	52
53 日 の 原 保 育 所	53
54 あ か つ き 保 育 所	54
55 河 原 四 保 育 所	55
56 河 原 五 保 育 所	56
57 河 原 六 保 育 所	57
58 キッズハウス 保 育 所	58
59 日 野 二 丁 保 育 所	59
60 日 野 三 丁 保 育 所	60
61 日 野 四 丁 保 育 所	61
62 日 野 五 丁 保 育 所	62
63 日 野 六 丁 保 育 所	63
64 相 模 川 保 育 所	64
65 相 模 川 二 丁 保 育 所	65
66 相 模 川 三 丁 保 育 所	66
67 相 模 川 四 丁 保 育 所	67
68 相 模 川 五 丁 保 育 所	68
69 相 模 川 六 丁 保 育 所	69
70 も り ま ち 幼 稚 園	70
71 中 央 町 保 育 所	71
72 中 央 町 二 丁 保 育 所	72
73 中 央 町 三 丁 保 育 所	73
74 中 央 町 四 丁 保 育 所	74
75 大 分 二 丁 保 育 所	75
76 お お の 台 保 育 所	76
77 スマイルレイン 保 育 所	77
78 スマイルレイン 二 丁 保 育 所	78
79 新 日 保 育 所	79
80 み つ し め 保 育 所	80
81 ま い こ の く に 保 育 所	81
82 ア ン カ 保 育 所	82
83 藤 戸 二 丁 保 育 所	83
84 藤 戸 三 丁 保 育 所	84
85 藤 戸 四 丁 保 育 所	85
86 藤 戸 五 丁 保 育 所	86
87 ひ め の こ の こ ども 園	87
88 め い り の 保 育 所	88
89 め い り の 二 丁 保 育 所	89
90 め い り の 三 丁 保 育 所	90
91 め い り の 四 丁 保 育 所	91
92 め い り の 五 丁 保 育 所	92
93 め い り の 六 丁 保 育 所	93
94 め い り の 七 丁 保 育 所	94
95 め い り の 八 丁 保 育 所	95
96 め い り の 九 丁 保 育 所	96
97 め い り の 十 丁 保 育 所	97
98 め い り の 十 一 丁 保 育 所	98
99 め い り の 十 二 丁 保 育 所	99
100 め い り の 十 三 丁 保 育 所	100
101 め い り の 十 四 丁 保 育 所	101
102 め い り の 十 五 丁 保 育 所	102
103 め い り の 十 六 丁 保 育 所	103
104 め い り の 十 七 丁 保 育 所	104
105 め い り の 十 八 丁 保 育 所	105
106 め い り の 十 九 丁 保 育 所	106
107 め い り の 二十 丁 保 育 所	107
108 め い り の 二十 一 丁 保 育 所	108
109 め い り の 二十 二 丁 保 育 所	109
110 め い り の 二十 三 丁 保 育 所	110
111 め い り の 二十 四 丁 保 育 所	111
112 め い り の 二十 五 丁 保 育 所	112

3 佐 賀 間 保 育 所
4 佐 賀 間 二 丁 保 育 所
5 佐 賀 間 三 丁 保 育 所
6 佐 賀 間 四 丁 保 育 所
7 佐 賀 間 五 丁 保 育 所
8 佐 賀 間 六 丁 保 育 所
9 佐 賀 間 七 丁 保 育 所
10 佐 賀 間 八 丁 保 育 所
11 佐 賀 間 九 丁 保 育 所
12 佐 賀 間 十 丁 保 育 所
13 佐 賀 間 十 一 丁 保 育 所
14 佐 賀 間 十 二 丁 保 育 所
15 佐 賀 間 十 三 丁 保 育 所
16 佐 賀 間 十 四 丁 保 育 所
17 佐 賀 間 十 五 丁 保 育 所
18 佐 賀 間 十 六 丁 保 育 所
19 佐 賀 間 十 七 丁 保 育 所
20 佐 賀 間 十 八 丁 保 育 所
21 佐 賀 間 十 九 丁 保 育 所
22 佐 賀 間 二十 丁 保 育 所
23 佐 賀 間 二十 一 丁 保 育 所
24 佐 賀 間 二十 二 丁 保 育 所
25 佐 賀 間 二十 三 丁 保 育 所
26 佐 賀 間 二十 四 丁 保 育 所
27 佐 賀 間 二十 五 丁 保 育 所
28 佐 賀 間 二十 六 丁 保 育 所
29 佐 賀 間 二十 七 丁 保 育 所
30 佐 賀 間 二十 八 丁 保 育 所
31 佐 賀 間 二十 九 丁 保 育 所
32 佐 賀 間 三十 丁 保 育 所
33 佐 賀 間 三 十 一 丁 保 育 所
34 佐 賀 間 三 十 二 丁 保 育 所
35 佐 賀 間 三 十 三 丁 保 育 所
36 佐 賀 間 三 十 四 丁 保 育 所
37 佐 賀 間 三 十 五 丁 保 育 所
38 佐 賀 間 三 十 六 丁 保 育 所
39 佐 賀 間 三 十 七 丁 保 育 所
40 佐 賀 間 三 十 八 丁 保 育 所
41 佐 賀 間 三 十 九 丁 保 育 所
42 佐 賀 間 四十 丁 保 育 所
43 佐 賀 間 四 十 一 丁 保 育 所
44 佐 賀 間 四 十 二 丁 保 育 所
45 佐 賀 間 四 十 三 丁 保 育 所
46 佐 賀 間 四 十 四 丁 保 育 所
47 佐 賀 間 四 十 五 丁 保 育 所
48 佐 賀 間 四 十 六 丁 保 育 所
49 佐 賀 間 四 十 七 丁 保 育 所
50 佐 賀 間 四 十 八 丁 保 育 所
51 佐 賀 間 四 十 九 丁 保 育 所
52 佐 賀 間 五十 丁 保 育 所
53 佐 賀 間 五 十 一 丁 保 育 所
54 佐 賀 間 五 十 二 丁 保 育 所
55 佐 賀 間 五 十 三 丁 保 育 所
56 佐 賀 間 五 十 四 丁 保 育 所
57 佐 賀 間 五 十 五 丁 保 育 所
58 佐 賀 間 五 十 六 丁 保 育 所
59 佐 賀 間 五 十 七 丁 保 育 所
60 佐 賀 間 五 十 八 丁 保 育 所
61 佐 賀 間 五 十 九 丁 保 育 所
62 佐 賀 間 六十 丁 保 育 所
63 佐 賀 間 六 十 一 丁 保 育 所
64 佐 賀 間 六 十 二 丁 保 育 所
65 佐 賀 間 六 十 三 丁 保 育 所
66 佐 賀 間 六 十 四 丁 保 育 所
67 佐 賀 間 六 十 五 丁 保 育 所
68 佐 賀 間 六 十 六 丁 保 育 所
69 佐 賀 間 六 十 七 丁 保 育 所
70 佐 賀 間 六 十 八 丁 保 育 所
71 佐 賀 間 六 十 九 丁 保 育 所
72 佐 賀 間 七十 丁 保 育 所
73 佐 賀 間 七 十 一 丁 保 育 所
74 佐 賀 間 七 十 二 丁 保 育 所
75 佐 賀 間 七 十 三 丁 保 育 所
76 佐 賀 間 七 十 四 丁 保 育 所
77 佐 賀 間 七 十 五 丁 保 育 所
78 佐 賀 間 七 十 六 丁 保 育 所
79 佐 賀 間 七 十 七 丁 保 育 所
80 佐 賀 間 七 十 八 丁 保 育 所
81 佐 賀 間 七 十 九 丁 保 育 所
82 佐 賀 間 八十 丁 保 育 所
83 佐 賀 間 八 十 一 丁 保 育 所
84 佐 賀 間 八 十 二 丁 保 育 所
85 佐 賀 間 八 十 三 丁 保 育 所
86 佐 賀 間 八 十 四 丁 保 育 所
87 佐 賀 間 八 十 五 丁 保 育 所
88 佐 賀 間 八 十 六 丁 保 育 所
89 佐 賀 間 八 十 七 丁 保 育 所
90 佐 賀 間 八 十 八 丁 保 育 所
91 佐 賀 間 八 十 九 丁 保 育 所
92 佐 賀 間 九十 丁 保 育 所
93 佐 賀 間 九 十 一 丁 保 育 所
94 佐 賀 間 九 十 二 丁 保 育 所
95 佐 賀 間 九 十 三 丁 保 育 所
96 佐 賀 間 九 十 四 丁 保 育 所
97 佐 賀 間 九 十 五 丁 保 育 所
98 佐 賀 間 九 十 六 丁 保 育 所
99 佐 賀 間 九 十 七 丁 保 育 所
100 佐 賀 間 九 十 八 丁 保 育 所
101 佐 賀 間 九 十 九 丁 保 育 所
102 佐 賀 間 一百 丁 保 育 所
103 佐 賀 間 一 百 一 丁 保 育 所
104 佐 賀 間 一 百 二 丁 保 育 所
105 佐 賀 間 一 百 三 丁 保 育 所
106 佐 賀 間 一 百 四 丁 保 育 所
107 佐 賀 間 一 百 五 丁 保 育 所
108 佐 賀 間 一 百 六 丁 保 育 所
109 佐 賀 間 一 百 七 丁 保 育 所
110 佐 賀 間 一 百 八 丁 保 育 所
111 佐 賀 間 一 百 九 丁 保 育 所
112 佐 賀 間 二 百 丁 保 育 所

## (保育施設一覧)

(福) 社会福祉法人 (学) 学校法人 (宗) 宗教法人 (有) 有限会社

地区 公民館	認定 こども園	施設名	電話番号	所在地
大分 西部		1 生石 保育所	532-4612	王子西町 8-11
		3 新春日町 保育所	543-4629	新春日町 1-2-8
		16 しらかば 保育園	545-4818	大道町 5丁目529-5
		15 東八幡 保育園	538-1619	生石44-4
		11 南春日 保育所	544-1831	南春日町 4-31
		92 愛 保育園	545-7272	東大道 1-8-34
		93 そらいろ 保育園	535-7510	大道町 3-3-7
		94 第二王子町 保育園	537-4111	王子中町 1-7
大分 中央		2 浜町 保育所	532-4611	新川西 6組
		4 金池 保育所	535-0650	顕徳町 1-14-14
	※	5 桜町 こども園	547-7515	寿町 1-19
		6 桜ヶ丘 保育所	576-8248	金池南 1-5-1
		7 住吉 保育所	534-2924	碩田町 3-3-4
		9 泉町 保育園	535-0611	泉町10-15
		10 上野愛光 保育園	544-5411	六坊北町 6-72
		71 中央町 保育園	532-3716	中央町 2-5-3 セントポルタビル 2F
	※	72 ひまわり 幼稚園	532-2506	中島中央 1-2-18
		99 かがやきの森 保育園	536-6008	顕徳町 2-2-41
大分 南		26 城南 保育園	544-2818	城南団地南
		28 府内 保育園	545-4501	畑中717-4
		25 南大分 保育園	543-6406	羽屋新町 3組
		29 コスモス 保育園	547-2011	豊饒270-3
		73 ふたば 保育園	543-2858	古国府広瀬町 1組
		95 こどもの森すぷらうと	574-6537	古国府523-1 正和園ビル102
		96 スマイス・キッズ 保育園	543-6100	羽屋21-1 チュリス古国府壺番館 1F
	※	74 ごとう 幼稚園	543-7898	畑中 4組
	※	27 ゆりかご こども園	544-4776	田中町 1組の 3
	※	75 大分いちご こども園	546-2666	明礪10組-3
植田		42 小野鶴こぼと 保育所	542-2570	小野鶴1625-1
		48 富士見ヶ丘あすなろ 保育園	542-1112	富士見が丘東 2-18-13
		44 宗方 保育園	541-3524	上宗方1045-1
		45 宗方東 保育園	541-2863	上宗方1498
	※	43 植田 こども園	541-0082	市445-2
		82 アソカ 保育園	567-1551	光吉2109-2
		81 よいこのくに 保育園	569-9666	光吉1209
		77 スマイスセレソン 保育園	541-7880	田尻472
	76 おぎの台 保育園	542-0711	雄城台住宅地14-10	

(株) 株式会社 (医) 医療法人 (一社) 一般社団法人 (同) 合同会社 平成30年7月1日現在

開所(園)時間 (延長は除く)	延長	※短時間認定 開所(園)時間	休日	一時	土曜 共同	定員 (2号・3号)	保育年齢 ※4月1日満年齢	経営主体
7:00~18:00	~19:00	8:30~16:30				90	0歳~就学前	大分市
7:00~18:00	~19:00	8:30~16:30				90	0歳~就学前	大分市
7:00~18:00	~20:00	8:00~16:00				120	0歳~就学前	(福)若草会
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00				90	0歳~就学前	(福)八幡福祉会
7:15~18:15	~19:15	8:15~16:15	○			190	0歳~就学前	(福)大分県遺族会
7:30~18:30	~19:30	8:00~16:00				60	0歳~就学前	(株)ブンゴヤ薬局
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00				30	0歳~就学前	(同)YTG
7:30~18:30	7:00~7:30 18:30~20:30	7:30~15:30				50	0歳~就学前	(有)里美苑
7:00~18:00	~19:00	8:30~16:30				103	0歳~就学前	大分市
7:00~18:00	~19:00	8:30~16:30				90	0歳~就学前	大分市
7:00~18:00	~20:00	8:00~16:00		○		90	0歳~就学前	(福)明治福祉会
7:00~18:00	~19:00	8:30~16:30	○	○		90	0歳~就学前	大分市
7:00~18:00	~19:00	8:30~16:30		○		80	3歳~就学前	大分市
7:00~18:00	~19:00	8:30~16:30				30	0歳~2歳	(福)白菊会
7:00~18:00	~19:00	8:30~16:30				120	0歳~就学前	(福)愛光会
7:00~18:00	~22:00	9:00~17:00	○			69	0歳~就学前	(株)愛夢
7:30~18:30		7:30~15:30				60	3歳~就学前	(学)ひまわり学園
7:00~18:00	18:00~20:00	8:00~16:00				90	0歳~就学前	(福)森友会
7:00~18:00	~19:00	8:30~16:30				60	0歳~就学前	(福)泉福祉会
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00				100	0歳~就学前	(福)若草会
7:00~18:00	~19:00	9:00~17:00				140	0歳~就学前	(福)守山会
7:00~18:00	~20:00	8:00~16:00				140	0歳~就学前	(福)なかよし
7:00~18:00	~19:00	8:15~16:15				90	0歳~就学前	(有)大分ふたば
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00				53	0歳~就学前	(株)スプラウト
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00				40	0歳~就学前	(特非)SMIS
7:00~18:00		9:00~17:00				25	3歳~就学前	(学)後藤学園
7:00~18:00	~19:00	8:30~16:30		○		90	0歳~就学前	(福)城南福祉会
7:30~18:30	7:00~7:30 18:30~19:00	9:00~17:00				90	0歳~就学前	(福)とんとん
7:00~18:00	~19:00	8:30~16:30				50	0歳~就学前	大分市
7:00~18:00	~19:00	8:30~16:30				90	0歳~就学前	(福)あすなろ会
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00		○		90	0歳~就学前	(福)若草会
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00	○			90	0歳~就学前	(福)若草会
7:00~18:00	~20:00	8:00~16:00				85	0歳~就学前	(福)霊山会
7:30~18:30	~19:00	8:00~16:00				70	0歳~就学前	(宗)眞光寺
7:00~18:00	~19:00	9:00~17:00				120	0歳~就学前	(有)存心会
7:00~18:00	~19:00	8:00~16:00				90	0歳~就学前	(特非)スマイスセゾン
7:00~18:00	~19:00	7:00~16:00 (内8時間)				60	0歳~就学前	(株)リトルメイト

地区 公民館	認定 こども園	施設名	電話番号	所在地
植 田		80 みつよし園	504-7215	宮崎937-17
		78 もみの木 保育園	574-4283	賀来北2-10-2
		88 めいりん保育園(田原校)	511-4887	田原906
	※	79 富士見が丘 幼稚園	541-6101	富士見が丘東2-8-6
	※	49 緑が丘 こども園	542-3477	緑が丘5-23-1
	※	47 かくこどもえん	549-2786	賀来南2-6-35
	※	46 東植田 こども園	541-3769	田尻589-2
		100 植田ほまれ 保育園	541-0111	上宗方379-1
		101 わさだりすの森 保育園	529-5557	上宗方424-1
大 分 南 部		51 敷戸南 保育所	568-0160	敷戸南町9-2
		50 寒田ひめやま 保育園	568-9655	寒田南町1丁目
	※	83 敷戸ふない 幼稚園	569-2831	敷戸東町6-1
	※	52 しきど こども園	569-1834	敷戸西町1-8
		8 下郡 保育所	567-0788	下郡北2-2-17
		12 滝尾 保育園	569-3384	羽田456
	※	14 津守あすなろ こども園	567-6625	津守12組
		97 森のさんぽ道	560-3013	下郡南4-1-9
	※	13 キッドワールド こども園	568-8400	片島412-2
		102 キッドワールドセカンド 保育園	569-8600	片島3005-3
	103 テスの木	567-2080	下郡中央3-8-10	
大 南		54 あかつき 保育所	597-0043	中判田1880-2
	※	53 旦の原 保育園	554-3386	高江北2-8-1
		55 河原内保育所(へき地)	596-1871	河原内3828-1
		56 さくら 保育園	597-0087	中戸次4226
		57 みのり 保育園	597-6869	中戸次4536
		58 キッズアカデミー 保育園	597-7775	けやき台2丁目3633-170
	※	59 吉野 こども園	595-1718	辻225-1
		109 かんがるー 保育園	578-7935	中判田1737-6
野津原		68 野津原 保育所	588-1236	野津原1731-3
大 分 東 部		17 裏川 保育所	568-1708	下郡1721-31
		21 城東 保育園	558-8248	萩原3-17-16
		20 天心 保育園	551-5578	牧1-7-4
		18 東舞鶴 保育園	551-2103	東浜1-6-30
		19 まいづる 保育園	551-5298	東津留2-14-11
		23 めぐみ 保育園	558-9873	花高松3-2-12
		84 たんぽぽ 保育園	551-8512	花津留2-22-9
		89 きらきら 保育園	553-5191	岩田町3-1-4 ハイムエスポワール102



開所(園)時間 (延長は除く)	延長	※短時間認定 開所(園)時間	休日	一時	土曜 共同	定員 (2号・3号)	保育年齢 ※4月1日満年齢	経営主体
7:00～18:00	～19:30	8:00～16:00				44	0歳～就学前	(有)KRME
7:00～18:00	～19:00	8:00～17:00 (内8時間)				60	0歳～就学前	(株)ナースリーコーポレーション
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				30	0歳～就学前	(医)優路
7:30～18:30		8:30～16:30				97	0歳～就学前	(学)渕野学園
7:00～18:00	～19:00	8:30～16:30		○		120	0歳～就学前	(福)新樹会
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				115	0歳～就学前	(福)あゆみ福祉会
7:15～18:15		8:30～16:30				87	0歳～就学前	(福)つくし会
7:00～18:00	18:00～19:00	8:00～16:00				60	0歳～就学前	(福)霊山会
7:00～18:00	18:00～20:00	8:30～16:30				100	0歳～就学前	(福)グリーンコープ
7:00～18:00	～19:00	8:30～16:30				110	0歳～就学前	大分市
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				110	0歳～就学前	(福)姫山会
8:00～18:00		8:00～16:00				20	3歳～就学前	(学)府内学園
7:00～18:00	～19:00	8:30～16:30				82	0歳～就学前	(福)こぼと会
7:00～18:00	～19:00	8:30～16:30				110	0歳～就学前	大分市
7:00～18:00	～19:00	8:30～16:30		○		170	0歳～就学前	(福)大分県福祉会
7:00～18:00	～19:00	8:30～16:30		○		120	0歳～就学前	(福)あすなろ会
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				60	0歳～就学前	(株)TOMORROW COMPANY
7:00～18:00	～19:00	8:30～16:30				225	0歳～就学前	(福)藤本愛育会
7:00～18:00	18:00～19:00	8:00～16:00		○		60	0歳～就学前	(福)藤本愛育会
7:00～18:00	18:00～19:00	8:00～16:00				60	0歳～就学前	(株)TOMORROW COMPANY
7:00～18:00	～19:00	8:30～16:30				60	0歳～就学前	大分市
7:00～18:00	～19:00	8:30～16:30		○		125	0歳～就学前	(福)ポプラ会
7:30～17:00						40	3歳～就学前	大分市
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				70	0歳～就学前	(福)順徳会
7:00～18:00	～19:00	保護者に応じて		○		120	0歳～就学前	(福)同朋福祉会
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				70	0歳～就学前	(福)順徳会
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				65	0歳～就学前	(福)松岳会
7:00～18:00	18:00～19:00	8:00～16:00				38	0歳～就学前	(同)かんがるー保育園
7:00～18:00	～19:00	8:30～16:30				45	0歳～就学前	大分市
7:00～18:00	～19:00	8:30～16:30				103	0歳～就学前	大分市
7:30～18:30		8:30～16:30				90	0歳～就学前	(福)城東保育園
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				130	0歳～就学前	(福)天心会
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				120	0歳～就学前	(福)友愛会
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				140	0歳～就学前	(福)花咲き会
7:00～18:00	～19:00	8:30～16:30		○		120	0歳～就学前	(福)九州キリスト教社会福祉事業団
7:00～18:00	～19:30	8:30～16:30				70	0歳～就学前	(特非)たんぼ保育園
7:30～18:30	～19:00	8:00～16:00				23	0歳～就学前	(同)MKY

地区 公民館	認定 こども園	施設名	電話番号	所在地
大分 東部	※	69 と ぜ ん 幼稚園	558-2786	日吉町10-22
	※	22 し ら と り 子ども園	551-3359	仲西町1-14-8
	※	24 も も ぞ の こども園	551-3554	千歳1892-1
		104 な か つ る 保育園	554-2525	中津留1-5-27
		105 ア イ リ ス 保育園	558-0700	高松東3-6-14
		106 ひ お か 保育園	573-0808	日岡2-6-1
明治・ 明野		31 明野しいのみ 保育園	558-2211	明野西2-25-2
	※	40 明 野 台 こども園	523-6262	猪野360-1
		85 慶 光 保育園	520-0133	猪野21-46
	※	30 明 野 こども園	558-3209	明野西1-5-4
	※	39 た か お こども園	520-3048	横尾4112-2
鶴  崎		36 小 中 島 保育園	527-3403	小中島3-1-28
		34 洗 心 保育園	527-3063	三佐4-8-16
		33 鶴 崎 保育園	521-1336	鶴崎1672
		32 鶴 崎 同 光 園	521-2190	南鶴崎2-3-8
		37 松 岡 保育園	520-2418	松岡4758
		35 龍 華 保育園	527-2961	森町549
		38 と り い 保育園	520-0020	松岡8365-1
		98 七 海 保育園	535-8191	森町479-1
	※	70 も り ま ち 幼稚園	527-3330	森町403-2
	※	86 み ど り 幼稚園	520-1814	森1039-2
	※	41 高 田 の ぞ み こども園	524-0801	関園747
		107 い え じ ま 保育園	511-5109	家島835
		108 ほ が ら か 園	574-4779	毛井191-3
大  在		87 ひよこのくにランド 保育園	592-7567	大在中央1-3-20
		90 か る が も 保育園	592-8815	汐見1丁目194番1
		91 た け の こ 保育園	593-0207	城原639-7
	※	61 よいこの森こども園(本園)	527-6433	花江川4-12
	※	62 よいこの森こども園(角子原分園)	574-6226	角子原2丁目163
	※	60 大 在 こども園	592-0161	横田1-14-38
		110 大 在 愛 育 保育園	529-7811	政所2223-9
		111 な か ま の 森 保育園	521-5550	角子原1-9-21
坂ノ 市		64 和 光 保育園	592-3388	里2-1-23
	※	63 み ん な の 森 こども園	574-6200	丹川415
	※	65 坂 ノ 市 こども園	592-1143	久原中央2-8-16
		112 こ ざ い 保育園	528-9900	屋山1658-6
佐賀関		66 佐 賀 関 保育所	575-0058	佐賀関1369-1

開所(園)時間 (延長は除く)	延長	※短時間認定 開所(園)時間	休日	一時	土曜 共同	定員 (2号・3号)	保育年齢 ※4月1日満年齢	経営主体
7:30～18:30		8:00～16:00				97	0歳～就学前	(学)渡邊学園
7:00～18:00	～19:00	8:30～16:30		○		172	0歳～就学前	(福)慈恵福祉会
7:15～18:15	～19:15	8:00～16:00				135	0歳～就学前	(福)若葉会
7:00～18:00	18:00～19:00	8:00～16:00				60	0歳～就学前	(福)友愛会
7:00～18:00	18:00～19:00	8:00～16:00				60	0歳～就学前	(学)田中学園
7:00～18:00	18:00～19:00	8:00～16:00				30	0歳～就学前	(株)ひおか保育園
7:00～18:00	～19:00	8:30～16:30				138	0歳～就学前	(福)大分県福祉会
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				120	0歳～就学前	(福)日吉会
7:00～18:00	～20:00	8:30～16:30				69	0歳～就学前	(株)美研
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				155	0歳～就学前	(福)若葉会
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				150	0歳～就学前	(福)明治福祉会
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				80	0歳～就学前	(福)小中島保育園
7:00～18:00	～19:00	9:00～17:00				130	0歳～就学前	(福)洗心保育園
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00	○			100	0歳～就学前	(福)西浜会
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				120	0歳～就学前	(福)慶円会
7:30～18:30	～19:15	8:30～16:30				110	0歳～就学前	(福)八潮会
7:00～18:00	～19:00	8:30～16:30				100	0歳～就学前	(福)龍華保育園
7:00～18:00	～20:00	8:00～16:00				60	0歳～就学前	(福)和敦会
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				60	0歳～就学前	(福)明治福祉会
7:00～18:00	～19:00	7:00～16:30				145	0歳～就学前	(学)上東学園
7:30～18:30		9:00～17:00				92	0歳～就学前	(学)大津学園
7:00～18:00	～19:00	9:00～17:00		○		155	0歳～就学前	(福)永生会
7:00～18:00	18:00～19:00	8:30～16:30				40	0歳～就学前	(株)ハウスアイランド
7:30～18:30	7:00～7:30 18:30～19:30	7:30～15:30				48	0歳～就学前	(一社)ほがらか園
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				56	0歳～就学前	(株)優和
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				75	0歳～就学前	(株)とりのす
7:00～18:00	～19:00	8:30～16:30				40	0歳～就学前	(有)たけのこ保育園
7:00～18:00	～20:00	8:00～16:00		○		110	0歳～就学前	(福)森友会
7:00～18:00	～20:00	8:00～16:00				40	1歳～就学前	(福)森友会
7:00～18:00	～19:00	8:00～17:00 (内8時間)		○		208	0歳～就学前	(福)大在福祉会
7:00～18:00	18:00～19:00	8:00～16:00				80	0歳～就学前	(福)大在福祉会
7:00～18:00	18:00～20:00	8:00～16:00				90	0歳～就学前	(学)立山学園
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				165	0歳～就学前	(福)和光保育園
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00		○		140	0歳～就学前	(学)立山学園
7:00～18:00	～19:00	8:30～16:30		○		271	0歳～就学前	(福)寿光福祉会
7:00～18:00	18:00～19:00	8:00～16:00		○		60	0歳～就学前	(福)萌葱の郷
7:00～18:00		8:30～16:30				45	0歳～就学前	大分市

地区 公民館	認定 こども園	施設名	電話番号	所在地
佐賀関	※	67 どうわ こども園	576-0111	本神崎871
小 規 模		k ゆめっこ 保育園	545-7045	畑中7組1の2
		l 遊々舎	574-7904	光吉1507-3
		o ゆめのほし 保育園	574-5263	大手町1-1-34-2 F
		r 中島西 保育園	529-8022	中島西1-8-34
		u 中春日 保育園	529-5356	中春日町14-13
		v ニチキッズ西大分 保育園	554-4381	王子西町13-12 プロスパービル1階
		w わくわくの森 保育園	586-0909	野田323-5
		n たかじょうえん。	558-8873	新貝7-31
		s ゆめのね 保育園	579-6455	大在中央2-8-3
		x みどり第二 保育所	535-8661	森268
保 育 マ マ		a なないろ 保育室	090-7927-2257	金池町
		b ちゅうりっぷ 保育室	070-4696-8792	金池町4丁目
		c マリン 保育室	546-4277	にじが丘2丁目
		d マミー 保育室	090-7453-9976	大道町5丁目
		e まるも 保育室	546-6768	古国府
		f 012 保育室	554-5021	畑中4組-1-1
		h ひよこ 保育室	090-4357-5445	横尾
		i 青空 保育室	527-6088	乙津町
		j なかよし 保育室	523-5812	森
事 業 所 内		p 王子町 保育園	578-9966	王子北町3-7
		y 湯屋すくすく館	548-7761	横瀬1050
		q 大分どんぐりのもり 保育園	503-1363	原新町17-28
		t オアシス 保育園	527-3020	東鶴崎2-5-11

※認定こども園（幼稚園と保育所の機能をあわせもち、幼児教育と保育を一体的に行うとともに、地域

○延長保育・休日保育・一時預かりについては各施設に直接お申し込みください。

○土曜日の保育・延長保育・休日保育・一時預かりの利用できる年齢や保育時間については、各施設に

「土曜共同」の番号は、該当施設から依頼を受けて、土曜日共同保育を実施している施設の番号です。

詳細は直接、各施設にお確かめください。

## (2) 児童養護施設

児童養護施設は、乳児を除いて保護者のない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要す

施設名	定員	設置主体	所在地
森の木	36	(福) 大分県福祉会	中尾457-1
小百合ホーム	40	(福) 小百合愛児園	城原2600-10

開所(園)時間 (延長は除く)	延長	※短時間認定 開所(園)時間	休日	一時	土曜 共同	定員 (2号・3号)	保育年齢 ※4月1日満年齢	経営主体
7:00～18:00	～19:00	登園時より8時間				80	0歳～就学前	(福)同和園
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				17	0歳～2歳	個人経営
7:00～18:00	～19:00	9:00～17:00			No.81	12	0歳～2歳	(有)存心会
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				18	0歳～2歳	(特非)スマイスセレッソ
7:30～18:30	7:00～7:30 18:30～19:30	7:30～15:30				19	0歳～2歳	(株)キッズクラブ
7:00～18:00	18:00～19:00	8:15～16:15				18	0歳～2歳	(株)コープキッズおおい
7:30～18:30	18:30～19:30	8:30～16:30				19	0歳～2歳	(株)ニチイ学館
7:00～18:00	18:00～19:00	9:00～17:00				19	0歳～2歳	(学)道徳学園
7:30～18:30	～19:30	8:00～16:00				18	0歳～2歳	にこにこ高城園(同)
7:00～18:00	～19:00	8:00～16:00				18	0歳～2歳	(同)夢の根
7:30～18:30	7:00～7:30 18:30～19:00	8:00～16:00				19	0歳～2歳	(学)大津学園
8:00～16:00		8:00～16:00				5	0歳～2歳	個人経営
7:00～18:00		8:00～16:00				5	0歳～2歳	個人経営
8:00～16:00		8:00～16:00				3	0歳～2歳	個人経営
8:00～16:00		8:00～16:00				3	0歳～2歳	個人経営
8:00～16:00		8:00～16:00				3	0歳～2歳	個人経営
8:00～16:00	7:00～8:00 16:00～18:00	8:00～16:00				3	0歳～2歳	個人経営
8:00～17:30		8:00～17:30				3	0歳～2歳	個人経営
8:00～16:00		8:00～16:00				3	0歳～2歳	個人経営
8:00～16:00	7:00～8:00 16:00～18:00	8:00～16:00				5	0歳～2歳	個人経営
7:30～18:30	7:00～7:30 18:30～20:30	7:30～15:30				15 (地域枠)	0歳～2歳	(株)ルージュフィル
7:00～18:00	6:00～7:00 18:00～20:00	7:00～15:00	祝日 のみ			20 (地域枠)	0歳～2歳	(福)新樹会
7:30～18:30	6:30～7:30 18:30～19:30	8:30～16:30				7 (地域枠)	0歳～2歳	新日鐵住金(株)大分製鉄所
7:30～18:30	～19:30	9:00～17:00				5 (地域枠)	0歳～2歳	(医)善昭会

の子育て支援も行う施設です。)

よって異なります。

該当施設については、土曜日のみ、実施施設でのお預かりとなります。

る児童を入所させて、これを養護することを目的とする施設。

設置年月日	電話番号
H17. 9. 1	549-3508
S23. 6. 30	592-0044

### (3) 児童発達支援事業所

就学前の児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

施設名称	定員	設置主体	所在地	電話番号
こども発達支援センターもも	16	(福) とんとん	明礮10-3	546-3400
こども発達支援教室すもも	10		田中町9-2	546-3400
大分こども発達支援センター つばさ学園	30	(福) 藤本愛育会	片島2996-3	557-0114
大分こども発達支援センター やすらぎ	9			557-0114
児童発達支援事業所 みなと	5	(一社) 共生の会	津守824-4	504-7265
子育てサポートステーション カボスハウス 児童発達支援 かぼす	10	(特非) P-Spread Japan	芳河原台3-5	509-1330
チャイルドハート滝尾	10	ダイエーコンサルタント(株)	羽田256番地1 タンネンバウム1階	535-7160
チャイルドハート鶴崎	10		西鶴崎1-11-6	527-5755
児童デイサービス えがお	10	(株) Compassion	山津町2-4-22	556-2555
まるまるクラブ	10	(株) 帆柱	森286-2	523-0445
医療生協 子育て・療育支援センター きり	10	大分県医療生活協同組合	皆春383-4	523-5316
こどもデイサービス すてっぷ	10	(合) Mamas Heart	猪野278-3	578-8282
こどもデイサービス夢色	10	(株) 空色	横田1-1-1 薬師寺ビルII 1階	578-6698
こどもデイサービス夢色 坂ノ市事業所	10		坂ノ市南3-12-8 ファインコート1階	547-8966
こども発達支援センター 大分なごみ園	20	(社) 萌葱の郷	丹生210-3	524-3636
こどもデイサービスまーち♪	10	(福) シンフォニー	中尾603	586-5577
児童発達支援センターこじか園	20	(福) 別府発達医療センター	国分567-3	586-5252
こどものびのび支援センター あそびのお城	15	(医) 謙誠会	野田1111	586-5566
天心堂こども発達支援センター 一休さん	10	(医) 天心堂	中戸次4528	597-5863

### (4) 医療型児童発達支援センター

肢体不自由に対して、指定された医療機関において、児童発達支援や治療を行います。

施設の名称	定員	設置主体	所在地	電話番号
医療型児童発達センター つくし園	30	(福) 直心会	中津市三光森山823-2	0979- 43-6181

(5) 放課後等デイサービス事業所

在学中の児童に対して、放課後や休日に生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進などの提供を行います。

施設の名称	定員	設置主体	所在地	電話番号
スマイス・ラッキー 放課後等デイサービス	10	(特非)SMIS(スマイス)	王子西町13-8	544-7722
放課後デイサービス マジカルホーム	10	(有)マジシエンヌ	弁天2丁目3-10	513-0005
一葉大分	10	(一社)リブ・トゥギャザー	城崎町1-2-21-3階	574-5828
放課後デイサービス なみおと	10	(株)E T O S	碩田町2-2-27	578-8674
ハッピーテラス大分教室	10	(株)育成サポート真心	南春日町11-35 学園ハイツ1階101号室	543-0556
サンクスラボ・アフタースクール大分	10	サンクスラボ(株)	南春日町5-2-1 カシータ南春日2	574-4090
児童デイサービスセンター 楽園	10	(株)楽園	田室町9-80 アーバン田室130	545-8770
にじっ子倶楽部 大道	10	(株)にじ	三芳667-4	573-6211
にじっ子倶楽部 花園	10		古国府554-4	543-1115
にじっ子倶楽部 賀来	10		賀来北1-1-29	586-0033
にじっ子倶楽部 羽屋	20		豊饒283	573-5170
放課後等デイサービス真愛 南大分	10	(株)真愛	豊饒447-2	543-2900
スマイス・エンジョイ 放課後等デイサービス	10	(特非)SMIS(スマイス)	羽屋21-1	547-8722
放課後デイサービスくるみ	10	(福)とんとん	明礮10-3	546-3400
スタートアップ	10	(一社)ウィル	向原東2-2-4	556-0923
こどもデイサービス夢色 日岡事業所	10	(株)空色	日岡1-3-20 山崎ビル2階	547-7541
放課後等デイサービス FreeWayきずな	10	(株)FreeWayきずな	高松1-4-24 クレセントハイツ高城102号	080- 8354-3535
放課後等デイサービス れがって	10	(特非)志塾フリース スクール大分	日吉町2-19	574-4087
こどもデイサービス 青い鳥萩原	10	(有)高城介護サービス	萩原2-10-28	573-2227
こどもデイ・サービス チポリーノ	10	(株)Temahima	萩原3-21-7	574-7666
放課後等デイサービス ジョバンニの森	10	(株)イーハトーヴ	南津留22-5 つる内田ビル1階	558-0820
チャイルドハート滝尾	10	ダイエーコンサルタント(株)	羽田256-1 タンネンバウム1階	535-7160
大分こども発達支援センター にじのいろ	20	(福)藤本愛育会	片島2996-3	557-0114
大分こども発達支援センター やすらぎ	9		片島2996-3	557-0114
児童発達支援事業所 みなと	5	(一社)共生の会	津守824-4	504-7265
子育てサポートステーション カボスハウス 放課後等デイサービス みかん	10	(特非)P-Spread Japan	芳河原台3-5	509-1330
a i n a	10	(株)みんなの絆	下郡山の手3-50	578-9391
児童デイサービス えがお	10	(株)Compassion	山津町2-4-22	556-2555

施設の名称	定員	設置主体	所在地	電話番号
明治明野放課後等デイサービス	10	(株) L E S	高城台22-16	578-6090
放課後デイサービス くれよん	10	(株) K I C	高城新町3-22 ユキビル201	579-6946
こどもデイサービス 青い鳥	10	(有)高城介護サービス	北鶴崎2-5-5	521-5656
チャイルドハート鶴崎	10	ダイエーコンサルタント(株)	西鶴崎1-11-6	527-5755
放課後等デイサービス「たち」	10	(福)大分市福祉会	松岡5424-1	520-5575
まるまるクラブ	14	(株) 帆 柱	森286-2	523-0445
放課後等デイサービス真愛	10	(株) 真 愛	皆春267-7	503-5700
放課後等デイサービス あ す な ろ	10	(株) あ す な ろ	葛木871-1	578-6678
こどもデイサービス すてっぷ	10	(同) Mamas Heart	猪野278-3	578-8282
チャイルドハート大在	5	ダイエーコンサルタント(株)	須賀1丁目108番地	547-9086
放課後等デイサービス 「風の子クラブ」	10	(福) 暁雲福祉会	横塚2-123	574-7888
こどもデイサービス夢色	10	(株) 空 色	横田1-1-1 薬師寺ビルII 1階	578-6698
こどもデイサービス夢色 坂ノ市事業所	10		坂ノ市南3-12-8 ファインコート1階	547-8966
放課後等デイサービス事業所 明日の輪	10	(福) 豊肥福祉会	佐野4453	578-6611
こども発達支援センター 大分なごみ園	10	(福) 萌葱の郷	丹生210-3	524-3636
チャーリースクエア	10	(株) E C	賀来北2-10-28	578-6166
放課後等デイサービスみらい	10	(一社) ほーぷ	賀来北2-9-1 クボタ48ビル102・103号	599-3777
博愛児童発達支援センター	20	(医) 謙誠会	野田1111	586-5566
児童デイサービスセンター トライアングル	10	(株) E C	賀来1258-1	574-7663
放課後等デイサービス グロリア	10	(株) G l o r y . 2 0 1 5	敷戸西町1182番地296-1	576-8333
多機能型事業所 3 G I F T	10	(株)システムコンサルタント	鴛野946-8	578-7726
放課後等デイサービス 「なないろ1号館」	5	(特非) おおいた子ども 支援ネット	巨野原823-5	507-5417
こんべいとう 光吉	10	(一社) TEAMでこぼこ	光吉742-2	542-4396
プレジャー	10	(福) ラポール	田尻1380-39	507-2007
放課後等デイサービス れんげ草	10	(特非) 絆	上宗方1780-27	578-7878
こどもデイサービス夢色 木上事業所	10	(株) 空 色	木上63	578-6331
カラフルビーンズ	10	(一社) 若葉会	下判田2334-5	507-0837
放課後等デイサービス 「なないろ2号館」	10	(特非) おおいた子ども 支援ネット	中判田1441-2	070- 5494-3691
戸次なごみ園	10	(福) 萌葱の郷	中戸次4454-1	578-8323



施設の名称	定員	設置主体	所在地	電話番号
天心堂こども発達支援センター 一休さん	15	(医財) 天心堂	中戸次4528	597-5863
放課後等デイサービス ジョイ	10	(株) しんせいの杜	中戸次4577-1	511-4534
放課後等デイサービス ここわ	10		中戸次5932-2	511-4997
放課後等デイサービス ほたる	10	(特非) ワーカーズコープ	本神崎73-1	576-8677

#### (6) 保育所等訪問支援事業所

保育所等を利用中、又は今後利用予定の児童に対して、安定した利用促進をするための専門的な支援を行います。

施設の名称	定員	設置主体	所在地	電話番号
スマイス保育所等 訪問支援事業所	-	(特非) SMIS (スマイス)	羽屋21-1	547-8711
こども発達支援センターもも	-	(福) とんとん	明礮10-3	546-3400
大分こども発達支援センター つばさ学園	-	(福) 藤本愛育会	片島2996-3	557-0114
こども発達支援センター 大分なごみ園	-	(福) 萌葱の郷	丹生210-3	524-3636
児童発達支援センターこじか園	-	(福) 別府発達医療センター	国分567-3	586-5252
戸次なごみ園	-	(福) 萌葱の郷	中戸次4454-1	578-8323

#### (7) 福祉型障がい児入所施設

障がいのある児童のための入所施設で、児童の保護や日常生活の指導、知識技能の付与等を行います。

施設の名称	定員	設置主体	所在地	電話番号
清明あけぼの学園	10	(福) 大分県福祉会	東大道2-3-3	546-3771
大分県糸口学園	30	(福) 大分県社会福祉事業団	宇佐市猿渡1030-1	0978-32-0675
第1みのり学園	30	(福) みのり村	速見郡日出町大神1616	0977-72-2818
木埋学園	50	(福) 庄内厚生館	由布市庄内町長宝1426-2	582-1212

#### (8) 医療型障がい児入所施設

障がいのある児童のための入所施設で、児童の保護や日常生活の指導、知識技能の付与や治療を行います。

施設の名称	定員	設置主体	所在地	電話番号
別府整肢園	60	(福) 別府発達医療センター	別府市大字鶴見4075番地の1	0977-22-4185
めじろ園	60	(福) 別府発達医療センター	別府市大字鶴見4075番地の1	0977-22-4185
つくし園	10	(福) 直心会	中津市三光森山823-2	0979-43-6181
恵の聖母の家	74	(福) 聖母の騎士会	臼杵市野津町都原3601-2	0974-32-7770

(9) 児童自立支援施設

不良行為をなし、又はなすおそれのある児童を入所させ自立を支援する。

施設名	定員	設置主体	所在地
二豊学園	32人	大分県	端登5番地

(10) 乳児院

乳幼児（おおむね2才未満児）を入所させて養育する。

施設名	定員	設置主体	所在地
栄光園乳児院	20人	(福) 栄光園	別府市南荘園町3組

(11) 児童心理治療施設

様々な環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を短期間入所または通所させ、必

施設名	定員	設置主体	所在地
愛育学園はばたき	30人	(福) 藤本愛育会	芳河原台11番29号

(12) 母子生活支援施設

母子家庭又はこれに準ずる家庭で、児童の福祉に欠けるところがあると認められたときは、その母

施設名	定員	設置主体
しらゆりハイツ	40世帯	大分市

(13) 助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることのできない妊産婦に助

施設名	定員	設置主体	所在地
大分市医師会立アルメイダ病院	5床	(一社)大分市医師会	宮崎1509-2

(14) 児童家庭支援センター

地域の児童の福祉に関する各般の相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必

施設名	定員	設置主体	所在地
児童家庭支援センター「ゆずりは」	—	(福) 大分県福祉会	顕徳町1-13-17 大分中央ホールディングスビル2階

<問い合わせ先：中央児童相談所 544-2016>

設置認可年月日	摘 要	電話番号
S17. 4. 1		596-1144

<問い合わせ先：中央児童相談所 544-2016>

設置認可年月日	摘 要	電話番号
S47. 4. 1		0977 21-8085

要な心理に関する治療や生活指導を行う。

<問い合わせ先：中央児童相談所 544-2016>

設置認可年月日	摘 要	電話番号
H27. 4. 1		578-7755

と子を母子生活支援施設に一時期入所させ、生活の安定と自立を図る。 <子育て支援課…入所手続>

設置認可年月日	摘 要	電話番号
S29. 6. 30		545-9502

産を受けさせる。

<子育て支援課…入所手続>

設置認可年月日	備 考
S44. 6. 1	出産育児一時金が支給されない人（生活保護受給者）が対象となります。

要な助言を行う。

設置認可年月日	摘 要	電話番号
H28. 4. 1		574-8525

(15) 児童厚生施設

児童に健全な遊びを与えてその健康を推進し、又は情操をゆたかにする。

施設名	定員	設置主体	所在地
旭町児童館	自由来館 方 式	大 分 市	永興1564-1
ラウラ児童館	自由来館 方 式	小百合愛児園	城原2600-1

設置認可年月日	摘 要	電話番号
S 58. 4. 1		546-2316
H 4. 7. 1		592-0994

## (16) 児童育成クラブ・民間放課後児童クラブ

H30. 4. 1現在

	施設名	所在地	電話番号
1	明野東校区児童育成クラブ	明野東3丁目2-1(校舎内)	553-1107
2	明野北校区児童育成クラブ	明野北4丁目10-1(校舎内)	556-3126
3	明野西校区児童育成クラブ	明野南2丁目6-1(学校敷地内)	558-5505
4	東大分校区児童育成クラブ	萩原1丁目10-30(校舎内)	552-8677
5	津留校区児童育成クラブ	東津留1丁目4-1(校舎内)	552-8346
6	舞鶴校区児童育成クラブ	西浜2-1(校舎内)	556-4110
7	滝尾校区児童育成クラブ	羽田515番地(学校敷地内)	567-4232
8	金池校区児童育成クラブ	金池町3丁目1-90(学校敷地内)	536-6285
9	春日町校区児童育成クラブ	西春日町1-48(校舎内)	533-2007
10	大道校区児童育成クラブ	大道町2丁目9-57(校舎内)	545-7220
11	城南校区児童育成クラブ	永興492番地の1(校舎内)	546-7662
12	敷戸校区児童育成クラブ	敷戸北町12-1(校舎内)	569-1194
13	東植田校区児童育成クラブ	田尻499番地の1(校舎内)	542-2299
14	植田校区児童育成クラブ	木上433-1(学校敷地内)	541-4677
15	横瀬西校区児童育成クラブ	緑が丘2丁目23-4(緑が丘中央公民館内)	542-0460
16	宗方校区児童育成クラブ	松が丘1丁目24番1号(校舎内)	542-5601
17	豊府校区児童育成クラブ	羽屋13-1(学校敷地内)	545-3114
18	寒田校区児童育成クラブ	寒田684-4(校舎内)	568-0660
19	西の台校区児童育成クラブ	にじが丘3丁目1717-1(学校敷地内)	546-7022
20	大在校区児童育成クラブ	横田1丁目15-58(校舎内)	592-2663
21	鴛野校区児童育成クラブ	鴛野108-1(学校敷地内)	567-4087
22	三佐校区児童育成クラブ	三佐5丁目6-8(旧三佐幼稚園)	522-2741
23	判田校区児童育成クラブ	判田台東1-2-1(学校敷地内)	597-1481
24	鶴崎校区児童育成クラブ	南鶴崎3丁目3-1(校舎内)	521-4512
25	荏隈校区児童育成クラブ	荏隈1380番地(学校敷地内)	549-7711
26	明治校区児童育成クラブ	猪野74番地(学校敷地内)	520-5655
27	南大分校区児童育成クラブ	奥田772-1(校舎内)	544-1819
28	下郡校区児童育成クラブ	下郡北3丁目17-23(学校敷地内)	568-5101
29	横瀬校区児童育成クラブ	横瀬1109番地の1(校舎内)	541-7239
30	戸次校区児童育成クラブ	中戸次4280番地(校舎内)	597-6335
31	田尻校区児童育成クラブ	田尻1250番地(学校敷地内)	542-5123
32	桃園校区児童育成クラブ	山津町2丁目7-1(校舎内)	556-2400
33	吉野校区児童育成クラブ	辻654番地(学校敷地内)	595-1060
34	坂ノ市校区児童育成クラブ	坂ノ市中央5丁目8-1(学校敷地内)	592-0581
35	長浜校区児童育成クラブ	長浜町2丁目6-25(学校敷地内)	537-8811
36	賀来校区児童育成クラブ	賀来68-2(学校敷地内)	549-2365
37	別保校区児童育成クラブ	森町963-1(学校敷地内)	523-1922
38	高田校区児童育成クラブ	下徳丸38-2(学校敷地内)	523-1401
39	日岡校区児童育成クラブ	日岡2丁目2-1(校舎内)	556-7688

	施設名	所在地	電話番号
40	森岡校区児童育成クラブ	曲1041-2 (学校敷地内)	568-6466
41	八幡校区児童育成クラブ	生石82-1 (旧八幡幼稚園)	532-1341
42	小佐井校区児童育成クラブ	小佐井3丁目1-18 (学校敷地内)	592-8202
43	明治北校区児童育成クラブ	小池原428-1 (学校敷地内)	523-5370
44	大在西校区児童育成クラブ	角子原1丁目4-41 (学校敷地内)	523-5929
45	松岡校区児童育成クラブ	松岡5047番地 (学校敷地内)	520-2790
46	こうざき校区児童育成クラブ	本神崎945-2 (学校敷地内)	576-1112
47	佐賀関校区児童育成クラブ	佐賀関1117番地 (学校近隣の借家)	575-2807
48	丹生校区児童育成クラブ	佐野2662 (旧丹生幼稚園)	593-4115
49	川添校区児童育成クラブ	宮河内4566番地 (校舎内)	528-1773
50	神崎校区児童育成クラブ	神崎1875番地 (学校近隣の空き店舗)	536-6208
51	碩田学園児童育成クラブ	碩田町2丁目5-60 (校舎内)	576-8855
52	上戸次校区児童育成クラブ	端登1792番地 (校舎内)	596-1330
53	竹中校区児童育成クラブ	竹中2821-1 (校舎内)	080-2726-2938
54	野津原校区児童育成クラブ	野津原1774-1 (学校敷地内)	588-1872
55	大在すばる児童クラブ	横田1丁目14-38 (大在こども園内)	592-0161
56	コープ学童保育ほうふ	羽屋44-1 グランモールきたじま1階	529-9100
57	南大分校区 ぽてとクラブ	永興191-1 秦ビル2階	529-6300
58	あおい児童クラブ	横尾3766-1 (たかおこども園分園内)	520-3048
59	シルバー人材センター児童育成クラブ	金池町3丁目2-3 (シルバー人材センター内)	585-5545
60	滝尾保育園滝尾児童クラブ	羽田456番地 (滝尾保育園内)	569-3384
61	コープ学童保育しもごおり	下郡中央2-1-21	547-8245
62	春日町校区 ぽてとクラブ	西春日町5-15	080-9246-8073

(17) 大分市こどもルーム

施設名	住所	電話番号
府内こどもルーム	中島西2丁目1番52号	532-7918
中央こどもルーム	金池南1丁目5番1号	576-8243
大分南部こどもルーム	曲1113番地	567-4145
明治明野こどもルーム	明野北4丁目7番8号	552-1038
原新町こどもルーム	原新町1番31号	551-2611
鶴崎こどもルーム	東鶴崎1丁目2番3号	527-2158
大南こどもルーム	中戸次5115番地の1	574-7792
植田こどもルーム	玉沢743番地の2	541-1291
大在こどもルーム	政所1丁目4番3号	574-7682
坂ノ市こどもルーム	坂ノ市南3丁目5番33号	593-1751
佐賀関こどもルーム	佐賀関1407番地の27	575-1140

(18) 大分市子育てファミリー・サポート・センター

住所	電話番号
金池南1丁目5番1号	576-8246

## 5 大分市総合社会福祉保健センター

◆所在地 大分市金池南1丁目5番1号 J:COMホルトホール大分

### ◆人権啓発センター（愛称：ヒューレおおいた）（1階）

人権啓発センター（ヒューレおおいた）は、基本的人権尊重の精神に基づき、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けた人権啓発の推進及び人権に関する市民の交流を図ることにより、市民一人ひとりが互いに尊重し合い共に生きる喜びを実感できる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

「教育・啓発」、「交流・連携」、「情報収集・提供」、「相談・支援」の4つの事業を柱とする中、施設の利便性や特性を生かし、各種団体・学校等の団体受入れによる人権・同和問題学習の支援や人権パネルの展示、人権相談等、より市民に密着した啓発活動を行っています。



### ◆子育て交流センター（2階）

中央こどもルームは、木の温もりに包まれ、子どもたちがのびのびと遊び、親子の交流もできる遊び場に、ランチルームや授乳室等を備え、親子で楽しめる季節の行事やイベントなども開催しています。

また、子どもが自ら育ち、親自身も育つための、子育て相談や子育て情報の入手、子育ての応援などの機能も備えることにより、本市における子育て支援の拠点として、中核的な機能を果たしています。さらに、他のこどもルームや地域で行われている子育て支援活動との連携を図ることにより、市内全域の子育て支援の充実強化に繋がっています。



- (1) 中央こどもルーム
- (2) 地域子育て支援室
- (3) 子育てファミリー・サポート・センター
- (4) にこにこルーム

### ◆ひとり親家庭支援プラザ（3階）

ひとり親（母子・寡婦・父子）家庭に対し、就労支援として、資格取得のための講習会等を実施するとともに、本人やその関係者に対して生活相談等に応じ、ひとり親家庭の生活の安定と向上を図ります。

### ◆健康プラザ

#### ○キッチンスタジオ（1階）

キッチンスタジオは、50名まで利用が可能です。IH仕様の調理台を7台設置した調理実習室で、試食エリアを併設し、調理実習と研修を兼ねた講習会の利用にも適しています。身障者の方にも使用しやすい



調理台を2台備えています。この調理台は昇降式になっており、子どもたちの使用の際にも調節できます。通路側は広いガラス張りになっており明るく、利用者が楽しく調理実習する様子もうかがう事ができ、開放感のあるキッチンスタジオです。親子料理教室や若い世代や働く世代にも利用できるよう開催日や開催時間に配慮した講習会も行っています。また、トレーニングルームと連動し健康づくりのための運動と食生活の改善を目的とした講座も開催しています。



#### ○トレーニングルーム・ヘルスアップルーム（1階）



- トレーニングルーム 高齢者や女性、障がい者にも配慮したシャワールームを完備し、フィットネス器具を34台そろえており、どなたでも、自分のペースで健康づくりができます。希望者には、専門のトレーナーが個別にトレーニングプランを作成する等、アドバイスいたします。
- ヘルスアップルーム エアロビやダンス等、各種運動ができるスタジオです。子どもから高齢者まで、幅広い年齢層に合わせて、楽しく運動できる教室を開催しています。また、一般の方も、1時間単位で貸館としてご利用いただけます。

#### ◆大分市桜ヶ丘保育所（1階）

就労形態の多様化による様々な保育ニーズ（延長保育、一時預かり、休日保育等）に対応するとともに、施設は南東向きで日当たりも良く、園庭は子どもたちが裸足で走り回れる芝生や大型遊具を完備しています。

また、子育て交流センターの各機能と緊密な連携を行い、地域の子育て支援拠点としての保育所の役割を担っています。



#### ◆シニア交流プラザ（3階）

高齢者が気軽に交流できる場を提供することにより、高齢者の囲碁や将棋などの余暇活動の支援を行い、心身の健康の増進を図る施設です。広さ40畳の和室で、落ち着いた雰囲気の開放的な空間となっています。



#### ◆障がい者福祉センター（3階）

障がい者福祉センターは、障がい者の交流を促進し、障がい者の自立及び社会参加を図ることを目的としています。日常生活に必要な福祉用具の展示、相談業務を行う福祉用具展示相談室、運動機能の維持を図ることを目的とした機能回復訓練室やウォーキングプールなどの施設を配置し、障がい者向けの総合的支援を行う施設として運営しています。

- (1) 福祉用具展示相談室      (2) 機能回復訓練室      (3) 福祉用具体験室
- (4) ウォーキングプール      (5) 障がい者交流室      (6) 障がい者交流室作品展示コーナー
- (7) 福祉交流ひろば(1階)

#### ◆点字文庫「むくどり文庫」(3階)

目の不自由な方の求めに応じて、点字図書の貸出やプライベートサービス（代読・代筆・辞書引き等）を行います。

#### ◆福祉関係団体事務室（4階）

社会福祉に関する団体の事務局が設置され、さまざまな活動を行っています。

- (1) 大分市老人クラブ連合会      (2) 大分市民生委員児童委員協議会
- (3) 大分市社会福祉協議会保育部会      (4) 大分市身体障害者福祉協議会連合会
- (5) 社会を明るくする運動大分市推進委員会      (6) 大分市遺族会連合会

## 第 2 章 大分市の保健

- 1 人 口 動 態
- 2 母 子 保 健
- 3 歯 科 保 健
- 4 健 康 づ く り
- 5 栄 養 改 善
- 6 精 神 保 健
- 7 難 病 対 策
- 8 感 染 症 対 策
- 9 看護学生、管理栄養士の実習指導
- 10 生 活 衛 生
- 11 墓 地 管 理
- 12 狂 犬 病 予 防
- 13 動 物 愛 護 管 理
- 14 食 品 衛 生
- 15 試 験 ・ 検 査
- 16 医 務 ・ 薬 事 ・ 免 許
- 17 救 急 医 療 体 制
- 18 各 種 協 議 会 等
- 19 大分市保健所調査研究実施状況
- 20 大分市保健所の概要

# 1 人口動態

## (1) 人口等の状況

### ① 人口等の推移

年次	人口			世帯数	一世帯当たり 人員	人口密度
	総数	男	女			
昭和10	144,644	70,803	73,841	26,658	5.4	418
15	146,425	71,021	75,404	27,675	5.3	424
25	186,134	90,580	95,554	36,202	5.1	538
30	200,204	97,779	102,425	39,783	5.0	579
35	207,151	99,535	107,616	46,221	4.5	599
40	226,417	108,180	118,237	55,896	4.0	655
45	260,584	125,145	135,439	71,131	3.7	736
50	320,237	156,548	163,689	94,725	3.4	903
55	360,478	175,971	184,507	117,173	3.1	1,010
60	390,096	189,987	200,109	129,105	3.0	1,087
平成2	408,501	198,774	209,727	142,170	2.9	1,135
7	426,979	207,662	219,317	158,310	2.7	1,184
12	436,470	210,986	225,484	168,098	2.6	1,210
17	462,317	221,539	240,778	183,458	2.5	922
22	471,865	226,406	245,459	198,686	2.4	941
25	477,738	229,329	248,409	204,766	2.3	953
26	477,788	229,221	248,567	208,644	2.3	953
27	478,151	229,313	248,838	211,037	2.3	952
28	478,586	230,056	248,530	205,902	2.3	953
29	478,537	230,054	248,483	207,815	2.3	953

(国勢調査 平成12年以前の数値に、佐賀関・野津原地区は含まない。平成22～29年は10月1日現在大分県の人口推計)

### ② 男女別・年齢別人口

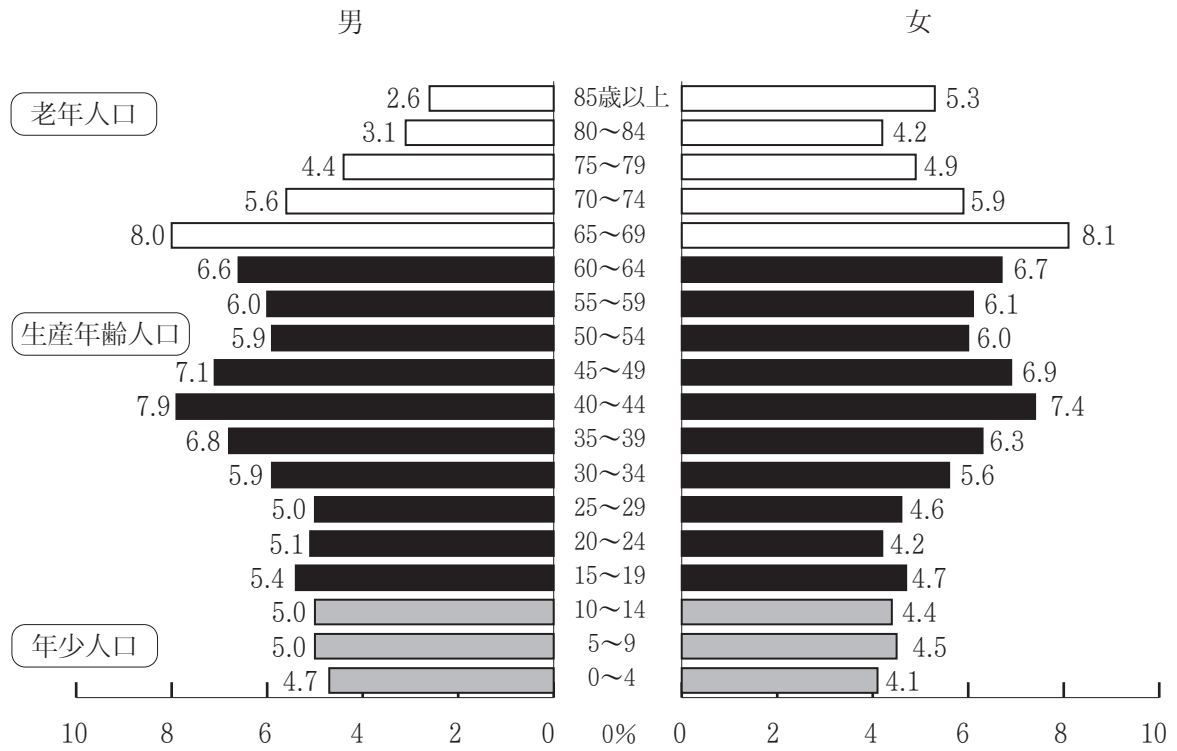
(平成29年10月1日現在、大分県の人口推計)

年齢	総数	男	女	年齢	総数	男	女
総数	478,537	230,054	248,483	55～59	28,478	13,553	14,925
0～4	20,867	10,678	10,189	60～64	31,260	14,890	16,370
5～9	22,224	11,236	10,988	65～69	37,824	18,010	19,814
10～14	21,989	11,263	10,726	70～74	27,230	12,680	14,550
15～19	23,930	12,259	11,671	75～79	22,089	9,960	12,129
20～24	21,813	11,445	10,368	80～84	17,287	6,968	10,319
25～29	22,716	11,313	11,403	85～89	11,569	4,032	7,537
30～34	27,115	13,350	13,765	90～94	5,655	1,499	4,156
35～39	30,899	15,336	15,563	95～99	1,478	253	1,225
40～44	36,166	17,947	18,219	100～	265	38	227
45～49	33,139	16,153	16,986	不詳	6,452	3,769	2,683
50～54	28,092	13,422	14,670				

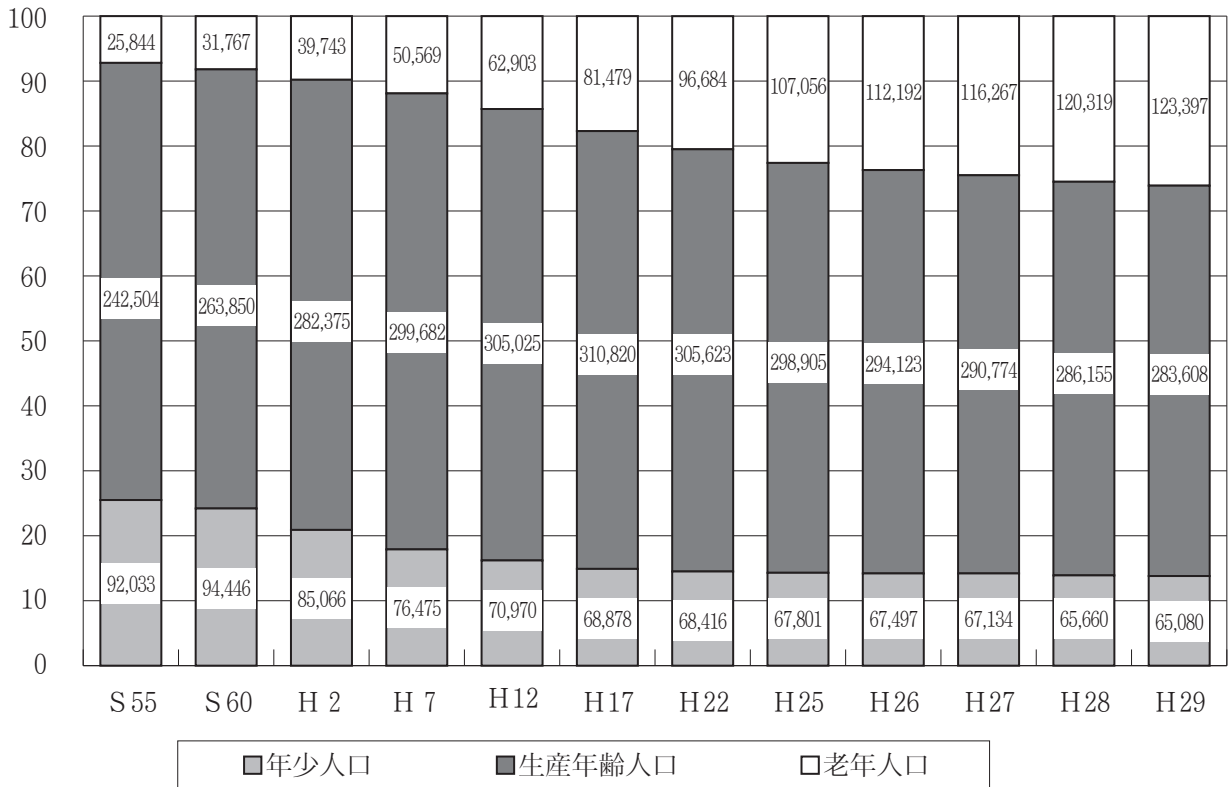
### ③ 年齢3区分別人口(再掲)

区分	年少人口		生産年齢人口		老年人口	
	0～14歳	構成比	15～64歳	構成比	65歳以上	構成比
計	65,080	13.60%	283,608	59.27%	123,397	25.79%

大分市の人口ピラミッド（平成29年10月1日現在）



大分市の年齢3区分別人口割合の推移 (%)



## (2) 人口動態統計

	年次	人口	出生数	合計特殊出生率	死亡数	自然増減数	乳児死亡数	新生児死亡数
			実数(人口千対)		実数(人口千対)			
大分市	23	473,030	4,557 9.6	1.52	3,840 8.1	717 1.5	15 3.3	8 1.8
	24	474,097	4,445 9.4	1.51	3,899 8.2	546 1.2	12 2.7	6 1.4
	25	475,235	4,565 9.6	1.59	3,988 8.4	577 1.2	11 2.4	7 1.5
	26	475,285	4,281 9.0	1.53	4,033 8.5	248 0.5	9 2.1	5 1.2
	27	475,996	4,281 9.0	1.56	4,100 8.6	181 0.4	8 1.9	3 0.7
	28	476,436	4,333 9.1	1.62	4,182 8.8	151 0.3	13 3.0	6 1.4
大分県	23	1,183,000	9,988 8.4	1.55	13,806 11.7	△3,818 △3.2	32 3.2	16 1.6
	24	1,178,000	9,650 8.2	1.53	14,050 11.9	△4,400 △3.7	24 2.5	9 0.9
	25	1,170,000	9,605 8.2	1.56	13,874 11.9	△4,269 △3.6	18 1.9	10 1.0
	26	1,163,000	9,279 8.0	1.57	14,065 12.1	△4,786 △4.1	21 2.3	10 1.1
	27	1,157,581	9,112 7.9	1.59	13,958 12.1	△4,846 △4.2	17 1.9	9 1.0
	28	1,150,000	9,059 7.9	1.61	14,264 12.4	△5,205 △4.5	22 2.4	11 1.2
全国	23	126,180,000	1,050,806 8.3	1.39	1,253,066 9.9	△202,260 △1.6	2,463 2.3	1,147 1.1
	24	125,957,000	1,037,231 8.2	1.41	1,256,359 10.0	△219,128 △1.7	2,299 2.2	1,065 1.0
	25	125,704,000	1,029,816 8.2	1.43	1,268,436 10.1	△238,620 △1.9	2,185 2.1	1,026 1.0
	26	125,431,000	1,003,539 8.0	1.42	1,273,004 10.1	△269,465 △2.1	2,080 2.1	952 0.9
	27	125,319,299	1,005,677 8.0	1.45	1,290,444 10.3	△284,767 △2.3	1,916 1.9	902 0.9
	28	125,020,252	976,978 7.8	1.44	1,307,748 10.5	△330,770 △2.6	1,928 2.0	874 0.9

※資料：厚生労働省「人口動態統計」人口は各年10月1日現在日本人人口。  
市の合計特殊出生率は大分市保健所保健総務課で算出。死産率は年間出産数（出生数＋死産数）千対。周産期死亡数は、早期新生児死亡数（生後1週未満の死亡）＋妊娠満22週（154日）以後の死産数。周産期死亡率は、年間出産数（出生数＋妊娠満22週以後の死産数）千対。

死 産 数			周 産 期 死 亡 数			婚 姻	離 婚
総 数 実数（出産 千対）	自 然 実数（出産 千対）	人 工 実数（出産 千対）	総 数 実数（出産 千対）	妊娠満22週 以後の死産 実数（出産 千対）	早期新生児 実数（出生 千対）	実数（人口 千対）	実数（人口 千対）
136	43	93	21	16	5	2,502	917
29.0	9.2	19.8	4.6	3.5	1.1	5.3	1.94
116	42	74	13	11	2	2,564	979
25.4	9.2	16.2	2.9	2.5	0.5	5.4	2.07
123	37	86	19	13	6	2,636	986
26.2	7.9	18.3	4.2	2.8	1.3	5.5	2.07
95	32	63	12	8	4	2,439	934
21.7	7.3	14.4	2.8	1.9	0.9	5.1	1.97
124	51	73	18	16	2	2,462	906
28.1	11.6	16.6	4.2	3.7	0.5	5.2	1.90
122	45	77	17	12	5	2,407	955
27.4	10.1	17.3	3.9	2.8	1.2	5.1	2.00
301	111	190	43	32	11	5,667	2,110
29.3	10.8	18.5	4.3	3.2	1.1	4.8	1.78
269	96	173	36	31	5	5,652	2,187
27.1	9.7	17.4	3.7	3.2	0.5	4.8	1.86
274	106	168	42	35	7	5,724	2,179
27.7	10.7	17.0	4.4	3.6	0.7	4.9	1.86
257	93	164	31	22	9	5,391	2,004
27.0	9.8	17.2	3.3	2.4	1.0	4.6	1.72
286	112	174	48	41	7	5,315	2,066
30.4	11.9	18.5	5.2	4.5	0.8	4.6	1.78
221	86	135	32	22	10	5,151	1,999
23.8	9.3	14.5	3.5	2.4	1.1	4.5	1.74
25,751	11,940	13,811	4,315	3,491	824	661,895	235,719
23.9	11.1	12.8	4.1	3.3	0.8	5.2	1.87
24,800	11,448	13,352	4,133	3,343	790	668,869	235,406
23.4	10.8	12.6	4.0	3.2	0.8	5.3	1.87
24,102	10,938	13,164	3,862	3,110	752	660,613	231,383
22.9	10.4	12.5	3.7	3.0	0.7	5.3	1.84
23,524	10,905	12,619	3,750	3,039	711	643,749	222,107
22.9	10.6	12.3	3.7	3.0	0.7	5.1	1.77
22,617	10,862	11,755	3,728	3,063	665	635,156	226,215
22.0	10.6	11.4	3.7	3.0	0.7	5.1	1.81
20,934	10,067	10,867	3,516	2,840	676	620,531	216,798
21.0	10.1	10.9	3.6	2.9	0.7	5.0	1.73



### (3) 出生の状況

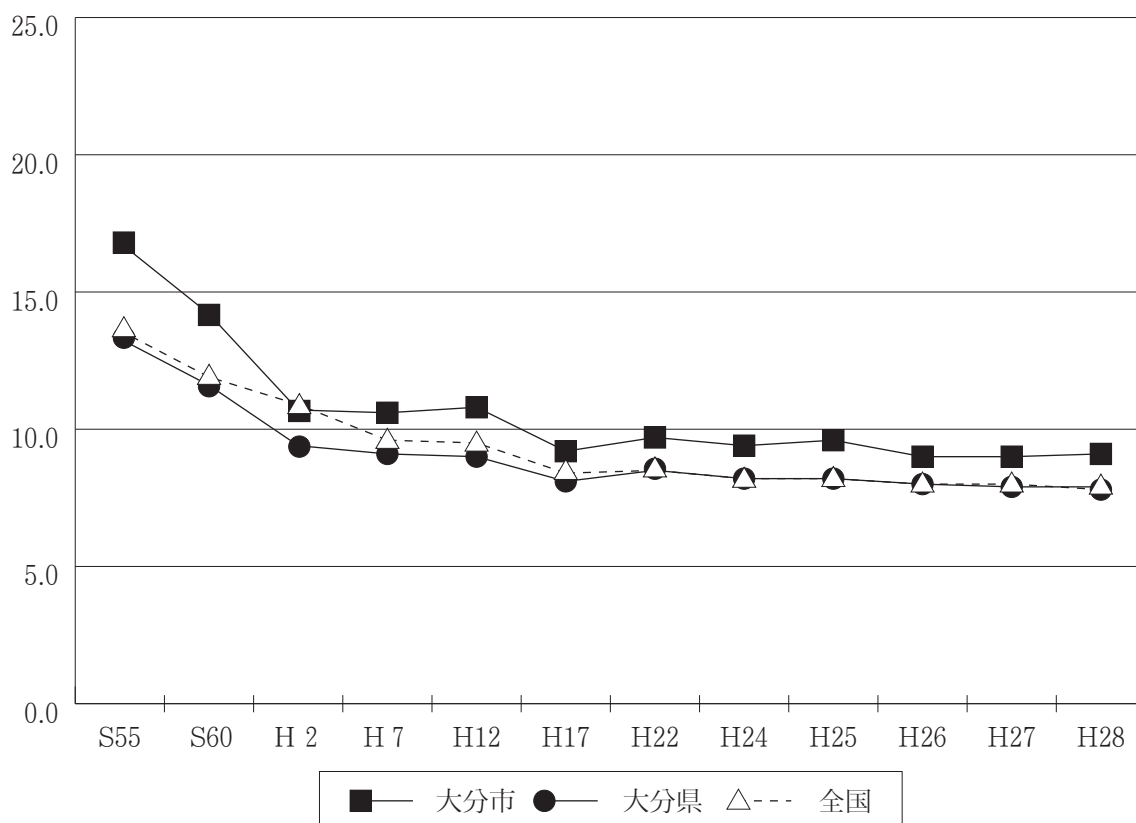
#### ① 出生数・率・年次推移

資料：厚生労働省「人口動態統計」（率は人口千対）  
 出生数の括弧内の数は低出生体重児の出生数。  
 出生率の括弧内の数は出生数中の低出生体重児の割合。

年次	大分市		大分県		全国	
	出生数	出生率	出生数	出生率	出生数	出生率
昭和55	6,017	16.8	16,296	13.3	1,576,889	13.6
60	5,516	14.2	14,420	11.6	1,431,577	11.9
平成2	4,348	10.7	11,631	9.4	1,221,585	10.9
7	4,494	10.6	11,125	9.1	1,187,064	9.6
12	4,682	10.8	10,910	9.0	1,190,547	9.5
17	4,243	9.2	9,780	8.1	1,062,530	8.4
22	4,589	9.7	10,072	8.5	1,071,304	8.5
24	4,445 (417)	9.4 (9.4)	9,650 (880)	8.2 (9.1)	1,037,231 (99,311)	8.2 (9.6)
25	4,565 (416)	9.6 (9.1)	9,605 (892)	8.2 (9.3)	1,029,816 (98,624)	8.2 (9.6)
26	4,281 (364)	9.0 (8.5)	9,279 (798)	8.0 (8.6)	1,003,539 (95,768)	8.0 (9.5)
27	4,281 (385)	9.0 (9.0)	9,112 (862)	7.9 (9.5)	1,005,677 (95,206)	8.0 (9.5)
28	4,333 (397)	9.1 (9.2)	9,059 (874)	7.9 (9.6)	976,978 (92,082)	7.8 (9.5)

出生率の年次推移

出生率



(4) 死亡の状況

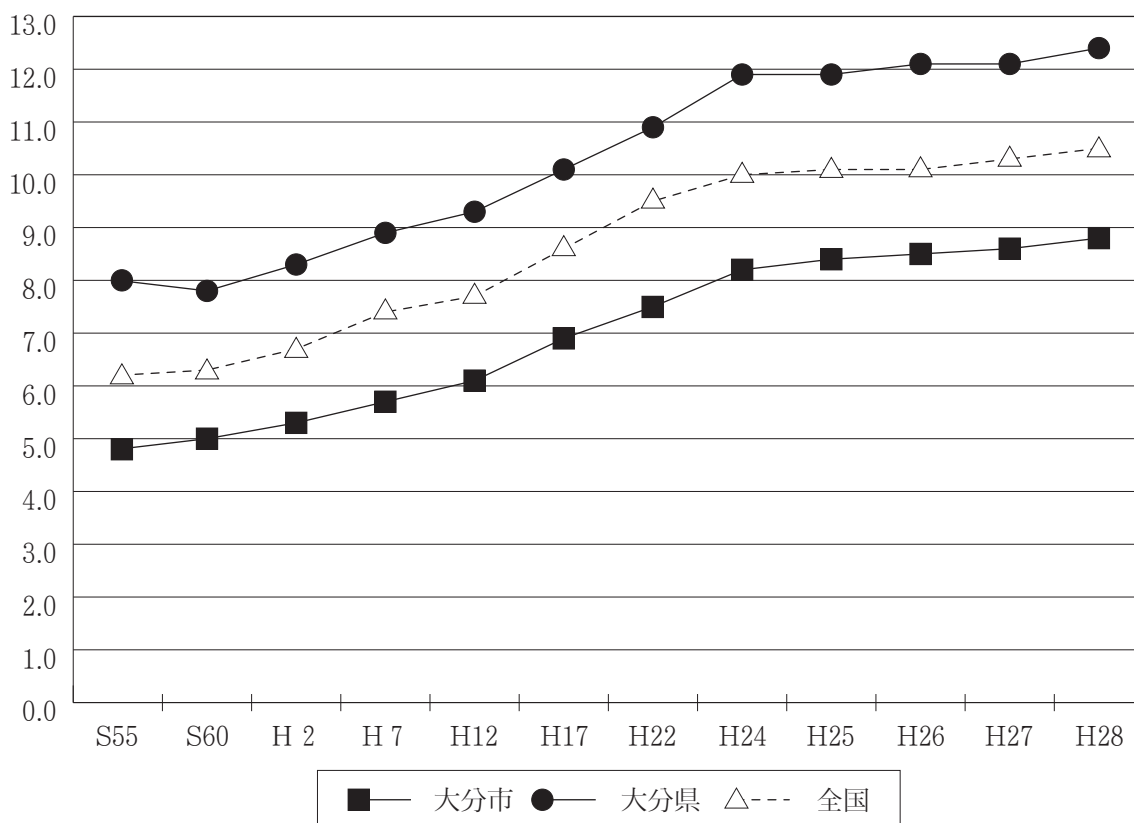
① 死亡数・率・年次推移

資料：厚生労働省「人口動態統計」（率は人口千対）

年次	大分市		大分県		全国	
	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率
昭和55	1,741	4.8	9,744	8.0	722,801	6.2
60	1,952	5.0	9,736	7.8	752,283	6.3
平成2	2,145	5.3	10,224	8.3	820,305	6.7
7	2,429	5.7	10,937	8.9	922,139	7.4
12	2,659	6.1	11,289	9.3	961,653	7.7
17	3,181	6.9	12,160	10.1	1,083,796	8.6
22	3,530	7.5	12,988	10.9	1,197,012	9.5
24	3,899	8.2	14,050	11.9	1,256,359	10.0
25	3,988	8.4	13,874	11.9	1,268,436	10.1
26	4,033	8.5	14,065	12.1	1,273,004	10.1
27	4,100	8.6	13,958	12.1	1,290,444	10.3
28	4,182	8.8	14,264	12.4	1,307,748	10.5

死亡率の年次推移

死亡率



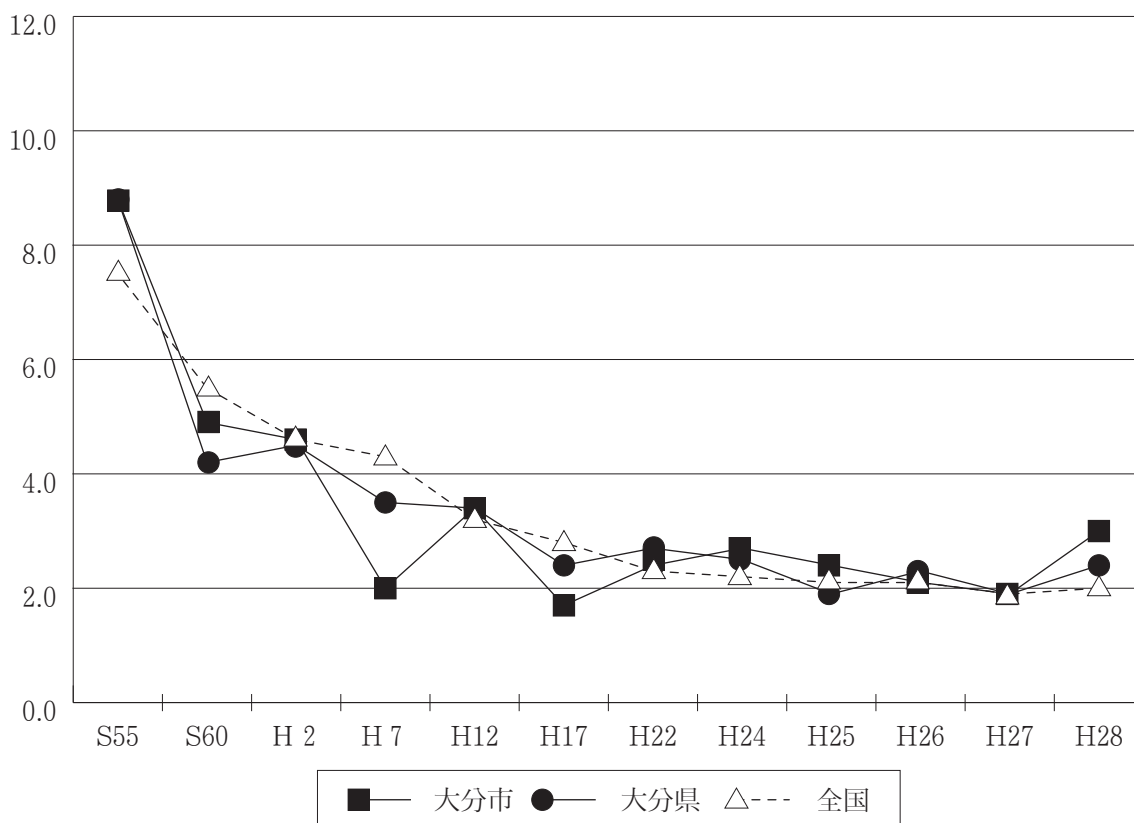
② 乳児死亡数・率・年次推移

資料：厚生労働省「人口動態統計」（率は出生千対）

年次	大分市		大分県		全国	
	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率
昭和55	53	8.8	144	8.8	11,840	7.5
60	27	4.9	61	4.2	7,899	5.5
平成2	20	4.6	52	4.5	5,616	4.6
7	9	2.0	39	3.5	5,054	4.3
12	16	3.4	37	3.4	3,830	3.2
17	7	1.7	24	2.4	2,958	2.8
22	11	2.4	27	2.7	2,450	2.3
24	12	2.7	24	2.5	2,299	2.2
25	11	2.4	18	1.9	2,185	2.1
26	9	2.1	21	2.3	2,080	2.1
27	8	1.9	17	1.9	1,916	1.9
28	13	3.0	22	2.4	1,928	2.0

乳児死亡率の年次推移

死亡率



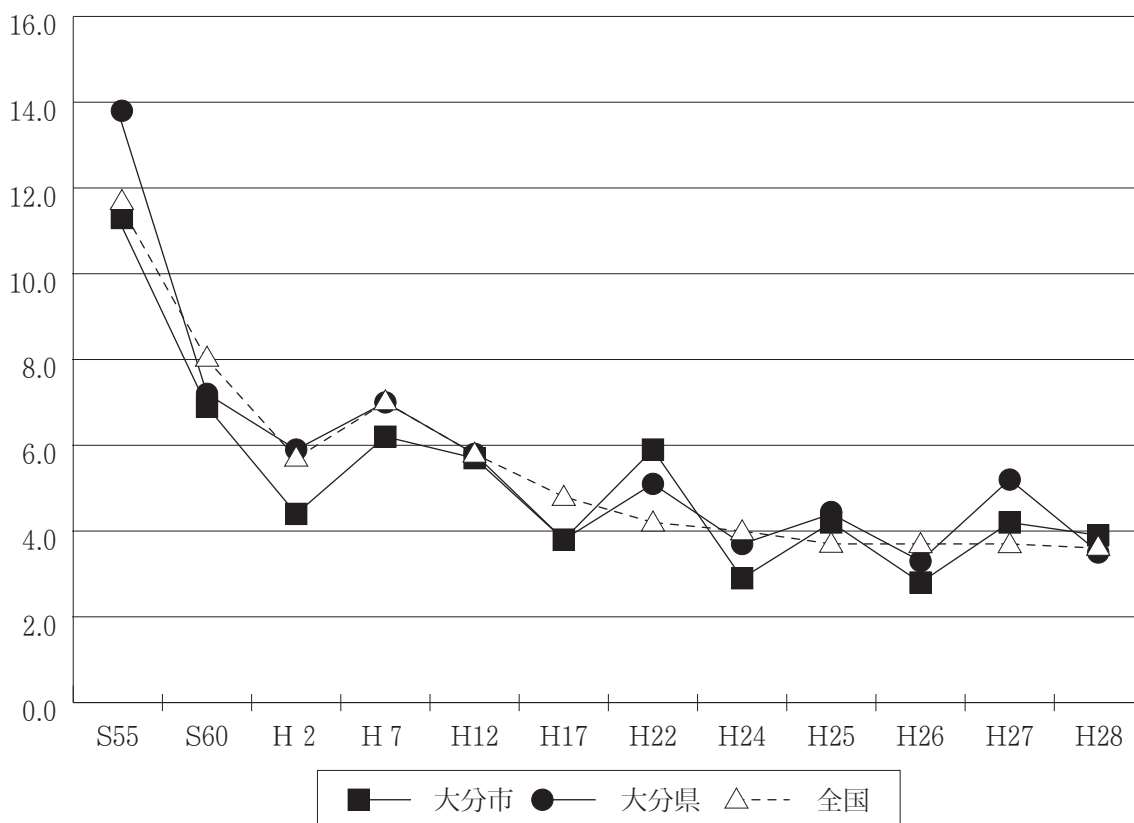
③ 周産期死亡数・率・年次推移

資料：厚生労働省「人口動態統計」（率は出産千対）

年次	大分市		大分県		全国	
	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率
昭和55	68	11.3	225	13.8	18,386	11.7
60	38	6.9	104	7.2	11,470	8.0
平成2	19	4.4	69	5.9	7,001	5.7
7	29	6.2	78	7.0	8,412	7.0
12	27	5.7	64	5.8	6,881	5.8
17	16	3.8	37	3.8	5,149	4.8
22	27	5.9	52	5.1	4,515	4.2
24	13	2.9	36	3.7	4,133	4.0
25	19	4.2	42	4.4	3,862	3.7
26	12	2.8	31	3.3	3,750	3.7
27	18	4.2	48	5.2	3,728	3.7
28	17	3.9	32	3.5	3,516	3.6

周産期死亡率の年次推移

死亡率



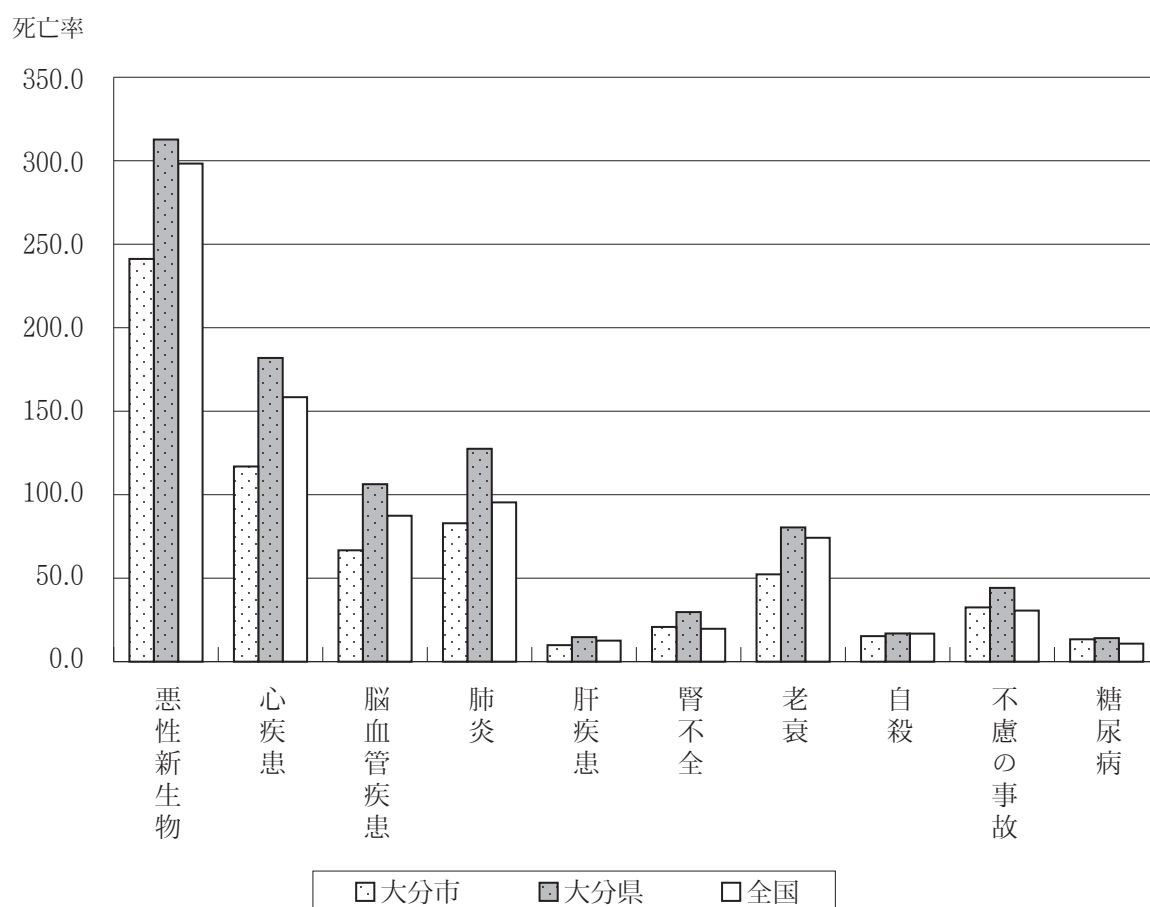
④ 主要死因別死亡数・率

資料：厚生労働省「人口動態統計」（率は人口10万対）

	年次	総数		悪性新生物		心疾患		脳血管疾患		肺炎	
		実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率
大分市	平成24	3,899	822.4	1,133	239.0	586	123.6	317	66.9	364	76.8
	25	3,988	839.2	1,112	234.0	560	117.8	302	63.5	414	87.1
	26	4,033	848.5	1,170	246.2	571	120.1	290	61.0	387	81.4
	27	4,100	861.4	1,170	245.8	533	112.0	314	66.0	410	86.1
	28	4,182	877.8	1,149	241.2	557	116.9	318	66.7	395	82.9
大分県	平成24	14,050	1,192.7	3,753	318.6	2,176	184.7	1,407	119.4	1,448	122.9
	25	13,874	1,185.8	3,592	307.0	2,036	174.0	1,361	116.3	1,467	125.4
	26	14,065	1,209.4	3,836	329.8	2,056	176.8	1,282	110.2	1,442	124.0
	27	13,958	1,205.8	3,652	315.5	2,026	175.0	1,207	104.3	1,502	129.8
	28	14,264	1,240.3	3,596	312.7	2,092	181.9	1,222	106.3	1,466	127.5
全国	平成24	1,256,359	997.5	360,963	286.6	198,836	157.9	121,602	96.5	123,925	98.4
	25	1,268,436	1,009.1	364,872	290.3	196,723	156.5	118,347	94.1	122,969	97.8
	26	1,273,004	1,014.9	368,103	293.5	196,925	157.0	114,207	91.1	119,650	95.4
	27	1,290,444	1,029.7	370,346	295.5	196,113	156.5	111,973	89.4	120,953	96.5
	28	1,307,748	1,046.0	372,986	298.3	198,006	158.4	109,320	87.4	119,300	95.4

	年次	肝疾患		腎不全		老衰		自殺		不慮の事故		糖尿病	
		実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率
大分市	平成24	46	9.7	98	20.7	220	46.4	101	21.3	122	25.7	43	9.1
	25	37	7.8	92	19.4	222	46.7	88	18.5	155	32.6	38	8.0
	26	58	12.2	92	19.4	201	42.3	79	16.6	134	28.2	43	9.0
	27	47	9.9	83	17.4	215	45.1	71	14.9	122	25.6	53	11.1
	28	47	9.9	99	20.8	249	52.3	73	15.3	155	32.5	64	13.4
大分県	平成24	162	13.8	313	26.6	705	59.8	261	22.2	443	37.6	151	12.8
	25	154	13.2	262	22.4	716	61.2	255	21.8	519	44.4	130	11.1
	26	149	12.8	283	24.3	733	63.0	205	17.6	484	41.6	130	11.2
	27	151	13.0	301	26.0	804	69.5	191	16.5	453	39.1	150	13.0
	28	169	14.7	341	29.7	925	80.4	194	16.9	508	44.2	162	14.1
全国	平成24	15,980	12.7	25,107	19.9	60,719	48.2	26,433	21.0	41,031	32.6	14,486	11.5
	25	15,930	12.7	25,101	20.0	69,720	55.5	26,063	20.7	39,574	31.5	13,812	11.0
	26	15,692	12.5	24,776	19.8	75,389	60.1	24,417	19.5	39,029	31.1	13,669	10.9
	27	15,659	12.5	24,560	19.6	84,810	67.7	23,152	18.5	38,306	30.6	13,327	10.6
	28	15,773	12.6	24,612	19.7	92,806	74.2	21,017	16.8	38,306	30.6	13,480	10.8

主要死因別死亡率の比較（平成28年）

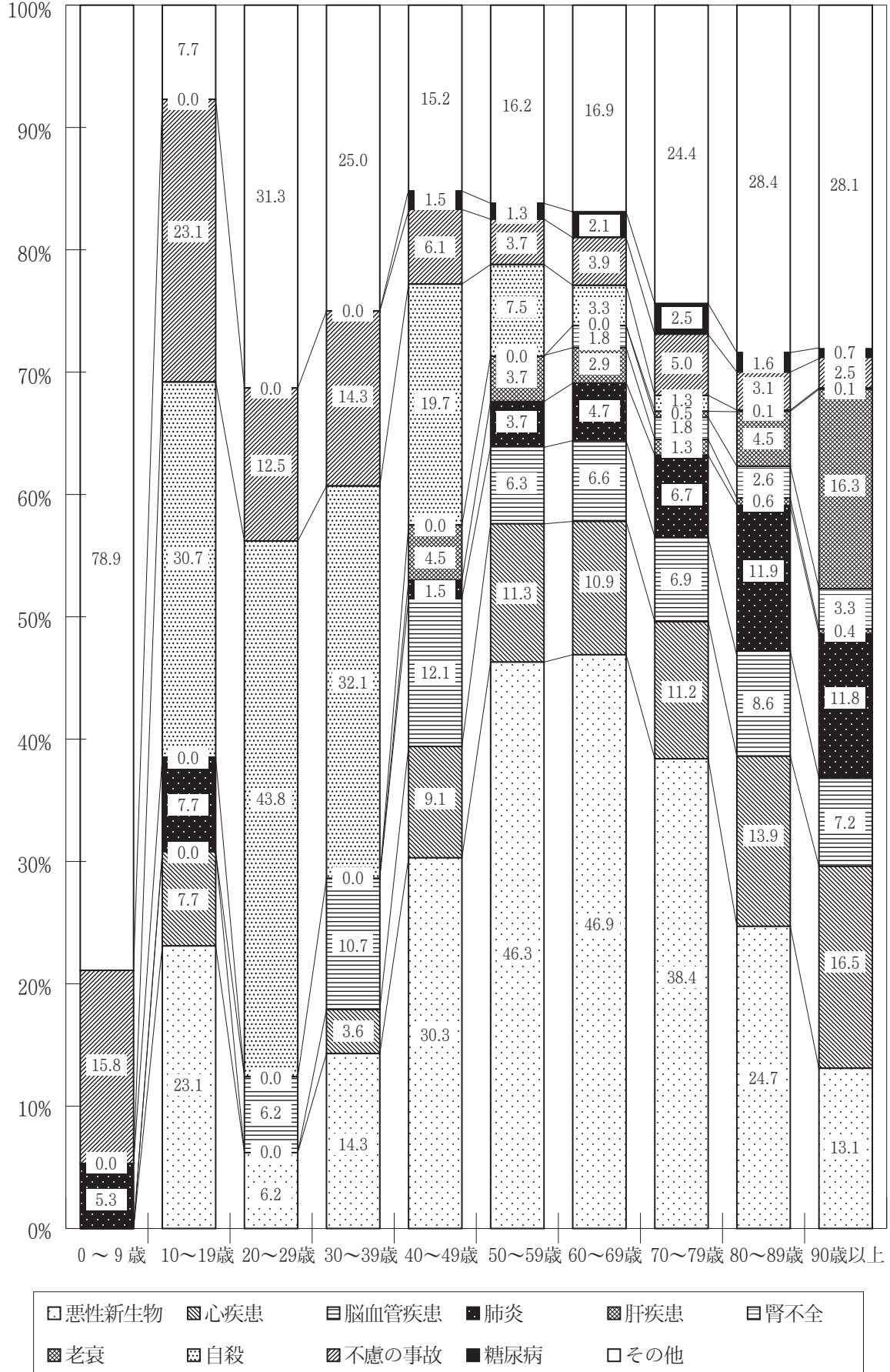


⑤ 主要死因、年齢階級別死亡数（平成28年 大分市）

資料：厚生労働省「人口動態統計」（単位：人）

区 分	0～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80～89歳	90歳以上	計
悪性新生物	0	3	1	4	20	74	228	293	385	141	1,149
心疾患	0	1	0	1	6	18	53	85	216	177	557
脳血管疾患	0	0	1	3	8	10	32	53	134	77	318
肺炎	1	1	0	0	1	6	23	51	185	127	395
肝疾患	0	0	0	0	3	6	14	10	10	4	47
腎不全	0	0	0	0	0	0	9	14	41	35	99
老衰	0	0	0	0	0	0	0	4	70	175	249
自殺	0	4	7	9	13	12	16	10	1	1	73
不慮の事故	3	3	2	4	4	6	19	38	49	27	155
糖尿病	0	0	0	0	1	2	10	19	25	7	64
その他	15	1	5	7	10	26	82	186	442	302	1,076
計	19	13	16	28	66	160	486	763	1,558	1,073	4,182

年齢階級別死因割合（平成28年 大分市）



⑥ 死因順位・死亡割合（百分率）

資料：厚生労働省「人口動態統計」

年次		第 1 位		第 2 位		第 3 位		第 4 位		第 5 位	
		疾病名	率	疾病名	率	疾病名	率	疾病名	率	疾病名	率
平成23年	大分市	悪性新生物	29.1	心疾患	13.9	肺炎	10.9	脳血管疾患	7.5	老衰	4.5
	大分県	悪性新生物	27.2	心疾患	15.2	肺炎	10.4	脳血管疾患	10.1	老衰	4.1
	全国	悪性新生物	28.5	心疾患	15.6	肺炎	10.0	脳血管疾患	9.9	不慮の事故	4.7
平成24年	大分市	悪性新生物	29.1	心疾患	15.0	肺炎	9.3	脳血管疾患	8.1	老衰	5.6
	大分県	悪性新生物	26.7	心疾患	15.5	肺炎	10.3	脳血管疾患	10.0	老衰	5.0
	全国	悪性新生物	28.7	心疾患	15.8	肺炎	9.9	脳血管疾患	9.7	老衰	4.8
平成25年	大分市	悪性新生物	27.9	心疾患	14.0	肺炎	10.4	脳血管疾患	7.6	老衰	5.6
	大分県	悪性新生物	25.9	心疾患	14.7	肺炎	10.6	脳血管疾患	9.8	老衰	5.2
	全国	悪性新生物	28.8	心疾患	15.5	肺炎	9.7	脳血管疾患	9.3	老衰	5.5
平成26年	大分市	悪性新生物	29.0	心疾患	14.2	肺炎	9.6	脳血管疾患	7.2	老衰	5.0
	大分県	悪性新生物	27.3	心疾患	14.6	肺炎	10.3	脳血管疾患	9.1	老衰	5.2
	全国	悪性新生物	28.9	心疾患	15.5	肺炎	9.4	脳血管疾患	9.0	老衰	5.9
平成27年	大分市	悪性新生物	28.5	心疾患	13.0	肺炎	10.0	脳血管疾患	7.7	老衰	5.2
	大分県	悪性新生物	26.2	心疾患	14.5	肺炎	10.8	脳血管疾患	8.6	老衰	5.8
	全国	悪性新生物	28.7	心疾患	15.2	肺炎	9.4	脳血管疾患	8.7	老衰	6.6
平成28年	大分市	悪性新生物	27.5	心疾患	13.3	肺炎	9.4	脳血管疾患	7.6	老衰	6.0
	大分県	悪性新生物	25.2	心疾患	14.7	肺炎	10.3	脳血管疾患	8.6	老衰	6.5
	全国	悪性新生物	28.5	心疾患	15.1	肺炎	9.1	脳血管疾患	8.4	老衰	7.1



⑦ 悪性新生物部位別死亡数・率

資料：厚生労働省「人口動態統計」（率は人口10万対）

	年次	総数		食道		胃		大腸		肝及び肝内胆管	
		実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率
大分市	平成24	1,133	239.0	37	7.8	141	29.7	127	26.8	104	21.9
	25	1,112	234.0	24	5.1	115	24.2	124	26.1	94	19.8
	26	1,170	246.2	19	4.0	170	35.8	137	28.8	93	19.6
	27	1,170	245.8	36	7.6	115	24.2	141	29.6	105	22.1
	28	1,149	241.2	27	5.7	100	21.0	127	26.7	105	22.0
大分県	平成24	3,753	318.6	95	8.1	478	40.6	404	34.3	370	31.4
	25	3,592	307.0	82	7.0	399	34.1	417	35.6	380	32.5
	26	3,836	329.8	86	7.4	459	39.5	466	40.1	366	31.5
	27	3,652	315.5	93	8.0	380	32.8	435	37.6	365	31.5
	28	3,596	312.7	90	7.8	372	32.3	425	37.0	343	29.8
全国	平成24	360,963	286.6	11,592	9.2	49,129	39.0	47,276	37.5	30,690	24.4
	25	364,872	290.3	11,543	9.2	48,632	38.7	47,654	37.9	30,175	24.0
	26	368,103	293.5	11,576	9.2	47,903	38.2	48,485	38.7	29,543	23.6
	27	370,346	295.5	11,739	9.4	46,679	37.2	49,699	39.7	28,889	23.1
	28	372,986	298.3	11,483	9.2	45,531	36.4	50,099	40.1	28,528	22.8

	年次	膵		気管、気管支及び肺		乳房		子宮		白血病		その他	
		実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率
大分市	平成24	104	21.9	208	43.9	61	12.9	21	8.5	26	5.5	304	64.1
	25	108	22.7	232	48.8	44	9.3	12	4.9	26	5.5	333	70.1
	26	105	22.1	232	48.8	42	8.8	17	6.9	30	6.3	325	68.4
	27	109	22.9	246	51.7	43	9.0	17	6.9	40	8.4	318	66.8
	28	106	22.2	258	54.2	51	10.7	23	9.3	45	9.4	307	64.4
大分県	平成24	343	29.1	746	63.3	131	11.1	62	10.0	109	9.3	1,015	86.2
	25	302	25.8	714	61.0	122	10.4	60	9.7	130	11.1	986	84.3
	26	331	28.5	761	65.4	108	9.3	65	10.6	111	9.5	1,083	93.1
	27	323	27.9	741	64.0	118	10.2	52	8.5	133	11.5	1,012	87.4
	28	345	30.0	718	62.4	121	10.5	65	10.7	126	11.0	991	86.2
全国	平成24	29,916	23.8	71,518	56.8	12,617	10.0	6,113	9.5	7,900	6.3	94,212	74.8
	25	30,672	24.4	72,734	57.9	13,230	10.5	6,033	9.4	8,133	6.5	96,066	76.4
	26	31,716	25.3	73,396	58.5	13,323	10.6	6,429	10.0	8,196	6.5	97,536	77.8
	27	31,866	25.4	74,378	59.4	13,705	10.9	6,429	10.0	8,631	6.9	98,331	78.5
	28	33,475	26.8	73,838	59.1	14,132	11.3	6,345	9.9	8,801	7.0	100,754	80.6

（「大腸」は結腸と直腸S状結腸移行部及び直腸の合計。「子宮」の率は女性人口10万対）

## 2 母子保健

### (1) 平成30年度母子保健事業の体系

	思春期 妊 娠	出 産	0 歳	1 歳	1歳6か月	2歳	3 歳	就学	
健 康 診 査 等		<ul style="list-style-type: none"> <li>* 妊娠の届出</li> <li>・ 母子健康手帳の交付</li> <li>・ 妊婦一般健康診査（14回、追加1回）</li> <li>・ B型肝炎抗原検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 出生の届出</li> <li>・ 新生児聴覚検査(生後2か月まで)</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3～4か月児 健康診査</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">7～8か月児 健康診査</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9～11か月児 健康診査</div> </div> <p>乳児精密健康診査</p> <p>1歳児歯科相談 (はじめての歯みがき教室) (10か月～1歳3か月)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1歳6か月児 健康診査</div> <p>(フッ化物塗布) 1歳6か月児精密健康診査</p> <p>2歳児歯科相談 (よい歯を育てる教室)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3歳児 健康診査</div> <p>3歳児精密健康診査</p>				
保 健 指 導 等	思春期健康教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妊婦健康相談</li> <li>・ 育児等保健指導事業</li> <li>・ 妊婦訪問指導</li> </ul>	離乳食講習会 かるがもひろば（多胎児の会） すこやか育児電話相談 すこやか育児相談窓口 こんにちは赤ちゃん訪問事業 新生児訪問指導 産婦訪問指導 未熟児訪問指導 乳幼児訪問指導						
療 育 事 業			巡回療育相談			発達相談			
医 療 費 助 成		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不妊治療費助成事業</li> </ul>	未熟児養育医療 <u>小児慢性特定疾病対策</u> <u>自立支援医療（育成医療）</u> <u>子ども医療</u>					(原則18歳未満) (18歳未満) (中学生まで)	

斜体の小児慢性特定疾病対策は保健予防課で、自立支援医療（育成医療）は障害福祉課で、子ども医療は子育て支援課で実施

## (2) 普及啓発事業

〈30年度予算額：2,063千円、負担率：市単独〉

妊娠届出状況及び母子健康手帳の交付（母子保健法第15条及び16条による）

年度	届出数
27	4,513
28	4,182
29	4,148

## (3) 保健指導事業

〈30年度予算額：15,554千円、負担率：市単独〉

### ① すこやか育児電話相談（専用電話・一般電話）及び窓口相談

気軽に育児の悩みが相談できる窓口及び専用電話を設置、また一般電話でも相談に応じている。

窓口相談 中央保健センター、東部・西部保健福祉センター、大南・大在・坂ノ市・佐賀関・野津原健康支援室

月～金曜日 8時30分～17時15分

専用電話 保健所 月～金曜日 9時～16時30分 ☎ 5 3 7 - 8 1 8 1

実施状況

年度	相談窓口	すこやか育児電話相談	一般電話相談
27	1,740	1,022	3,479
28	1,730	762	3,437
29	2,035	801	4,687

### ② 育児等保健指導

目的 妊産婦の育児不安の解消と、生まれてくる子のかかりつけ医の確保を図る。

対象者 育児不安のある妊産婦（原則妊娠28週～産後56日）

内容 産婦人科医が保健指導が必要と認めた妊産婦に、小児科医への紹介状を交付し、小児科医が保健指導を実施する。

実施状況

年度	産婦人科医紹介数	小児科医保健指導数
27	470	378
28	346	273
29	333	280

### ③ 離乳食講習会

対象者 3～5か月児の保護者

内容 離乳食についての講義及び試食、育児相談

会場 ホルトホール大分、東部・西部保健福祉センター

年度	回数	受講者数
27	36	794
28	36	832
29	36	831

④ 多胎児の会（かるがもひろば）

目 的 多胎児の育児は、肉体的にも精神的にも負担が大きく多胎児に関する情報が少ないため、交流の場を設け適切な情報を提供することにより、多胎児の心身の健全な発達を促し、育児不安の解消と精神的支援を行う。

対 象 者 多胎児とその保護者

内 容 親子同士の交流・情報交換、親子遊びの紹介

回 数 月1回

年 度	回 数	実出席組数	出席延人数
27	11	23	362
28	11	32	391
29	10	24	242

⑤ その他の健康教育

年 度	対 象	回 数	出席者数
27	思春期	40	3,178
	その他育児サークル等	285	6,167
28	思春期	38	3,261
	その他育児サークル等	235	5,584
29	思春期	42	2,274
	その他育児サークル等	216	5,206

(4) 訪問指導事業

〈予算は(3)保健指導事業に含まれる〉

母子保健法第11条、第17条、第19条に基づき、妊産婦、新生児、未熟児及び健診等により訪問による指導を行う必要のある乳幼児に対し、保健師、助産師、栄養士等による訪問指導を行う。

年 度	妊 産 婦	新 生 児	未 熟 児	乳 幼 児	そ の 他
27	4,169	358	441	4,967	219
28	4,359	348	433	5,339	233
29	4,364	359	450	5,102	204

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

〈30年度予算額：19,215千円、負担率：国 $\frac{1}{3}$ 、県 $\frac{1}{3}$ 、市 $\frac{1}{3}$ 〉

目 的 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てを行っている養育者の孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育てに必要な情報提供を行い、地域の中でこどもが健やかに育つ環境を整備する。また、支援が必要な家庭に対しては、養育支援訪問指導事業等の適切なサービス提供に結びつける。

対 象 生後4か月までの乳児を養育している世帯  
 実施方法 保健師、助産師、看護師、地域の主任児童委員による家庭訪問  
 実施状況 各年度の4月～3月生れの児に対する訪問実施状況

年度	対象数	従事者別訪問数					訪問 実施率
		保健師	看護師	助産師	主任児童委員	計	
27年度生	4,345	1,219	1,496	1,219	223	4,157	95.7%
28年度生	4,171	1,185	1,578	1,101	156	4,020	96.4%
29年度生	4,151	1,158	1,487	1,211	83	3,939	94.9%

\*主任児童委員以外は訪問指導と兼ねて訪問実施

## (6) 健康診査事業

〈30年度予算額：538,650千円、負担率：市単独〉

### ① 妊婦健康診査

母子保健法第13条に基づき、妊婦の健康診査の徹底を図るために医療機関に委託して14回実施する。母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票を交付。

平成19年度まで：前期1枚、後期1枚、出産予定日35歳以上超音波検査

平成20年度：前期1枚、後期1枚、基本3枚……計5回分5枚

平成21年度：前期1枚、後期1枚、基本12枚……計14回分14枚

平成22年度：前期1枚、後期1枚、基本12枚、血液検査A1枚……計14回分15枚

平成23年度：平成22年度分に子宮頸がん検査1枚、B群溶血性レンサ球菌検査1枚追加……計14回分17枚

平成24年度：平成23年度分の受診票Aにクラミジア抗原検査を追加……計14回分17枚

平成27年度：前期の血色素、HB<sub>s</sub>抗原検査、梅毒血清検査を受診券Aへ追加

B型肝炎母子感染防止事業もあわせて実施

平成30年度：平成27年度分に基本受診票を1枚追加（追加分は予定日を超過し、14回の妊婦健康診査を受診済の者が対象）

新生児聴覚スクリーニング検査受診票を追加

（健康診査内容）

基本：診察、体重・血圧測定、尿検査

後期：診察、体重・血圧測定、尿検査、血色素

受診票A：血液型、不規則抗体、血糖、C型肝炎、HIV抗体、HTLV-1抗体、風疹ウイルス抗体、クラミジア抗原検査、血色素、HB<sub>s</sub>抗原、梅毒血清検査

受診票B：子宮頸がん検査

受診票C：B群溶血性レンサ球菌検査

聴 覚：新生児聴覚スクリーニング検査（自動ABRまたはOAE）

受診票種類	年 度	受 診 者 数	診 察 所 見		
			要 観 察	要 精 密	要 治 療
基 本	27	48,663	5,123	70	529
	28	47,233	5,029	30	430
	29	46,243	5,379	51	352
後 期	27	4,127	743	5	513
	28	4,065	799	3	522
	29	3,943	884	0	320
受診票A	27	4,373			
	28	4,225			
	29	4,135			
受診票B	26	4,300			
	28	4,161			
	29	4,063			
受診票C	27	4,007			
	28	3,974			
	29	3,840			

② B型肝炎母子感染防止事業

B型肝炎の母子感染をおこすおそれのある妊婦を発見し、その後の予防措置を指導するために、妊婦にHBs抗原検査を実施する。

③ 乳児健康診査

母子保健法第13条に基づき、身体及び精神発達上の遅れや疾病を早期に発見し、適切な指導を行うことを目的とする。受診券は事前に個別郵送し、健診は医療機関に委託。

健診名	年 度	対象者数	受診者数	受診率	総 合 判 定			
					要観察	要精密	要治療	医療管理中
3～4か月児健康診査	27	4,354	4,201	96.5%	296	40	90	99
	28	4,409	4,285	97.2%	233	39	99	80
	29	4,216	4,043	95.9%	219	44	96	93
7～8か月児健康診査	27	4,317	4,083	94.6%	313	15	58	90
	28	4,386	4,232	96.5%	286	22	48	71
	29	4,217	3,994	94.7%	318	22	50	71
9～11か月児健康診査	27	4,309	4,072	94.5%	206	26	40	93
	28	4,370	4,174	95.5%	248	20	53	80
	29	4,250	3,995	94.0%	228	21	52	75

④ 1歳6か月児健康診査

目的 母子保健法第12条に基づき総合的な健康診査を行い、身体及び精神発達上の遅れや疾病を早期に発見し、適切な指導を行うことにより、健康の保持増進を図る。又、育児不安や悩みに関する相談指導により育児支援を図る。

対象者 1歳6か月児～1歳11か月児

内容 問診・身体計測・診察（内科・歯科）・相談（育児・栄養・心理・歯科）・読み聞かせ広場・フッ化物塗布（希望者のみ）

会場 保健所等、市内6会場での集団健康診査

(ア) 一般健康診査結果

区分 年度	実施回数	対象者数	受診者数	受診率 %	総合判定					
					異常なし	要指導	要観察	要精密	要治療	医療管理中
27	84	4,436	4,257	96.0	2,690	458	638	146	6	319
28	80	4,359	4,192	96.2	2,541	571	658	145	2	275
29	83	4,375	4,219	96.4	2,615	530	684	147	2	241

(イ) 歯科健康診査結果

区分 年度	対象者数	受診者数	受診率 %	むし菌のない者	むし菌罹患型			むし菌 人数	むし菌 保有者率 %	むし菌 総本数	1人あたり むし菌数	軟組織 疾患	不正 咬合
					A型	B型	C型						
27	4,436	4,254	95.9	4,173	68	9	4	81	1.9	235	0.06	387	294
28	4,359	4,191	96.1	4,130	49	8	4	61	1.5	172	0.04	546	301
29	4,375	4,219	96.4	4,149	61	9	0	70	1.7	197	0.05	526	270

⑤ 3歳児健康診査

目的 母子保健法第12条に基づき、総合的な健康診査を行い、身体及び精神発達上の遅れや疾病を早期に発見し、適切な指導を行うことにより、健康の保持増進を図る。又、育児不安や悩みに関する相談指導により育児支援を図る。

対象者 3歳児

内容 問診・身体計測・診察（内科・歯科）・視力検査・聴力検査・尿検査・相談（育児・栄養・心理）

会場 保健所等、市内6会場での集団健康診査

(ア) 一般健康診査結果

区分 年度	実施回数	対象者数	受診者数	受診率 %	総合判定					
					異常なし	要指導	要観察	要精密	要治療	医療管理中
27	83	4,616	4,319	93.6	2,092	806	492	510	18	401
28	84	4,530	4,322	95.4	1,790	918	470	755	4	385
29	81	4,358	4,153	95.3	1,746	857	434	794	4	318

(イ) 歯科健康診査結果

区分 年度	対象 者数	受診 者数	受診率 %	むし歯の ない者	むし歯罹患型			むし歯 人 数	むし歯 保有者 率 %	むし歯 総本数	1人あたり むし歯数	軟組織 疾患	不正 咬合	その他 異常
					A型	B型	C型							
27	4,616	4,317	93.5	3,433	610	241	33	884	20.5	3,014	0.70	187	544	346
28	4,530	4,321	95.3	3,476	568	234	43	845	19.6	3,045	0.70	145	450	344
29	4,358	4,150	95.2	3,413	512	184	41	737	17.8	2,498	0.60	124	496	317

(7) 療育相談事業

〈予算は(3)保健指導事業に含まれる〉

① 発達相談

目 的 子どもの成長発達の過程で、幼児期の早期に発現・発症する精神発達上の問題を明確化し、療育上適切な指導を行う。

対 象 者 精神発達面に遅滞もしくは障がい、情緒・行動上の問題が疑われ、より精密な検査が必要とされる幼児。

内 容 心理相談員による相談・指導

会 場 中央保健センター、東部・西部保健福祉センター、大南・大在・坂ノ市健康支援室

区分 年度	受診者数		判定区分		
	実人員	延人員	助言指導	要観察	他機関紹介
27	372	406	117	160	129
28	471	511	119	233	153
29	534	586	99	254	227

② 巡回療育相談

目 的 在宅の心身障がい児への相談、助言、指導を行い、福祉の向上を図る。

対 象 者 在宅の発達障がいを疑われる乳幼児や心身に障がいをもつ児童及びその保護者

内 容 別府発達医療センター・博愛こども成育医療センター・大分こども療育センター職員による診察・相談・指導

会 場 中央保健センター、東部・西部保健福祉センター

区分 年度	実施回数	受診者数		判定区分				
		実人員	延人員	助言指導	要観察	要精密	要訓練	他機関紹介
27	18	140	153	25	37	2	88	1
28	18	148	158	28	25	1	103	1
29	18	195	207	42	22	1	140	2

③ 親子ふれあい教室

目 的 母と子が体を使った遊びを通して、母子関係を深め心身の発達を促す。

対 象 者 言葉や発達の遅れ・行動や情緒などの問題を有し、さらに保育や生活指導を通して社会性の発達や情緒の安定を図ることが必要とされた幼児とその保護者。



会 場 中央保健センター、東部・西部保健福祉センター

回 数 月1回・3教室

年 度	実施回数	出席組数(実)	出席延人数
27	33	40	583
28	33	62	517
29	33	65	616

#### ④ 親子わいわい教室

目 的 子どもへの接し方や子育てについて悩んでいる母親等に対し、親子遊び等の指導を行い、子どもの心身の健全な発育・発達を促し、親子関係の改善や母親の育児不安の解消を図る。

対 象 者 幼児とその保護者

会 場 中央保健センター

回 数 月1回

年 度	実施回数	出席組数 (実)	出席延人数
27	11	10	136
28	10	13	166
29	11	20	249

#### (8) 医療費給付状況等

##### ① 未熟児養育医療

〈30年度予算額：40,129千円、負担率：国 $\frac{1}{2}$ ，県 $\frac{1}{4}$ ，市 $\frac{1}{4}$ 〉

目 的 養育のために入院を必要とする未熟児に対し、必要な医療の給付を行う。

根拠法令 母子保健法

大分市母子保健法施行細則

養育医療給付申請

区分	年度		
	27年度	28年度	29年度
総 数	121	144	127
1,000 g 以下	17	8	12
1,001～1,500 g	17	23	28
1,501～1,800 g	22	25	24
1,801～2,000 g	23	29	17
2,001 g 以上	42	59	46

医療機関別養育医療実施件数

年度	総数	アルメイダ病院	大分大学医学部附属病院	県立病院	その他
27	123	22	8	88	5
28	151	43	12	77	19
29	139	31	17	75	16

② 不妊治療費助成金交付事業

〈30年度予算額：242,580千円、負担率：国 $\frac{1}{2}$ 、市 $\frac{1}{2}$ 、その他県単独部分は県 $\frac{1}{4}$ 、市 $\frac{3}{4}$ 、その他市単独有〉

目的 少子化対策の推進を図るため、不妊治療費に要する治療費の一部を助成金として交付する。

対象者 ○ 助成金申請時に少なくとも夫婦の一方が大分市の住民基本台帳に登録されていて、不妊治療を行った夫婦  
○ 夫及び妻の前年の所得額（4～5月、1～3月申請の場合は、前々年の所得）の合計額が730万円未満の夫婦

助成対象治療 特定不妊治療（体外受精、顕微授精）、一般不妊治療（人工授精）、男性不妊治療に要する医療保険適用外の治療費。（入院費、食事代、謝礼等直接治療に関係のない費用は含まない。）

助成対象年齢 43才未満（妻の年齢）で行った治療が助成対象。

申請回数

特定不妊治療 （体外受精） （顕微授精）	初めて助成を受けた特定不妊治療の治療開始日時点での妻の年齢が40歳未満の方	通算6回まで （妻が43歳になるまで）
	初めて助成を受けた特定不妊治療の治療開始日時点での妻の年齢が40歳以上43歳未満の方	通算3回まで （妻が43歳になるまで）
男性不妊治療		6回まで （妻が43歳になるまで）
一般不妊治療（人工授精）		通算4年度まで （妻が43歳になるまで）

※助成年度は、助成金の申請を行う日の属する年度となります。

※他の自治体で助成を受けた特定不妊治療の回数も通算されます。

※特定不妊治療及び男性不妊治療の場合は、1回の治療につき1回、一般不妊治療（人工授精）の場合は、年度内の治療分をまとめて1回

申請期限 治療終了日から60日以内に申請

助成金額 ※100円未満の端数は切り捨て

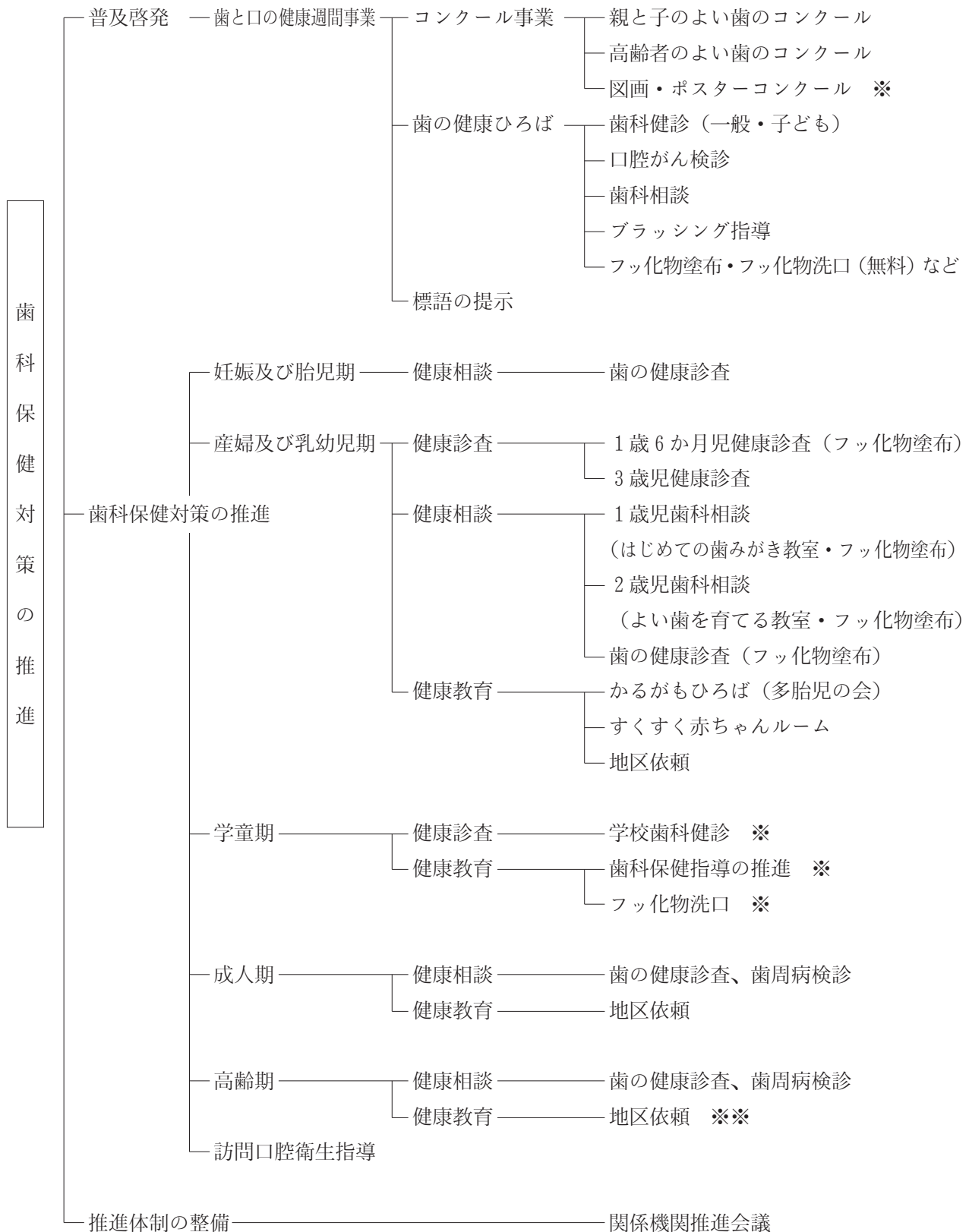
特定不妊治療 (体外受精) (顕微授精)	新鮮胚移植を実施の場合	上限30万円/回まで助成
	採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施の場合	上限39万円/回まで助成
	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施、または採卵段階での中止の場合	上限10万円/回まで助成
	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了、または受精段階での中止の場合	上限20万円/回まで助成(ただし、特定不妊治療の申請が初回の場合は上限30万円/回)
男性不妊治療		1回目上限19万円まで助成 2回目以降15万円/回まで助成(6回まで)
一般不妊治療(人工授精)		上限10万円/年度まで助成

実績

年度	申請件数	申請人数	助成金額(円)
27	859	522	186,076,300
28	843	502	202,051,000
29	827	483	194,806,200

### 3 歯科保健

#### (1) 平成30年度歯科保健事業の体系



※は、教育委員会で実施  
 ※※は、長寿福祉課で実施

## (2) 普及啓発事業

〈30年度予算額：343千円、負担率：市単独〉

### 歯と口の健康週間事業

目的 歯と口の健康に関する正しい知識を市民に対して普及啓発するとともに、歯科疾患の予防に関する適切な習慣の定着を図り、併せてその早期発見及び早期治療等を徹底することにより、歯の寿命を延ばし、もって市民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

標語 「おいしい」と「元気」を支える 丈夫な歯

実施状況

会場	ホルトホール大分	穂田市民行政センター
実施月日	6 / 4	6 / 4
実施内容	歯科健診・相談 ブラッシング指導 フッ化物塗布・フッ化物洗口 口腔がん検診、インプラントの相談 クイズ・紙芝居コーナー 歯と口の健康図画ポスター展 高齢者のよい歯のコンクール 親と子のよい歯のコンクール など	歯科健診・相談 ブラッシング指導 フッ化物塗布・フッ化物洗口 歯周病相談・歯ならび相談 インプラントの相談 ミニ講演会 など
来場者数	471人	312人

## (3) 歯科相談事業

〈30年度予算額：5,972千円、負担率：市単独〉

### ① 歯科相談（歯の健康診査）

目的 生涯を通じた歯の健康づくりの為、正しい歯みがき方法や食生活の指導を行うことによって歯の健康に対する関心を高め、むし歯や歯周病を予防する。

対象 乳幼児～成人

実施内容 歯科健診、相談、個別ブラッシング指導、フッ化物塗布（有料、希望者のみ）

年度	回数	受診数	受診者内容					フッ化物塗布数
			乳幼児	小学生	12～64	65歳以上	妊婦	
27	36	1,183	925	7	71	8	172	854
	歯周病（再掲）		4	1	32	6	100	
28	36	1,186	970	11	78	8	119	924
	歯周病（再掲）		1	1	34	6	73	
29	36	1,231	1,013	5	54	5	154	992
	歯周病（再掲）		0	0	27	4	93	

② 2歳児歯科相談（よい歯を育てる教室）

目的 むし歯の急増する時期に、正しい歯みがき方法や食生活の指導を行うことによってむし歯を予防し、健全な口腔の育成を図る。

対象 1歳8か月～2歳11か月児

実施内容 健康教育（エプロンシアター・むし歯予防のポイント・ブラッシング指導）、歯科健診、個別ブラッシング指導、フッ化物塗布（有料、希望者のみ）

年度	実施回数	受診数	むし歯のない者	むし歯のある者(率)	むし歯罹患型			むし歯総数 (1人平均)	軟組織疾患			その他の異常	不正咬合	フッ化物塗布
					A	B	C		上唇小帯	歯肉炎	その他			
27	36	549	541	8 (1.46)	7	1	0	21 (0.04)	24	1	1	32	46	524
28	36	601	587	14 (2.32)	12	2	0	31 (0.05)	33	1	0	53	56	584
29	24	433	430	3 (0.69)	3	0	0	5 (0.01)	25	0	1	38	52	418

《むし歯罹患型》

A型：上顎前歯部のみ、または臼歯部にのみむし歯あり

B型：臼歯部及び上顎前歯部にむし歯あり

C型：臼歯部及び上下顎前歯部全てにむし歯あり

- ・癒合歯
- ・先天性欠損
- ・形成不全など

③ 1歳児歯科相談（はじめての歯みがき教室）

目的 歯の萌出期に正しい口腔ケアや食生活の指導を行うことによって、早期からの歯科健康管理及び健全な口腔の育成を図る。

対象 10か月～1歳3か月児

実施内容 健康教育（むし歯予防のための口腔ケアのポイント・ブラッシング指導、食習慣指導）、歯科健診、個別ブラッシング指導、フッ化物塗布（有料、希望者のみ）

年度	実施回数	受診数	むし歯のない者	むし歯のある者(率)	むし歯総数 (1人平均)	軟組織疾患			硬組織異常	不正咬合	フッ化物塗布
						上唇小帯	歯肉炎	その他			
27	12	405	405	0	0	93	0	0	15	2	299
28	24	626	626	0	0	100	0	2	19	1	444
29	36	789	789	0	0	125	0	1	29	2	627

④ 歯周病検診

目的 生涯にわたって歯・口腔の健康を保つために、歯周組織の健康状態を検査し、結果に基づいた適切な予防活動に努めることができる。また、歯周病と糖尿病との関連について啓発し、それぞれの疾患の予防、早期治療に努めることができる。

対象 検診実施月に40・50・60・70歳の男女

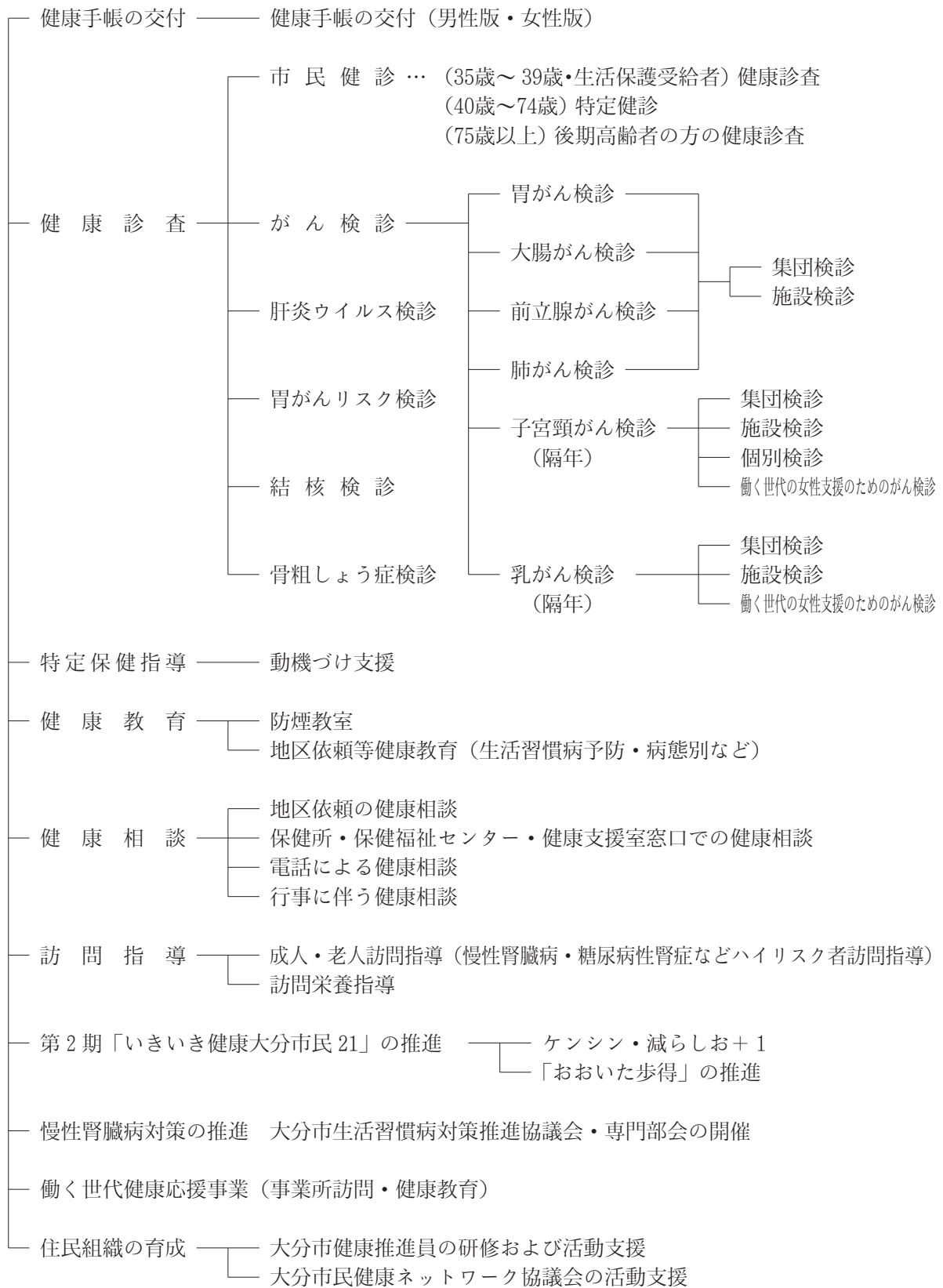
実施内容 健康教育（むし歯予防のための口腔ケアのポイント、ブラッシング指導、食習慣指導）、歯科健診、個別ブラッシング指導、血糖測定

(4) 歯科健康教育事業

年 度		27		28		29	
		回 数	人 数	回 数	人 数	回 数	人 数
老成人	地 区 依 頼 等	162	3,508	167	3,007	100	2,652
母 子	地 区 依 頼 等	18	430	11	228	16	445
	多 胎 児 の 会	2	64	2	69	2	42
	すくすく赤ちゃんルーム	28	1,002	28	1,100	28	908

## 4 健康づくり

### (1) 平成30年度健康づくり推進事業の体系





## (2) 健康手帳の交付

〈30年度予算額：2,852千円、負担率：市単独〉

- 目的：市民自らが健康状況を記入し、健康づくりの基本情報として活用する。
- 対象者：市民健診・各種がん検診の受診者等（中学生を除く15歳以上の女性、35歳以上の男性）

平成30年3月末

年 度	27	28	29
健康手帳交付件数	7,106	11,575	12,026

## (3) 市民健診（健康診査）

〈30年度予算額：7,539千円、負担率：35～39歳については市単独、その他の対象者については県一部負担、市その他〉

- 目的：生活習慣病を予防する対策の一つとして、疾病の早期発見・早期治療を図るとともに、健康に対する認識を高める。
- 対象者：35～今年度39歳の市民、今年度40歳以上の生活保護受給者
- 内 容：問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血液検査  
 理学的検査（医師）：視診、聴診、打診、触診等  
 ※必要者に対しては、詳細な健診として心電図・眼底検査・貧血検査を実施
- 事後指導：以下の対象者に対して保健師・管理栄養士・看護師等が訪問指導を行う
  - a) CKD訪問：腎機能の低下、もしくは低下の危険性がある者
  - b) 糖尿病ハイリスクの者へ『糖尿病返信システム』により受診状況を確認するとともに、未返信者へ訪問
  - c) 糖尿病性腎症重症化予防プログラム対象者
  - d) 肝炎ウイルス検診陽性者
  - e) その他必要に応じて

- 備考：休日健診（平成16年度～）を毎月1～2回、土曜日もしくは日曜日に実施

〈実施状況〉

平成30年3月末

年 度	健 診 会場数	受診者数	詳 細 健 診		
			心電図	眼 底	貧 血
27	352	410	0	0	40
28	354	344	1	0	41
29	359	350	0	0	49

〈詳細健診（心電図・眼底・貧血）〉

- 対象者：【心電図・眼底検査】
  - ・前年の健診結果等において、①血圧、②脂質、③血糖、④肥満の全ての項目について以下の基準に該当した者

- ① 血糖
  - a 空腹時血糖 100mg/dl以上 または
  - b H b A 1 c ( N G S P ) 5.6%以上
- ② 脂質
  - a 中性脂肪 150mg/dl以上 または
  - b H D L コレステロール 40mg/dl未満
- ③ 血圧
  - a 収縮期 130mmHg以上 または
  - b 拡張期 85mmHg以上
- ④ 肥満
  - a 腹囲 男性 $\geq$ 85cm、女性 $\geq$ 90cm または
  - b B M I  $\geq$ 25

**【貧血検査】**

- ・貧血の既往歴を有する者または視診等で貧血が疑われる者

**(4) 肝炎ウイルス検診**

〈30年度予算は(3)市民健診（健康診査）に含む〉

- 対象者：・年度中に40歳になる者
- ・または、41歳以上で過去に肝炎ウイルス検診を受けていない者

平成30年3月末

年 度	受 診 者 数			B 型 肝 炎			C 型 肝 炎						
		40歳	41歳以上	受診者数	陽性者	陰性者	受診者数	陽性者 ①+②	①	②	③	④	⑤
27	1,621	258	1,363	1,613	11	1,602	1,621	6	6	0	2	1,613	—
28	1,164	110	1,054	1,155	6	1,149	1,161	1	1	0	2	1,158	—
29	1,418	116	1,302	1,412	6	1,406	1,414	1	1	0	4	4	1,405

※29年度よりH C V抗体の検出を開始

**判定結果【C型肝炎】**

①②・・・現在、C型肝炎ウイルス(H C V)に感染している可能性が高い

③④⑤・・・現在、C型肝炎ウイルス(H C V)に感染している可能性が低い

- 事後指導：肝炎ウイルス検診陽性者に、受診の有無の確認
- 未受診者には受診勧奨を実施（電話相談、訪問指導、随時来所相談）

**(5) 特定健診**

- 対象者：40～74歳の市国民健康保険加入者
- 内 容：問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血液検査  
 理学的検査（医師）：視診、聴診、打診、触診等  
 ※必要者に対しては、詳細な健診として心電図・眼底検査・貧血検査を実施
- 事後指導：以下の対象者に対して保健師・管理栄養士・看護師等が訪問指導を行う
  - a) C K D訪問：腎機能の低下、もしくは低下の危険性がある者

- b) 糖尿病ハイリスクの者へ『糖尿病返信システム』により受診状況を確認するとともに、未返信者へ訪問
- c) 糖尿病性腎症重症化予防プログラム対象者
- d) 肝炎ウイルス検診陽性者
- e) その他必要に応じて

●備考：休日健診を毎月1～2回、土曜日もしくは日曜日に実施

〈特定健診の受診率目標〉 大分市特定健康診査等実施計画（大分市国保年金課）

年度	国保被保険者数（見込み）	特定健診受診者数（見込み）	健診受診率（目標）
27	77,197	38,599	50%
28	78,336	43,085	55%
29	78,764	47,258	60%

〈特定健診実施状況〉

年度	対象者数	受診者数	受診率	詳細健診		
				心電図	眼底	貧血
27	69,018	24,530	35.5%	1,083	320	2,354
28	67,054	23,454	35.0%	1,008	1,120	2,239
29	65,999	24,647	37.3%	1,119	356	2,493

【平成30年8月末現在の暫定値】

〈詳細健診（心電図・眼底・貧血）〉

●対象者：【心電図・眼底検査】

- ・前年の健診結果等において、①血圧、②脂質、③血糖、④肥満の全ての項目について以下の基準に該当した者

- ① 血糖
  - a 空腹時血糖 100mg/dl以上 または
  - b HbA1c（NGSP） 5.6%以上
- ② 脂質
  - a 中性脂肪 150mg/dl以上 または
  - b HDLコレステロール 40mg/dl未満
- ③ 血圧
  - a 収縮期 130mmHg以上 または
  - b 拡張期 85mmHg以上
- ④ 肥満
  - a 腹囲 男性 $\geq$ 85cm、女性 $\geq$ 90cm または
  - b BMI  $\geq$ 25

【貧血検査】

- ・貧血の既往歴を有する者または視診等で貧血が疑われる者

## (6) 特定保健指導

〈国保年金課予算〉

●目的：メタボリックシンドロームの概念を導入した特定保健指導を実施し、生活習慣の改善を

目指す。

- 対象者： 40～74歳の大分市国民健康保険加入者のうち特定保健指導の基準に該当する者
- 内 容： 健診終了2～3か月後に、保健指導対象者へ案内を送付し、本人から申込みがあった場合、または申込みがない場合は利用勧奨を行い保健指導を実施。

〈特定保健指導実施数〉

	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	保健指導対象者数	初回実施数	初回実施率	保健指導対象者数	初回実施数	初回実施率	保健指導対象者数	初回実施数	初回実施率
動機付け支援	2,306	411	17.8%	2,218	468	21.1%	2,403	484	20.1%
積極的支援	557	50	9.0%	448	47	10.5%	463	52	11.2%
全体	2,863	461	16.1%	2,666	515	19.3%	2,866	536	18.7%

【平成30年7月末日現在の暫定値】

特定健診・特定保健指導進捗・実績管理表より

※動機付け支援実施数のうち健康課実施分を抽出し掲載。

〈保健指導数（動機付け支援・健康課分）〉

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	初回実施数	初回実施数	初回実施数
中央センター	50	76	136
東部センター	34	32	36
西部センター	12	39	29
全体	96	146	201

## (7) がん検診

〈30年度予算額：211,253千円、負担率：市単独（交付税措置あり）〉

（推計対象者数算出方法について） 平成21年3月18日健総発第0318001号 厚生労働省健康局総務課長通知より

40歳以上（子宮がんは20歳以上・乳がんは30歳以上・前立腺がんは50歳以上）・男女ごとに、以下の計算式で算出した人数を「推計対象者数」とする。

各係数は直近の国勢調査において報告された人数を用いる。

$$\boxed{\text{推計対象者数}} = \boxed{\text{市町村人口}} - \left( \boxed{\text{就業者数}} - \boxed{\text{農林水産業従事者数}} \right)$$

① 胃がん検診（対象：40歳以上）

集団検診・施設検診

推計対象者数 128,364人

年 度	集 団 会 場 数	検 診 施 設 数	受 診 者 数	受 診 率	要 精 検 者 数	要 精 検 率	精 検 受 診 者 数	要 精 検 受 診 率	精密検査の結果				
									異 常 な し	が ん	が ん 疑 い	他 疾 患	未 把 受 握 診
27	88	6	4,410	3.4%	445	10.1%	411	92.4%	50	4	0	357	34
28	92	8	5,112	4.0%	450	8.8%	405	90.0%	50	10	0	345	45
29	86	8	5,476	4.3%	417	7.6%	280	67.1%	36	7	1	236	137

【H28年度：H30. 6月確定値 H29年度：H30. 5月暫定値】

② 大腸がん検診（対象：40歳以上）

集団検診・施設検診

推計対象者数 128,364人

年 度	集 団 会 場 数	検 診 施 設 数	受 診 者 数	受 診 率	要 精 検 者 数	要 精 検 率	精 検 受 診 者 数	要 精 検 受 診 率	精密検査の結果				
									異 常 な し	が ん	が ん 疑 い	他 疾 患	未 把 受 握 診
27	346	0	8,811	6.9%	596	6.8%	522	87.6%	113	18	0	391	74
28	352	8	13,121	10.2%	877	6.7%	733	83.6%	183	28	1	521	144
29	359	8	14,731	11.5%	903	6.1%	564	62.5%	114	15	2	433	339

【H28年度：H30. 6月確定値 H29年度：H30. 5月暫定値】

③ 前立腺がん検診（対象：50歳以上）

集団検診・施設検診

推計対象者数 41,998人

年 度	集 団 会 場 数	検 診 施 設 数	受 診 者 数	受 診 率	要 精 検 者 数	要 精 検 率	精 検 受 診 者 数	要 精 検 受 診 率	精密検査の結果				
									異 常 な し	が ん	が ん 疑 い	他 疾 患	未 把 受 握 診
27	352	1	5,737	13.7%	335	5.8%	218	65.1%	34	20	60	104	117
28	354	8	6,535	15.6%	459	7.0%	318	69.3%	45	24	91	158	141
29	359	8	7,433	17.7%	559	7.5%	280	50.1%	39	20	94	127	279

【H28年度：H30. 6月確定値 H29年度：H30. 5月暫定値】

④ 肺がん検診

集団検診・施設検診

ア) 肺がん検診（エックス線検査）（対象：40歳以上）

推計対象者数 128,364人

年 度	集 団 会 場 数	検 診 施 設 数	受 診 者 数	受 診 率	要 精 検 者 数	要 精 検 率	精 検 受 診 者 数	要 精 検 受 診 率	精密検査の結果				
									異 常 な し	が ん	が ん 疑 い	他 疾 患	未 把 受 握 診
27	352	1	26,129	20.4%	475	1.8%	397	83.6%	161	16	18	202	78
28	354	8	27,279	21.3%	618	2.3%	520	84.1%	207	8	24	281	98
29	359	8	28,901	22.5%	518	1.8%	284	54.8%	129	4	16	135	234

【H28年度：H30. 6月確定値 H29年度：H30. 5月暫定値】

イ) 肺がん検診（喀痰検査）（対象：50歳以上で喫煙指数600以上）

推計対象者数 128,364人

年 度	集 団 会 場 数	検 診 施 設 数	受 診 者 数	受 診 率	要 精 検 者 数	要 精 検 率	精 検 受 診 者 数	要 精 検 受 診 率	精密検査の結果				
									異 常 な し	が ん	が ん 疑 い	他 疾 患	未 把 受 握 診
27	352	1	226	0.2%	0	—	—	—	—	—	—	—	—
28	354	8	226	0.2%	0	—	—	—	—	—	—	—	—
29	359	8	244	0.2%	0	—	—	—	—	—	—	—	—

【H28年度：H30. 6月確定値 H29年度：H30. 5月暫定値】

⑤ 子宮頸がん検診（対象：20歳以上で偶数年齢になる女性）

集団検診・施設検診・個別医療機関・働く世代の女性支援のためのがん検診

推計対象者数 53,037人

年 度	集 団 会 場 数	検 診 施 設 数	受 診 者 数	受 診 率	要 精 検 者 数	要 精 検 率	精 検 受 診 者 数	要 精 検 受 診 率	精密検査の結果					
									異 常 な し	が ん	異 形 成	が ん 疑 い	他 疾 患	未 把 受 握 診
27	83	6	7,824	14.8%	233	3.0%	195	83.7%	86	5	72	0	32	38
28	80	7	10,869	20.5%	331	3.0%	269	81.3%	79	4	131	5	50	62
29	79	7	11,293	21.3%	341	3.0%	199	58.4%	68	1	98	2	30	142

【H28年度：H30. 6月確定値 H29年度：H30. 5月暫定値】

⑥ 乳がん検診（対象：満30歳以上で偶数年齢になる女性）

集団検診・施設検診・働く世代の女性支援のためのがん検診

推計対象者数 48,408人

年 度	集 団 会 場 数	検 診 施 設 数	受 診 者 数	受 診 率	要 精 検 者 数	要 精 検 率	精 検 受 診 者 数	要 精 検 受 診 率	精密検査の結果				
									異 常 な し	が ん	が ん 疑 い	他 疾 患	未 把 受 握 診
27	83	6	9,318	19.2%	741	8.0%	695	93.8%	358	26	3	308	46
28	80	8	12,084	25.0%	895	7.4%	839	93.7%	420	21	6	392	56
29	79	8	12,431	25.7%	872	7.0%	440	50.5%	250	24	3	282	313

【H28年度：H30. 6月確定値 H29年度：H30. 5月暫定値】

(8) 働く世代の女性支援のためのがん（子宮頸がん・乳がん）検診推進事業

〈30年度予算額：7,156千円、負担率：国一部負担、市その他〉

- 目的：本市が実施するがん検診において、特定の年齢に達した女性に対して、子宮頸がん及び、乳がんに関する検診手帳及び検診費用が無料となるがん検診無料クーポン券を送付し、女性特有のがん検診における受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及及び啓発を図り、もって健康保持及び増進を図ることを目的とする。

●実施主体：大分市

●実施期間：平成29年6月23日～平成30年1月31日

●対象者：

	年齢	生 年 月 日
(1) 子宮頸がん	20歳	平成8（1996）年4月2日～平成9（1997）年4月1日
(2) 乳がん	40歳	昭和51（1976）年4月2日～昭和52（1977）年4月1日

●実施状況：

	対象者数	受診者数	受診率（%）	要精密者数	要精検率（%）
(1) 子宮頸がん	2,282	182	8.0	9	4.9
(2) 乳がん	3,425	637	18.6	56	8.8

(9) 骨粗しょう症検診

〈30年度予算額：2,154千円、負担率：県一部負担、市その他〉

- 目的：骨量減少者の早期発見・治療を行うとともに、生涯を通じての健康づくりに対する認識を高める。
- 対象者：年度中に満40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳になる女性

年 度	集 団 会 場 数	受 診 者 数	異 常 な し	要 経 過 観 察	要 精 密	要 精 検 率	精 密 受 診 者 数	精密検査の結果				
								異 常 な し	骨 粗 しょう 症	原 発 性	骨 粗 しょう 症 の 他 の	骨 量 減 少
27	68	619	448	135	36	5.8%	17	2	6	2	6	1

年 度	集 団 会 場 数	受 診 者 数	異 常 な し	要 指 導	要 精 密	要 精 検 率	精 密 受 診 者 数	精密検査の結果			
								異 常 な し	骨 粗 鬆 症	骨 粗 鬆 症 以 外	未 把 受 握 診
28	67	699	517	138	44	6.3%	21	1	15	7	21
29	70	590	438	126	26	4.4%	20	5	9	6	6

【H28年度：H30. 6月確定値 H29年度：H30. 5月暫定値】

#### (10) 胃がんリスク検診

〈30年度予算額：8,747千円、負担率：市単独〉

集団検診・施設検診

●目 的：胃がんの発がんリスクを明らかにし、そのリスクに応じて、より効果的に胃がんの予防、早期発見を図る。

●対 象 者：年度中に満40・45・50・55・60歳になる人

※29年度は前年度未受診の年度中に満41・46・51・56・61歳になる人も対象

●方 法：血液検査による、ピロリ菌感染の有無及び、胃粘膜の萎縮度判定（ペプシノゲン値）

年 度	集 団 会 場 数	検 診 施 設 数	受 診 者 数	判 定					要 精 検 率	精 検 受 診 者 数	要 精 検 受 診 率	精密検査の結果					
				A	B	C	D	要 精 検 者 数				異 常 な し	が ん 疑 い	胃 炎	他 疾 患	未 把 受 握 診	
28	186	8	1,096	879	137	71	9	217	19.8%	127	58.5%	9	1	0	98	19	90
29	359	8	2,385	1,835	409	129	12	550	23.1%	148	26.9%	11	1	0	103	33	402

【H28年度：H30. 6月確定値 H29年度：H30. 5月暫定値】

判定	A 異常なし	B 要精検	C 要精検	D 要精検
ピロリ菌抗体	－	＋	＋	－
ペプシノゲン値	－	－	＋	＋
胃がんの危険度	低い	→		高い
胃粘膜の状態	萎縮なし	萎縮は軽度	萎縮が進んでいる	萎縮が高度



(11) 健康教育

〈30年度予算額：1,555千円、負担率：国・県一部負担、市その他〉

〈集団健康教育〉

目的：生活習慣病の予防・健康増進など健康に関する正しい知識の普及啓発により、「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に資する。

	27年度		28年度		29年度	
	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
地区依頼等による健康教育等	343	8,256	371	9,442	281	9,171
高校生対象の防煙講演会	1	152	—	—	2	550
減らしお（塩）教室	18	1,241	15	1,162	22	980
職場の健康づくり支援講座	—	—	—	—	7	186
計	362	9,649	386	10,604	312	10,887

「複合文化交流施設 総合社会福祉保健センター 健康プラザ」大分市指定事業

平成25年10月から実施

	27年度		28年度		29年度	
	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
健康づくりサポート教室	8	203	8	168	8	160
親子体操教室	24	634	23	256	24	392
計	32	837	31	424	32	552

(12) 健康相談

〈30年度予算額：12,243千円、負担率：国・県一部負担、市その他〉

保健師・管理栄養士等が心身の健康に関する個別の相談に応じ、健康な生活へ向けて指導及び助言を行う。

年度	事業名		保健所窓口健康相談		健康相談会		計	
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
27	5,085	4,789	660	13,103	5,745	17,892		
28	5,496	6,248	691	12,503	6,187	18,751		
29	4,002	5,056	569	11,439	4,571	16,495		

(13) 訪問指導事業

〈30年度予算額：1,480千円、負担率：国・県一部負担、市その他〉

療養上の保健指導が必要であると認められた方及びその家族に対して保健師・管理栄養士等が訪問

し、生活習慣の改善及び健康増進に必要な指導・助言を行う。

区分 年度	市民健診者 要指導者		閉じこもり 予防		介護家族		寝たきり者		認知症高齢者		その他		総数	
	実数	延数	実数	延数	実数	延数	実数	延数	実数	延数	実数	延数	実数	延数
27	1,067	1,149	20	34	6	12	7	7	10	36	43	44	1,153	1,282
28	1,277	1,357	12	21	6	12	2	4	7	15	215	233	1,519	1,642
29	1,165	1,345	1	1	0	0	0	0	2	25	7	8	1,175	1,379

#### (14) 慢性腎臓病対策

目的：大分市は、国保加入者の人工透析割合が中核市において高い状況にあるため、その原因となる慢性腎臓病（CKD）対策を実施することで、新規人工透析患者の減少を目指す。

##### ● 大分市慢性腎臓病病診連携システム検討委員会の開催

大分市慢性腎臓病病診連携システムの構築、円滑なシステム運用を検討するため検討委員会を設置し協議を行う。

開催日：平成29年8月8日（火）

場 所：大分市保健所

内 容：議題1. 平成28年度大分市国保加入者の状況

議題2. 大分市慢性腎臓病病診連携システムの進捗状況

議題3. 大分市慢性腎臓病病診連携システムの今後の運用について

##### ● 大分市慢性腎臓病病診連携システム運用状況

慢性腎臓病対策を目的とした、腎臓病専門医とかかりつけ医が情報を共有し相互に役割と機能を分担しながら疾病の段階に応じた適切な医療を提供する。

年 度	27年度	28年度	29年度
病診連携登録医療機関数	127	131	133
紹 介 連 携 数	44	64	37
保 健 所 返 信 数	111	224	200

##### ● CKD研修会の開催

CKD及び大分市慢性腎臓病病診連携システム等について知見を深め、大分市におけるCKD対策をさらに推進することを目的に保健・医療関係者に対し研修会を開催。

	開催日	内 容	講 師	参加者数
1	平成29年8月3日		仁医会病院	61
2	平成29年8月22日	医師講義（慢性腎臓病、糖尿病性腎症、糖尿病）、事例検討	院長 阿部 克成氏	58
3	平成29年10月6日		大分大学医学部 内分泌代謝・ 膠原病・腎臓内科学講座	60
4	平成29年10月20日		助教 福長 直也氏	55

● 世界腎臓デーイベント2018in大分の開催

世界腎臓デーの機会を利用しイベントを開催し、広く市民へCKD等生活習慣病予防について普及啓発を行う。

開催日：平成30年3月10日（土）

場所：コンパルホール 文化ホール

内容：公開講座 守ろう自分のカラダ～ためになる糖尿病と腎臓病のおはなし～  
普及啓発 減らしおコーナー

参加者数：約500名

(15) 健康推進員地域活動事業

〈30年度予算額：8,465千円 負担率：市単独〉

●目的：「市民の健康づくり」を市民の身近な地域で推進するため、各自治区に「大分市健康推進員」を配置し、市民との協働による健康づくりの実現を図る。

●大分市健康推進員とは

健康推進員は、自治会の推薦を受け市長から委嘱される。自治会長、民生委員等地域の関係者や地区担当保健師、管理栄養士と連携を図りながら、保健サービスや健康に関する情報提供を行うとともに地域に根ざした独自活動を行うなど、市民の健康づくりを推進する。

●健康推進員数

年度	健康推進員数
20	225
21	427
22	600
23	619
24	616
25	649
26	651
27	651
28	661
29	660

●平成29年度大分市健康推進員研修会

① リーダー研修（校区長対象）

開催日	参加者数（人）	内容
H29. 4. 26	48	「健康づくりのための運動について」
H29. 11. 21	22	「竹田市愛育保健推進員との活動報告・交流会」

② 継続研修会

センター別	開催日	参加者数(人)	内 容
中 央	H29. 9. 20	115	講演「脳卒中予防教室」
	H30. 2. 22	119	講話「低栄養予防と栄養バランス」 実技「運動を日常に取り入れよう」
東 部	H29. 11. 10	90	講演と実技「運動を取り入れた手軽な健康づくり」
西 部	H29. 7. 21	138	西部地区支援報告、グループワーク 講演「自治区との連携について」
	H29. 12. 8	34	講演と実技「心（笑顔）と心身の健康づくり、 楽しく身体を動かそう」
	H29. 12. 11	114	講演と実技「心（笑顔）と心身の健康づくり、 楽しく身体を動かそう」

③ 校区交流会

支所別	開催日	参加者数(人)	内 容
東部(坂ノ市)	H29. 4. 28	31	・活動振り返り・事業説明
東部(鶴崎・大在)	H29. 7. 12	98	・活動紹介・グループワーク

④ 新任研修

	会 場	内 容	参加人数
第6回	5会場(中央・ 東部・佐賀関・ 西部・大南)	・感染症について ・たばこについて	194
第7回		・糖尿病について ・運動について	205
第8回		・認知症について ・母子保健について	204

⑤ その他の活動

○訪問 近所への声かけ

○健康推進員活動のPR

・「体力知って健康づくり！」

平成29年5月21日(日)

場所：ホルトホール大分 福祉交流ひろば

内容：健康チェックコーナー、体力測定

・市民健診の場で健康づくりの啓発

・「健康推進員通信」の発行1回

●地域での学習会・研修会の企画・運営

内 容	開催校区	参加延人数
「健康づくり研修会」をはじめとした研修会等	24	2,315
「減らしお（塩）教室」の協力	22	
健康についての学習会への参加	—	1,622
健康推進員交流会に参加	—	2,426

(16) ヘルスボランティアの活動の支援

1) 平成29年度ヘルスボランティアの活動支援

① 交流会                      開催回数   ：  1回           参加者数   ：  5名

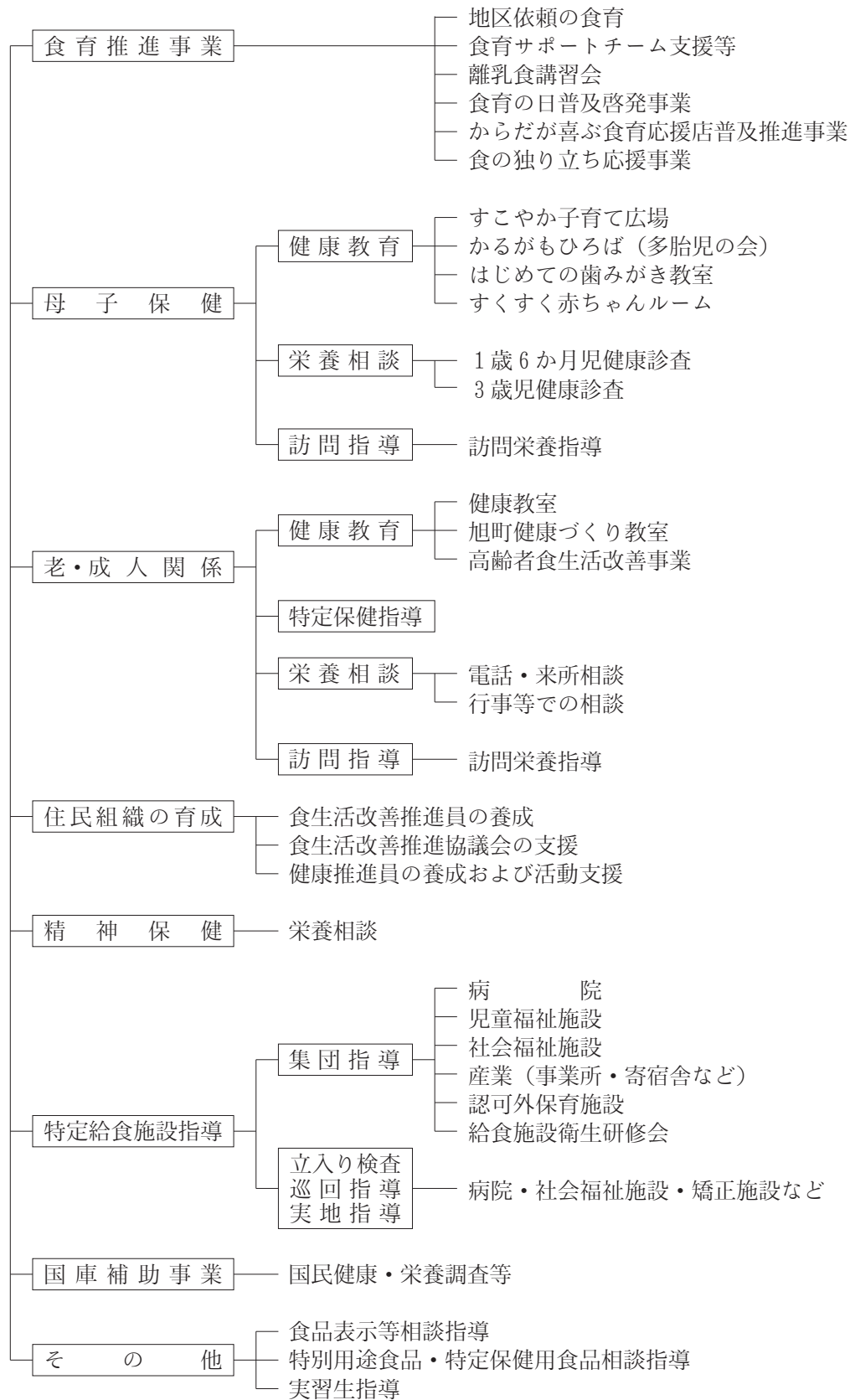
2) 平成29年度ヘルスボランティアの活動状況

●活動内容：子どもの見守り・遊び、母親との会話、会場準備・片付け、健康音頭等の踊りの指導  
など

事 業 名	会 場 数	延 回 数	延参加者数
多胎児の会	1	10	15
健康音頭・ヘルシーサンバの普及	1	5	5
難病相談会	2	2	5
1歳6か月児健診	1	5	5
3歳児健診	1	3	3
キャンペーン等	3	3	10
わさだ健康ひろば	1	1	1

# 5 栄養改善

## (1) 平成30年度栄養改善事業の体系



(2) 食生活栄養改善推進事業

〈平成30年度予算 1)～4) 13,822千円、負担率：市単独〉

1) 食育推進事業

① 離乳食講習会

●目的 これからの食生活の基礎となる離乳食の重要性を理解してもらうとともに、乳児の食欲、発育などを考慮し、個々に応じた離乳食の進め方等のアドバイス、育児支援を行う

●対象 3～5か月児の保護者

●実施状況 毎月3回 市報で募集（ホルトホール大分・東西保健福祉センター）

●実績

年度	回数	延人員
27	36	794
28	36	832
29	36	831

② 健康教育（食育）

【内容】

●実績

年度	回数	延人員
27	131	2,465
28	116	1,918
29	135	2,242

食育テーマの健康教育 食の独り立ち応援事業 まちづくり事業における食育等 地域のイベント 食育サポートチーム支援 等
--

③ 食育の日普及啓発（食育キャンペーン）

●内容 毎年6月の食育月間にイベントを開催、料理展示やレシピ、資料配布等を行う

●実績

年度	回数	人員
27	7	2,098
28	7	2,019
29	7	2,062

④ 食育サポートチーム活動

●目的 保育所・幼稚園・学校などからの要望に応じて「食育」に関する知識や経験を活かした講話と料理教室を実施

●実績

年度	回数	延人員
27	11	540
28	8	334
29	14	640

⑤ からだが喜ぶ食育応援店普及推進事業

●目的 栄養成分表示、健康情報提供、野菜たっぷりメニュー提供等を実施している飲食店、社員食堂などを「からだが喜ぶ食育応援店」として登録して食の環境整備を図る

●実績

- ・からだが喜ぶ食育応援店普及推進協議会の開催（H30. 2. 16）
- ・からだが喜ぶ食育応援店店舗交流会の開催（H29. 9. 20）
- ・登録店舗数

年度	登録店舗数	延登録店舗数
27	65	186
28	24	210
29	15	225

2) 栄養改善事業

① 母子保健事業

【内容】

●実績

年度	回数	延人員
27	227	1,605
28	222	1,857
29	240	1,949

すくすく赤ちゃんルーム  
すこやか子育てひろば  
かるがもひろば  
1歳6か月児健康診査  
3歳児健康診査

② 成人保健・老人保健事業

【内容】

●実績

年度	回数	延人員
27	119	1,807
28	122	2,045
29	157	1,456

健康教室・減らしお教室  
看護の日  
健康相談会 健康ひろば 等

3) 給食施設指導事業

●目的 利用者へ栄養効果が十分な給食の提供がなされるよう、また給食担当者の給食管理に関する知識の向上、改善などについて指導、助言を行ったり、研修会を開催するなかで、情報提供や施設間のネットワークづくりを図る

●対象 病院・診療所（有床）・福祉施設・産業等の給食施設の従事者

●実績

年度	回数	延人員
27	126	464
28	129	504
29	100	386

\*施設指導監査、立入検査に同行し実地指導を実施する。また研修会を開催する



#### 4) 住民組織の育成

##### ① 食生活改善推進員養成講座

- 目的 食生活の改善を中心とした健康づくりのための普及啓発を実践し、地域住民の健康の保持増進を推進する食生活改善推進員の養成を目的とする
- 対象 地区組織活動の趣旨に賛同し、養成講座了後、食生活改善推進員として、地域住民の健康づくりの活動を実践できる市民
- 実施状況 1年コースで養成している  
中央保健センター・東部保健福祉センター・西部保健福祉センターにおいて養成

##### ●実績

年度	期生	修了者数
27	11期生	22名
28	12期生	42名
29	13期生	30名

##### ② 食生活改善推進協議会 研修会・総会・理事会・活動支援

- 目的 食生活改善推進員の自主性を高め、会員間と各地区組織相互の連携及び情報交換の場とする  
地域の食生活改善や健康づくり活動が展開できるよう情報提供し、支援する

##### ●実績

年度	回数	延人員
27	136	2,706
28	119	2,405
29	116	2,558

- 会員数 平成29年度末284人

##### ●委託事業

事業名	回数	延人員
こども料理教室	10	295
生活習慣病予防教室	7	121
男性料理教室	7	142
地域で食育交流会	7	207

#### 5) 高齢者食生活改善事業

〈平成30年度予算額：244千円（長寿福祉課予算）〉

##### \* 高齢者食生活改善指導者講習会

- 目的 高齢者の栄養状態と食生活の改善に関する指導者を養成する
- 実施状況 年間4回（4会場77名）  
いきいき健康館・東部保健福祉センター・西部保健福祉センター・大南市民センター

##### \* 高齢者食生活改善講習会（食推委託）

- 内容 指導者講習会を受講した食生活改善推進員が各地域において高齢者やその家族に

対して講習会を開催する

実績

年度	回数	延人員
27	16	324
28	16	306
29	16	320

6) 国民健康・栄養調査

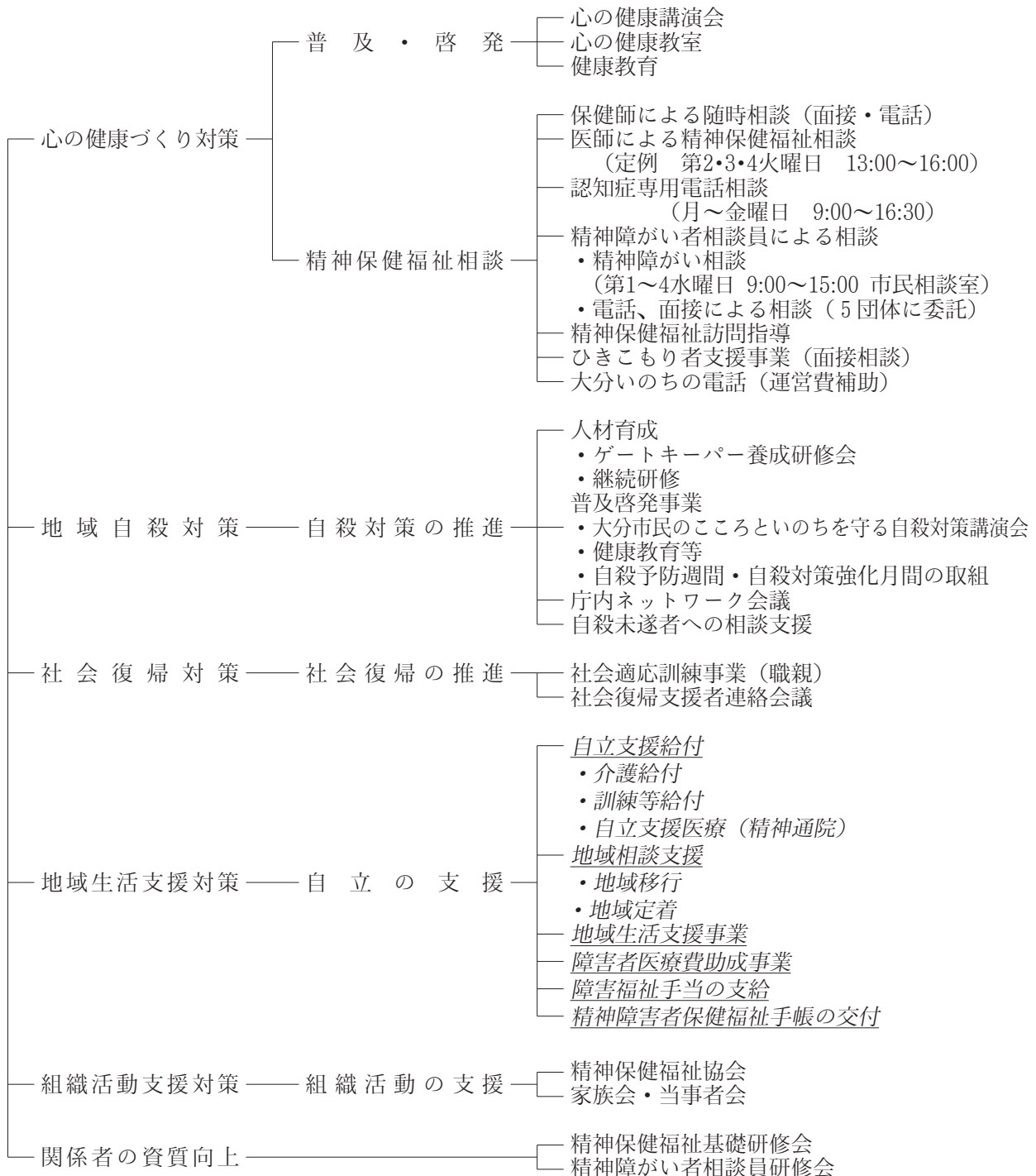
〈平成30年度予算額：1,988千円、負担率：国 $\frac{10}{10}$ 〉

健康増進法に基づき、国民の健康保持増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的として、国民の身体状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を調査する。厚生労働省が無作為に対象地区を抽出し実施する。(平成29年度は該当なし)

# 6 精神保健

〈30年度予算額：8,106千円、負担率：国一部負担、市その他〉

## (1) 平成30年度精神保健福祉事業の体系



斜体は、障害福祉課で実施

## (2) 心の健康づくり対策

### ① 心の健康教室

主に中学生を対象に、飲酒・喫煙・こころの健康等の問題について、正しい知識の普及を図ることを目的に健康教育を実施する。

日時・場所	対象	内容	参加者数
平成29年7月4日 植田南中学校	2年生及び職員	・講演「心の健康教室～薬物乱用防止教室～」 講師 大分市保健所 保健師	164
平成29年7月10日 大東中学校	2年生及び職員	・講演「心の健康教室～薬物乱用防止教室～」 講師 大分市保健所 保健師 ・体験発表（断酒会 1名）	364
平成29年11月28日 判田中学校	全校生徒及び職員	・講演「心の健康教室～薬物乱用防止教室～」 講師 大分市保健所 保健師 ・体験発表（断酒会 1名）	360
平成29年11月30日 明野中学校	全校生徒及び職員	・講演「心の健康教室～薬物乱用防止教室～」 講師 大分市保健所 保健師	698
平成29年12月7日 植田東中学校	全校生徒及び職員	・講演「心の健康教室～薬物乱用防止教室～」 講師 大分市保健所 保健師	417
平成29年12月11日 神崎中学校	全校生徒及び職員	・講演「心の健康教室～薬物乱用防止教室～」 講師 大分市保健所 保健師 ・体験発表（A A 1名）	83
平成29年12月13日 野津原中学校	全校生徒及び職員	・講演「心の健康教室～薬物乱用防止教室～」 講師 大分市保健所 保健師	65
平成29年12月14日 東陽中学校	全校生徒及び職員	・講演「心の健康教室～薬物乱用防止教室～」 講師 大分市保健所 保健師 ・体験発表（A A 1名）	280
平成30年1月19日 大分西中学校	全校生徒及び職員	・講演「心の健康教室～薬物乱用防止教室～」 講師 大分市保健所 保健師 ・体験発表（断酒会 1名）	368

### ② 心の健康講演会

うつ病などの心の健康について正しく理解し、本人をはじめ周囲の人々が適切に対処でき、また気軽に相談や受診ができるよう、市民への知識の普及啓発を目的に講演会を開催。

日時・場所	対象	内容	参加者数
平成29年10月25日 大分市保健所	一般市民	・講演「依存症とこころの健康」 ～ギャンブル依存症の正しい理解と 対応について～ 講師 河村クリニック 院長 河村 郁男氏	70

### ③ 精神保健福祉相談

毎月3回精神科医師による精神保健福祉相談（予約制）及び保健師による随時相談等を実施している。

◎ 相談件数

年数	相談件数	一 般	社会復帰	老人精神保健	アルコール 薬物・シンナー	思 春 期
25	5,451	4,916	7	362	141	25
26	5,057 (89)	4,674 (81)	11 (0)	238 (3)	106 (1)	28 (4)
27	5,743 (85)	5,272 (76)	17 (0)	310 (7)	98 (2)	46 (0)
28	4,604 (40)	4,179 (37)	48 (0)	258 (1)	62 (0)	57 (2)
29	5,522 (47)	4,801 (36)	56 (0)	464 (10)	120 (0)	81 (1)

( ) は嘱託医による相談件数：再掲

◎ 認知症の悩み専用電話（再掲）

年度	相談件数	保健サービス	性格・行動上の 問題	家庭の問題	そ の 他
25	90	42	71	38	33
26	103	65	77	26	10
27	109	58	96	31	11
28	122	57	101	42	10
29	147	33	120	87	14

◎ 精神障がい者相談員による相談（再掲）

精神障がい相談（毎月第1～4水曜日 9時～12時 13時～15時 市民相談室）

電話、面接による相談（5団体に委託）

年数	相談件数	市民相談室	すみれ会	てんかん協会	断 酒 会	認知症の人 と家族の会	ステップの会
25	388	61	121	60	21	84	41
26	334	34	133	44	21	63	39
27	356	40	99	59	11	90	57
28	332	43	102	36	26	67	58
29	336	52	81	56	17	67	63

④ 精神保健福祉訪問指導

年数	訪 問 件 数		延 人 員 内 訳			
	実 人 員	延 人 員	一 般	社 会 復 帰	老 人 精 神 保 健	ア ル コ ー ル ・ 薬 物
25	257	1,116 (10)	1,020 (8)	13 (0)	45 (2)	38 (0)
26	211 (9)	994 (9)	901 (7)	7 (0)	30 (2)	56 (0)
27	204 (10)	1,267 (11)	1,096 (5)	2 (0)	55 (5)	114 (0)
28	177 (7)	813 (7)	718 (6)	0 (0)	21 (1)	74 (0)
29	236 (9)	942 (9)	775 (5)	3 (0)	65 (4)	99 (0)

( ) は嘱託医による訪問件数

⑤ ひきこもり者支援事業

面接相談（毎月第2火曜日 13時～16時）

\* N P O 法 人 大 分 ス テ ッ プ の 会 に 委 託

・ 年 齢 別 件 数

年度	相談件数	10 代	20 代	30 代	40 代
27	8	3	1	1	3
28	7	1	0	5	1
29	4	0	2	1	1

・ 処 理 内 容

年度	居場所紹介	親の会紹介	保健所継続	他機関紹介	そ の 他	合 計
27	0	0	5	1	2	8
28	1	4	1	0	1	7
29	0	0	4	0	0	4

(3) 地域自殺対策

① 人材育成

ゲートキーパー養成研修会

自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなぎ、見守る「ゲートキーパー」の養成を行う。地域で活動する支援者、関係部署の職員や学校の教職員等を対象に研修を実施。

・ 一般コース

日時・場所	対 象	内 容	参加者数
平成29年 8月 2日 大分市保健所	一般市民、市職員 (庁内ネットワーク 会議関係課) 健康推進員、民生委 員・児童委員	・ 講演「地域の住民だからこそできる自殺予防」 講師：大分県立看護科学大学 准教授 関根 剛氏	95

・ 専門コース（3回コース）

日時・場所	対 象	内 容	参加者数
1回目 ＜医師講義＞ 平成29年 9月14日 大分市保健所	地域包括支援センター、 居宅介護支援事業所、 訪問介護事業所、教 職員、市職員（庁内 ネットワーク会議関 係課）	・ 講演「自殺に傾く人の心理とその対応法」 講師：大分丘の上病院 院長 帆秋 善生氏	82
2回目 ＜傾聴技法基礎編＞ 平成29年10月20日 大分市保健所		・ 講演「自殺予防に必要な傾聴技法」 講師：大分産業保健総合支援センター シニア産業カウンセラー 渡嘉敷 新典氏	73
3回目 ＜傾聴技法応用編＞ 平成29年11月17日 大分市保健所			64

・ 継続研修

専門コースの研修を修了した者のうち希望者に、フォローアップ研修を実施。

日時・場所	対 象	内 容	参加者数
平成30年 2月23日 大分市保健所	専門コース修了者の うち、希望者	・ 講演「具体的事例に基づく検討」 講師：大分産業保健総合支援センター シニア産業カウンセラー 渡嘉敷 新典氏	11

② 普及啓発事業

自殺予防週間（9月）・自殺対策強化月間（3月）の取り組み

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 街頭キャンペーン</li> <li>・ 市報と共にリーフレット全戸配布</li> <li>・ クリアファイルを中小企業等に配布</li> <li>・ 横断幕の設置（大分市役所庁舎壁面）</li> <li>・ のぼり旗の設置（大分市保健所内）</li> <li>・ デジタルサイネージ掲載</li> </ul>	}	自殺予防週間（9月）
市ホームページに取り組みを掲載	}	自殺対策強化月間（3月）





## (5) 組織活動対策

### ◎ 家族会・当事者会

家族会、当事者会等に対し、必要な助言又は指導等を行い活動を支援する。

#### ・NPO法人大分ステップの会への支援

年度	回数	参加人員	内 容
27	2	15	定例会に参加し情報交換・健康相談・助言・指導等を行う。
28	3	26	
29	3	24	

#### ・大分すみれ会への支援

年度	回数	参加人員	内 容
27	10	150	定例会に参加し情報交換・健康相談・助言・指導等を行う。
28	9	112	
29	8	151	

#### ・あしたば会（断酒会家族会）への支援

年度	回数	参加人員	内 容
27	23	147	定例会の開催の支援 毎月第2・4水曜日13時～16時 大分市保健所 中会議室
28	23	143	
29	17	86	

## (6) 関係者の資質向上

### ① 精神保健福祉基礎研修会

精神保健福祉に関わる職員や関係者などに、基礎知識の習得と障がい者への関わり方や福祉制度を学ぶことを目的に実施。

日時・場所	内 容	参加者数
平成29年12月18日 大分市保健所	演題「精神障がい者との関わり方のポイント」 講師：大分県こころとからだの相談支援センター 心理士 桑畑 葉月氏	70

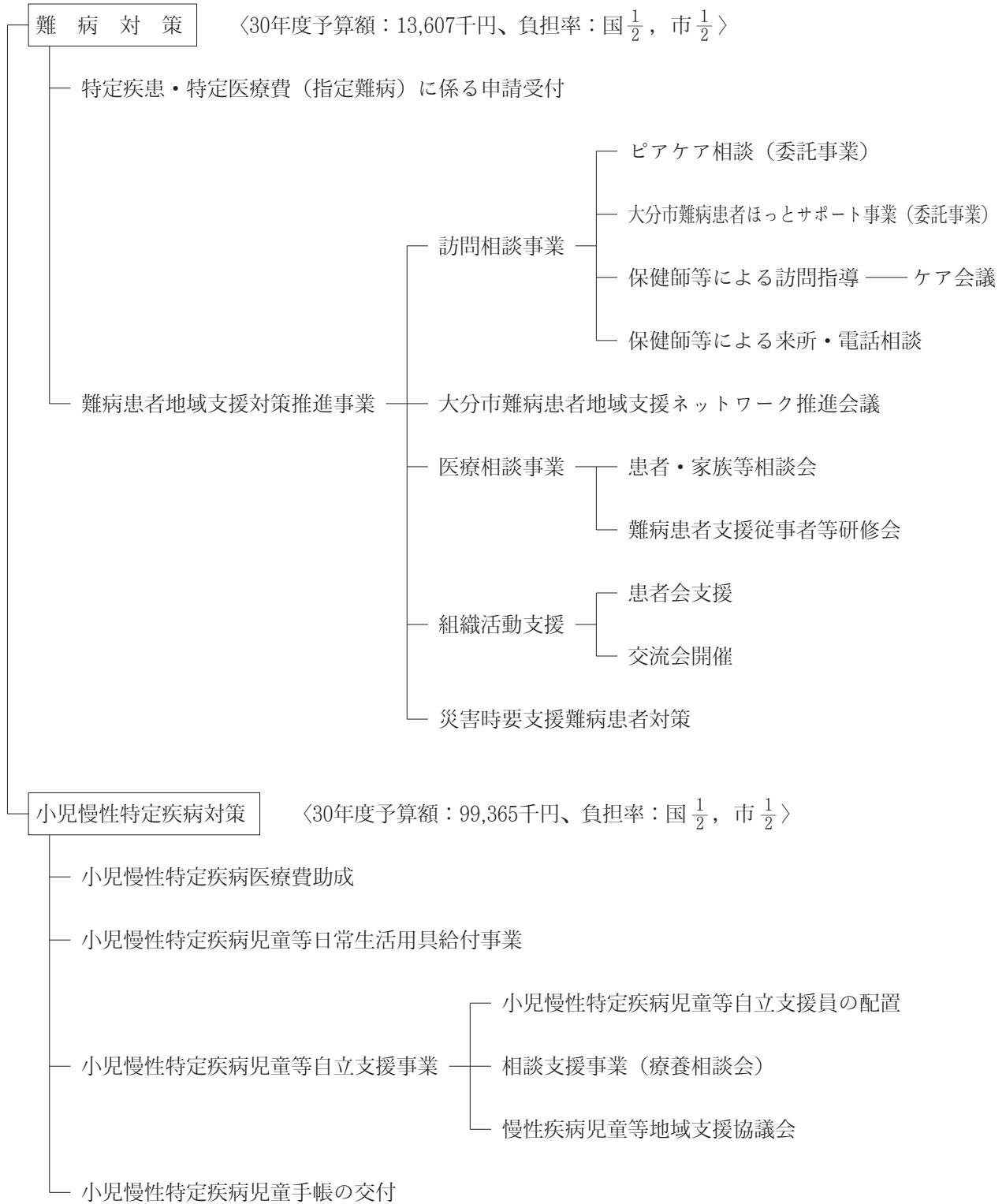
### ② 精神障がい者相談員連絡会

委託を受けた相談員を対象に、事業の説明を行うと共に相談員同士の情報交換を目的に実施。

日時・場所	内 容	参加者数
平成29年5月17日 大分市保健所	・平成28年度事業報告 ・平成29年度事業説明 ・相談員交流	10

# 7 難病対策

## (1) 難病対策事業体系図



(2) 特定疾患・特定医療費（指定難病）受給者数（大分市）

年度	特定疾患医療受給者数 (特定疾患治療研究事業による)	特定医療費（指定難病）受給者数 (難病医療法による)
※26	3,809人 (H26.12.31時点の人数)	3,575人 (H27.3.31時点の人数)
	14人 (H27.3.31時点の人数)	
27	13人	4,007人
28	11人	4,189人
29	12人	3,947人

※ 平成27年1月1日から、難病医療法に基づき新たな医療費助成制度が施行された。旧制度の対象疾患であった56疾患から、330疾病（平成29年4月現在）が指定難病として医療費助成の対象となり、3年間の経過措置が平成29年12月31日をもって終了した。新制度に移行しなかった5疾患の旧認定者は旧制度での医療費助成対象として継続している。

(3) 大分市難病患者等見舞金支給人数

目 的 特定疾患患者・指定難病患者の労苦の軽減を図る。

根 拠 大分市難病患者等見舞金支給要綱

見舞金額 1人年間 12,000円

年 度	人 数
27	402
28	382
29	338

(4) 訪問相談事業

① 保健師等による訪問

神経系の特定医療費（指定難病）新規受給者を中心に、保健師等による訪問を実施。また、介護保険制度・福祉制度等の紹介や関係機関と連携しながら、精神的支援等必要に応じ、継続訪問を実施。

年 度	実 人 員	延 人 員
27	292	471
28	159	294
29	136	270

② 大分市難病患者訪問相談事業（ピアケア相談）

平成10年度から患者・家族の精神的支援を目的とし、NPO法人大分県難病・疾病団体協議会の訪問相談員による訪問相談を実施。

年 度	実 人 員	延 人 員
27	22	27
28	11	17
29	18	25

③ 大分市難病患者ほっとサポート事業

平成27年度から、ピアケア相談対象者の継続的な支援として、NPO法人大分県難病・疾病団体協議会の相談員による訪問相談や電話相談を実施。

年 度	訪 問	電 話
27	45	60
28	47	62
29	47	65

(5) 来所・電話相談

難病患者や家族が安心して療養生活を送れるよう、医療や生活全般、福祉制度などについての相談を実施。

年 度	実人員	延 件 数									
		申 請	医 療	家庭看護	福祉制度	就 労	就 学	食事栄養	歯 科	その他	計
27	645	42	509	91	21	3	0	4	0	68	738
28	539	53	444	116	28	5	0	0	0	103	749
29	523	21	448	99	35	18	0	2	0	80	703

(6) 医療相談事業

難病患者や家族等が病気に対する理解を深めるとともに、患者同士の交流を深めることで、よりよい療養生活が送れるように医療講演会や相談及び交流会を実施。

日時・場所	対象疾患および内容	参加者数
平成29年9月28日 大分市保健所 6階大会議室	パーキンソン病 患者・家族等相談会 講演：「パーキンソン病と上手く付き合うために ～生活の中でのリハビリテーション～」 講師：大分県作業療法協会 佐藤 暁 氏 患者会紹介「パーキンソン病友の会」、患者・家族等交流会	77

日時・場所	対象疾患および内容	参加者数
平成29年10月28日 大分市保健所 6階大会議室	膠原病（全身性エリテマトーデス、全身性強皮症、皮膚筋炎・多発性筋炎、混合性結合組織病、シェーグレン症候群）患者・家族等相談会 講演：「膠原病の治療と日常生活について」 講師：大分大学医学部 内分泌代謝・膠原病・腎臓内科学講座 准教授 石井 宏治 氏 患者会紹介「膠原病友の会」、患者・家族等交流会	52

#### (7) 難病患者支援従事者等研修会

##### ① 難病患者支援従事者研修会

在宅難病患者を支援する従事者の知識・技術の向上や連携強化のため研修会を実施。

日時・場所	内 容	参加者数
平成29年12月15日 大分市保健所 6階大会議室	難病支援従事者研修会 講演：「難病患者を取り巻く多職種連携について」 講師：やまおか在宅クリニック 院長 山岡 憲夫 氏 事業説明：大分市の難病対策事業・大分市保健所における難病患者支援について グループワーク（情報交換会）	89

##### ② 難病患者訪問相談員等研修会

訪問相談員や患者会世話人等の資質の向上を図るため研修会を実施。

日時・場所	内 容	参加者数
平成29年6月27日 大分市保健所 4階中会議室	難病患者訪問相談員等研修会 講演①：「ピアサポート相談の基本 ～支えあう傾聴やコミュニケーションについて～」 講師：NPO法人 日本交流分析協会 匹田 久美子氏 講演②：「患者会を支えるリーダーとして ～患者会運営や個人情報の取り扱いについて～」 講師：大分県難病相談支援センター 門脇 悠子氏 グループワーク（情報交換会）	20

(8) 在宅療養支援対策会議

① ケア会議

目的： 在宅難病患者の支援関係機関が一堂に会し、課題の解決策や療養生活の支援方針等について検討する。

対象： 在宅で療養する難病患者

内容： 在宅療養における関係者間の調整会議

参加者： 主治医、看護師、訪問看護師、ヘルパー、リハビリテーション専門職（PT・OT・ST）、ケアマネジャー、医療機器業者、福祉用具関連事業所、家族、保健所保健師等

回数： 13回

② 難病患者地域支援ネットワーク推進会議

目的： 難病患者及びその家族が、地域の中で安心して療養することができるよう、支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制を整備する。

構成メンバー： 医療機関（医師・MSW）、訪問看護ステーション、中部圏域大分地域リハビリテーション広域支援センター、ヘルパーステーション、居宅介護支援事業所、障害者生活支援センター、地域包括支援センター、大分県難病医療連絡協議会、NPO法人大分県難病・疾病団体協議会（患者団体）、障害福祉課、長寿福祉課、保健所

日時・場所	内 容	参加者数
平成29年8月31日 大分市保健所 6階大会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経過報告</li> <li>・就労支援について</li> <li>・在宅人工呼吸器装着難病患者を取り巻く在宅医療の現状について</li> <li>・その他（特定医療費（指定難病）支給認定における経過措置終了について）</li> </ul>	19
平成30年2月15日 大分市保健所 6階大会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神経難病患者のロボットスーツHAL®体験報告</li> <li>・大分市における指定難病医療受給者証更新時アンケート報告</li> <li>・意見交換「難病患者・家族支援の課題について」</li> <li>・その他（難病医療費助成の更新認定状況について、申請時の書類省略について、大分市難病患者等見舞金について）</li> </ul>	17

(9) 患者会支援

総会や役員会、交流会に出席し相談や助言を行い、特に新規認定者への周知等を図る。

《支援対象患者会》

(保健師が参加した回数)

患者会	総 会		交 流 会		役 員 会	
	28	29	28	29	28	29
大分脊髄小脳変性症・多系統萎縮症友の会	1	1	6	5	—	—
日本ALS協会 大分県支部	1	1	—	—	—	—
全国パーキンソン病友の会 大分県支部	1	1	1	4	5	2
全国膠原病友の会 大分県支部	1	1	—	—	—	—
よりみちの会(全身性強皮症・皮膚筋炎/多発性筋炎)	—	—	2	3	—	—
サルコイドーシス友の会	—	—	1	—	—	—
日本リウマチ友の会 大分支部	1	1	1	—	—	—
大分IBD友の会(潰瘍性大腸炎・クローン病)	1	—	1	1	—	—
MGの会(重症筋無力症)	—	—	1	1	—	—
MSつくしんぼ(多発性硬化症)	—	—	1	2	—	—
晴れたり曇ったり(もやもや病)	—	—	1	1	—	—
大分県網膜色素変性症協会(JRPS大分)	1	1	1	—	—	—
日本筋ジストロフィー協会 大分県支部	1	—	—	—	—	—
大分県難病・疾病団体協議会	1	1	—	—	—	—
計	9	7	16	17	5	2

(10) 緊急時対応システム登録

人工呼吸器を使用している在宅療養中の患者や寝たきりの状態、もしくは、医療依存度の高い方に対して、消防局と連携し、災害等緊急時に備えた体制を整備する。

年 度	新規登録	登録総数
27	8	37
28	8	44
29	4	40

※ 8名死亡・長期入院

(11) 災害時要援護難病患者個別支援票の作成

主に在宅人工呼吸器使用難病患者の災害時要援護難病患者個別支援票を作成することにより、患者・家族の不安の軽減を図り、災害時を想定した支援体制を整備する。

年 度	新規作成者数	作成者総数
27	4	16
28	5	19
29	6	25

(12) 難病ガイドブックの配布

様々な制度やサービス、相談先について対象者へ周知するために活用する。

配布対象者：特定医療費（指定難病）受給者証新規申請者

支援関係機関

(13) 小児慢性特定疾病医療費助成

目的 小児慢性特定疾病（722疾病）に罹患している児童について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、医療費の自己負担分の一部を助成。

根拠法令 児童福祉法（一部法改正：平成27年1月施行）

大分市小児慢性特定疾病医療費支給認定実施要領

小児慢性特定疾病医療受給者証交付状況および医療費助成状況

	28年度		29年度	
	新規	継続	新規	継続
悪性新生物	11	38	11	44
慢性腎疾患	6	54	9	50
慢性呼吸器疾患	1	5	4	8
慢性心疾患	17	68	21	74
内分泌疾患	29	98	20	99
膠原病	7	10	1	13
糖尿病	8	39	8	43
先天性代謝異常	1	10	4	7
血液疾患	0	19	3	18
免疫疾患	0	4	0	4
神経・筋疾患	9	29	7	33
慢性消化器疾患	12	23	6	31
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	4	2	3	6
皮膚疾患	0	4	2	4
医療受給者証交付総数	105	403	99	434
公費負担医療費支払金額	95,164千円		97,045千円	

(14) 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

目的 小児慢性特定疾病に係る医療費の支給認定を受けた児童等に対し、日常生活用具を給付することにより、児童等の健全育成及び日常生活の便宜を図る。

根拠法令 大分市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱

対象用具 ①便器 ②特殊マット ③特殊便器 ④特殊寝台 ⑤歩行支援用具 ⑥入浴補助用具  
⑦特殊尿器 ⑧体位変換器 ⑨車いす ⑩頭部保護帽 ⑪電気式たん吸引器  
⑫クールベスト ⑬紫外線カットクリーム ⑭ネブライザー（吸入器）  
⑮パルスオキシメーター ⑯ストーマ装具（蓄便袋、蓄尿袋） ⑰人工鼻



小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付状況

年度	件数	用 具
27	1	紫外線カットクリーム
28	3	特殊マット、特殊寝台、電気式たん吸引器
29	3	紫外線カットクリーム、電気式たん吸引器×2

(15) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

概要：慢性的な疾病を抱える児童及びその家族の負担軽減及び長期療養をしている児童の自立や成長支援について、地域の社会資源を活用するとともに、利用者の環境等に応じた支援を行う。

① 小児慢性特定疾病児童等自立支援員の配置

概要：関係機関との連絡調整及び利用者との橋渡しや、患児個人に対し地域における各種支援策の活用を提案等を行う自立支援員を配置する。(大分県と合同配置)

② 小児慢性特定疾病児童等療養相談会

概要：小児慢性特定疾病に罹患し、長期にわたる療養生活を送っている児童等とその家族に対して、療養相談会を実施することにより、日常生活上での悩みや不安等の解消及び小児慢性特定疾病児等の健康の保持増進及び福祉の向上を図る。

日時・場所	内 容	参加者数
平成29年8月4日 大分市保健所 6階大会議室	1. 講演「病気でも大丈夫!～『生きるヒント』&『働くヒント』」 医療コミュニケーター 藤咲 里花 氏 2. 体験談発表 3. 交流会	18
平成29年9月21日 大分市保健所 6階大会議室	1. 講演「教えて!就学準備・学校生活のこと」 大分市教育センター 相談員 古屋 泰子 氏 2. 体験談発表 3. 交流会	16

③ 大分市慢性疾病児童等地域支援協議会

概要：専門医療機関、教育機関、就労支援機関、NPOやボランティア、患者会・家族会、行政関係者等により構成された協議会を開催し、地域における慢性疾病児童等の支援に係る施策等について協議する。

日時・場所	内 容	出席者数
平成30年1月30日 大分市保健所 6階大会議室	1. 行政説明 <ul style="list-style-type: none"> <li>・小児慢性特定疾病医療受給者証所持者の状況について</li> <li>・平成28年度小児慢性特定疾病児童等自立支援事業報告</li> <li>・平成29年度小児慢性特定疾病児童等交流会実施報告</li> <li>・小児慢性特定疾病児童等自立支援員の活動報告</li> <li>・「慢性疾病をもつお子さんの療養生活アンケート」結果報告</li> </ul> 2. 意見交換	18

(16) 小児慢性特定疾病児童手帳の交付

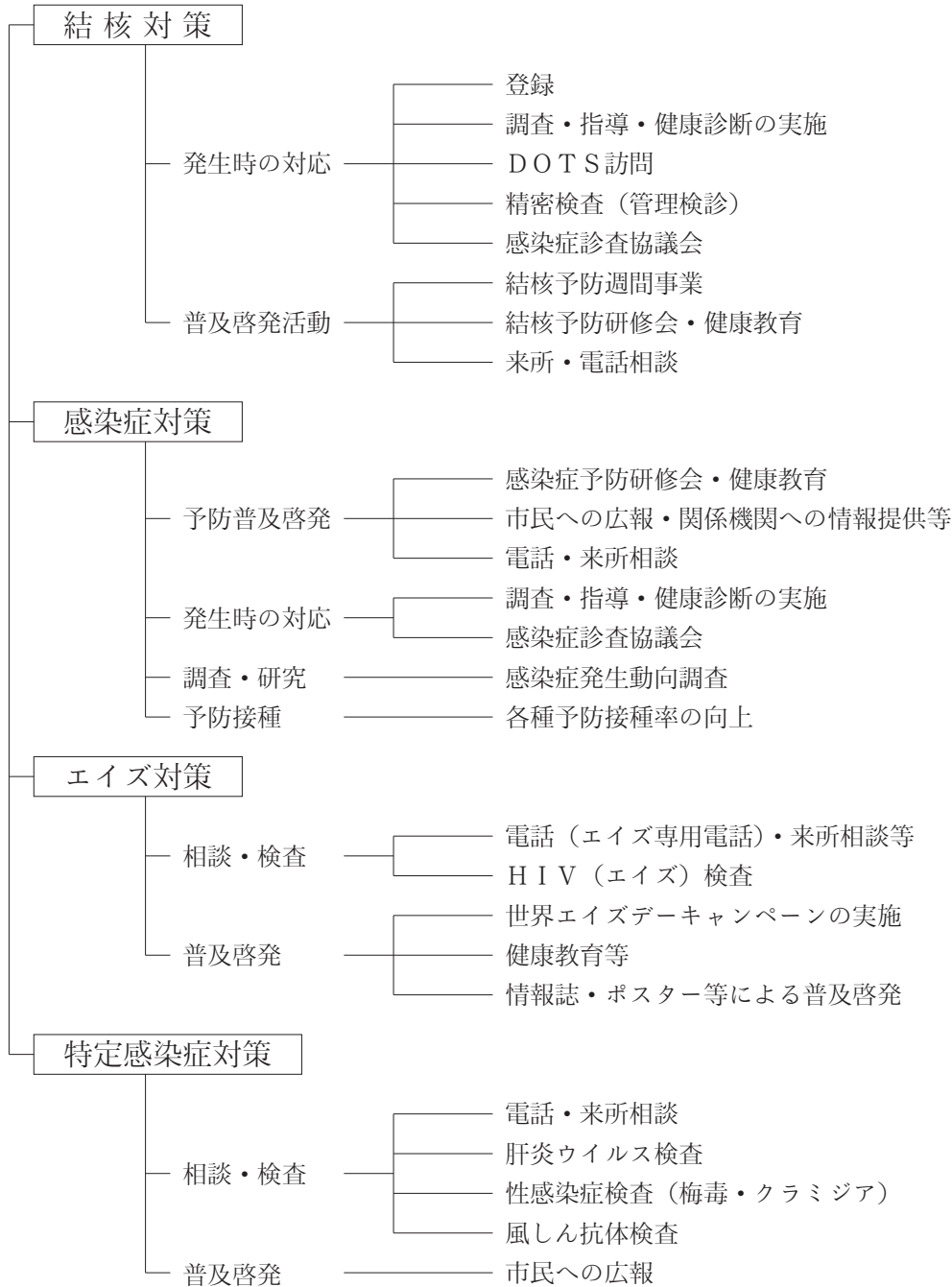
概要：小児慢性特定疾病児童等の症状が急変した場合に、その場にいる周囲の者による医療機関等への連絡等が速やかに行われ、また、学校生活等において関係者が小慢児童等の症状を正しく理解し適切な対応が図られるよう、本人の健康状態の記録やかかりつけ医療機関の連絡先等の記入をするものであり、一貫した治療経過を記録するなど、自らの疾病の状態を記載することにより、自身の疾病の状態の理解及び自己肯定力の強化を図り、小慢児童等の福祉の増進及び自立の支援を図るための手帳を交付する。

平成29年度交付実績：92件

## 8 感染症対策

〈30年度予算額：1,331,487千円、負担率：国・県一部負担、市その他〉

### (1) 平成30年度結核・感染症対策事業の体系



### (2) 感染症予防事業

#### ア 事業目的

感染症の発生を予防し、及びその蔓延の防止を図り、公衆衛生の向上及び増進を図る。

#### イ 根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成11年4月1日施行）

ウ 事業実績

① 感染症発生動向調査事業

- 全数把握

一類感染症患者届出数

疾 患 名	平成25年～平成29年
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ベスト、マールブルグ熱、ラッサ熱	なし

二類感染症患者届出数（結核を除く）

疾 患 名	平成25年～平成29年
急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、 * 中東呼吸器症候群（MERS）、鳥インフルエンザ（H5N1）、 * 鳥インフルエンザ（H7N9）	なし

\* 中東呼吸器症候群（MERS）及び鳥インフルエンザ（H7N9）は、平成27年1月21日に指定感染症から2類に変更された。

三類～五類感染症患者届出数

（単位：人）

区 分	疾患名	年 次				
		25	26	27	28	29
三類感染症	コレラ	0	0	0	0	0
	細菌性赤痢	0	0	0	0	0
	腸管出血性大腸菌	12	12	13	5	6
	腸チフス	0	0	0	0	0
	パラチフス	0	0	0	0	0
四類感染症	E型肝炎	0	1	0	0	0
	A型肝炎	0	6	2	2	0
	I 重症熱性血小板減少症候群（SFTS）	0	2	3	3	2
	つつが虫病	0	1	3	1	0
	日本紅斑熱	0	2	3	2	2
	レジオネラ症	4	13	2	8	9
五類感染症	アメーバ赤痢	3	4	4	4	0
	ウイルス性肝炎	0	0	0	0	1
	II カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症		0	4	2	4
	急性脳炎	0	1	2	3	11
	クロイツフェルト・ヤコブ病	0	2	0	0	0
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	0	2	2	3	1
	後天性免疫不全症候群	3	4	2	5	1
	III 侵襲性肺炎球菌感染症	0	0	0	2	8
	水痘（入院例に限る。）	0	0	0	0	5
	梅毒	1	3	4	5	8
	破傷風	1	0	0	1	0
	風しん	15	0	0	0	0
	麻しん	0	0	0	1	3

※四類感染症及び五類感染症は、届出のあった疾患を掲載

I 重症熱性血小板減少症候群（SFTS）は、平成25年3月4日から4類に追加された。

II カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症は、平成26年9月19日から5類に追加された。

III 侵襲性肺炎球菌感染症は、平成25年4月1日から5類に追加された。

・定点把握

(単位：人)

区 分		年 次					
		25	26	27	28	29	
五類感染症	インフルエンザ定点	イ ン フ ル エ ン ザ	4,868	9,814	8,091	7,020	9,673
	小児科定点	咽 頭 結 膜 熱	722	329	190	420	243
		A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎	1,095	1,189	1,910	3,071	1,847
		感 染 性 胃 腸 炎	9,302	9,178	9,716	8,749	8,594
		水 痘	850	865	508	324	249
		手 足 口 病	1,425	808	1,555	226	1,438
		伝 染 性 紅 斑	26	41	1,078	104	14
		突 発 性 発 疹	446	462	452	365	353
		百 日 咳	6	11	9	3	2
		ヘルパンギーナ	302	441	688	311	552
		流 行 性 耳 下 腺 炎	151	137	256	317	1,096
		R S ウ イ ル ス 感 染 症	352	258	329	604	399
		マ イ コ プ ラ ズ マ 肺 炎	125	63	254	667	188
	眼科定点	急 性 出 血 性 結 膜 炎	3	1	1	4	0
		流 行 性 角 結 膜 炎	64	162	249	154	152
	基幹定点 (週報)	マ イ コ プ ラ ズ マ 肺 炎	62	20	22	35	12
		細 菌 性 髄 膜 炎	2	0	0	0	2
		無 菌 性 髄 膜 炎	7	0	2	0	1
		クラミジア肺炎(オウム病を除く)	0	1	0	0	0
		感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る)	0	1	7	0	4
	性感染症定点	性 器 ク ラ ミ ジ ア 感 染 症	93	130	118	111	124
		性 器 ヘルペスウイルス感染症	45	40	55	68	83
		尖 形 コ ン ジ ロ ー マ	19	23	19	22	31
		淋 菌 感 染 症	23	47	45	65	35
	基幹定点 (月報)	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	348	317	316	278	332
		ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	24	18	0	0	1
		薬 剤 耐 性 緑 膿 菌 感 染 症	11	8	5	0	1
薬 剤 耐 性 ア シ ネ ト バ ク テ ー 感 染 症		0	0				

発生動向調査事業定点把握指定届出医療機関数

週 報    インフルエンザ定点    17定点            眼科定点    3 定点

小児科定点    11定点            基幹定点    2 定点

※平成27年第14週からインフルエンザ定点・小児科定点が1 定点追加された。

月 報    性感染症定点    4 定点            基幹定点    2 定点

### (3) 予防接種事業

#### ア 事業目的

疾病に対する免疫をつくることにより、市民の健康保持に資するとともに、集団の免疫水準を維持し感染症の流行から守る。

#### イ 根拠法令

予防接種法

#### ウ 実施方法

医師会に委託して個別接種を実施。

#### ① 予防接種の種類及び実施時期（平成30年度）

##### ◎法定接種

種類	対象者	接種方法（ ）内は標準的な接種時期	時期	料金
ポリオ	生後3月～生後90月に至るまでの間にある者	初回（生後3月～生後12月） 20日以上の間隔をおいて3回 追加（初回終了後12～18月） 初回終了後6月以上の間隔をおいて1回	年間	無料
DPT-IPV (ジフテリア)(百日せき) (破傷風)(ポリオ)	生後3月～生後90月に至るまでの間にある者	初回（生後3月～生後12月） 20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおいて3回 追加（初回終了後12～18月） 初回終了後6月以上の間隔をおいて1回		
DT2期	11歳～13歳未満	1回（11歳）		
BCG	1歳に至るまでの間にある者	1回（生後5月～生後8月）		
MR (麻しん・風しん)	第1期：生後12月～生後24月に至るまでの間にある者	1回（生後12月～生後15月）		
麻しん 風しん	第2期：5歳～7歳未満で、 小学校就学前1年間	1回		
日本脳炎	生後6月～生後90月に至るまでの間にある者	初回（3歳） 6日以上、標準的には6日から28日までの間隔をおいて2回 追加（4歳） 初回接種終了後6月以上、標準的にはおおむね1年の間隔をおいて1回		
	9歳～13歳未満	2期として1回（9歳）		
HiB (ヒブワクチン)	生後2月～生後60月に至るまでの間にある者	初回接種開始時期が生後2月～生後7月に至るまでの間にある者 初回 生後12月までに27日以上、標準的には56日までの間隔をおいて3回 追加 初回終了後7月以上、標準的には13月までの間隔をおいて1回 ★機会を逃した者 初回接種開始時期が生後7月～生後12月に至るまでの間にある者 初回 生後12月までに27日以上、標準的には56日までの間隔をおいて2回 追加 初回終了後7月以上、標準的には13月までの間隔をおいて1回 初回接種開始時期が生後12月～生後60月に至るまでの間にある者 1回		
小児用肺炎球菌ワクチン	生後2月～生後60月に至るまでの間にある者	初回接種開始時期が生後2月～生後7月に至るまでの間にある者 初回 生後24月に至るまでの間に27日以上の間隔をおいて3回（生後12月までに） 2回目の接種が生後12月を超えた場合は3回目の接種は行わないこと。 追加 1回 ただし、初回接種終了後60日以上の間隔をおいて生後12月に至った日以降に行う（生後12月～生後15月） ★機会を逃した者 初回接種開始時期が生後7月～生後12月に至るまでの間にある者 初回 生後24月に至るまでの間に27日以上の間隔をおいて2回 追加 1回 ただし、初回接種終了後60日以上の間隔をおいて生後12月に至った日以降に行う 初回接種開始時期が生後12月～生後24月に至るまでの間にある者 60日以上の間隔をおいて 2回 初回接種開始時期が生後24月～生後60月に至るまでの間にある者 1回		
HPV (子宮頸がん予防ワクチン) (サーバリックス)	小学校6年生～高校1年生 相当の年齢の女子	標準として 1月以上の間隔をおいて2回、初回から6月以上の間隔をおいて1回（中1）		
HPV (子宮頸がん予防ワクチン) (ガーダシル)	小学校6年生～高校1年生 相当の年齢の女子	標準として 2月以上の間隔をおいて2回、初回から6月以上の間隔をおいて1回（中1）		
水痘 (水ぼうそう)	生後12月～生後36月に至るまでの間にある者	3月以上の間隔をおいて2回 （生後12月から生後15月に至るまでの間に初回接種を行い、追加接種は初回終了後6月から12月までの間隔をおいて1回）		
B型肝炎	1歳に至るまでの間にある者	27日以上の間隔をおいて2回、初回から139日以上の間隔をおいて1回（生後2月～生後9月）		

◎任意接種

種 類	対 象 者	時 期	料 金
おたふくかぜ	生後12月から生後24月に至るまでの間にあり、おたふくかぜの予防接種を受けたことがなく、おたふくかぜにかかったことがない者	年間	3,000円を一回助成する

② 年度別予防接種実施状況

◎法定接種

(単位：人)

種別 年度	ポリオ (急性灰白髄炎)		四種混合DPT-IPV ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ		三種混合DPT ジフテリア・百日せき・破傷風		二種混合DT 第2期		日本脳炎		M R		麻しん	
	予定人員	実施人員	予定人員	実施人員	予定人員	実施人員	予定人員	実施人員	予定人員	実施人員	予定人員	実施人員	予定人員	実施人員
20	8,960	8,788			17,715	18,677	1,680	2,742	260	630	10,850	16,057	146	101
21	8,687	8,740			18,442	18,332	2,680	2,809	552	10,614	17,218	16,098	146	29
22	9,097	9,059			19,048	18,402	2,965	2,992	10,650	16,960	16,635	16,296	27	25
23	9,064	8,221			18,415	18,624	2,655	3,252	12,922	21,264	16,700	18,265	22	9
24※	4,582	3,822	4,530	3,803	18,619	14,396	3,175	2,645	27,882	19,791	16,064	15,266	25	7
	11,506	12,457												
25	5,200	5,808	16,957	14,017	4,746	4,867	3,246	2,326	21,215	16,874	8,597	8,596	0	0
26	4,914	1,866	14,581	16,648	4,668	1,096	3,250	2,133	21,906	15,218	9,026	8,736	0	1
27	200	462	18,310	17,143	130	15	2,645	2,190	15,779	14,580	8,623	8,174	0	0
28	300	275	17,312	17,426	10	2	2,541	2,151	14,960	17,055	8,690	8,498	0	0
29	222	182	17,537	16,685	0	0	2,129	2,260	15,244	15,716	8,480	8,305	0	1

※上段は生ポリオワクチン  
下段は不活化ポリオワクチン

種別 年度	風しん		ヒブワクチン		小児用肺炎球菌		子宮頸がん 予防ワクチン		水痘 (水ぼうそう)		B型肝炎		高齢者 インフルエンザ		高齢者 肺炎球菌	
	予定人員	実施人員	予定人員	実施人員	予定人員	実施人員	予定人員	実施人員	予定人員	実施人員	予定人員	実施人員	予定人員	実施人員	予定人員	実施人員
20	103	89											55,031	59,266		
21	103	71											56,346	53,180		
22	96	34											63,829	60,730		
23	59	26											58,265	57,709		
24	34	2											62,795	57,445		
25	0	0	17,926	19,212	20,558	18,425	6,900	802					62,552	60,271		
26	0	0	18,711	17,526	18,909	17,413	2,380	53	13,800	8,847			68,037	62,407	15,660	9,301
27	0	0	19,204	16,809	18,428	16,704	99	40	12,420	9,098			70,442	61,819	15,240	11,026
28	0	0	16,906	17,149	16,757	17,141	54	24	8,280	8,023	12,968	6,786	71,614	63,939	18,460	12,817
29	0	1	16,945	16,473	16,900	16,505	29	29	8,030	8,060	12,460	12,648	68,701	63,951	13,207	13,726

## ◎任意の予防接種

(単位：人)

種別 年度	子宮頸がん予防ワクチン ※1	ヒブワクチン ※1	小児用肺炎球菌ワクチン ※1	MR
	実施人員	実施人員	実施人員	実施人員
22	3,151	4,005	4,333	
23	17,082	18,465	22,409	
24	8,232	19,132	19,377	
26				49※2
29				151※3

※1) 平成22～24年度はワクチン接種緊急促進事業として実施（平成25年度から法定接種）

※2) 平成25年度第2期対象者でワクチン不足により接種が受けられなかった方への26年度の行政措置

※3) 平成28年度ワクチン不足により接種が受けられなかった方への29年度の行政措置（第1期81人、第2期70人）

## (4) 結核対策事業

## ① 年末時結核登録患者数

(単位：人)

年次	23	24	25	26	27	28	29
全 国	55,196	52,173	49,814	47,845	44,888	42,299	39,670
県	519	505	462	445	465	441	393
市	143	148	136	152	149	148	128

## ② 年末時活動性結核登録患者数及び有病率

(有病率は人口10万人対)

年次		23	24	25	26	27	28	29
全 国	患者数	17,264	14,858	13,957	13,513	12,534	11,717	11,097
	有病率	13.5	11.7	11.0	10.6	9.9	9.2	8.8
県	患者数	191	155	151	150	160	143	121
	有病率	16.0	13.1	12.8	12.8	13.7	12.3	10.5
市	患者数	61	37	46	45	41	40	34
	有病率	12.8	7.6	9.6	9.4	8.4	8.4	7.1



③ 新登録患者数及び罹患率

(罹患率は人口10万人対)

年 次		23	24	25	26	27	28	29
全 国	患者数	22,681	21,283	20,495	19,615	18,280	17,625	16,789
	罹患率	17.7	16.7	16.1	15.4	14.4	13.9	13.3
県	患者数	223	207	228	203	199	185	147
	罹患率	18.7	17.5	19.3	17.3	17.1	16.0	12.8
市	患者数	64	51	65	68	51	57	49
	罹患率	13.4	10.7	13.6	14.2	10.7	11.9	10.2

④ 結核死亡者数及び死亡率

(死亡率は人口10万人対)

年 次		23	24	25	26	27	28	29
全 国	死亡者数	2,166	2,110	2,087	2,100	1,956	1,892	2,303
	死亡率	1.7	1.7	1.7	1.7	1.6	1.5	1.8
県	死亡者数	21	16	26	18	21	16	22
	死亡率	1.8	1.4	2.2	1.5	1.8	1.4	1.9
市	死亡者数	0	0	3	3	1	4	4
	死亡率	0.0	0.0	0.6	0.6	0.2	0.8	0.8

⑤ 大分市の患者の内訳

1. 年齢別登録患者

(単位：人)

年齢 年次	総 数	0～	5～	10～	15～	20～	30～	40～	50～	60～	70歳
		4歳	9歳	14歳	19歳	29歳	39歳	49歳	59歳	69歳	以上
23	143				2	8	15	9	17	16	76
24	148		1			11	15	9	14	18	80
25	136	1	2			8	14	11	8	16	76
26	152	1	1	1		8	16	13	5	16	91
27	149		2			7	15	10	6	17	92
28	148					5	16	10	7	16	94
29	128				1	3	13	10	8	14	79

## 2. 年齢別活動性結核新登録患者数

(単位：人)

年齢 年次	総数	0～ 4歳	5～ 9歳	10～ 14歳	15～ 19歳	20～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 69歳	70歳 以上
23	64				1	2	5	4	7	3	42
24	51		1			5	3	3		6	33
25	65	1	1			3	3	4	4	10	39
26	68					2	5	5	2	7	47
27	51					1	2	3	1	8	36
28	57					2	2	2	4	5	42
29	49					2	3	2	2	5	35

## 3. 年齢別結核死亡数

(単位：人)

年齢 年次	総数	0～ 4歳	5～ 9歳	10～ 14歳	15～ 19歳	20～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 69歳	70歳 以上
23	0										
24	0										
25	3										3
26	3										3
27	1										1
28	4										4
29	4										4

## ⑥ 結核患者等検（健）診実施状況

## 1. 精密検査（患者管理検診）実施状況

(単位：人)

区分 年度	対象者数 (A)	受診者数				受診率 (B) / (A)	受診者内訳		要医療率 (C) / (B)
		総 数 (B)	保 健 所 実 施	医 療 機 関 委 託	そ の 他		要医療者 (C)	発病の恐れ がある者	
24	135	124	6	3	115	91.9%	0	0	0.0%
25	155	139	14	9	116	89.7%	0	0	0.0%
26	143	130	14	15	101	90.9%	1	0	0.8%
27	192	175	13	14	148	91.1%	1	0	0.6%
28	271	253	20	16	217	93.4%	0	0	0.0%
29	266	253	40	42	171	95.1%	0	0	0.0%

※その他欄は、学校・職場及び自ら医療機関等において受診し、その結果を保健所で把握できた者の人数

2. 患者家族・接触者健診実施状況

(単位：人)

区分 年度	対象者数 (A)	受診者数			受診率 (B) / (A)	受診者内訳		要医療率 (C) / (B)
		総数 (B)	保健所 実施分	医療機関 委託分		要医療者 (C)	発病の恐れ がある者	
24	588	545	246	299	92.7%	13	5	2.4%
25	641	567	110	457	88.5%	9	6	1.6%
26	614	590	188	402	96.1%	16	8	2.7%
27	1,224	1,185	856	329	96.8%	71	80	6.0%
28	1,416	1,381	951	430	97.5%	22	185	1.6%
29	1,392	1,371	981	390	98.5%	28	156	2.0%

⑦ 一般住民健診（結核検診）実施状況

(単位：人)

区分 年度	会場数	施設 検診 機関	対象者数	受診者数		受診率(%) 市	精 密 検 査						
				新規	1,372		対象者数	受診者数	異常 なし	特に心 配なし	経過 観察	他の 疾患	三次 検診
24	364	—	22,710	18,951		83.4	542	144	55	46	8	35	0
				新規	1,372								
25	353	—	22,849	18,737		82.0	423	85	12	45	3	25	0
				新規	1,470								
26	352	—	112,192	19,176		17.1	394	130	32	64	4	30	0
				新規	1,584								

区分 年度	集団検診 会場数	施設 検診 機関	対象者数	受診者数		受診率(%)	精 密 検 査				
				新規	1,520		対象者数	受診者数	異常 なし	肺結核	他の 疾患
27	352	—	115,787	19,183		16.6	233	179	56	1	122
				新規	1,520						
28	354	8	117,940	19,269		16.3	244	189	62	1	126
				新規	843						
29	359	8	121,404	20,633		17.0	301	192	61	0	131
				新規	953						

※対象者は65歳以上

⑧ BCG接種実施状況

区分 年度	B C G 接 種		
	対象者数	接種者数	接 種 率
24	4,352	4,355	100.1
25	4,396	4,067	92.5
26	4,305	4,246	98.6
27	4,198	4,152	98.9
28	4,276	4,347	101.7
29	4,051	4,063	100.3

※ツベルクリン反応検査は16年度末をもって廃止されました。

⑨ 結核医療費

事業目的 結核患者の医療費を公費で負担することにより、結核の蔓延を防止する。

1. 感染症診査協議会開催状況

・開催回数 24回

・診査件数 (単位：件)

年度	区分	入院勧告	入院期間の延長	医療費の公費負担
27		26	150	126
28		28	126	131
29		23	136	106 (初回)

2. 公費負担医療費支払い状況

区分	一般患者 (法第37条の2)				入院患者 (法第37条)			
	被用者保険		国民健康保険		被用者保険		国民健康保険	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成27年3月～平成28年2月診療分	304	860,438	586	620,533	28	7,655,755	94	4,920,259
平成28年3月～平成29年2月診療分	328	1,305,825	860	922,223	32	8,627,084	95	5,342,593
平成29年3月～平成30年2月診療分	338	1,582,093	485	592,941	20	8,421,084	93	5,360,266

3. 結核予防普及啓発事業……結核予防標語の横断幕設置

各種メディアを利用した普及啓発

結核予防標語入りサージカルマスクの配布

結核読本の配布及び保健指導

(5) エイズ対策

エイズをひきおこすH I V (ヒト免疫不全ウイルス) の感染を防ぎ、正しい知識の普及とエイズ患者及びH I V感染者の理解のため、「世界エイズデー関連イベント」「パンフレット配布やポスター掲示」、「エイズに関する不安や悩みの相談・カウンセリング」、「H I V抗体検査」等の事業を実施している。

① 保健所におけるエイズ相談・H I V抗体検査件数

(ア) 検査件数

(単位：人)

年 度	24	25	26	27	28	29
総 数	440	463	446	428	363	401
男	272	278	284	273	245	270
女	168	185	162	155	118	131

## (イ) 相談件数

(単位：人)

年 度	総 数	来 所	電 話
24	836	26	810
25	882	33	849
26	794	11	783
27	892	11	881
28	817	9	808
29	821	14	807

## ② 啓発活動

## (ア) 世界エイズデーキャンペーン（11月～12月）

- ・公共施設にて小中高校生より寄せられたポスター及びレッドリボンの展示
- ・大分駅周辺にてチラシ及び啓発グッズを配布
- ・FM放送の番組に出演及びCM放送

## (イ) 他課主催のイベントに参加

- ・おおいた人権フェスティバルでのパネル展示、パンフレット配布等の実施（6月）
- ・トリニータホームゲームでの大型ビジョンによるエイズ検査PR、グッズ配布（9月）

## (ウ) その他

- ・高校生へパンフレットを配布（1学年分）
- ・情報誌やデジタルサイネージによる啓発
- ・エイズ予防啓発ポスターの配布、掲示依頼  
（公共施設、中高校、大学、大型商業施設等）

## (6) 性感染症・肝炎対策

クラミジア・梅毒といった性感染症や肝炎ウイルスの検査を実施することで、感染の早期発見・早期治療につなげる一方、検査に来た人には、性感染症や肝炎への正しい知識をもってもらうため、パンフレット等で保健指導をしている。

## ① 性感染症検査・肝炎ウイルス検査件数

(単位：件)

年度	クラミジア	梅 毒	B 型 肝 炎		C 型 肝 炎	
			保 健 所	医療機関委託	保 健 所	医療機関委託
25	252	286	304	230	304	229
26	251	281	328	486	333	485
27	250	289	329	649	329	652
28	261	293	325	501	326	498
29	272	307	360	410	359	407

### (7) 風しんの感染予防対策強化事業

予防接種が必要である者を抽出するための抗体検査を行うことにより、効果的な予防接種を実施し、風しんの感染を予防し、蔓延を防止する。また、先天性風しん症候群の発症を予防する。

#### ① 風しんの抗体検査

妊娠を希望する女性等に対し、風しんの抗体検査を無料で実施。

(単位：件)

年 度	28	29
妊娠を希望する女性	821	625
配偶者などの同居者	168	137
合 計	989	762

#### ② 予防接種費用の一部助成

検査の結果、抗体価が十分でないと判明した妊娠を希望する女性や妊娠中の女性の配偶者が予防接種を行う場合に、費用の一部を助成。

(単位：件)

ワクチン	MR (麻しん・風しん)		風しん単独		計	
年 度	28	29	28	29	28	29
妊娠を希望する女性	387	420	186	170	573	590
妊婦の配偶者	14	15	27	21	41	36
合 計	401	435	213	191	614	626

## 9 学生実習指導

### (1) 平成29年度実習生受け入れ状況

看護学生他

	学 校 名	人 数	時 期	期 間
1	大分大学医学部看護学科	6名	5月8日～5月26日	3週間
2	大分県立看護科学大学	5名 7名	5月8日～5月19日 5月22日～6月2日	2週間 2週間
3	大分市医師会看護専門学校	48名	6月6日～7月7日 7月18日～7月21日	6週間
4	大分中央看護学校	8名	6月19日～6月21日 7月10日～7月12日	2週間
5	大分県立看護科学大学大学院	1名	7月10日～7月14日 9月4日～9月22日 11月6日～12月8日	9週間
6	大分歯科専門学校	35名	8月29日、9月7・21・29日 10月5日、11月10・16日	7日間
7	大分大学医学部看護学科	8名	9月5日～9月14日	8日間
8	藤華医療技術専門学校	8名	9月25日～10月6日	2週間
9	大分県立看護科学大学大学院	5名	10月24日	半 日
10	大分大学医学部看護学科	7名	11月27日～12月15日	3週間
11	大分大学医学部医学科	各2名	9月15日・9月29日 10月13日・10月27日 11月10日	半 日

管理栄養士

	学 校 名	人 数	時 期	期 間
1	中村学園大学(中央保健センター)	3名	10月2日～10月6日	5日間
2	中村学園大学(東部保健福祉センター)	3名	10月2日～10月6日	5日間
3	別府大学(西部保健福祉センター)	3名	10月2日～10月6日	5日間
4	別府大学(東部保健福祉センター)	3名	10月2日 10月10日～10月13日	5日間
5	別府大学(中央保健センター)	3名	10月2日 10月16日～10月19日	5日間
6	別府大学(西部保健福祉センター)	3名	10月2日 10月17日～10月20日	5日間
7	別府大学(中央保健センター)	3名	10月2日 10月23日～10月26日	5日間
8	別府大学(東部保健福祉センター)	3名	10月2日 10月23日～10月26日	5日間
9	西南女学院大学(中央保健センター)	2名	2月19日～2月23日	5日間

## 10 生活衛生

〈30年度予算額：830千円、負担率：市単独〉

市民の日常生活に密着した理容・美容、旅館・ホテル、公衆浴場等の営業施設に関してはエイズ、SARS、レジオネラ症等の新たな感染症が大きな社会問題となり、営業者の適切な衛生管理が強く求められることから、条例等を制定するとともに、立入検査・指導を強化している。また、多くの市民が利用する大型店舗・事務所等の建築物や水道施設は、市民生活の基盤をなすものであり、管理基準に基づいた衛生確保が図られるよう立入検査・指導をしている。

また、その他衛生に関する様々な問題についての相談・苦情の処理、あるいは情報提供を行うことで快適な生活環境の確保に努めている。

### (1) 生活衛生営業施設数及び立入検査

(平成30年3月31日現在)

業 種	年 度	H 27	H 28	H 29	
				施 設 数	立入検査
理 容 所		426	423	426	7
美 容 所		965	992	1,035	86
ク リ ー ニ ン グ	工 場	61	62	61	0
	取 次 所	230	225	222	6
	無店舗取次店	3	3	3	0
	計	294	290	286	6
興 行 場		14	12	12	0
旅 館	ホ テ ル	63	63	63	26
	旅 館	49	47	44	17
	簡 易 宿 所	8	9	9	3
	下 宿	12	10	9	2
	計	132	129	125	48
公 衆 浴 場	一 般	22	22	22	9
	そ の 他	39	39	39	23
	計	61	61	61	32
総 数		1,892	1,907	1,945	179



### ① レジオネラ症防止対策

レジオネラ症防止対策として「大分市公衆浴場法施行条例」及び「大分市旅館業法施行条例」が制定されており、レジオネラ属菌の水質検査を行うこと、検査結果を掲示すること、検査結果を市長に報告すること等を含む営業者の管理体制の強化が義務付けられている。

条例に基づき対象となる全ての施設から報告のあったレジオネラ属菌の自主検査結果については、全施設においてレジオネラ属菌未検出であった。

### ② 遊泳用プール

遊泳用プール24施設（市営：10、私営その他：14）中8施設についての衛生管理状況について調査した。

## (2) 温泉利用許可施設数

温泉法に基づき、温泉を公共の浴用・飲用に利用する場合は許可が必要となっている。

（平成30年3月31日現在）

用途	年度等	H 27	H 28	H 29	総 数
	浴 用		8	7	4
飲 用		0	0	1	7

## (3) 特定建築物・登録営業所の施設数及び立入検査

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」では、特定用途に供される部分の延べ面積が3,000㎡以上の建築物を特定建築物とし、適切な維持管理をするよう定めている。

立入検査及び書類検査では、空気環境、給・排水設備等の維持管理状況、建築物環境衛生管理技術者の選任状況等について調査を行い、書類の整備、貯水槽の管理、水質検査の実施等について指導した。

## ① 特定建築物の施設数及び立入検査件数

(平成30年3月31日現在)

用途	年度	H 27	H 28	H 29		
				施設数	立入検査	書類検査
興行場		2	2	2	0	1
百貨店		12	10	10	0	0
店舗		31	35	35	5	0
事務所		82	84	87	9	6
学校		4	4	5	0	1
旅館		19	19	17	1	0
その他		9	9	9	0	0
総数		159	163	165	15	8

## ② 県知事登録営業所数

(平成30年3月31日現在)

業種	年度	H27	H28	H 29		
				総数	再登録	新規登録
建築物清掃業		32	29	26	3	3
建築物空気環境測定業		7	5	6	1	1
建築物飲料水水質検査業		3	2	2	1	0
建築物飲料水貯水槽清掃業		46	45	44	13	3
建築物ねずみ・こん虫等防除業		16	14	14	6	1
建築物環境衛生総合管理業		10	10	10	5	0
建築物排水管清掃業		7	7	6	1	0
総数		121	112	108	30	8

\* ビルの清掃、貯水槽の清掃などの営業者は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」第12条の2による県知事の登録を受けることができる。同登録には、機械器具その他の設備、並びに厚生労働大臣が定めた資格者が必要である。

## (4) 水道等施設数及び立入検査

水道法では、給水対象人口が5,001人以上のものを「上水道」、101人以上5,000人以下のものを「簡易水道」、居住者が101人以上又は一日最大給水量が20m<sup>3</sup>を超える自家用の水道を「専用水道」として区分している。さらに、居住者が50人以上100人以下の施設は、大分県給水施設条例で「給水施設」に区分される。

また、水道事業者から供給される水のみを受水槽に受け利用している施設で、槽の有効容量が10m<sup>3</sup>を超える施設は「簡易専用水道」として水道法の適用を受ける。受水槽の有効容量が、10m<sup>3</sup>未満の施設は、「小規模貯水槽水道」として「大分市小規模貯水槽水道維持管理指導要綱」に基づいた管理が求められる。

## ① 水道施設数及び立入検査件数

(平成30年3月31日現在)

年度	項目	上水道	簡易水道(公)	簡易水道(組)	専用水道		給水施設	
					施設数	立入検査	施設数	立入検査
H 27		1	0	2	58	17	3	0
H 28		1	0	2	58	6	3	3
H 29		1	0	2	56	2	2	0

## ② 簡易専用水道及び小規模貯水槽水道立入検査件数

(平成30年3月31日現在)

年度	総数	共同住宅	旅館	店舗	学校	その他
H 27	21	3	7	1	0	10
H 28	23	4	2	4	0	13
H 29	16	5	1	2	0	8

## 11 墓 地 管 理

〈30年度予算額：44,135千円、負担率：市単独〉

墓地の管理及び設置が公衆衛生や公共福祉の観点から支障なく行われるよう、墓地・埋葬等に関する法律に基づき、墓地開発や埋葬方法等について許可や指導、また、市営墓地及び市営納骨堂の適正な管理を行う。

### ① 市営墓地の管理

名 称	所 在 地	面 積	区 画 数	開 設 年
丸山墓地公園	大字永興1425番地	33,024.83㎡	1,023	昭和40年
上野墓地	大字上野985番地の2	5,292.00㎡	404	明治20年
西浜墓地	大字鶴崎1603番地の2	3,219.00㎡	385	明治44年
駄原墓地	大字駄原1348番地の1	5,246.30㎡	1,273	大正10年

### ② 市営墓地に関する各種申請

(平成30年3月31日現在)

年 度	新規使用許可	記載事項変更	新設等承認	承 継 届	返 還 届
H 27	7	9	35	52	11
H 28	12	3	21	41	12
H 29	11	7	40	59	26

### ③ 市営納骨堂の管理

(平成30年3月31日現在)

名 称	所 在 地	区 画 数	開 設 年
大分市営納骨堂	大字永興1440番地	354区画及び合葬式収蔵施設	平成26年

### ④ 市営納骨堂に関する各種申請

(平成30年3月31日現在)

年 度	新規使用許可	記載事項変更	承 継 届	返 還 届
H 27	284	4	1	0
H 28	131	2	1	1
H 29	198	6	3	2

※合葬式収蔵施設への使用許可申請を含む。

### ⑤ 墓地・納骨堂の経営及び改葬許可

(平成30年3月31日現在)

年 度	墓 地	納 骨 堂	改 葬
H 27	0	4	142
H 28	0	6	153
H 29	2	4	186

※変更許可を含む。

## 12 狂犬病予防

〈30年度予算額：13,294千円、負担率：市単独〉

狂犬病の海外からの侵入に対する予防対策の強化が求められている中、狂犬病予防法に基づき、飼い犬の登録及び狂犬病予防注射を実施した。

予防注射は、公園・公民館等の72会場での集合注射及び契約動物病院での個別注射により実施した。

犬に関する相談件数は、飼い犬がいなくなったという相談、犬の鳴き声等の相談など、飼い犬の管理に関するものや、飼い犬のふんの放置や放し飼いなどの県条例違反に関するものなどさまざまで、年間900件前後ある。野犬捕獲等の状況については、犬の捕獲数は減少傾向である。これに加え、捕獲後飼い主に返還できた犬の割合が8割前後まで増えた。このため、攻撃性がある犬であるなどのやむを得ない場合を除き、犬の殺処分頭数を減らすことができるようになった。

### ① 登録及び注射頭数

(平成30年3月31日現在)

年度	区分	年度末登録頭数	新規登録頭数	予防注射頭数
H 27		21,544	1,698	13,648
H 28		21,434	1,644	13,839
H 29		21,471	1,567	13,512

### ② 犬に関する相談件数

(平成30年3月31日現在)

区分	年度	H 27	H 28	H 29
総数		877	830	937
捕獲依頼		68	58	48
引き取り依頼		66	63	57
放し飼い取り締まり依頼		45	42	39
鳴き声		51	46	41
糞尿汚物悪臭		46	38	57
行方不明		216	291	238
負傷犬		6	6	1
糞・放し飼い看板交付		45	46	61
その他		334	290	395

### ③ 野犬捕獲等の状況

(平成30年3月31日現在)

年度	区分	捕獲頭数	引取犬	返還頭数	譲渡頭数	処分頭数	咬傷事故件数
H 27		191	56	155	43	49	24
H 28		185	22	143	38	26	30
H 29		207	25	169	26	37	21

注：捕獲頭数と引取犬の合計から返還・譲渡を差し引いた頭数と処分頭数が一致しないのは、処分が年度をまたがることによる。

## 13 動物愛護管理

〈30年度予算額：2,873千円、負担率：市単独〉

ペットの飼い主のマナーの向上と動物由来感染症の啓発を図り「人と動物が共生するまち」の実現を目指した取り組みを行っている。

「大分県動物の愛護及び管理に関する条例」並びに「大分市ポイ捨て等の防止に関する条例」に基づき、夕暮れマナーアップ事業として、飼い犬の散歩時に糞を持ち帰ることを啓発するために、市内の公園等において糞の回収と啓発チラシ等の配布を行った。

平成26年9月1日より開始した「人と猫が共生するまちづくり事業」により、地域に住む飼い主のいない猫の飼養管理・不妊去勢実施と地域の美化を行う「地域猫活動グループ」の募集を継続して行っている。

動物愛護週間行事としては9月16日（土）大分市平和市民公園の多目的広場で「親子ふれあい動物フェスタ」を開催予定であったが、台風の影響で中止となった。

出張教室「いのちの教育プログラム」では、市内の小学校の2年生を主な対象とし、3つのプログラムを通して動物の命に対する共感と責任及び一人ひとりの命の大切さを学ばせる授業を小学校のクラス単位で実施した。

動物管理所に抑留された犬のうち、子犬についてはそのほとんどが、大分県が毎月2回開催している「子犬の譲渡会」において希望者に譲り渡された。また、成犬についてはホームページに保護犬情報の掲載、保管期間の延長と併せて、動物愛護ボランティアとの協働により、新たな飼い主に譲渡を行った。

### ① 「いのちの教室」プログラム

（平成30年3月31日現在）

年 度	区 分	学 級 数	人 数
H 27		5	115
H 28		5	101
H 29		3	79

### ② 猫の引き取り頭数及び譲渡・処分頭数

（平成30年3月31日現在）

年 度	区 分	総 数	飼えなくな った猫	所有者の いない猫	譲渡した猫	処分した猫
H 27		751	98	653	43	707
H 28		517	68	449	25	492
H 29		635	72	563	11	624

## ③ 猫に関する相談件数

(平成30年3月31日現在)

区 分 \ 年 度	H 27	H 28	H 29
総 数	996	767	831
放し飼い取り締まり依頼	21	17	27
鳴 き 声	6	5	7
糞尿汚物悪臭	70	68	66
行 方 不 明	240	201	197
負 傷 猫	60	15	19
野良猫への餌やり	67	62	62
そ の 他	532	399	453

## ④ 犬の譲渡

(平成30年3月31日現在)

年 度 \ 区 分	譲 渡 会 (子犬)	一 般 譲 渡 (成犬)	合 計
H 27	22	21	43
H 28	3	35	38
H 29	2	24	26

## ⑤ 動物取扱業の登録状況

(平成30年3月31日現在)

年度 \ 区分	総施設数	業 種 別 内 訳					計
		販 売	保 管	貸出し	訓 練	展 示	
H 27	134	74	88	4	10	11	187
H 28	149	76	98	3	12	17	206
H 29	154	75	102	1	14	16	208

注：1 施設で複数業種の届出の場合があるので、総施設数と業種別内訳計は一致しない。

又、総施設数は施設無しを含む。

## 14 食 品 衛 生

〈30年度予算額：10,693千円、負担率：市単独〉

食中毒事件の発生や、食品の規格基準・衛生規範等の改正、食品表示の問題、市民の健康意識の高まりなどを背景として、大分市は大分県や九州農政局大分県拠点などとの連携をとりながら、食品の安全を確保するために各般の取組みを行った。また、食品衛生法の定めにより毎年度、「食品衛生監視指導計画」を定め、食品関連施設への監視指導や、流通食品の収去検査、講習会等を実施することにより食品による危害防止対策に努めている。

食中毒については平成29年に4件の発生があり、病因物質はノロウイルス、サルモネラ属菌及びカンピロバクター・ジェジュニがそれぞれ1件であり、1件は不明であった。

### (1) 食品関連事業者に対する監視指導

#### ア 年間計画に基づく監視指導

(別表1、別表2)

食品衛生法や大分県の条例に基づき営業許可を要する施設(食品の製造、加工、調理及び販売施設等)と、営業許可は要さないものの食品衛生上重要な施設(学校、病院、福祉施設等の給食施設や、大規模小売店等)に対して、監視指導を実施した。平成29年度の監視率は、営業許可を要する施設が92%、営業許可不要の施設が118%であった。

#### イ カンピロバクターによる食中毒防止対策

カンピロバクターによる食中毒は毎年全国で発生していることから、夏期における食中毒発生防止対策の一環として、焼肉店や主に鶏料理を扱う飲食店(250施設)、食肉事業者(200施設)、合計450施設に対し、カンピロバクターによる食中毒防止に関するチラシを送付した。また、未加熱や加熱不十分な食肉の喫食による食中毒を防止するため、各種講習会において啓発を行った。

#### ウ ノロウイルスによる食中毒防止対策

ノロウイルスによる食中毒は冬期に多発し、全国の年間患者数の約6割を占め、食中毒対策上重要な問題となっており、発生要因の多くは調理従事者を介したものとなっている。このことから、冬期における食中毒発生防止対策の一環として、飲食店や魚介類販売業等(合計830件)に対し、ノロウイルスによる食中毒防止に関するチラシを送付した。また、各種講習会において、手洗いの重要性や調理従事者の健康状態の確認の徹底等、食中毒予防対策について啓発を行った。

#### エ ふぐによる食中毒発生防止の徹底

ふぐ毒による食中毒については、発生件数は多くないものの、毎年のように全国各地で重症事例や死亡事例が報告されている。



平成29年度	ふぐ処理施設届	197施設	内 訳	飲食店営業	136
	出済証交付施設			魚介類販売業	61

(平成30年3月末)

(2) 収去検査等 (別表3)

小売店や公設市場などで流通している食品を収去検査し、それが食品衛生法の定めによる「規格基準」(超過すると食品衛生法違反になる。)や「大分県食品衛生指導基準」の適合状況を確認した。

検査項目は食中毒菌などの「微生物検査」や、食品添加物、残留農薬などの「理化学検査」である。また、学校給食の衛生確保を図るため、食材等の「微生物検査」を実施した。

(3) 食中毒発生状況 (別表4)

平成29年(国の統計に合わせ食中毒件数は暦年で集計している。)の大分市内での食中毒件数は4件(患者数計91人)であり、病因物質はノロウイルス、サルモネラ属菌、カンピロバクター・ジェジュニがそれぞれ1件であり、1件は不明であった。

大分市保健所は食中毒を発生させた4施設に対して、行政処分(営業停止命令や施設整備改善命令)を行ったほか、施設従事者への衛生講習等を行うことにより再発防止対策を講じた。

食中毒発生状況(全国)

年(平成)	発生件数(件)	患者数(人)	死亡者数(人)
25	931	20,802	1
26	976	19,355	2
27	1,202	22,718	6
28	1,139	20,252	14
29	1,014	16,464	3

食中毒発生状況(大分県)

年(平成)	発生件数(件)	患者数(人)	死亡者数(人)
25	9(4)	604(41)	0
26	6(1)	156(82)	0
27	6(1)	64(4)	0
28	6(1)	298(158)	0
29	12(4)	206(91)	0

( )内は、大分市内の数

#### (4) 食品の苦情・相談

平成29年度に食品に関する苦情・相談は、99件あった。苦情内容別では「有症苦情」、「異物混入」の件数が多かった。また、保健所は苦情のあった原因施設に対して立ち入り調査を行い、原因究明と再発防止の衛生指導を行った。なお製造業者が市外である場合は、所管する関係自治体に調査、指導を依頼した。

##### 苦情相談の内訳

年 度 項 目	平成 27 年 度		平成 28 年 度		平成 29 年 度	
	件 数	%	件 数	%	件 数	%
総 数	152	100.0	121	100.0	99	100.0
腐敗・変敗・カビ等	19	12.5	11	9.1	15	15.2
異 物 混 入	44	28.9	35	28.9	16	16.2
営業施設の衛生	11	7.2	9	7.4	11	11.1
従業員の衛生	7	4.6	4	3.3	4	4.0
騒音・汚水等	3	2.0	0	0	0	0
表 示	5	3.3	5	4.1	1	1.0
有 症 苦 情	45	29.6	37	30.6	35	35.4
そ の 他	18	11.8	20	16.5	17	17.2

(苦情内容の重複を含む)

#### (5) 食品衛生思想の普及・啓発

##### ア 市民に対して

市民に対して、啓発イベント、各種講習会の開催等により広く食品衛生に関する情報提供と啓発を計13回（参加者数計403名）行った。

##### (ア) 啓発イベントの実施

##### a 一日食品衛生監視員

平成29年8月1日、調理師を目指す学生、大分市食生活改善推進員、アナウンサー等の報道関係者の計13名に一日食品衛生監視員を委嘱し、大型小売店（生活協同組合コープおおいたコープ大分駅店）にて表示監視や食品調理施設内の衛生管理調査を行い、大分駅南口駅前広場にて食品衛生啓発用品を配布し、食品衛生に関する街頭啓発を行った。

また、一日食品衛生監視員委嘱者と生活協同組合コープおおいたの関係者、食品衛生協会指導員、保健所担当者間で意見交換会を実施した。

(イ) 講習会の開催

a 夏休み親子食品衛生教室

小学5、6年生とその保護者を対象に、平成29年7月26日にJ:COMホルトホール大分にて衛生講習と調理実習・実験、翌27日に大分市保健所にて実験結果の観察を行った。参加者数22名。

b 市民食品衛生講座

平成29年12月7日にJ:COMホルトホール大分にて市民に対し食品衛生講習と調理実習を行った。参加者数22名。

c 衛生講習会

市民団体や消費者団体、親子等に対し、衛生講習会を10回（参加者数計346名）開催した。

イ 食品関係事業者に対して

(ア) 食品関係事業者に対して、下記のとおり計41回（受講者数計2,751名）の食品衛生講習会を開催し、情報提供と啓発を行った。

a 食品衛生責任者養成講習会

食品営業をするにあたって必要な食品衛生責任者を養成するための講習会。4回開催し計693名が受講した。

b 食品衛生責任者実務講習会

食品営業許可の更新を迎えた食品衛生責任者が受講する講習会。4回開催し計378名が受講した。

c 食品衛生指導員研修会

食品衛生協会会員への指導的立場である食品衛生指導員に対して行う講習会。4回の講習で延べ計151名が受講した。

d 食品衛生指導員養成講習会

食品衛生指導員を養成するための講習会。2回開催し、延べ83名が受講した。

e 出張講習会

大規模小売店や飲食店、給食施設又は他の部署からの依頼により事業所に出向き、その従事者に対して行う講習会。計18回開催し、計587名が受講した。

f 集団給食担当者講習会

大規模な給食施設である学校や福祉施設の給食担当者に対して講習会を開催した。計9回開催し計859名が受講した。

ウ その他関係者に対して

(ア) 食品関係団体及びその他関係者を対象に、食品衛生講習会を計7回（参加者数計112名）実施した。

平成29年度食品衛生講習会（平成30年3月末）

	対 象 者 別 分 類					
	一般消費者	食品営業関係	集団給食関係	各種団体	その他	合 計
回 数	13	32	9	2	5	61
参加人数（名）	403	1,892	859	68	44	3,266

(6) その他

「平成30年度大分市食品衛生監視指導計画」の策定について

本計画の策定にあたっては、市民から広く意見を聴取し、市民から寄せられた意見を整理及び検討後、監視指導計画を定めて公表している。「平成30年度大分市食品衛生監視指導計画（案）」に対する市民意見公募では、提出意見はなく終了した。

大分市保健所では、「平成30年度大分市食品衛生監視指導計画」を策定し、保健所衛生課の窓口及びホームページで公表している。

（計画策定にあたっての市民意見公募の概要）

募 集 案 内：ホームページ、市報、報道機関への情報提供

意見募集期間：平成30年2月9日から3月8日

公 表 資 料：平成30年度大分市食品衛生監視指導計画（案）

用語集

昨年度からの変更点

資料入手方法：大分市ホームページから

各支所、福祉保健課、情報公開室、保健所衛生課窓口での配布

意見提出者数：0人

営業許可を要する施設に対する監視指導状況（平成29年度）

（別表1）

（平成30年3月末現在）

業 種	監視 ランク	施設数	要監視 件数	監視件数	監視率 %	不利益処分件数			措置件数 始末書
						営業停止	改善命令	廃棄命令	
前年度食中毒を発生させた施設	B	2	2	2	100	0	0	0	0
前年度違反食品を製造した施設	B	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度収去「不良」製造施設	B	15	15	20	133	0	0	0	0
対中・対ベトナム輸出水産食品取扱登録施設	C	3	2	3	200	0	0	0	0
一般食堂・レストラン(大量調理施設)	A	6	12	9	75	0	0	0	0
仕出し屋・弁当屋(大量調理施設)	A	20	40	35	88	0	0	0	0
主食提供旅館(大量調理施設)	A	0	0	0	0	0	0	0	0
仕出し屋・弁当屋(A以外)	B	224	224	52	23	0	0	0	0
主食提供旅館(A以外)	C	33	17	16	97	0	0	0	0
一般食堂・レストラン(A以外)	D	2,080	416	475	114	3	0	0	3
その他飲食店(A以外)	D	2,662	532	708	133	0	0	0	3
喫茶店	D	722	144	91	63	0	0	0	1
魚介類販売業	B	206	206	112	54	0	0	0	1
魚介類販売業(包装)	D	310	62	93	150	0	0	0	0
食肉販売業	B	149	149	72	48	0	0	0	0
食肉販売業(包装)	D	358	72	99	138	0	0	0	0
乳類販売業	D	728	146	157	108	0	0	0	0
氷雪販売業	D	8	2	1	63	0	0	0	0
菓子製造業	C	545	273	169	62	0	0	0	1
菓子製造業(仮設・移動)	D	43	9	19	221	0	0	0	0
乳処 理 業	A	2	4	7	175	0	0	0	0
乳製品製造業	A	4	8	6	75	0	0	0	0
食肉製品製造業	A	5	10	10	100	0	0	0	0
魚介類せり売り営業	A	4	8	9	113	0	0	0	0
乳酸菌飲料製造業	A	2	4	3	75	0	0	0	0
あん類製造業	A	2	4	2	50	0	0	0	0
そうざい製造業(大量調理施設)	A	5	10	9	90	0	0	0	0
食品の冷凍または冷蔵業	B	11	11	7	64	0	0	0	0
アイスクリーム類製造業	B	9	9	9	100	0	0	0	0
集 乳 業	B	0	0	0	0	0	0	0	0
食 肉 処 理 業	B	39	39	32	82	0	0	0	0
食 鳥 処 理 業	B	4	4	4	100	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	B	12	12	11	92	0	0	0	0
食用油脂製造業	B	2	2	1	50	0	0	0	0
魚肉ねり製品製造業	C	3	2	1	67	0	0	0	0
かん詰またはびん詰食品製造業	C	3	2	3	200	0	0	0	0
み ぞ 製 造 業	C	6	3	1	33	0	0	0	0
醬 油 製 造 業	C	2	1	0	0	0	0	0	0
ソ ー ス 類 製 造 業	C	4	2	2	100	0	0	0	0
酒 類 製 造 業	C	2	1	1	100	0	0	0	0
豆 腐 製 造 業	C	13	7	17	262	0	0	0	0
納 豆 製 造 業	C	1	1	2	200	0	0	0	0
めん類製造業	C	18	9	6	67	0	0	0	0
そうざい製造業(A以外)	C	88	44	36	82	0	0	0	0
添加物(規格あり)製造業	C	8	4	3	75	0	0	0	1
氷 雪 製 造 業	C	2	1	0	0	0	0	0	0
つけもの製造業(県条例)	D	77	15	18	117	0	0	0	0
こんにゃく製造業(県条例)	D	2	0	0	0	0	0	0	0
ところてん類製造業(県条例)	D	0	0	0	0	0	0	0	0
行 商 ( 県 条 例 )	D	2	0	0	0	0	0	0	0
食品の冷凍または冷蔵業(貸倉)	D	7	1	0	0	0	0	0	0
A ラ ン ク 合 計		50	100	90	90	0	0	0	0
B ラ ン ク 合 計		673	673	325	48	0	0	0	1
C ラ ン ク 合 計		731	366	257	70	0	0	0	2
D ラ ン ク 合 計		6,999	1,400	1,661	119	3	0	0	7
合 計		8,453	2,538	2,333	92	3	0	0	10

注) 監視ランク分類(年間標準立入検査回数) : A年2回 B年1回 C 2年1回 D 5年1回

施設数は平成30年3月31日現在の数値

営業許可を要さない施設に対する監視指導状況（平成29年度）

（別表2）

（平成30年3月末現在）

業種	監視 ランク 分類	施設数	要監視 件数	監視件数	監視率 (%)	不利益処分件数			措置件数 始末書	
						業務停止	改善勧告	廃棄命令		
給食施設	学校	C	61	31	6	19	0	0	0	0
	病院	B	52	52	29	56	0	0	0	0
	入所型の老人福祉施設	C	56	28	13	46	0	0	0	0
販売業 (スーパー等)	野菜果物販売業	D	488	98	143	146	0	0	0	0
	そうざい販売業	D	353	71	107	151	0	0	0	0
	菓子(パンを含む)販売業	D	395	79	112	142	0	0	0	0
	食品販売業	D	381	76	137	180	0	0	0	0
	添加物の販売業	D	203	41	90	220	0	0	0	0
	器具・容器包装、おもちゃの製造業又は販売業	D	389	78	94	121	0	0	0	0
製造等	乳さく取業	C	8	4	0	0	0	0	0	0
	食品製造業	C	94	47	2	4	0	0	0	0
	氷雪採取業	C	0	0	0	0	0	0	0	0
給食施設	その他	D	155	31	18	58	0	0	0	0
Bランク小計			52	52	29	56	0	0	0	0
Cランク小計			219	110	21	19	0	0	0	0
Dランク小計			2,364	473	701	148	0	0	0	0
合計			2,635	634	751	118	0	0	0	0

注) 監視ランク分類（年間標準立入検査回数）：A年2回 B年1回 C2年1回 D5年1回

施設数は平成30年3月31日現在の数値

収去検査結果（平成29年度）

（別表3）  
（平成30年3月末現在）

項目	年	収去検査			微生物検査									理化学検査					
		27	28	29	27			28			29			27		28		29	
		検体数	検体数	検体数	良	不良		良	不良		良	不良		良	不良	良	不良	良	不良
						成分規格	県指導基準等		成分規格	県指導基準等		成分規格	県指導基準等						
総数		359	356	356	246		23	247	1	16	253		17	154	1	149		146	1
魚介類		28	26	26	28			26			26			6		6		6	
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	1	1	1	1			1			1								
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品		1	1				1			1								
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	4	3	3	4			3			3								
	生食用冷凍鮮魚介類																		
魚介類加工品 （かん詰・びん詰食品を除く）	25	23	20	19			18			13			12		11		9		
肉卵類及びその加工品 （かん詰・びん詰食品を除く）	57	59	62	57			59			62			40		34		38		
アイスクリーム類・氷菓	5	5	5	5			4	1		5									
穀類及びその加工品 （かん詰・びん詰食品を除く）	10	20	21	8		2	19		1	19		2							
野菜類・果物及びその加工品 （かん詰・びん詰食品を除く）	189	175	177	103		13	93		10	101		8	79	1	77		76	1	
菓子類	29	29	28	13		8	15		5	13		7	8		9		8		
清涼飲料水	2	2	2	2			2			2									
氷雪																			
水																			
かん詰・びん詰食品	1	1											1		1				
その他の食品	2	5	3										2		5		3		
器具及び容器包装																			
牛乳及び乳製品	6	6	7	6			6			7			6		6		6		

○学校給食の食材等の検査（平成30年3月末現在）

検査対象	総数	検査項目
学校給食食材	40検体	微生物検査

## ○食中毒発生状況

(別表4)

## ○大分市内 (平成29年)

(平成29年12月末現在)

No.	発生場所	発生月日	摂食者数	患者数	死者	病因物質	原因食品	原因施設
1	大分市	2月26日	99	27	0	不明	飲食店提供料理	飲食店(一般)
2	大分市	2月26日	220	53	0	ノロウイルス	飲食店提供料理	飲食店(一般)
3	大分市	8月15日	107	8	0	サルモネラ属菌	飲食店提供料理	飲食店(一般)
4	大分市	10月30日	3	3	0	カンピロバクター・ジェジュニ	飲食店提供料理	飲食店(一般)
合 計			429	91	0			

## ○大分市を除く大分県内 (平成29年)

(平成29年12月末現在)

No.	発生場所	発生年月日	摂食者数	患者数	死者	病因物質	原因食品	原因施設
1	竹田市	2月12日	34	25	0	ノロウイルス	飲食店提供料理	飲食店(仕出し)
2	佐伯市	2月24日	424	53	0	ノロウイルス	飲食店提供料理	飲食店(一般)
3	別府市	5月5日	55	12	0	クドア・セプトンブクタータ	飲食店提供料理	飲食店(旅館)
4	宇佐市	9月25日	7	5	0	ノロウイルス	飲食店提供料理	飲食店(一般)
5	佐伯市	10月13日	3	3	0	植物性自然毒	ツキヨタケ	家庭
6	別府市	10月23日	31	10	0	カンピロバクター・ジェジュニ	飲食店提供料理	飲食店(一般)
7	中津市	11月20日	12	4	0	カンピロバクター・ジェジュニ	飲食店提供料理	飲食店(一般)
8	宇佐市	12月11日	3	3	0	カンピロバクター・ジェジュニ	飲食店提供料理	飲食店(一般)
合 計			569	115	0			

大分県・大分市合計 件数 12件 患者数 206人



## 15 試 験 ・ 検 査

〈30年度予算額：13,527千円、負担率：市単独〉

試験検査業務は、主に行政検査として食品衛生に係る検査、感染症対策に係る検査を実施している。また、市民や事業者からの依頼による検査も実施している。これらの検査を実施するにあたっては、検査の精度を確保するため外部機関による精度管理を行っている。

### (1) 食品衛生に係る検査

#### ① 食品の収去検査

食品衛生法に基づき収去した食品について微生物検査、理化学検査を実施した。

また、スタンプ培地等による収去先の施設調査を実施した。

(単位は件数)

区 分	検 査 項 目	H27年度	H28年度	H29年度	
微生物検査	(検体数)	(307)	(304)	(308)	
	細菌数	234	236	243	
	大腸菌群	139	135	117	
	大腸菌 (E.coli)	176	181	179	
	腸管出血性大腸O157等	12	12	10	
	黄色ブドウ球菌	203	201	207	
	サルモネラ属菌	17	15	12	
	腸炎ビブリオ	27	25	29	
	カンピロバクター	12	12	10	
	クロストリジウム属菌	—	—	3	
	抗生物質 (簡易法)	41	40	39	
	合 計	861	857	849	
理化学検査	(検体数)	(95)	(92)	(89)	
	シアン	2	2	2	
	牛乳 (3項目→H28年度から4項目)	6	6	6	
	動物用医薬品 (49項目)	41	40	39	
	添加物 保存料3成分	29	29	25	
	酸化防止剤5成分	18	8	4	
	甘味料	18	18	14	
	亜硫酸塩	6	6	6	
	亜硝酸根	5	5	5	
	アレルギー物質	18	19	19	
合 計	143	133	120		
施設調査	スタンプ 培 地	細菌数	65	55	55
		大腸菌群	75	90	69
		大腸菌	65	90	69
		黄色ブドウ球菌	75	60	65
	ふきとり	大腸菌群	0	10	0
		大腸菌	0	10	0
合 計		280	315	280	

② 食中毒・有症苦情等に関する検査

食中毒や苦情等に際して原因を明らかにするため、便・食品等について微生物検査を実施した。  
H29年度はサルモネラ属菌、カンピロバクター・ジェジュニ、ノロウイルスGⅡを検出した。

微生物検査

(単位は検体数)

検 体	検 査 項 目	H27年度	H28年度	H29年度
便・吐物等	食中毒菌検索	31	27	26
	ノロウイルス	58	46	39
	その他のウイルス	0	0	1
食 品	食中毒細菌検索	0	0	0
	ノロウイルス	7	1	4
	粘液胞子虫	0	0	1
ふき取り	食中毒菌検索	0	0	20
	ノロウイルス	0	10	10
合 計		96	84	101

理化学検査

検 体	検 査 項 目	H27年度	H28年度	H29年度
尿	テトロドトキシン	—	—	1
食 品	ヒスタミン	—	—	6
合 計		—	—	7

(2) 感染症対策に係る検査

① 特定感染症検査及び結核対策に関する検査

エイズやウイルス性肝炎の相談者や、結核患者の接触者について血液、尿等の検査を実施した。

(単位は検体数)

区 分	検 査 項 目	H27年度	H28年度	H29年度
特定感染症	H I V抗体 (エイズ迅速検査)	428	363	401
	H B s抗原	329	325	357
	H C V抗体	328	326	358
	梅毒血清反応	290	293	307
	クラミジアPCR	249	260	272
結 核	Q F T検査	845	955	874
合 計		2,469	2,522	2,569

② 感染症対策に関する検査

感染症発生時の患者、接触者等の健康調査に伴う便、咽頭ぬぐい液等の検査を実施した。

H29年度は、腸管出血性大腸菌O157およびO U T、ノロウイルスGⅡ、サポウイルス、ロタウイルスを検出した。

(単位は検体数)

区 分	検 査 項 目	H27年度	H28年度	H29年度
ウイルス検査	麻疹（PCR）	1	1	—
	ノロウイルス（PCR）	26	66	22
	その他のウイルス	0	0	24
細菌検査	腸管出血性大腸菌 O157等	43	24	65
	赤痢菌	0	0	0
	チフス菌・パラチフスA菌	0	0	0
	コレラ菌	0	0	1
	レジオネラ属菌	—	1	1
合 計		70	92	113

## (3) その他の検査

(単位は検体数)

区 分	検 査 項 目	H27年度	H28年度	H29年度
家庭用品※	乳幼児用衣類（ホルムアルデヒド）	10	10	10
水質検査	浴用水等（レジオネラ属菌）	1	11	5
3歳児検診尿検査 (中央保健センター実施分)	尿定性（糖・蛋白・潜血）	1,830	1,820	1,775

※ 「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づく検査

## (4) 依頼による検査

食品製造業者等からの依頼による食品の細菌検査を実施した。

給食施設従事者、食品関係従事者、水道給水従事者等からの依頼による便の保菌検査を実施した。

(単位は件数)

区 分	検 査 項 目	H27年度	H28年度	H29年度
食品細菌検査	(検体数)	(6)	(42)	(57)
	細菌数	2	18	8
	大腸菌群	0	15	6
	大腸菌（E.coli）	2	26	38
	腸管出血性大腸菌O157等	4	24	48
	黄色ブドウ球菌	0	15	6
	サルモネラ属菌	4	39	42
	腸炎ビブリオ	2	2	3
	合 計	14	139	151
検便(保菌検査)	赤痢菌・チフス菌・パラチフスA菌・ その他のサルモネラ属菌	7,055	7,062	6,950
	腸管出血性大腸菌O157	6,046	6,024	5,893
	合 計	13,101	13,086	12,843

(5) 精度管理

試験検査の信頼性を確保するため、外部機関による精度管理に参加した。

主 催	精度管理事業名	項 目
(財)食品薬品安全センター 秦野研究所	平成29年度食品衛生外部精度管理調査	E.coli定性 食品添加物（安息香酸）
大分県衛生環境 研究センター	平成29年度大分県試験検査精度管理事業	腸管出血性大腸菌（O26、O111、O157）
特定非営利活動 法人結核感染診 断研修会	2017年度 Q F T 検査精度管理	Q F T 検査

## 16 医務・薬事・免許

医務 …… 病院・診療所への立入検査、診療所・助産所の開設・変更許可等、衛生検査所の登録等、  
 施術所・歯科技工所の開設届の受理等

薬事 …… 薬局・医薬品販売業者・医療機器販売業貸与業者・毒物及び劇物販売業者等の開設許可・  
 登録及び各種申請の受理、医薬品医療機器等法・毒物及び劇物取締法に基づき対象業者に  
 対しての指導・取締り

免許 …… 医療従事者免許申請等の受付、交付

### (1) 医 務

#### ① 病院・診療所等の施設数（平成30年3月31日現在）

	病 院	一般診療所	歯科診療所	助 産 所	施 術 所	歯科技工所	衛生検査所
施 設 数	53	389	225	31	396	87	4

#### 病院・診療所の病床数（平成30年3月31日現在）

	病 院						一般診療所	合 計
	一 般	療 養	精 神	結 核	感染症	小 計		
病 床 数	4,304	436	2,700	0	12	7,452	1,518	8,970

#### ② 病院・診療所等の開設・廃止状況

病 院	開設許可	0	歯科診療所	開設許可	6	施術所	開設届	62
	使用許可	19		使用許可	0		廃止休止届	37
	開設届	0		開設届	12		変更届	73
	廃止休止届	0		廃止休止届	10		計	172
	その他	87		その他	109		衛生検査所	変更申請
計	106	計	137	廃止休止届	0			
医療法人	設立認可	7	助産所	開設許可	0	歯科技工所	開設届	2
	解散認可	5		使用許可	0		廃止休止届	2
	その他	153		開設届	2		変更届	4
	計	165		廃止休止届	1		計	8
				変更届	1			
診療所	開設許可	21	医療法人 (診療所のみ)	変更認可	21			
	使用許可	8		その他	531			
	開設届	13		計	552			
	廃止休止届	26						
	その他	218						
計	286							

③ 医療施設数の推移

(各年10月1日現在)

		24	25	26	27	28
病 院	大分市	54	53	53	53	53
	大分県	159	158	158	157	157
	全 国	8,565	8,540	8,493	8,480	8,442
一 般 診 療 所 (有床・再掲)	大分市	(113) 385	(109) 385	(107) 387	(102) 383	(101) 380
	大分県	(281) 975	(274) 970	(267) 972	(259) 971	(251) 964
	全 国	(9,596) 100,152	(9,249) 100,528	(8,355) 100,461	(7,961) 100,995	(7,629) 101,529
歯 科 診 療 所	大分市	223	223	221	220	224
	大分県	546	544	538	539	541
	全 国	68,474	68,701	68,592	68,737	68,940

④ 医療施設人口10万対数の推移

(各年10月1日現在)

		24	25	26	27	28
病 院	大分市	11.3	11.1	11.1	11.1	11.1
	大分県	13.4	13.4	13.5	13.5	13.5
	全 国	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7
一 般 診 療 所	大分市	80.7	80.5	81	80	79.3
	大分県	82.3	82.3	83	83.3	83.1
	全 国	78.5	79	79.1	79.5	80
歯 科 診 療 所	大分市	46.8	46.7	46.2	45.9	46.8
	大分県	46.1	46.2	45.9	46.2	46.6
	全 国	53.7	54	54	54.1	54.3

## ⑤ 病床数の推移

(各年10月1日現在)

		24	25	26	27	28
病 院 総 数	大 分 市	7,511	7,478	7,430	7,430	7,402
	大 分 県	20,113	20,076	20,042	19,981	19,991
	全 国	1,578,254	1,573,772	1,568,261	1,565,968	1,561,005
精 神 病 床	大 分 市	2,703	2,700	2,700	2,700	2,700
	大 分 県	5,250	5,247	5,247	5,057	5,247
	全 国	342,194	339,780	338,174	251,631	334,258
感 染 症 病 床	大 分 市	12	12	12	12	12
	大 分 県	40	40	40	40	40
	全 国	1,798	1,815	1,778	1,814	1,841
結 核 病 床	大 分 市	0	0	0	0	0
	大 分 県	50	50	50	50	50
	全 国	7,208	6,602	5,949	5,496	5,347
療 養 病 床	大 分 市	419	419	451	451	454
	大 分 県	2,904	2,893	2,908	2,884	2,940
	全 国	328,888	328,195	328,144	328,406	328,161
一 般 病 床	大 分 市	4,377	4,347	4,267	4,267	4,236
	大 分 県	11,869	11,846	11,797	11,760	11,714
	全 国	898,166	897,380	894,216	893,970	891,398
一 般 診 療 所	大 分 市	1,711	1,646	1,652	1,578	1,561
	大 分 県	4,235	4,116	4,099	4,005	3,878
	全 国	125,599	121,342	112,364	107,626	103,451
歯 科 診 療 所	大 分 市	0	0	0	0	0
	大 分 県	3	3	3	3	3
	全 国	97	96	87	75	69

⑥ 病床数10万対数の推移

(各年10月1日現在)

		24	25	26	27	28
病 院 総 数	大 分 市	1,574.6	1,564.4	1,554.4	1,553.9	1,545.3
	大 分 県	1,697.3	1,704.2	1,711.5	1,713.1	1,723.4
	全 国	1,237.7	1,236.3	1,234	1,232.1	1,229.8
精 神 病 床	大 分 市	566.7	564.9	564.9	564.7	563.7
	大 分 県	443.0	445.4	448.1	449.9	452.3
	全 国	268.4	266.9	266.1	264.6	263.3
感 染 症 病 床	大 分 市	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5
	大 分 県	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4
	全 国	1.4	1.4	1.4	1.4	1.5
結 核 病 床	大 分 市	0	0	0	0	0
	大 分 県	4.2	4.2	4.3	4.3	4.3
	全 国	5.7	5.2	4.7	4.3	4.2
療 養 病 床	大 分 市	87.8	87.7	94.4	94.3	94.8
	大 分 県	245.1	245.6	248.3	247.3	253.4
	全 国	257.9	257.8	258.2	258.4	258.5
一 般 病 床	大 分 市	917.6	909.4	892.7	892.4	884.3
	大 分 県	1,001.6	1,005.6	1,007.4	1,008.3	1,009.8
	全 国	704.4	704.9	703.6	703.4	702.3
一 般 診 療 所	大 分 市	358.7	344.4	345.6	330	325.9
	大 分 県	357.4	349.4	350	343.4	334.3
	全 国	98.5	95.3	88.4	84.7	81.5
歯 科 診 療 所	大 分 市	—	—	—	—	—
	大 分 県	—	—	—	—	—
	全 国	—	—	—	—	—



⑦ 医療関係従事者数の推移

(各年12月末現在)

区分 年度	医 師	歯科医師	薬 剤 師	保 健 師	助 産 師	看 護 師	准看護師	歯 科 技 工 士	歯 科 衛 生 士
18	1,052	303	867	178	137	3,743	2,184	333	583
20	1,116	304	919	173	134	4,088	2,116	327	597
22	1,152	317	949	158	154	4,618	2,213	344	637
24	1,214	323	968	197	196	4,975	2,169	335	641
26	1,229	313	1,018	198	194	5,323	2,132	353	650
28	1,237	321	1,044	209	186	5,552	2,023	320	682

⑧ 病院・診療所の立入検査状況

市民に適正な医療が提供されるよう、市内の病院・診療所に対し、下記項目に重点を置いて立入検査を実施した。

- ・医療安全管理対策      ・院内感染対策      ・防火、防災対策
- ・職員の健康管理      ・エックス線室の管理 等

ア 立入検査件数

病院 … 49施設      一般診療所 … 97施設      歯科診療所 … 47施設      計 … 193施設

イ 立入検査結果

軽微なものについては、検査当日に口頭にて、エックス線室の管理や職員の健康管理等については後日、文書にて指導を行った。

病院の立入検査結果

指 摘 事 項	順位	指摘施設数 (A)	調査施設に対する割合 (A/49施設)
医師法定数不足	1	2	4.1%
エックス線室の漏洩放射線量の測定		2	4.1%
定期健康診断の実施	2	1	2.0%

診療所（無床）の立入検査結果

項 目	件 数	割 合	H28年度
エックス線室の漏洩放射線量の測定	7 施設	9.5%	13.0%
院内掲示	5 施設	6.8%	4.3%
健康診断の実施	5 施設	6.8%	2.2%
エックス線室の表示	2 施設	2.7%	—
電離放射線健康診断の実施	1 施設	1.4%	—

診療所（有床）の立入検査結果

項 目	件 数	割 合	H28年度
エックス線室の漏洩放射線量の測定	4 施設	17.4%	3.4%
医療法上の手続き不備	3 施設	13.0%	6.9%
避難・消火訓練（年2回）の実施	2 施設	8.7%	13.8%
資格者以外のエックス線装置操作	2 施設	8.7%	—
エックス線室注意事項表示	1 施設	4.3%	—

歯科診療所の立入検査結果

項 目	件 数	H29年度	H28年度	H27年度
エックス線室の漏洩放射線量の測定	14施設	29.8%	22.7%	37.8%
院内掲示	5 施設	10.6%	6.8%	4.4%
医療法上の手続き不備	4 施設	8.5%	—	—
エックス線室の管理	3 施設	6.4%	—	—

⑨ 衛生検査所立入検査状況

市内4ヵ所の衛生検査所のうち、2ヵ所に対し、衛生検査精度管理専門委員の指導のもとに、下記項目に重点を置いて立入検査を実施した。

- ①前回の指摘事項    ②検査業務    ③検査精度の向上  
 ④管理組織    ⑤職員の健康管理    ⑥問合せや苦情処理

立入検査結果

検査精度の向上や職員の研修等について不十分なものや、不適正なものについて文書にて指摘し改善を指示した。

指摘・改善指示事項	件 数
管理組織の基準	2
構造設備の基準	1
検査業務	7
検査精度の向上	1
検査結果の報告	2
合 計	13

## (2) 薬 事

### ① 薬局・医薬品販売業・医療機器販売業等の施設数（平成30年3月31日現在）

	薬 局	薬局製剤製造業	薬局製剤製造販売業	店 舗 販 売 業	特 例 販 売 業	高度管理医療機器等販売業貸与業	管理医療機器販売業貸与業	計
件 数	232	19	19	124	0	296	1,086	1,776

### ② 薬局・医薬品販売業・医療機器販売業等の開設・廃止状況

	開 設	更 新	廃 止	計
薬 局	17	51	9	77
薬局製剤製造業	0	6	1	7
薬局製剤製造販売業	0	6	1	7
店 舗 販 売 業	11	19	9	39
特 例 販 売 業		0	3	3
高度管理医療機器等販売業・貸与業	27	57	9	93
管理医療機器販売業・貸与業	78		41	119

### ③ 毒物劇物販売業の施設数（平成30年3月31日現在）

	一 般 販 売 業	農業用品目販売業	特定品目販売業	計
件 数	218	40	18	276

### ④ 毒物劇物販売業の登録・廃止状況

	登 録	更 新	廃 止	計
一 般 販 売 業	12	35	11	58
農業用品目販売業	0	4	0	4
特定品目販売業	0	2	0	2

### ⑤ 薬事監視等の状況

#### ア 薬事監視

医薬品の安全性の確保を図るため、薬局、医薬品販売業者、医療機器販売業貸与業者等に対して、監視指導を行った。特に、改正法の遵守について重点的に監視指導した。

（薬事監視結果）

	対象施設	立入検査施設 (延べ件数)	違反施設 (延べ件数)	違 反 内 容				計
				虚偽・誇大広告	構造設備	販売体制	その他	
総 数	1,728	180	39	1	6	13	38	56
薬 局	232	60	18	0	0	11	17	28
薬局製剤製造業	19	5	0	0	0	0	0	0
薬局製剤製造販売業	19	5	2	0	0	0	2	2
店 舗 販 売 業	124	52	15	1	6	2	15	24
特 例 販 売 業	0	0	0	0	0	0	0	0
高度管理医療機器等販売業・貸与業	296	58	4	0	0	0	4	4
管理医療機器販売業・貸与業	1,086	0	0	0	0	0	0	0

\* 対象施設については、平成30年3月31日現在、立入検査は平成29年4月～平成30年3月

イ 毒物劇物販売業監視

平成12年4月から毒物劇物販売業者の登録事務や監視業務を行っているが、平成29年度も立入検査により、毒物劇物の取扱い等について周知徹底を図った。

(毒物劇物監視結果)

	対象施設	立入検査 施設 (延べ件数)	違反施設 (延べ件数)	違 反 内 容							計
				無登録	取 扱 責任者	取 扱	表 示	譲渡手続	販売品目 制限	その他	
総 数	275	82	27	0	1	4	1	18	0	5	29
一般販売業	218	57	16	0	1	3	0	11	0	2	17
農薬用品目販売業	40	20	9	0	0	1	1	5	0	3	10
特定品目販売業	18	5	2	0	0	0	0	2	0	0	2

\* 対象施設については、平成30年3月31日現在、立入検査は平成29年4月～平成30年3月

ウ 薬物乱用防止啓発事業

薬物乱用防止啓発事業として、大分県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動に協力し、街頭キャンペーンに参加し、市民に薬物乱用防止を啓発した。

また、不正大麻・けし撲滅運動(5～6月)では、6件716本のけしを除去した。(平成29年度)

(3) 免 許

① 医療従事者免許申請等数 ( )内は新規申請数

	医 師	歯 科 医 師	薬 剤 師	歯 科 技 工 士	保 健 師	助 産 師
件 数	59 (41)	5 (2)	71 (32)	0 (0)	69 (16)	21 (9)
	看 護 師	准 看 護 師	診 療 放 射 線 技 師	臨 床 検 査 技 師	理 学 療 法 士	作 業 療 法 士
件 数	426 (198)	153 (84)	16 (13)	39 (28)	72 (48)	52 (37)
	視 能 訓 練 士	管 理 栄 養 士	栄 養 士	計		
件 数	15 (3)	67 (37)	62 (14)	1,127 (562)		

② その他の免許申請等数 ( )内は新規申請数

	調 理 師	計
件 数	272 (220)	272 (220)

③ 各種免許試験受験申込者数

	毒物劇物取扱者試験	計
件 数	176	176

## 17 救急医療体制

〈30年度予算額：125,223千円、負担率：県一部負担 市その他〉

本市では医師会の協力により昭和53年から休日、夜間当番医制度を設け救急患者に対応している。

### (1) 初期救急医療体制（平成29年度）

休日及び夜間の診療を行う在宅当番医の調整及び在宅当番医の実施事業

#### 1. 在宅当番医制事業委託

大分市医師会 500人

大分郡市医師会 368人

大分東医師会 84人

#### 2. 休日在宅当番医制 9施設 8：30～17：00

医科（大分6、鶴崎・明野・大在・坂ノ市1、大南・植田・野津原1、佐賀関1）

歯科 2施設 大分県委託事業

#### 3. 夜間在宅当番医制 5施設 17：00～22：00

医科（大分1、鶴崎・明野・大在・坂ノ市1、大南・植田・野津原1、佐賀関1、小児科）

#### 4. 大分市小児夜間急患センター

概要：準夜帯における小児初期救急医療の拠点となる診療所であり、運営は公益財団法人大分県地域成人病検診協会が行っている。また、大分市小児科医会や大分大学医学部小児科学講座、大分市薬剤師会など多くの関係者の協力で運営体制が構築されている。

診療時間：月曜日～日曜日 午後8時～午後10時

診療科目：小児科

診療体制：医師1名、看護師2名、事務職2名

診療医師：大分市小児科医会と大分大学医学部小児科学講座の医師

住所：大分市大字宮崎1415番地（大分県地域成人病検診センター敷地内）

### (2) 第二次救急医療体制（平成29年度）

#### 1. 病院群輪番制病院運営事業

① 休日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保する

② 実施医療機関

大分市医師会立アルメイダ病院、大分岡病院、大分三愛メディカルセンター、天心堂へつぎ病院、永富脳神経外科病院、大分赤十字病院、大分中村病院、河野脳神経外科病院、大分県立病院、大分医療センター

③ 診療日数 437日（休日72日、夜間365日）

#### 2. 小児救急医療体制整備事業

① 休日及び夜間における小児救急医療を確保する

② 実施医療機関

大分こども病院

③ 診療日数 437日（休日72日、夜間365日）

## 18 各種協議会等

### (1) 大分市地域保健委員会

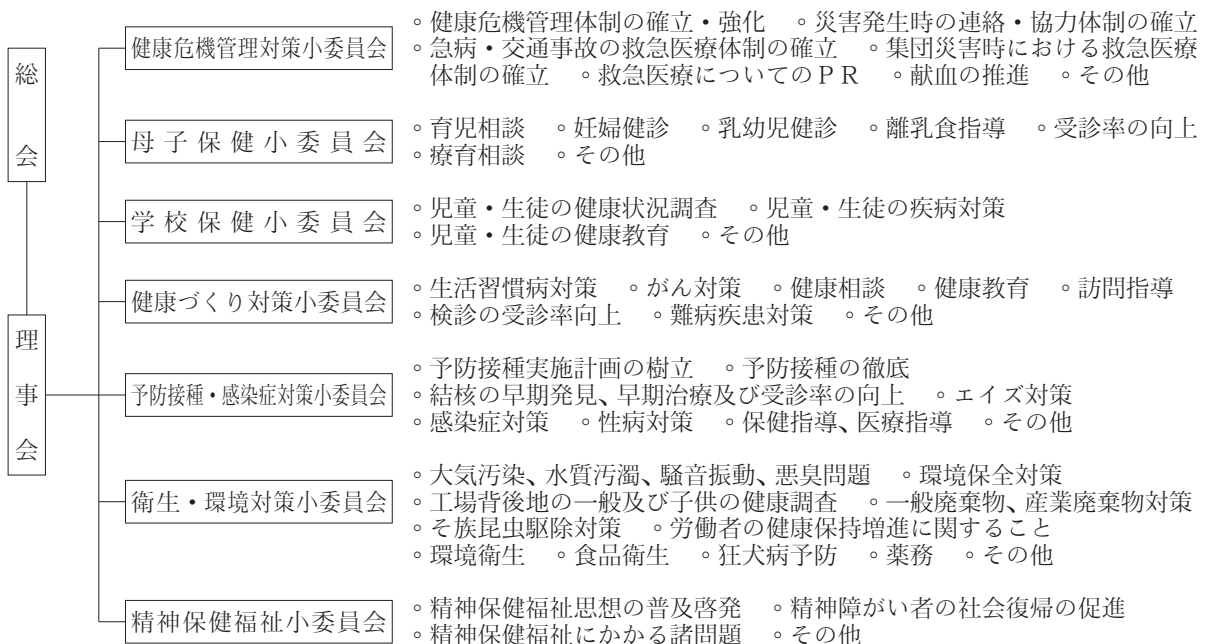
設 立 昭和48年1月24日

目 的 大分市地域社会における医療と公衆衛生に関するすべての問題を調査研究し、市民の健康保持増進のための事業を推進し、もって大分市地域社会の発展を図ること。

- 事 業
- ・大分市地域社会における医学的要請事項の調査研究
  - ・大分市地域社会における医療と公衆衛生の開発に関する調査研究
  - ・研究会及び講習会の開催
  - ・各種予防接種、健康診断及びその他保健事業の推進
  - ・衛生思想普及のための広報活動
  - ・その他、目的達成のため必要と認める事項

構 成 医療有識者代表、学識経験者、住民代表、行政代表

会 議



※大分市地域保健委員会の目的を達成するため上記の小委員会を設置し、各部門別に専門の立場から調査研究し対策を検討して推進を図る。

(2) 大分市地域献血推進連合協議会

1. 目的 地域住民の献血思想の普及を図り、献血者の組織化と献血制度の適正な運営を確保する。
2. 構成 会長、副会長、理事、監事、支部長いずれも保健衛生組合連合会役員が兼任
3. 事業
  - ・献血意識高揚のための啓発活動
  - ・目標達成のための広報活動
  - ・平成30年度の献血目標  
32,968人 (200ml : 354人 400ml : 21,443人 成分 : 11,171人)

4. 献血者(採血)数の推移

年度	大 分 県 下			大 分 市 内		
	目 標 数	実 績 数	対 比	目 標 数	実 績 数	対 比
23	50,735 人	50,664 人	99.9 %	36,770 人	36,963 人	100.5 %
24	51,830	52,417	101.1	37,695	38,520	102.2
25	51,330	50,457	98.3	37,465	36,805	98.2
26	52,150	47,526	91.1	38,425	34,292	89.2
27	50,510	46,558	92.2	37,055	32,993	89.0
28	46,912	45,384	96.7	33,677	32,280	95.9
29	45,571	45,416	99.7	31,971	31,520	98.6

(3) 公益財団法人 大分県地域成人病検診協会 (H30. 7. 1 現在)

1. 目的 生活習慣病予防を中心とした健診、健康指導、健康教育及び小児初期救急における診療を行い、地域住民の健康の向上に寄与する。
2. 組織等
  - 理事長(医療) 1人
  - 常務理事(行政、協会職員) 2人
  - 理事(医療、住民代表、経済、行政、学識経験者等) 13人
  - 監事(医療、学識経験者) 2人
  - 評議員(医療、住民代表、経済、行政、学識経験者等) 28人
3. 建設状況
  - 総工費 14億1千万円
  - 着工 昭和52年4月
  - 竣工 昭和53年8月
  - 建築面積 2,289.88㎡
  - 延床面積 6,222.06㎡
  - 敷地面積 3,817㎡
4. 事業開始 昭和53年9月
5. 事業
  - 健診(脳ドック・人間ドック・日帰りドック・一般健診・移動健診・健康診断・市民健診・特定保健指導・結核検診・肺がん検診・胃がん検診・乳がん検診・子宮がん検診・トレーニング・学童健診)
  - 健康教育
  - 健康増進
  - 小児初期救急診療

## 19 大分市保健所調査研究実施状況

No.	テ ー マ	調査研究レポート 作成者氏名	報告した学会名等	報告年月日	場 所
1	高齢者の集う場の立ち上げに向けた運営者の支援	保健予防課 精神保健担当班 関 安香里	日本地域看護学会 第20回学術集会	平成29年 8月5日(土)	ビーコンプラザ 別府国際コンベン ションセンター
2	効果的なう歯予防のためのブラッシング指導のあり方	保健予防課 感染症対策担当班 赤野 和美	日本地域看護学会 第20回学術集会	平成29年 8月6日(日)	ビーコンプラザ 別府国際コンベン ションセンター
3	有料老人ホームにおける結核同時発生の要因－VNTR分析法によって結核集団感染が否定された事例	保健予防課 感染症対策担当班 田崎 直美	日本地域看護学会 第20回学術集会	平成29年 8月6日(日)	ビーコンプラザ 別府国際コンベン ションセンター
4	大分市における慢性腎臓病(CKD)対策について	健康課 生活習慣病対策担当班 永田 美晴	第32回大分県国保 地域医療学会	平成29年 11月18日(土)	トキハ会館 ローズの間
5	ひきこもり相談における大分市保健所の役割について	保健予防課 精神保健担当班 帯刀 麻見	第35回大分県地域 保健学会 第63回大分県公衆 衛生学会	平成30年 2月24日(土)	大分県医師会館 (大分市)
6	3歳児健康診査における視覚検査の導入による効果	健康課 母子保健担当班 仲田 早希	第35回大分県地域 保健学会 第63回大分県公衆 衛生学会	平成30年 2月24日(土)	大分県医師会館 (大分市)
7	犬猫の多頭飼育崩壊の現場について	衛生課 動物愛護担当班 久々宮弘子	平成29年度大分市 保健所研究・事例 報告会	平成30年 2月28日(水)	大分市保健所 6階 大会議室
8	大分市における市民向け食品衛生講習会の取り組みについて	衛生課 食品衛生担当班 野口 智裕	平成29年度大分市 保健所研究・事例 報告会	平成30年 2月28日(水)	大分市保健所 6階 大会議室
9	大分市の風しん対策について	保健予防課 管理担当班 伊川 菜摘	平成29年度大分市 保健所研究・事例 報告会	平成30年 2月28日(水)	大分市保健所 6階 大会議室
10	ひきこもり相談の関わりについて	保健予防課 精神保健担当班 帯刀 麻見	平成29年度大分市 保健所研究・事例 報告会	平成30年 2月28日(水)	大分市保健所 6階 大会議室
11	平成29年度働く世代健康応援事業の取り組み	健康課 生活習慣病対策担当班 佐々木香織	平成29年度大分市 保健所研究・事例 報告会	平成30年 2月28日(水)	大分市保健所 6階 大会議室
12	県民健康意識行動調査における栄養摂取状況調査の結果について	健康課 健康づくり担当班 奥 亜梨紗	平成29年度大分市 保健所研究・事例 報告会	平成30年 2月28日(水)	大分市保健所 6階 大会議室
13	3歳児健康診査における視覚検査の導入による結果報告	健康課 母子保健担当班 仲田 早希	平成29年度大分市 保健所研究・事例 報告会	平成30年 2月28日(水)	大分市保健所 6階 大会議室
14	療育支援が必要な児を持つ親への支援の在り方を考える	健康課 東部保健福祉センター 磯村真理子	平成29年度大分市 保健所研究・事例 報告会	平成30年 2月28日(水)	大分市保健所 6階 大会議室
15	西部保健福祉センターにおける食育サポートチーム活動について	健康課 西部保健福祉センター 山室 有希	平成29年度大分市 保健所研究・事例 報告会	平成30年 2月28日(水)	大分市保健所 6階 大会議室



## 20 大分市保健所の概要

### (1) 沿革

平成7年5月9日	大分市生活環境部保健衛生課内に保健所開設準備室を設置
平成8年9月26日	中核市の指定に関する政令が公布され、保健所設置が承認される
平成9年4月1日	中核市移行に伴い、大分市保健所を設置 長浜町2丁目13番29号において県の旧大分保健所施設を借用し、保健所業務を開始 生活環境部大分市保健所に保健総務課、衛生課、健康課の3課を置く
平成10年4月1日	機構改革により福祉保健部となる
7月9日	大分県医薬品卸業協会、大分県医科機器協同組合と「集団災害時における医薬品、医療用具等の調達に関する協定書」締結
平成11年4月1日	食品衛生検査施設における検査等の業務管理（GLP）の導入
平成12年2月2日	「大分市栄養業務推進計画」策定
11月28日	大分市医師会、大分郡市医師会、大分東医師会と「重大な健康危機が発生した場合の技術支援に関する協定書」締結
平成14年3月15日	「第2次大分市母子保健計画」策定
平成15年2月19日	「いきいき健康大分市民21」策定
4月10日	「いきいき健康館」開館
平成17年1月1日	市町村合併により旧佐賀関町、旧野津原町が大分市保健所の所管となる 「大分市健康センターひまわり」設置
11月7日	東部・西部保健福祉センター開設
平成19年2月11日	「いきいき健康大分市民21」中間評価
平成20年4月1日	新保健所供用開始 中央保健センター開設
6月5日	「大分市食育推進計画」策定
11月28日	「大分市新型インフルエンザ対応計画」策定
平成21年4月1日	佐賀関保健指導室、野津原保健指導室開設
平成23年4月1日	大在健康支援室、坂ノ市健康支援室、大南健康支援室開設 佐賀関健康支援室、野津原健康支援室に名称変更
平成24年4月1日	大分市小児夜間急患センターを開設
平成25年1月8日	「第2期大分市食育推進計画」策定
3月29日	「第2期いきいき健康大分市民21」策定
12月24日	「大分市新型インフルエンザ等対策行動計画」策定
平成26年3月24日	医療関係4団体（一般社団法人大分市連合医師会、大分市歯科医療関係協議会、

公益社団法人大分市薬剤師会、公益社団法人大分県看護協会)と「災害時の医療  
救護活動に関する協定書」締結

4月1日	保健予防課を新設
7月1日	大分市営納骨堂供用開始
平成28年12月13日	「大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画」策定
平成30年3月20日	「第2期いきいき健康大分市民21」の中間評価
平成30年3月31日	「第3期大分市食育推進計画」策定

## (2) 施設の概要

### ○大分市保健所

所在地	大分市荷揚町6番1号
敷地面積	1,086.70㎡
延床面積	5,146.98㎡
構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 地下1階地上6階建
	6階 理化学検査室、大会議室
	5階 微生物検査フロア
	4階 X線室、中会議室
	3階 健診フロア（1歳6か月健診・3歳児健診）
	2階 保健総務課、保健予防課、衛生課、相談室、大分市食品衛生協会
	1階 健康課、総合案内
	地下1階 駐車場（身体障がい者、妊婦の方専用）

### ○その他の保健施設

名称	所在地
中央保健センター	大分市荷揚町6番1号
東部保健福祉センター	大分市東鶴崎1丁目2番3号（鶴崎市民行政センター内）
大在健康支援室	大分市政所1丁目4番3号（大在市民センター内）
坂ノ市健康支援室	大分市坂ノ市南3丁目5番33号（坂ノ市市民センター内）
佐賀関健康支援室	大分市佐賀関1407番地の27（佐賀関市民センター内）
西部保健福祉センター	大分市玉沢743番地の2（植田市民行政センター内）
大南健康支援室	大分市中戸次5115番地の1（大南市民センター内）
野津原健康支援室	大分市野津原800番地（野津原市民センター内）
いきいき健康館	大分市大手町3丁目6番15号
大分市健康センターひまわり	大分市佐賀関880番地1

裏表紙

2017 大分市人権フォトコンテスト入選作品

上段 優秀賞 「私がママよ」 廣 田 とも子 さん

下段 優秀賞 「おいで!」「まって!」 R. N. さん

---

---

大分市の福祉と保健

(平成30年度)

編集・発行／大分市福祉保健部  
福 祉 保 健 課

---

---

